

## 予算特別委員会

2月24日（金）午後2時10分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
  - 3 副委員長の互選について
  - 4 予算審査の順序について
  - 5 その他

○出席委員（10名）

1番	小林	智	委員	2番	狩	守	勝	義	委員		
3番	藤	野	和	美	委員	4番	大	野	敏	行	委員
5番	長	島	邦	夫	委員	6番	青	柳	賢	治	委員
7番	川	口	浩	史	委員	8番	松	本	美	子	委員
9番	渋谷	登	美	子	委員	10番	畠	山	美	幸	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一 人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	青	木	正	志
書	記	安	在	洋	子

---

○森 一人議長 それでは、初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の松本美子委員さんに臨時委員長をお願いいたします。

〔松本美子臨時委員長、委員長席に着席〕

○松本美子臨時委員長 それでは、年長のゆえをもちまして、私、臨時委員長の職務を行わせていただきます。よろしく願いをいたします。

---

◎開会の宣告

○松本美子臨時委員長 ただいまから委員会を開会をいたします。

(午後 2時10分)

---

◎委員長の互選

○松本美子臨時委員長 これより委員町長の互選を行います。

慣例によりまして、副議長が委員長職を務めることになっておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、畠山委員を委員長とすることにいたします。

それでは、ただいま委員長に当選されました畠山委員長から就任のご挨拶をお願いをいたします。どうぞ。

○畠山美幸委員長 慣例で副議長の私、畠山が今承認されたわけですが、先日の全協におきまして、畠山さんは資質がないと言われましたが、それでよろしいのでしょうか、私で。どういうところが資質がないのか教えていただきたいと思ひます、今後生かしていくためにも。

〔「それはやめたほうがいいんじゃない」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 資質がないと言われましたので、その辺についてご意見を聞きたいと思ひますけれども。

〔「そんな質疑の時間じゃないんだから」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 ただいま意見等がいろいろございまして、畠山委員のほうからも資質のないような私でもよろしいですかというようなご意見等が出ましたので、ちょっとここで委員会を休憩させていただきます。お願いします。

休 憩 午後 2時15分

---

再 開 午後 2時20分

○松本美子臨時委員長 それでは、改めまして再開をいたします。

ただいま委員長に当選されました畠山美幸委員長から就任のご挨拶をいただきますので、お願いいたします。

○畠山美幸委員長 皆様のご協力をいただきながらしっかりと審議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松本美子臨時委員長 どうもありがとうございました。

委員長を交代させていただきます。

〔畠山美幸委員長、委員長席に着席〕

---

#### ◎座席の指定

○畠山美幸委員長 それでは、座席の指定を行います。

座席は、議席番号順といたしたいと思っております。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定いたします。1番席、小林智委員、2番席、狛守勝義委員、3番席、藤野和美委員、4番席、大野敏行委員、5番席、長島邦夫委員、6番席、青柳賢治委員、7番席、川口浩史委員、8番席、松本美子委員、9番席、渋谷登美子委員、10番席、畠山美幸です。

---

#### ◎副委員長の互選

○畠山美幸委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 指名推選の声がありましたので、副委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

副委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 狛守委員にお願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長 ただいま狛守勝義委員が副委員長に指名されました。

ただいま指名されました狛守勝義委員を副委員長と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、狛守勝義委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました狛守勝義委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○狛守勝義副委員長 ただいま皆様のご支持をいただきまして、就任させていただきました。委員長を補佐し、スムーズな審議ができるようにしっかりやりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

---

◎予算審査の順序について

○畠山美幸委員長 次に、予算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に令和5年度予算審査予定表をお配りいたしました。

審査の順序は配付した表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

---

◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長 これにて委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時25分)

## 予算特別委員会

3月8日（水）午前9時30分開議

議題1 「議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（10名）

1番	小林	智	委員	2番	狛守	勝義	委員
3番	藤野	和美	委員	4番	大野	敏行	委員
5番	長島	邦夫	委員	6番	青柳	賢治	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	松本	美子	委員
9番	渋谷	登美子	委員	10番	畠山	美幸	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
杉田	哲男	総務課長
木村	公正	総務課庶務・人事担当副課長
金子	守	総務課財政契約担当副課長
馬橋	透	地域支援課長
安藤	浩敬	地域支援課人権・安全安心担当副課長
加藤	憲史	地域支援課政策創生担当主席主査
田畑	修	税務課長
内田	富恵	税務課課税担当副課長
岡野	富春	税務課収納対策室長
贄田	秀男	町民課長
柳澤	純子	町民課戸籍・住民担当副課長
吉田	信子	町民課保険・年金担当副課長
前田	宗利	福祉課長
太田	直人	福祉課社会福祉担当副課長

内	田	淳	也	福祉課児童福祉担当副課長
萩	原	政	則	健康いきいき課長
根	岸	隆	行	健康いきいき課保健担当副課長
金	子	美	都	健康いきいき課健康管理担当副課長
大	島	真	弓	会 計 課 長
大	島	行	代	会計課会計用度担当主席主査
奥	田	定	男	教 育 長



---

◎委員長挨拶

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。本日は、予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

---

◎議長挨拶

○畠山美幸委員長 それでは、ここで森議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○森 一人議長 改めまして、おはようございます。本日より予算特別委員会ということでございます。ぜひ慎重審査、よろしく願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

---

◎町長挨拶

○畠山美幸委員長 次に、佐久間町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○佐久間孝光町長 おはようございます。今、総務課長のほうから報告をさせていただきましたけれども、そのような爆破予告というような事態が起こっておりますので、その状況によっては、こちらのほうの特別委員会を少しストップさせていただいて、すぐにその対応を協議したいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

○畠山美幸委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件、

議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件です。ご了承願います。

次に、本委員会の予算審査表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。

議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査表に基づき、課局ごとに行い、最後に総括質疑といたしたいと思えます。

審査の進行具合によっては、2日目の日程を繰り上げます。

また、議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第24号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定について、総括質疑をする委員は、明日、3月9日木曜日の午後1時までに委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は、原則許可いたしたいと思えますので、ご了承願います。

委員の皆様申し上げます。質疑は、質疑発言通告書に基づいて行います。委員は、通告書に基づいて質疑のみ簡明に発言するよう心がけてください。また、質疑の回数は3回までとしますので、ご了承願います。重複する質問については、同じ内容の質疑答弁の繰り返にならないよう、先に質疑した方への回答で納得が得られる場合、再質疑からお願いいたします。再質疑の際、「先ほど聞き漏らしてしまったので確認したい」や「先ほどの答弁の確認ですが」など、答弁済みの回答についての確認はご遠慮ください。最後に、重複する質疑について、前の方の答弁で納得が得られた場合、質疑を取り消すことは可能とします。

◎議案第19号の質疑

○畠山美幸委員長 議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

議会事務局に関する部分の質疑はありませんでしたので、税務課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、大野委員からどうぞ。

○大野敏行委員 それでは、予算書の91ページの新規、航空写真撮影業務委託の件でございますが、私たちが議員になった頃は、たしかヘリを飛ばして航空写真撮っていたのですけれども、前回からヘリを飛ばすよりも衛星を使ったほうがはるかに安くできるのだというようなことで、衛星を使ってこの固定資産業務の航空写真を撮られたかなと思うのですけれども、今回はこの内容はどちらの内容なのでしょう。まず、そこをお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから航空写真についてお答えいたします。

まず、前回の衛星写真ではなく、今回は航空写真ということで、精度の高いものを活用して撮影を行いたいと思っております。

では、方法について簡単に説明いたします。時期につきましては、固定資産税の基準日、1月1日に近い時期に撮影を行う予定でございます。航路につきましては、嵐山町を縦に4本、撮影枚数は約90枚を想定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 精度のいいという形の中で航空写真を撮るとのことなのでございますけれども、衛星写真と航空写真の場合の金額的な開きみたいなのは、衛星は幾らであったかということは、過去の実績を調べれば分かると思うのですけれども、ここらは分かりますか。それが必要な用途を足さないとなると、これはヘリを飛ばすしかないと思うのですけれども、一応その点もお尋ねしておきたいと思っております。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 衛星写真の金額ということですが、約36万円でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 嵐山町の固定資産税なので、嵐山町独自でこういった航空写真を撮るということも

大事なのでしょうけれども、何年に1回かこういう形の写真を撮ったりする。近隣の市町村でもそういうことをされていると思うのです。ヘリは大体川越の朝日ヘリコプター辺りから飛ばすのだと思うのですけれども、こういったものについて近隣の町村で少し話合いで協調して飛ばすというようなことというような、そんなことも考えたことはありますでしょうか。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 今の件ですけれども、前回のときに近隣で合同で飛ばすという検討もしたということなのですけれども、高度や、いろいろな条件が異なるため、なかなか町村での折り合いが合わなかったと聞いておりますので、単独の実施ということで検討しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ページ数も言って、いつものとおりやるのですか。

[「はい」と言う人あり]

○渋谷登美子委員 はい。では、16ページ、17ページになりますけれども、納税者数の推移は、令和3年、令和4年、令和5年で微増した算出です。その算出の根拠を伺います。

○畠山美幸委員長 全部言ってください、質問を。

○渋谷登美子委員 全部言う、一つ一つではなく。ああ、そうか、そうか。

はい。そうしたら、こっちで言ったほうがいいのか。同じく16ページ、17ページなのですけれども、法人税均等割は減少で算出されているわけなのですけれども、算出根拠を伺います。実際に法人税割は伸びています。このコロナ禍後、法人税は大企業の業績が伸びていると言いますが、嵐山町の状況を伺います。

そして、16ページ、17ページで、固定資産税のうち償却資産で新規に稼働する太陽光発電所はあるのか、伺います。

それから、90ページ、91ページですけれども、徴収事業で電算委託料461万3,000円で委託する事業は何なのか。QRコードを利用する徴収の税の種類、件数、予定する徴収額は幾らでしょうということですか。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから前の3件をお答えいたします。

まず、納税者数の推移について微増した積算であるが、その根拠はということですが、こちらにつきましては、毎年年度当初に課税状況調査というものを行っておまして、そちらの実績値に例年なのですけれども、昨年と今年の15歳から64歳の人口総数の伸長率というものを基に推計した数字でございます。

2点目の回答でございます。法人税均等割減少で算出されているが、算出根拠はということでご

ざいます。こちらにつきましては、当初予算編成時に法人の実績から算定した数字でございます。中には新設、廃止の件数がある中、結果としては廃止のほうが上回ったという、そして減少となったということでございます。

大企業の実績につきましては、嵐山町の大法人でちょっとお答えさせていただきますと、34社ありまして、前年と比較をしましたときに、増加した法人が14社、減少した法人が14社、特に変わらなかったところが6社ございました。

続きまして、3点目の固定資産税のうち償却資産で新規に稼働する太陽光発電所はあるかというご質問に関しましては、5年度課税で新規で挙がりましたのは8か所でございます。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長 次に、岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは最後の徴収事業の内容についてお答えをさせていただきます。

まず、電算委託料461万3,000円で委託する事業は何かということですが、これは収納の消し込みのシステムと、あと口座管理のシステムに係る計算料ですとか、帳票の印刷代になります。これについては、以前からも予算計上させていただいているもので、5年度からは地方税共通納税システムを利用するための経費ということで計上させていただいております。金額のほうにつきましては、約370万円を予算計上をしておるところでございます。

続いて、QRコードを利用する徴収税の種類、件数、予定する徴収額はということですが、QRコードを利用する税の種類でございすけれども、町県民税、あとは固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税目となります。件数と予定する徴収額なのですけれども、これちょっと見込むのが難しいのですけれども、3年度の実績におきまして、件数と金額を収納方法の別に集計しておりますので、それでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、収納の方法といたしましては、口座振替によるものと、あとはコンビニでお支払いいただくもの、あとは金融機関ですとか、税務課の窓口で収納をするものと、大きく分けて3つあるかと思うのですが、今回のこのQRコードのシステムについては、金融機関のほうでもQRコードを使って収納いたしますので、この金融機関と税務課の分が入ってしまっていますけれども、そちらの件数ということでお答えをさせていただきます。件数につきましては、1万8,003件の実績がありました。割合といたしましては、29%、金額につきましては、10億692万3,292円という実績になっていますので、こちらの割合、金額ベースで申し上げますと、48%程度となると思っております。なお、税務課の収納に関しては、QRコードをいたしませんので、この件数よりも若干少なくなるのかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。これ難しいな。そうすると法人税なのですが、増額の見込みになる企業というのはどういう業種のもので、減額が見込みのものとはどのようなものなのか、伺いたいと思います。

あと、QRコードを利用する徴収税の種類というのは、これはスマホ決済という形のものなのですか。ちょっと私そこがよく分からないので、伺います。

○畠山美幸委員長 2点についての答弁を求めます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからはQRコードの支払いの方法というか、種類についてお答えをさせていただきます。

まず、収納の、収納というか、支払い方法の種類については、大きく分けて3つございまして、このQRコードの支払いに当たって、地方税のお支払いサイトというものを開設しております。このサイトに入っただいて、お支払いができるのは、まずクレジットカードでお支払いができます。そのほか、あとインターネットバンキングですとか、口座振替も手続が必要になりますけれども、利用ができるようになります。あとは、先ほども申し上げましたとおり、金融機関の窓口でも従来どおり収納に関してはQRコードを利用しますけれども、お支払いができます。最後に、委員さんご指摘のとおり、スマートフォン決済アプリでも納付ができて、お使いになっているアプリを開いていただいて、カメラでそのQRコードを読み込んでいただければ納付ができるというようなシステムになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、法人の回答で増になったところの2社ほど例で挙げますと、製造業で1社、建設業で1社、減になったところを2社ほど申し上げますと、小売で1社、あと製造業で1社でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。これは、法人税の伸びのことなのですが、製造となるとちょっといろんな製造があるのですが、例えば食品であるとか、いろんな製造が、そういうふうな種類までは出せないものなのか、伺いたいと思います。建設もそうですけれども、建設、嵐山町で大手になるのがあるのかなというのをひとつ分からないので、伺いたいと思います。無理だったらいいですけども、業績としてはどこが伸びているのかなというのをひとつ知りたいと思います。

それと、すみません。私、QRコードのことよく分からないのですけれども、金融機関と町のほうでもQRコードを使うというシステムになっているということなのです。私自身はスマホ決済とクレジットカードなんかからやるのだろうなというふうに思ったのですけれども、税務課も、それ

から金融機関もQRコードを使うということで、どんなシステムなのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 お答えいたします。

金融機関では、そのQRコードを使って収納というか、読み取りをするのですが、税務課のほうでは、特にこれまでどおりQRコードを読み取ってとかというのはやらない方向なので、そのシステム自体、どういったものというのはちょっと私にもすみません。分からないです。申し訳ございません。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、法人のほうの具体的な業種ということなのですが、ちょっとそちらの細かい資料は持ってきておりませんで、分かる範囲ですと、減少したところは製造の金属、増加したところについては、そうですね、ちょっとこれ言ってしまうと、多分限定されてしまいますので、申し上げにくいので、ここはちょっとお答えを控えさせていただければと思います。申し訳ございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時55分

---

再 開 午前10時08分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次の質問者、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 11ページ、その参考資料ですけれども、これを見ると、相当な令和5年度増収になっております。この内訳を見れば、一目で固定資産税ということで分かりますけれども、その他もろもろ見ても、27億5,400万円という合計になりますので、コロナに感染する前の状況を含めて固定資産税の増収が目につきました、結構なことだと思います。

ただ、この27億5,400万という数字ですけれども、これが確実に収入となるその適正な額であるということであるかどうかということです。予算ですから、当然ですよと言えばそれまででしょうけれども、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、ご質問の町税の予算額、増収になっているということで説明をしたいと思います。

参考資料の11ページ、まさにグラフを見ると、固定資産税が大きな増収となっております。こちらにつきましては、昨年、令和4年12月の補正予算のときに、固定資産税、約1億3,000万ほど補正

増をさせていただいたところでございます。内容につきましては、工場の増築に伴う家屋と償却資産の増加ということで補正をさせていただいた金額、それを積算に入れて新年度予算、5年度予算とさせていただいております。

それと、他の税につきましても、令和4年12月調定額等を参考に算出したものでございますので、一応適正な数字ということで考えて挙げさせていただいたものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、次の質問者、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、質疑させていただきます。

予算書なのですが、91ページですが、資産税の関係で先ほど質疑等がありましたけれども、少し質疑させてもらいますが、前回とは変わって航空写真のほうに切り替えた、というような答弁だったと思いますけれども、どの辺のところが今回のに変えて、変えた内容というか、理由、それを1点先をお願いします。

それから、徴収の関係なのですが、これも答弁等がありましたようですが、このQRを利用することによって、各税の関係が徴収ができるということで、どのくらいの利便性が高まることになるのか、その辺のところについてお尋ねさせていただきます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私から航空写真、衛星画像から変えた理由ということでございます。

変えた内容につきましては、精度上、やはり精度の高い航空写真を選んだということでございますが、まず畑や雑種地などの判別、土地の利用状況や建物と筆境の位置関係等の正確に判断することが航空写真ではできません。それと、なるべく季節を選んで撮りたいというのもあるのですが、衛星画像ではちょっと季節を選べないというのがございます。航空写真では、先ほども賦課期日に近い日で航空写真を撮るということでご説明したところでございますが、やはり夏場ですと木々が生い茂っているので、土地の状況が分からないとか、そういうこともございます。なので、冬場の晴れた日で、土地の状況が分かる日に航空写真を撮影することが理想だということで、今回は航空写真を選んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは徴収事業の地方税共通納税システムの関係でどのくらいの利便性があるのかということに対してお答えをさせていただきます。

利便性はその納税者によっていろいろかと思うのですが、少なくとも納付の手段が増えておりますので、利便性は向上するかなというふうに考えております。

また、金融機関においては、これまで金融機関で納付した場合は、納付書の半券を最終的に役場



のほうに送るといふ、そういう一連の流れみたいなものがあつたのですけれども、今回QRコードを納付書につけることによつて、電子でその情報とかというのが届くようになりますので、そういった金融機関さんのほうのコスト的な面では大分向上といふか、便利といふか、になっているのかなといふふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それともう一点、すみませんが、地方税の共通納税につきまして、システム対象の税のいろんな目といふことで拡大の委託料だといふことなのではございますけれども、拡大といふことになると、ほかのものが何か今までの対象のものに加わつて徴収すると、そういう形の考え方かなと思つたので、質疑させていただいていますが、いかがでしょうか、教えてください。

それから、もう一点は、航空写真の関係なのではございますけれども、町内を4つほどに分けたといふことなのではございますけれども、こちらに4つに分けた理由、それから90枚程度を撮つたといふことではございますけれども、こちらにつきましては、90枚が何枚ぐらいの形で使われていくのか。よくもう少し内容が細かく分かつていませんので、それから冬場の季節のほうは土地の関係ですから、よく確かに木々が葉が落ちたときのほうが見えるといふことになってくると、それは分かります。

それと、これは航空写真は何日間かけてやつたのですか、それとも1日でぱつとできたものなのですか。初歩的なことで申し訳ないのですけれども、お願いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうは地方税共通納税システムの件についてお答えをさせていただきます。

この拡大といふのは、これまではこの地方税の共通納税システムで、町県民税の特別徴収の分ですとか、あるいは法人の町民税、申告から納付までなのではございますけれども、そういったものがこれまでこの地方税の共通納税システムを使ってできていたのですが、拡大といふのは、今回この5年度から新たに納付書にあるQRコードを使って納付ができる町県民税の普通徴収の分、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、これが拡大されたと、そういう意味でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私から航空写真の撮り方といふのですか、説明になりますが、先ほど町内を縦に4本と言つたのですけれども、縦に4回往復するといふのですか、飛行機が飛んで写真を90枚程度といふことで今予想しているのですけれども、撮りまして、それを重ねて嵐山町の全体の加工をするといふのですか、イメージ的にはそういう感じなのではございますけれども、あと写真につきましては、1日で撮る予定であります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

それから、これは町全体を一つに重ねてということですが、そこにも貼ってあるようだけれども、どこかの公共施設か何かにもそれは町の写真ということで、航空写真で撮りましたということで貼っておくようなことであるのですか。利用方法ですか、写真の。一般的には見られないというようなものですかという意味です。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それにつきましては、課税の資料となりますので、一般の公開はしません。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 町税の個人と法人が共に伸びているのですけれども、根拠について伺います。

それから、土地情報システムの更新業務委託、これちょっと内容について伺います。

そのほか、ほかというか、2件は2回目から質問します。いいです。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 最初の2点についてお答えいたします。

まず、個人、法人共に伸びているが、根拠はということでございますが、個人につきましては、先ほどの渋谷委員への回答とプラス所得割につきましても、課税状況調査、例年行っております調査に基づきまして、課税標準額が上がっているという結果が出ておりますので、それを基に試算をしております、少しですが、伸びているということになります。法人につきましては、こちらも先ほどお話はしたのですけれども、予算編成時に実績、そのときの実績を基に算出した数字となっております。

それから、法人につきましては、令和4年の12月調定では、大きく予算額を超える調定額となった結果があったのですけれども、この増額の要因が一企業の税額増によるものというのがちょっと主な要因でございました。そのため、継続的なものとは言えないということで、今の社会情勢や景気の動きが不安定であるということから、総務省の地方財政仮試算というもののちょっと数字を考慮しつつ試算をした数字でございます。結果につきましては、前年度比1.25%の増ということで試算をさせていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 もう一個答弁、土地情報について、内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 失礼いたしました。もう一点、土地情報システム更新委託とは何かということでございますが、こちらは土地家屋の登記及び土地画地情報を一元的に管理し、効率

的に賦課業務を行うためのシステムでございます。こちらにつきましては、長期継続契約の終了に伴い、次期システムの選定導入に伴うものということで挙げさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 個人の税額が伸びているということを考えてみますと、給料が上がるか、人数が増えるかだと思うのです。給料が上がるようなことを予想はしていますよね、いろんな大企業も今回は上げるのだと。物価高の中で。そういうことから、給料が上がるので、今度の税金も上がると見ているのか。人数はそんなに、むしろ減る傾向ですから、増える傾向にないのではないかなと思うのですけれども、でも一応人数のことも伺いたいと思うのです。

それから、法人なのですけれども、企業の業績がこれから堅調になるという見通しの下に、こういう伸びるというふうに見ているのか。昨年も同じような質問したのですけれども、課税標準額で見ているのですよという、そういう答弁だけだったのですけれども、どういうことで、根拠でこれが増額になるかというのを個人的な見解も含めてでいいですから、ちょっと伺えればと思います。

土地情報なのですが、ちょっとよく分からなくて、これでどういうふうに担当課としては職員が楽になるのか。いや、楽になるというのではないのだよということであれば、今までのものが一遍で見られるとか、何かその辺の説明がちょっと欲しいと思うのですけれども、先ほどの答弁だと、ちょっとよく分からないので、伺いたいと思います。

それから、航空写真なのですが、精度の関係で航空写真にしたと、衛星ではなく。そうすると今までの衛星というのは、あまりよくなかったと、航空写真ほどよくないので、ある面ちょっと誤差が生じている可能性があるという、そういう反省の、そういう何かあったのですか。言われたのですか。あるいは嵐山ではなくても、ほかでも。だから、航空写真にしたのか。ちょっと金額的にはもう衛星のほうが断然安いわけですよね。でも、高いほうを選んだというのは、何かあったからなのかと、ちょっと先ほどの質問と答弁聞いていて思ったのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

地方税の共通税システムなのですが、これはQRコードでできるようになるので、簡単になるという、そういう理解なのですか。理解でよろしいのですか。ちょっとよく理解できていなかったもので、もう一度ご説明いただければと思うのですけれども。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁求めます。

岡野収納対策室長。

○岡野富春税務課収納対策室長 それでは、私のほうからは地方税共通納税システムに係る内容について答弁をさせていただきます。

5年度からその納付書にQRコードがつくのですけれども、それによって納付の手段は増えるの

で、便利にはなるのですけれども、簡単になるかというところ、その地方税お支払いサイトに入っただけで、クレジットカードで納付いただいたりとか、インターネットバンキング使ったりとかというふうにする場合には、結構そこで操作したりとかというところがあるので、簡単ではないかなと思うのですが、スマートフォンアプリ決済とかでしたら、ふだんお使いになっていらっしゃる方であれば、そのアプリを開いてカメラで読み込んでということで簡単にはなります。従来どおり金融機関でお支払いいただく場合には、納税者の方については特に何らお支払いの方法というところは全然変わらないので、便利にはなると思うのですけれども、簡単になるかといったら、その納める方法によるものかなというふうには、あとは個人によるものかなというふうには考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私からは住民税と法人税、その他についてお答えいたします。

まず、個人住民税の増についての人数だと思っておりますけれども、毎年の調査におきましては、令和3年度の調査では、均等割の人数は9,196人、4年度調査では9,229人、そして今、推計として9,270人ということで5年度予算を推計したところでございます。所得割の人数につきましては、令和3年度の調査で8,313人、令和4年度の調査で8,304人、そして5年度の推計として8,371人ということで先ほどの計算の方法で推計をさせていただいて、今回の金額ということになりました。

法人税の増収につきまして、もう一度計算方法といいますか、課税標準額で計算はするのですけれども、実際今、法人につきましては、事業年度がそれぞれなのですが、主に2月と3月に決算期にしているところも多いので、実際は今、令和3年度の実績を基に計算をしているのが現状でございますので、その課税標準額を基に計算をしているということでございます。

続きまして、土地情報システムのその業務委託については、今実際に使っているものであり、入替による業務委託でございますので、特に楽になるとか、そういうものではございません。

あとは、航空写真なのですけれども、精度が高いからということで話はさせていただいているのですが、ちょっと細かくなりますけれども、衛星写真では建物を斜めから撮影することになるということで、建物の陰になる部分が見えなかったりするということがあります。航空写真では同じ視点を複数枚撮影することで、家屋を真上から見た形に補整した画像が作成できるというメリットがございます。それによって土地の利用状況や建物等の位置関係が正確に判断できることで、さらに効率的に、正確に土地と建物の状況を把握することができるということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 町税の件なのですが、法人の令和3年度を基準にして計算しているのですよという答弁でしたけれども、令和3年度はこれの11ページのこれ見ましても、2年度からは大きく下がっ

ているわけです。大きくというか、下がっているわけですね。どうしてそれを下がったときの基準で増えるというふうに見ているのか。課税標準額が上がっているからということなのでしょうけれども、何かそこには理由があるのではないかなと思うのですけれども、なかなか難しいですか、担当課としては。このウィズコロナで企業がこれから旺盛な活動になっていく、国民も購買力が上がっていく、そういうふうに見ているので、法人税も上がると見ていると思えますとかという、なかなかそういうことは難しいのですか、言うのは。去年も同じようなことを聞いて、そういう答弁がなかったのですけれども、やはり自分たちの見方というのをしっかり持ってやっていくことが大事ではないかなと思いますので、ちょっとその件だけ伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 田畑税務課長。

○田畑 修税務課長 それでは、私のほうから法人税の考え方、今回の予算の考え方というか、その法人税につきましてお答えしたいと思います。

委員さんもおっしゃるとおり、社会情勢とかは先ほど先にお話ししましたが、法人税は申告に基づくところが多いものですから、一概に予算を立てるのが、予想を立てるのが難しいというところがございます。また、先ほど委員さんもおっしゃったとおり、社会情勢として、コロナのほうにつきましては、収束まではまだ至っていないという不安要素、あとロシア・ウクライナ情勢についても不安な要素があります。輸入物価の高騰、物価の上昇などマイナス要素がありますけれども、その中で観光産業やDX事業や、その中からまた政府が推しております賃上げの動きなどプラスの要素もあります。ここの中に、国の基調としまして、先ほどもお話出ていましたが、総務省の地方財政仮試算の試算率というのが、地方税でプラス2.7%というものを考慮しまして、このような微増の回復があるだろうということで予算化させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうから3点です。

まず、予算書の16ページの中の歳入、法人の中でこの花見台工業団地の法人税及び固定資産税額の額、これをどのように見込んでいるのか。

それから、2つ目は、同じくその法人のところですけども、嵐山はインターランプ内の企業からの税収見込みはどのくらいを見込んでいるのかと。

それから、3番目は、これはもう再質問ですけども、予算書の90ページ、町民税賦課事業、電算委託料について、これについては委託先、それは契約の仕方について質問いたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、3点お答えさせていただきます。

まず、花見台工業団地の法人税及び固定資産税の額ということでございます。まず、固定資産税につきまして、約5億700万でございます。全体の32%、約32%ぐらいに該当いたします。そして、法人税なのですが、やはり先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですが、3年度の実績を基に今見込み等が入ってきている状況ですので、決算が出ていない法人さんが多いので、3年度実績を主に試算をしているということで、ちょっと4年度の数字が出ないので、そちらでご了承いただければと思います。

続きまして、インターランプ内の企業からの税収見込みでございます。固定資産税につきましては、建物につきましては、評価がこれからなので、まだ税額については不明でございます。償却資産につきましては、約1,000万程度の見込みがございます。土地につきましては、もう既に3年度から課税済みですので、増減についてはございません。法人税につきましても、届出といいましょうか、申告のほうも提出されていないので、現状としてはまだ不明でございます。インターランプ内については、以上です。

続きまして、町民税賦課事業の電算委託料についてということで、今回令和6年度から国税の森林環境税の導入等がございまして、あともう一つ、特別徴収通知の削減というのですか、電子化になるものと、あとたばこ税も電子申請ができるようになるということのシステム改修が主でございます。その部分が増加したということが主な理由でございます。委託先につきましては、現在使っている業者で、もう契約というのは随契になってくるということで予定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そういう意味では、花見台の法人税のほうが令和3年の実績ということなのですが、これは具体的な数字を教えてくださいというのですけれども。

それから、インターランプ内の企業ですが、現に令和4年度、今年度でも実績があるということなので、その実績の数字も教えてください。

それから、3問目の電算委託料について、契約先です。

3点、よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、お答えいたします。

花見台の法人税の3年度の実績につきましては、約51億でございます。

〔「51億って大きい」と言う人あり〕

○内田富恵税務課課税担当副課長 申し訳ございません。失礼いたしました。5,100万円でございます。訂正させていただきます。

続きまして、インターランプ内の土地の課税分なのですが、こちらが785万5,000円でございます。把握している分が以上です。

あともう一つあった。

〔何事か言う人あり〕

○内田富恵税務課課税担当副課長 すみません。委託業者ですね。こちらにつきましては、現在委託先であるTKCでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 いいです。

○畠山美幸委員長 もういいですか。

最後に、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私のほうからは16ページ、国有資産等所在市町村交付金の中で、町税等増える中で、この項目だけ前年比マイナスの32万6,000円となっております。この理由について教えてください。

もう一点が、同じ項目です。歳入概要のところ、その理由を述べていただいて、説明いただいて、ありがたいのですけれども、その中で交付算定基準額という用語を使っておられるのですけれども、この用語の意味というか、実際にどういうふうに使われているか、教えていただきたいのですが。

以上、2点です。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、こちらの前年比で32万6,000円減ということなのですけれども、こちらにつきましては、算定が県のほうから台帳価格の通知が届くのですけれども、国有資産等所在地交付金法に基づき算定されているものでございまして、減額になったということでございます。こちらは土地と建物について交付されているものでございます。

続きまして、交付算定基準額の意味ということでございますが、今お話ししました県が所有する土地、家屋に関して県の台帳に記載された台帳価格に国有資産等所在地交付金法第4条各項の規定する交付金算定基準の特例率を乗じた額のことでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 それでは、再質問します。

前年比減になったのが、その県からの通知ですよということなのですけれども、なぜ減ったかということが私ちょっと知りたいのです。それは分かっていると思うのですけれども、要は町内に県有の土地、建物がある者に対して固定資産税相当額が課税されるのですよね。ということですね。こうやって1.4という税率まで決まっているわけだから、ということは何がが増えて、何が減ったかというのは町では把握していないのですか。把握していたらそれを教えてください。それを聞けば、

何が原因なの。要は減価償却だけでしたとか、あるいは実際県の所有の土地が減りましたとか、そういうことが分かれば。

それとあわせて、これ県の話が出ましたけれども、国有施設というのは課税対象のものは、課税というか、この交付金の対象となるものはないのでしょうか。前段についてはそれが1つ、それを質問します。

後段のところの交付算定基準額と、私もちょっとこういう制度をよく知らなかったのですが、そもそもこれはこういう交付金の法があるということで、法に基づいてとさっきお話があった。私もその法を見てみたのですけれども、その中ではこれは法律上の表現ですけれども、交付金算定標準額を基にというふうに書いてあります。だから、用語が違うなど思ったので、これ何か税務の技術的な問題で、この交付金算定標準額を基に算定基準額でつくるのかとか、そういう細かいことなのかなという部分で、なぜ違うのかということがちょっとお聞きしたかったものですから、この2点よろしくをお願いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、その数字につきましては、通知は来るのですけれども、詳細の積算根拠というのは掲載はされておられません。ただ、土地と建物に関してということですので、建物価格が減少しているということであるのかなということと考えております。

それと、こちらの対象の建物につきましては、県立のもので、国有のものは入っておりません。対象になっているのは、嵐山郷さんと県営住宅さんのものでございます。国有等ということ、資産等ということで、名称がちょっと国有っぽいのですけれども、等という言葉でまとめられていることだと思います。

あと、ちょっと今、2点目のお話なのですけれども、詳細がちょっとこちらで把握ができていないというところが正直なところでございまして、ちょっと回答ができないのですけれども、申し訳ございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 では、最後の質問で、すみません。

では、1点目の話、これちょっととんちんかんな質問であれかもしれないのですけれども、嵐山にはヌエックありますよね。あれ独立行政法人になっているのかな、どうなのでしょう。あそこの課税は今どうなっているのですか。国立で、国のものであればこの対象になるわけですよね。ならないのですか。それで、それが入っていない理由というのは、私がさっき言ったような法のところなのか、どういうことなのかというのをちょっと教えていただきたい。

それから、県立の施設が2つあるだけなんですということだったので、それは了解しました。



知りたいのは、その積算根拠が分からないというのは、そういう決まりだからというか、法に書いてあるからというだけなのでしょうか。お互い一般のところでは、民間のことであれば、見積額を取って、決定額、その根拠をちゃんと出して、だから幾らになりますよと一般にやりますけれども、そういうものというのは開示されないのですか。ほかの交付金でも何か曖昧なところが非常にあって、私も勉強しにくいなと思っているのですけれども、県なり国なりから下りてきた金なので、中身は問うなということなのですからけれども、何かちょっとその辺が分かる方法はないのかと。だって、我々は受け取るのですよね。受け取るものが黙ってもらっただけもらいましょうという考えよりは、それがなぜこの金額なのかというのは、受け取る側として知っておくべきことが普通なのだと思うのですけれども、こういう国のお金のシステムなのですよと言われていけば、それでも結構なのですから、それをちょっと教えていただきたい。

2つ目は、分からないということなのですから、単純に私この用語が違うので、何かこの複雑なこの間に例えば算定標準額があって、最終的に算定基準額出てくるのだとか、そういうルールがあるのかなと思ったものですから、ではこれは特に意図はないか。ちょっと分からないということで、後ではちょっと教えていただければ結構です。

以上です。

○畠山美幸委員長 もし分からなければ後ほどの回答でも。大丈夫ですか。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、今の小林委員さんのご質問に関しては、今の資料ではちょっとお答えができかねるところがございますので、お調べいたしまして、ご回答するという形でよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○小林 智委員 はい、了解。

○畠山美幸委員長 はい。では、それをお願いします。

それでは、以上で質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

---

再 開 午前11時02分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私は、1点だけお願いしたいと思います。

予算書の74ページの庁舎管理事業について、前年度予算額よりも492万4,000円減の理由をまず最初に伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 庁舎管理事業のマイナス492万4,000円の理由ということですけれども、こちらは主に理由が2つございます。

まず、光熱水費でございます。光熱水費は今年度、令和5年度の予算が2,000万円で計上させていただいておりますが、前年度はこれが1,500万円でございました。令和5年度は500万円の増となっております。これは、主に庁舎の電気使用料、これが増えたものによるものです。

もう一つが工事請負費でございます。工事請負費につきましては、前年度の比較といたしまして、1,041万4,000円の減となりました。これは、令和4年度予算におきまして、庁舎の中央監視装置、こちらの更新工事がございますので、その1,074万4,000円を令和4年度計上しておったのですけれども、令和5年度はE V充電器、これの設置工事33万円の計上のみとなりましたので、工事請負費で1,041万4,000円の減となりまして、トータル492万4,000円の減となったものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 大体分かったのですけれども、例えばこの庁舎内の空調の関係というのが今、見積りとか、そういうのを取っているというように聞いてはいるのですけれども、そういったものはこの中には一切入っていないというような形なのでしょうか、これは。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

庁舎管理の空調機器につきましては、今、本来の機能が発揮できない状態でございます。町民の方々、議員の皆様にご迷惑をおかけしている次第でございます。こちらにつきましては、補正予算で継続費ということで、令和4年度、5年度に予算化をさせていただきまして、今、設計をさせていただいて、工事の入札が終わった状況でございます。庁舎管理につきましては、この後、皆様をお願いをさせていただきまして、追加議案といたしましての工事請負契約の議案を提出をさせていただきたいというところでございます。電気料につきましては、そちらのほうの設備等が更新されれば、基本的には使用料自体は、ワット数自体は減少になる見込みで積算、設計はしてございますけれども、ただ、電気代が高騰してございますので、その効果が幾ら出るのか、そこはちょっとまだ明確なところは出ていないところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 このところで増設工事ということで、E V用ということですが、一般的にE Vというと、電気自動車の電源のというふうな判断をするのですけれども、勉強会のときにちょっとそれとは違うようなお話があったのですけれども、これはどのような工事なのか、それをお願いいたします。

○畠山美幸委員長 今回の質問ですが、渋谷委員の質問にも入っておりますので、どうしましょう。

○森 一人議長 先に通告で渋谷委員からEVが出ていますので、その件については渋谷委員の質疑に対する答弁を聞いていただいて、ご理解いただければと。

○狩守勝義委員 ああ、そうですか。

○森 一人議長 はい。

○狩守勝義委員 はい、分かりました。では、私はこれで。

○畠山美幸委員長 よろしくお願ひしたいと思います。

以上でいいですか。

○狩守勝義委員 はい。

○畠山美幸委員長 すみませんね。

そうしましたら、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の53ページで、し尿券売捌手数料21万円の積算を伺います。

その次、18ページから21ページに配当割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、いずれも前年度比増加の算出になっているのですけれども、その算出に関してどのように分析しているか。分析と言うとおかしいのですけれども、その点について伺います。

それから、74ページから77ページなののですけれども、庁舎管理事業でEV電源増設工事33万円、それから公用車管理事業費、自動車借上料1,087万1,000円で、公用車のEV車の導入について、電力について、それから具体的にはどのような形で考えているのか、伺いたと思います。

それから、予算書の219ページですが、一般職が5人増で、トータルで1,000万円の増になるわけですが、具体的には再任用の職員を含めてどのような形になるのか、伺いたと思います。

それから、予算書の225ページ、嵐山町立小中学校再編基本方針の策定に係る経費が限度額と同じとなっています。契約をしている以上、その金額を記すべきではないかと思うのですけれども、令和4年の進捗と令和5年の進捗によって変更するのか、伺いたと思います。

それから、まだあるのだね。参考資料の21ページなののですが、起債残高の推移が結果として4億3,182万9,000円の減で、普通債は1億2,776万1,000円の減になりますが、令和5年で終了する債務は何なのか。そのほかの起債残高のうち、臨時財政対策債以外のものは主としてどのようなものがあるか、伺いたと思います。

それから、94ページ、95ページ、選挙費ですが、令和5年選挙年なののですが、18歳選挙が始まって7年たって、当時の18歳の人が25歳で被選挙権になるわけです。若い世代の投票率が低いのですけれども、選挙の呼びかけはどのようにして行うのか、伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

大島主席。

○大島行代会計課会計用度担当主席主査 それでは、し尿券の売捌手数料の積算の件についてお答え

申し上げます。

し尿券の積算につきましては、例年し尿券販売枚数の実績を参考に、販売店の委託料率であるし尿券売上金額の5%分を予算計上しています。具体的には、例えば現在20円券と36リットル券である380円券の2種類が販売されております。まず、20円券につきましては、年間で最高150枚の売上げを見込んでおまして、その売上金額の5%である150円を計上しています。また、380円券につきましては、年間で最高1万1,000枚の売上げを見込んでおります。その売上金額の5%である20万9,000円を計上しております。この20円券と380円券の積算の合計20万9,150円で令和5年度の当初予算額が21万円となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、私から財政の関係の質問に対してお答えいたします。

まず、1点目の配当割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金の増額の分析についてでございますが、配当割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金につきましては、全て埼玉県より交付されるものでございます。予算の計上につきましては、埼玉県より示された令和5年度の交付見込額や令和4年度の交付実績を参考に積算を行ったものでございます。県より示された令和5年度それぞれの交付金の伸び率でございますが、配当割交付金につきましては、前年度比70.1%増、法人事業税交付金は、前年度比4.4%増、地方消費税交付金は11%増、ゴルフ場利用税交付金は6.7%の増となっております。そういった理由によりまして、それぞれの予算について増額となっているものでございます。

続きまして、予算書の225ページの債務負担行為の調書の関係でございます。こちらにつきましては、予算書225ページの調書につきましては、限度額が文言表示となっているものについては、支出見込額欄や支出予定額欄につきましても、限度額に同じと文言表示で表示をしておるところでございます。こちらの記載方法については、特に決められた記載方法等はございませんので、今後は金額が分かるものについては、金額を表示するなど、より分かりやすい記載に変更させていただきたいと思っております。

変更するのかどうかということでございますが、債務負担行為については、令和4年度に設定した債務負担行為については、債務負担行為自体は、令和5年度には変更のほうはできませんので、例えば学校基本計画の策定に係る業務において変更規約が生じた場合については、補正予算等の新たな予算措置が必要となるものでございます。

続きまして、参考書の21ページの関係でございます。令和5年度で終了する債務につきましては、普通債5件、減税補てん債1件、減収補てん債1件、臨時財政対策債1件の計8件でございます。普通債の内訳につきましては、平成20年度借入れを行ったまちづくり交付金事業債1件、平成23年

度借入れの堂沼公園整備事業、菅谷西側線整備に充てた埼玉県ふるさと創造貸付金2件、平成25年度借入れの杉山城跡整備事業債、体育施設整備事業債の2件でございます。また、その他の残高のうち、臨時財政対策債以外のものということでございますが、こちらは予算書の226ページのほうに記載がございます。そちらの区分、その他の(1)、減税補てん債、こちらが4件、残高が878万6,000円、その下へ行きまして、4番、(4)、減収補てん債、こちらが1件、残高が1,547万円でございます。以上でございます。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私からはE V車、給与費、選挙の関係につきましてお答えさせていただきます。

E V車の関係でございますが、E V電源の設置工事なのですけれども、こちらは庁舎西側駐車場に1台分ということで設置をする予定でございます。こちらの装置は公用車用として設置するものでございまして、急速ではない普通充電器のコンセントタイプ、出力が3キロワットの比較的長時間充電することを想定とした充電器でございます。その工事費用として税込みで33万円を計上させていただいたというものでございます。E V車そのものの車のリースなのですけれども、こちらを令和5年度中に検討しておりますけれども、現行のガソリン車のリース、こちらのリース替えのタイミングと充電装置の設置の時期を勘案いたしまして、1台分ですけれども、令和6年1月からのリース開始を見込んでございます。

続きまして、給与費の関係でございます。219ページでございますが、令和5年度予算の一般会計における職員数の内訳につきましてお答えをさせていただきます。正規職員が131人、再任用職員4人、フルタイムの会計年度任用職員が1人、短時間勤務任期付職員が7人、短時間勤務の会計年度任用職員が108人ということで計上させていただいております。前年度予算との比較で申し上げますと、職員数5人増の内訳なのですが、正規職員が2人の増、再任用職員が3人の増であります。短時間会計年度任用職員の人数が前年度と比べて4人減という形になっておりますけれども、勤務日数ですとか、勤務時間、そういったものが一人一人のところが増えたことによりまして、報酬額が増えて、合計で1,015万円の増というような状況になりました。

続きまして、選挙の関係です。平成28年6月から18歳の方から投票ができるようになりましたけれども、若い世代の投票率は依然低い状況でございます。若者の政治に対する無関心という課題が考えられますけれども、選挙管理委員会におきましても、その問題を受けまして、対策を行ってございます。様々な啓発を行っておりますが、選挙の都度広く周知をさせていただきまして、広報ですとか、SNS、駅のデジタルサイネージなどを使いまして、若い世代にも訴えているというようなところでございます。また、選挙期間中以外では、成人式のときに選挙の副読本を配布をしております。また、高校生には期日前投票の事務に参加をしていただいたり、あとは学校に出向いて模擬選挙、こういったものを行うなど、選挙ですとか、投票のハードルを低くして、気軽に選挙に

行ってもらえるように啓発活動を行っているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。今ちょっとうまく分からなかったのですけれども、普通事業に関わる債務、ごめんなさい。何ページになるのかな、これ。参考資料の21ページになりますけれども、普通事業に係る債務というのではないというふうに考えていいのですか。今のお話を聞くと、減収補てん債なんかで、随分若いというか、年代的には25年だから7年前ぐらいのが最終になっているので、臨時財政対策債とか、減収補てん債以外のものは、普通債は今の投資的な経費では債務は残っていないというふうに考えていいのかなと、今おかしいなと思いついて伺っていたのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それから、戻りまして、74から77ページの公用車のEV車の導入についてですけれども、結局電力は東京電力のものを使って、再生可能エネルギーの電力ではないというふうな形で考えてよいのでしょうか、伺います。

それだけです。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えします。

ちょっと確認なのですけれども、こちらの質問で、普通債は減になって、令和5年度で終了する債務はという質問でしたので、令和5年度中に債務がもう終わるものという形でもよろしかったのですよね。

○渋谷登美子委員 ええ……

○金子 守総務課財政契約担当副課長 ええ、令和5年度中に今までの借入れが全て満額償還になるものということで、先ほどの8件ということで説明をさせていただきました。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 EV電源の関係でお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、今、町の電力、東京電力から購入してございます。そちらの電源を充電器を併設をさせていただきまして、EV用の充電が可能になる施設というところでございます。再生可能エネルギー等々につきましては、今後必要に応じて太陽光パネルを設置をすとか、庁舎のZEB化、そういったものに合わせて総合的に検討していくというふうなところになるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、1台のEV車に対して3キロワットで長時間という形になると、

実際にEV車の充電というか、そういうふうなこと分からないのですけれども、かなり充電するのに時間がかかるような感じがしますよね。そうすると例えばもう一台、リースで1台EV車を入れようとする、またその電源をつくってこなくてはいけないという形になってくるかというふうに考えられるのですが、その点について伺います。

それとごめんなさい。私は質問の仕方が悪かったのかなと思うのですけれども、その他の起債残高のうち臨時財政対策債以外の普通的な投資のものというのは、どのようなものが残っているのか、長期のものというのと、それから残高の大きいものというのは、今すぐ分かるものだったらお答えしていただければと思うのですが。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 公用車の電源の関係につきましてお答えさせていただきたいと思います。

200ボルトの充電設備でございますので、軽自動車としておおむね6時間から8時間程度の充電時間がかかるのかなというふうには考えてございます。庁舎の西側というふうなところとお話しさせていただきましたけれども、そちらにつきましては、室外機等々の設備がございますので、200ボルトの電源等々も賄っている状況でございますので、そちらのところに基盤を設置をさせていただきます、200ボルトの電源が取れるような設備を33万円程度でさせていただきます。こちらにつきましては、今後につきましては、やはりこの公用車のEV化の計画というものは年次的にやっぱりつくっていく必要はあるのかなというふうには考えてございます。利便性の問題であったり、先ほどの充電、通常であれば業務終了後に充電をして、翌朝にはフル充電になってございますので、ある程度の、100キロから200キロ程度につきましては、使用が可能なのかなというふうには考えてございますけれども、そういった電気自動車とハイブリッド車、ガソリン車の使い分け、そういったものも考慮しながら、EV車の台数につきましては確保していくというふうなところになるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えします。

大きなものでどういった債務が残っているかという質問でございますが、具体的にこれというものはちょっと今、資料を持っていないのですけれども、令和元年度に発行した防災行政デジタル無線、その起債がたしか3億二、三千万円行ったと思うのですけれども、それが令和5年度から元金が始まってまいりますので、それが残高としては結構残っているかなと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者は、青柳委員です。どうぞ。

○青柳賢治委員 私は、参考資料13ページ、ここに5の基金の状況が載っていますけれども、上段から3段目のところに、ふるさとづくり基金という令和4年度の残高が1億5,990万5,000円、そして

今回の積立て、取崩しが行われた後、見込残高1億4,800万と、そしてその取崩額の内訳もここに記載されているわけですが、この辺のこのふるさとづくり基金というものに対してのこの取崩しだったり、積立てだったり、その運用といいますか、この基準というか、何か基づいてこの積立て、取崩しが行われているかと思うのですけれども、その辺の考え方。

それと、あと予算書の71ページ、一番下の22、ふるさと納税推進事業、これ報償費1億3,300万ということで、今年は5,000万のふるさと納税収入を目指して、ここ約2,500件分ぐらい予定していると、それを目指してこの寄附者への謝礼品というか、返礼品というのですか、そのような内容の状況というのは、どのように令和5年度はなっていくのでしょうか。

以上、2点です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

ふるさとづくり基金の積立て、取崩しの考え方でございますが、積立てにつきましては、ふるさと納税などご寄附をいただいた分は、全て一旦ふるさと納税基金に積み立てるという方針で行っております。

また、町の町有財産等の売却によって、その得た収入や森林環境譲与税、それを使い切れなかった未活用分、そういったものにつきましても、ふるさとづくり基金のほうへ積立てを行っております。令和5年度当初予算では、ふるさと納税分4,000万円、森林環境譲与税の未活用分150万円の積立てを行っております。取崩しにつきましては、それぞれ目的に応じて、ふるさとづくり基金のほうに積立てを行っておりますので、それぞれの目的に応じて取崩しを行っておりますのでございます。令和5年度の当初予算では、土地の取得分、こちらは土地開発公社からの買戻し、スポーツ施設用地とラベンダー園の駐車場用地、こちらにつきまして797万5,000円を取り崩してあります。また、ふるさと納税など寄附金分として、寄附目的に応じて積立てを行っておりますので、町で実施する単独事業を中心に4,527万9,000円の取崩しを計上しております。

続きまして、ふるさと納税の寄附者謝礼品の内容でございます。こちらにつきましては、現在寄附者への謝礼につきましては、現在16事業者から123品目の提供を受けて返礼品としておるところでございます。その内容につきましては、冷凍食品ですとか、パウチ飲料、インスタントラーメンなどの加工品や嵐山町産のラベンダーを使ったハンドクリーム、農林61号を使ったうどんやパンなどの地場産品、またゴルフ場の利用券などとなっております。令和5年度につきましても、返礼品のほうは充実のほうをさせていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、その基金の目的に従って取崩しがされているという説明がございま



した。私、ここでちょっと心配するのは、この観光協会補助事業、これに対して1,810万、ここで取り崩されています。このいわゆる目的ということについてお聞かせしておいていただきたいと。

それと、あとふるさと納税のほうの考え方、町長も大分これをやはり拡大していかななくてはならないと、そしてまだふるさと納税って、かなりこの伸びる余地があるというのです。私たちも境町に行ったときに、まだまだこれ伸びますよという中で、私は返礼品の考え方が1つ、この間もテレビか何かでやっていたのですけれども、何か事業者だけに頼らず、うちの町のこんな強いものが何かこれ売れる、返礼品になるのだよねというのは結構よその町でもありまして、その辺もだから、もちろん在庫を抱えるという、要するに商品がある意味では事業者が必要だと思えるのですけれども、そういった返礼品の幅広いそのいわゆる拡大余地というのは考えられるのではないかと思うのですけれども、今回予算なので、その点についてお尋ねしておきます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、私のほうから基金の観光協会への繰り出しにつきまして、考え方を答えさせていただきたいと存じます。

観光協会につきましては、町の様々な観光資源であったり、四季折々の気候風土、そういったものを町内外に強く発信をしていただきまして、一人でも多くの方に来町していただいて、体験をしていただくということが観光協会の骨子となる事業の部分だというふうに理解をしております。ふるさと納税をしていただいた方々につきましては、町を応援していただける気持ち、そういった行為を寄附として代えていただいているというふうに理解しておりますので、まさにそういった部分で観光協会に繰り出しをさせていただきまして、より一層町のPR、イベント事であったり、また町の地場産商品、そういったものはふるさと納税の返礼品としてしてございますけれども、そういったものを広くPRに力を入れていただきたいという趣旨の下に今回基金を繰り出しをさせていただいたというふうな経緯でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 ふるさと納税の返礼品の考え方についてご説明いたします。

ふるさと納税の返礼品、嵐山町は当然業者等の、加工品業者ですとか、そういったところのやはり返礼品が今まで充実させて、寄附のほうを増やしていこうという考えでやっておりましたので、その辺を手厚くやっておったのですけれども、だんだんと嵐山町産のラベンダーですとか、そういうものを使った返礼品ですとか、農林61号を使ったその地場産品、そういった返礼品のほうにも力を入れて令和4年度のほうはやってまいりましたので、今後も嵐山町独自のその返礼品等が見つかれば、そちらのほうは当然活用していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者は、松本委員です。どうぞ。

○松本美子委員 それでは、1点ですけれども、お尋ねいたします。

まず、予算書ですけれども、75、76ページになると思いますけれども、行政バスの運行事業ということでお尋ねさせていただきますが、こちらも長年今、町民の方々が利用させていただきながら、助かっているというふうな声も伺っております。そういった中で、有料の関係とか無料の関係でバスが使えるというふうに、私ももちろん利用させていただいていますから、分かっておりますけれども、5年度につきましては、どのくらいの程度の有料あるいは無料の回数を見込んでいるのか、まずお尋ねします。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、お答えいたします。

無料・有料の件数ということでございますが、無料・有料の年間運行件数につきましては、令和4年度におきましては、有料団体が8件、行政関係の利用であります無料団体、こちらが60件の利用となっております。有料団体につきましては、コロナ前の状況に比べまして、まだ利用回数が少ない状況でございますが、無料団体のほうはほぼもうコロナの前に戻っている状況でございます。令和5年度の利用につきましては、無料団体につきましては、令和4年度と大体同じぐらいの60件、有料団体につきましては、利用も少しずつ戻ってくる状況がございますので、今年度の大体2倍程度、15件程度を見込んでおるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、このバスを利用するにつきましては、乗車の人数制限を基に貸すと、そういうような形もあったかと思うのですけれども、内容をすみません。お尋ねします。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

利用制限につきましては、もう既にそういった緊急事態宣言とか、そういうものは出ませんので、そういったものは現在のところは行っていない状況でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 聞き方が少しでは私のほうで質疑の関係が悪かったのか、答えがちょっとちぐはぐなので、もう一度すみませんが、伺いますけれども、バスを1回借りるためには、乗車する人数というものが必要だと思うのです。それが15人であるのか、20人であるのか、そのところを聞いたかかったのですけれども。

それと、2回目ですから、すみません。もう少し続けて伺いますけれども、こちらにつきましては、8件、8団体というようなことですけれども、どのような団体の方が年間に何回ぐらいお使いしているのか、または行政の関係で無料の関係ですけれども、60件ぐらいを見込んでいるというこ

とですけれども、担当課、それぞれの課がありますけれども、どの課が何回ぐらい、そこまでの見込みが分かっていたらお答えいただければと思います。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、その団体のバスを利用する人数の関係でございます。今、金子副課長のほう、人数制限のお話につきましては、バスを利用する際に、緊急事態宣言等々が出ている場合につきましては、椅子を半分程度ということで制限を加えていたという経緯の中でご説明させていただきました。基本的に利用団体がする場合については、20名以上は乗車を見込まれる団体ということで、1回の使用が。ということで許可のほうをさせていただいている状況でございます。

また、各課からその利用団体等につきましては、こちらといたしましては、何課から何件というのは出してございませぬので、あくまでも昨年度等々の利用実績に基づきまして、こういう団体がまた使うであろうということで予算を見込んでございませぬので、いずれの課からの申請だからということではございませぬので、ご理解をいただければなというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 会計年度任用職員の人数の増減と減額なのですけれども、ちょっとさっき渋谷委員さんのご質問にお答えあったのですけれども、ちょっと書き切れなかったので、お願いしたいと思います。

それから、職員育成事業が減額になっています。理由を伺いたいと思います。

そして、平和事業なのですけれども、新年度はどのような企画なのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員事業でございますが、総務課でまず計上させていただいているのが社会保険料ということでの計上でございます。こちらのほうは社会保険料ですので、それに該当する職員の方の金額が計上されているということでございます。

まず、会計年度任用職員の令和5年度の全体の人数でございますが、こちらは108人でございます。うち社会保険料の対象者、今回計上させていただいているところの人数のその金額ですけれども、そちらが40人分でございます。社会保険料と雇用保険料、労災保険料の合計額を今回計上してございますが、対象となる会計年度任用職員の人数、こちらは社会保険料の対象者となりますけれども、こちらが前年と比べて6名ほど少なくなっているというような状況でございます。これらの保険料は、報酬月額に一定の率を掛けて算定をしておりますけれども、勤務の日数ですとか、時間数、そちらのほうを精査をして、それぞれ積み上げを計算をしていくと777万3,000円というような形にな

りまして、前年度と比較して133万2,000円の減額というようになりまして。

続きまして、職員育成事業の減額の件でございます。前年度の予算の特別旅費49万3,000円が、今年度、令和5年度の予算では2万8,000円、46万5,000円減という形になりました。これは、令和4年度にB&Gのインストラクターの指導研修というものが計上されておりました、その分令和5年度はございませんでしたので、それが減額になったというようなものでございます。

続きまして、平和事業の関係です。5年度の企画なのですけれども、こちらは現在のところまだ未定でございます。これまでは講演会ですとか、写真のパネル展、映画の上映会、そういったものを実施してまいりましたけれども、5年度におきましても町民の皆様に平和の尊さ、そういったものをしっかりとお伝えできるような内容を今後練ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 会計年度任用職員なのですけれども、全体では昨年度から見ると4人減るわけですか。昨年112人ということで書いてあって。フルとパートの人数をちょっと伺いたいのと、社保、雇用保険、これがマイナス6人だということで、これは時間数等でこういうことになるのだというご説明でしたけれども、要は給料がそれだけ少なくなるということですよ。これは、会計年度任用職員さんも了解の下で、本当はもっともらいたいのだけれども、いや、そんなに仕事されては困るということで削ったものなのですか。ちょっとその辺、マイナスの理由を併せて伺いたいと思います。

職員育成なのですけれども、B&Gのインストラクターの分が昨年ある程度見ていて、分かっているのですけれども、分かっているなんて言い方、よくないな。分かりました。政府は、リスクリング、妊婦さんに新しい資格取れなんていうことで、ちょっとかなり無茶なことを言って、中にはいるかもしれませんけれども、なかなか難しいわけです。その妊婦さんに、妊婦さんではない、子育てをしている方に対して。そういう方はなかなか難しいわけですから、町として職員に新しいスキルを、あるいはキャリアアップを求めていくということは私はどんどんやっていくべきだというふうに思うのですけれども、金額がそうすると同じくらいなのですか、例年と。あまりそういう求めというのは積極的でないという受け止めでよろしいのか、ちょっと伺いたいと思います。

平和事業なのですけれども、これ町長の施政方針にもありましたね。少し金額が上乘せされるのかなと私も期待していたのですけれども、ロシアによるウクライナ侵略で、大変な被害が出ていて、戦争をやったらもうもちろん命もそうだし、環境もそうですし、こんなことはやるものではないということを町民に知らせるのは、こういう時期が一番いいというふうに私は思うのです。そういう点で、同じ予算しか取らなかったというのはどうなのだろうなと思って、ちょっとこの予算書を見たのですけれども、今後補正で夏場やるのでしょから、上乘せをしていくべきだと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私から会計年度任用職員の人数につきましてお答えさせていただきます。

フルタイムの会計年度任用職員は1名です。パートタイムの会計年度任用職員は108名というよう  
な形になっております。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 私のほうから職員の育成事業と平和事業につきましてお答えをさせていただき  
たいと思います。

まず、職員の育成のほうの研修費等々の予算でございますけれども、こちらにつきましては、今  
現在他の事業等々につきまして、例えば社会福祉士であったり、そういった専門のスキルをつける  
べく研修に参加している職員も今実際にございますので、そういったものにつきましては、町の姿  
勢といたしましては、かかる経費、そういったものは規則の中で定められてございますけれども、  
そういったものは応援していきたいという姿勢でございますので、いかに職員のスキルを今後やは  
り手を挙げる方を多く募るということにつきましては、これ総務課の所管でございますので、門戸  
を開いて応援をしていきたいという姿勢で考えてございます。

また、平和事業でございますけれども、令和4年度につきましては、ウクライナ等々の関係がご  
ざいまして、ある団体からミニコンサートをやりたいということで、ロビーをお貸しさせていただ  
いて開催をさせていただいたと。非常に私、個人的にもああいうものはすごい素晴らしいものなの  
かなというふうに考えてございます。まだ木村副課長のほう、具体的にどういう団体にどういった  
ことをということでございますので、まだ未定というふうなお考えを答弁させていただきました  
けれども、課内としてはそういった方向も検討し得る内容として協議はしてございますので、また  
そういったものの費用がかかるというところであれば、6月補正等々にもお願いするケースはあ  
るかと思っておりますけれども、ただやはり町民の方々がそういった形でご協力をいただく、まずは関心  
を持っていただいて、そういったところが手を挙げていただくような団体があれば、声をかけてい  
ただきまして、機会を設けたいというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 会計年度任用職員なのですが、雇用保険料、社保料が減るとするのは、給料  
が減るということで、これはその会計年度任用職員さんも了解なのか、もう少しお金が欲しいのだ  
けれども、町側から、いや、切り詰めてこういうことになったのか、ちょっと伺いたいと思います。

職員育成なのですが、そうすると職員が積極的に手を挙げた場合は、予算が足りなくなっ  
たら、それは補正で増やしますよという、そういうお考えでよろしいのですか。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 まず、1点目の会計年度職員の関係でございます。こちらにつきましては、願書を出していただきまして、面接をする際に、それぞれのご家庭の事情の中で、扶養限度内で働きたい、またフルに働きたい、そういったところもございます。また、どういう職種を好まれるのか、窓口業務であったり、中の事務であったり、専門職の資格を持っている方もいらっしゃいますので、それぞれ適宜ご希望を聞きながら、それに見合うような形で会計年度職員の配置を行っているところが基本的な姿勢でございます。こちらから基本的に、原則といたしましては、過去には週3日程度というふうな状況もございましたけれども、やはり今、職員の事務量等々も配慮しながら、そういった時間数に合わせての配置をさせていただいているというふうなところでご理解をいただければなというふうに考えてございます。

また、職員のほうのスキルアップにつきましては、川口委員ご指摘のとおり、まさに職員からそういう要望があれば、財政的な支援を行い、職員のスキルアップを図っていきたいというところがございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者は、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうからは4点です。

最初は、参考の9ページ、予算編成の考え方、ここに主に農林・商工費についてというふうに記載してありますが、今回の予算編成を見ますと、そうですね。まず、考え方を聞いてから。

それから、次が基金の状況と取崩しについてということですか。

それから、3番目が起債残高の推移について、これは先ほど渋谷委員が質問されていまして、再質問からさせていただきます。

それから、4番目が予算の194ページ、一般職の給与費等についてということですが、これは幼稚園の関係の職員についてです。

4点です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、予算編成の考え方の主に農林・商工費についてお答えいたします。

農林水産業費が3,576万6,000円、商工費が3,690万円、前年度に比較して減額となったところがございますが、減額となった主な理由につきましては、農林水産業費は農村地域防災・減災事業の測量設計委託料が3,450万円の減、商工費は観光協会の補助金が6,190万円減になった、こういったものが大きなものでございます。それぞれ大幅に予算の減額となっておりますところがございますが、減額となった主な理由につきましては、臨時的な事業に係る予算が減額になったものでございまして、

農林水産業費、商工費ともにほかの費目と同様に、担当課から予算要求に基づきまして、ヒアリングを実施して、その中で必要とするものには予算の計上を行ったものでございます。

続きまして、基金の状況と取崩しについてお答えいたします。基金の状況につきましては、財政調整基金におきましては、令和4年度末残高が8億3,000万円、令和5年度当初に取崩しを2億8,000万円行いましたので、令和5年度末の残高見込みが約5億5000万円となったところでございます。令和4年度に対して、取崩しが8,000万円増額になった理由につきましては、公債費の増加ですとか、民生費のうち扶助費や介護保険など特別会計繰出金の増加、また各公共施設の電気料の増加等が主な理由でございます。財政調整基金につきましては、当初予算で取り崩した後で、財政調整基金比率を10%から15%とすることを念頭に予算編成のほうを行っておりますので、その結果、令和5年度当初予算の段階で財政調整基金比率はおよそ12%となったところでございます。減債基金につきましては、令和5年度末現在高見込みが約1億2,000万円となっております、そのうち1億2,000万が令和3年度に交付された臨時財政対策償還費基金分となっておりますところでございます。特定目的基金につきましては、5つの基金があるわけですが、令和5年度当初予算において、利子分以外の積立てや取崩しを行った基金は、ふるさとづくり基金でございます、取崩しにつきましては、土地開発公社からの買戻しについて797万5,000円、ふるさと納税分として4,572万9,000円の取崩しを行ったものでございます。その他の特定目的基金につきましては、取崩しのほうは行っておりません。

続きまして、起債の残高の推移でございますが、起債の残高の推移につきましては、令和5年度の発行額が2億5,370万円となり、元金の償還額を下回ったため、令和5年度末の地方債現在高見込額は60億1,450万円となりまして、前年度末と比較して約4億3,000万円の減少となったところでございます。起債残高の推移につきましては、臨時財政対策債の状況にもよりますが、今後少しずつ減少していくと見込んでおるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私からは幼稚園職員の給与につきましてお答えさせていただきます。

5年度予算につきましては、4人分ということで計上させていただいておりますが、昨年度の予算では、それが5人分ございました。1名減となっておりますが、こちらは1人幼稚園教諭、育児休業に入っております。そのため、総務課付の給与費のところに計上させていただいております、こちらのところでは減額というような形になってございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 予算編成の考え方のところですけども、今回全体としては基金から2億8,000万要

するに取崩して、かなり積極的な予算編成をしていると思うのですが、そういった中で先ほどの農林商工費について、単年度の事業がなくなったということでもありますけれども、そういう意味では全体としてもう一度聞きますけれども、注力した事業、これは細かいのは今後またお聞きするわけですが、今回の予算編成で、主に重視したというか、注力した分野等についてお聞かせ願えればと思います。

それから、基金の状況と取崩しについての分野では、今回この13ページにおいては、財政調整基金、ほかの基金入れて10億5,456万9,000円という形で、5年度末の見込みであるわけですが、先ほどおっしゃっていましたが、この基金の残高が嵐山町においては、正常というか、許容の範囲内というか、これまで基金の積立てを計画的にしていくなのだということで報告あったわけですが、今回そういう形で減っているわけですが、この10億等がその許容範囲内なのかどうか、そういう辺の判断をどうしているのかというふうな点と、それから取崩しの中で、例えば住宅リフォーム補助事業とか、それから観光協会補助事業、それから学校給食費補助事業等、いわゆるその継続されることが期待される事業がこの中にいわゆるその基金の取崩しということで、財源を手当てをしていると、これの継続性についてはどのように予算編成上考えているのか、お聞かせください。

それから、起債残高のところですが、基本的には年々減少しているということで来ているわけです。これは、ある意味健全な方向に向かっているというふうに当然思うわけですが、その令和5年度、それからその次に次々年度というか、将来に向かってどういう形で方向として、その起債残高についての方向、減らしていく方向についての考えをお聞きしておきたいと思います。

それから、もう一つ、幼稚園の一般職給与のところですが、代わる、要するに会計年度任用職員の経費がプラスされていたかなと思うのですが、それについて一応お聞かせください。人の手当について、それだけ質問いたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

基金、農林水産業費、観光協会のほうの繰入れと考え方というところでございます。商工費、農林水産業費が減になった理由につきましては、金子副課長のほうから答弁したとおりでございます。また、国の施策等々、防災・減災事業等でまた農林水産業費につきましては、今後ため池の改修等々も見込まれてございますので、そのとき状況に応じまして、事業費につきましては増減していくのかなというふうに考えてございます。当然スマート農業等々の国の施策、また町の考え方、そういったものも含めまして、必要な財源については確保していくということが財政の考え方だというふうに考えてございます。こちらにつきましては、観光商工費のほうの事業につきましても、同



様かというふうにご考えてございます。ある一定の基金、ふるさとづくり基金等々の繰入れでございます。当然先ほども他の議員の方の答弁でもお話しさせていただきましたけれども、やはり寄附された方々の思いをいかに町の財源の中で取り崩していくのか、それが見える形で公表していくところに入っていくというふうにご考えてございます。当然一般財源を繰り入れるというところもでございますけれども、必要に応じて寄附者の思いを予算編成の中で基金を取り崩して取り入れていくというふうなところでの考え方で今回は予算編成をさせていただいた状況でございます。

3番目の幼稚園のほうの先生のご関係でございますけれども、こちらにつきましては、昨年の5月から産休、育休というふうな形で入っておりますので、今現在その代替の会計年度職員等につきましては、今現在も勤務をしていただいている状況でございますので、また必要に応じて3年保育等々も始まっておりますので、そこは関係課の考え方を注視しながら、必要に応じては確保していく必要はあるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そういう意味では、1つ基金の関係で言いますと、その継続事業が期待されるものが要するにふるさと納税とかいう形で、ある意味括弧つきの不安定財源なのです。ただ、その1つ姿勢として、継続事業については、その年度年度で財源確保をどうするかとしながら、その継続していくということの方向をちょっと確認をしたかったのです。それについて、ではそれだけちょっと確認いたします。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきたいと思います。

継続事業につきましては、安定的な運営というものにつきましては、これ一般財源フルに充当するところが必要なのかなというふうには考えてございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、やはりふるさと納税という制度の中で応援していただく事業というのがございますので、必要に応じて一般財源とふるさと納税の基金の取崩し、全てをふるさと納税というところではなくて、やはり一般財源を中心としながら、必要に応じてふるさと納税の基金を繰り入れていくというふうな考え方でいっているというところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 零時05分

---

再 開 午後 1時30分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎発言の訂正

○畠山美幸委員長 税務課のほうから小林委員の答弁の訂正がございますので、田畑税務課長、よろしくをお願いします。

○田畑 修税務課長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。午前中の税務課の質問の中で、小林委員さんの質問の国有財産等所有地市町村交付金について回答の漏れがございましたので、回答いたします。

独立行政法人ヌエックの固定資産税につきましては、土地が文科省と埼玉県、建物が文科省となっており、固定資産税は非課税となります。同じように県の県営住宅嵐山郷も非課税であります。そして、国有財産等所有地市町村交付金がなぜヌエックに該当しないかという、この交付金は貸付資産等に使用されている固定資産について、固定資産税相当額の負担を求めるというものであり、交付金の交付要件の中にも国は独立行政法人に出資した固定資産には交付金を交付しないの規定がされていますので、独立行政法人のヌエックには交付金の対象外となります。一方、入居者のいる県営住宅や嵐山郷、嵐山郷には独身寮や家族寮もあります。は交付の対象となります。

続きまして、交付金の算定についてですが、国、県が備える財産台帳に記載された価格に交付算定特例率というものを掛けたものを交付金算定標準額として、それに1.4%を掛けた額が交付金となります。財産台帳に記載されている価格は、土地については毎年町から県に該当する土地の路線価格等を提供し、これを基に県が価格を算出しています。家屋については、県が物件を調達したときの価格に基づき、3年に1度の見直しを行い、算定しております。

予算書中の歳入概要欄の交付概要欄にあります交付算定基準額につきましては、交付算定標準額と訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

以上で回答とさせていただきます。大変ご迷惑をおかけして、誠に申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

---

○畠山美幸委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 長島邦夫です。ふるさとづくり基金について質問をいたします。

最初に、地方譲与税、これは……

○畠山美幸委員長 質問中、すみません。マスクをお願いします。

○長島邦夫委員 ごめんなさい。失礼しました。

最初に、地方譲与税150万円、正確には森林環境譲与税ということでございますけれども、150万円がこのふるさとづくり基金の中に入っています。この譲与税のまず使い道を教えていただきたいと思えます。たくさん項目がありますから、ある程度詳しく教えていただければというふうに思えます。

それと、この目的、積立額、取崩額については、質問がありましたですけれども、答弁もありま

した。それで、私の聞きたいところは、基本的なことと言えば基本的なことだというふうにするのですが、本年は150万円の歳入、このいわゆる4,151万1,000円、その中に今言った譲与税が150万円、一般財源が4,000万円入っているのです。同一年度で貯金というふうな感じに思えますから、そこから取り崩して、財源がない場合はそこから使うというのは常套かなというふうにするのですけれども、同じ年度内にこういうふうに入っているというのはどういう考え方なのか、お聞きをしたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、森林環境譲与税の関係についてお答えいたします。

こちら財源の内訳の中に150万円入っているのですけれども、こちらにつきましては、森林環境譲与税の未使用分、250万のうち100万円を使った残りの150万円をふるさとづくり基金に積み立てるものでございます。こちらの基金の使用先につきましては、毎年度町のホームページにおいて、森林環境譲与税の用途の公表を農政課のほうで行っておりまして、その中では今後見込まれる公共施設の長寿命化ですとか、新築、改築の際の施設の木質化の費用として活用していくこととしておりますので、そういったものに使用していくと考えております。

こちらのあと一般財源4,000万円の関係でございますが、ふるさとづくり基金につきましては、答弁でも申し上げましたとおり、基本的にはふるさと納税でいただいた分は4,000万円今年いただくのですけれども、その分については基金のほうに一旦積立てを行って、その中から取り崩す分は繰り入れるという方針で行っておりますので、例年は補正予算のほうでその積立てのほうは対応しておいたのですが、よりそのお金の流れを分かりやすくするために、今年度は当初予算において入ってくるふるさと納税の分はふるさとづくり基金のほうに積立てを行ったというものでございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 では、最初の部分のこの150万円は用途の使用先というのが森林の環境整備だとか、そういうふうなことに限定された譲与税だというふうにするのです。これから譲与税、嵐山町は人口そんなに多くないですから、そんなに入っていないのですけれども、人口が多ければ多いほどたくさん入ってくるわけです。そういうところもみんな基金に積み立てるのだというふうな話ですけれども、やっぱりそういうところに限って使用しないとうまくないのではないかなというふうにするのですけれども、まずそれをお聞きします。

それとあと1点、今言った一般財源というふうにかかれていたものですから、ふるさと納税の寄附というふうには思わなかったものですから、それは分かりました。

最初の部分だけお願いします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

今回のこの森林環境譲与税、こちらにつきましては、歳入の予算で令和5年度約250万ほど見込みをさせていただいてございます。こちらにつきましては、国、県等からの指示の下で、ある一定の割合につきましては、早々にこの森林環境譲与税の目的に沿った用途において使用を促進をさせていただきます。今回、嵐山町の現状でお話をさせていただきますと、農林水産業費の中に、風倒木、枯損木等の伐採という形で約100万円ほど予算化をさせていただいてございます。これにつきましては、森林所有者等々が伐採が自分でできない。道路等にやはり出てきてしまったり、また風等で枝が道路、歩道等に落ちるような危険な状態にある箇所につきましては、この財源を活用して伐採を行っているというものでございます。

町のほうの考え方といたしましては、今後公共施設等々の木質化、長寿命化併せまして、そういった用途にある一定の割合として、今やはり内装の木質化というのは求められているニーズかなというふうに考えてございますので、そういった用途に使えるというところの中で積立てをさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 それでは、私からふるさと納税推進事業について、こちらについては、青柳委員からさきにもう質問がありましたので、再質問から入ります。

寄附者謝礼手数料が出ているのですが、70ページのふるさと納税推進事業、こちら出ているのですけれども、これの計算根拠となるふるさと納税見込額を教えてくださいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 それでは、ふるさと納税の想定納税額ということでお答えさせていただきますと思います。

寄附者の謝礼手数料の計算の根拠となるふるさと納税の額につきましては、4,000万円を想定しているところでございます。寄附件数は2,500件を想定しております。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。実はこれは48ページの一般寄附金、収入で4,000万計上して、昨年より1,000万プラスなのですけれども、これはふるさと納税分を含むとありましたけれども、全部ふるさと納税分見込んでいるということですよ、一般寄附と言いながら。はい、分かりました。ただ、これ3,000万が1,000万増やただけというのは、もうちょっと積極的でもいいかなと思いましたが、これは意見ですので、お聞きしません。

それで、寄附者謝礼のほうなのですけれども、寄附者謝礼と手数料のこの逆に今度は返礼率と手数料の計算根拠、どのような計算でこの数字になったか、教えてくださいと思います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

予算書の寄附者謝礼1,330万円につきましては、こちらにつきましては、寄附者への返礼品代が寄附額の4,000万円に返礼品の割合の平均およそ27%、こちらを乗じて1,080万円と、返礼品に係る送料、こちらが平均しますと大体1,000円ぐらい、それと2,500件で250万円、それを合計した額が1,330万円でございます。手数料の669万8,000円につきましては、ふるさと納税代行手数料、ポータルサイトの掲載手数料、こちらは寄附者サイトなどにより手数料の率が変わってまいりますので、大体平均しますと手数料率が13%程度になりますので、それを寄附金額に乗じて4,000万円掛ける13%で572万円、それとクレジットの手数料、こちらが決済金額の1%でございますので、税込みで44万円、礼状等の発送業務の代行手数料、こちらが1件250円で寄附金の想定件数の2,500件を乗じた53万8,000円となっているところでございます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。

では、最後に1つだけ。では、このふるさと納税にはこれだけコストがかかるということなのですけれども、この返礼率というか、そのいろんなものの引き算していくと、4,000万のうち、さっきの引き算した残りの額の想定額というのは割合というのは何%になりますか。

○畠山美幸委員長 金子副課長、どうぞ。

○金子 守総務課財政契約担当副課長 お答えいたします。

経費率につきましては、49.9%程度になると思うのですが、実際ふるさと納税の中で調達費用に係る返礼品ですとか、募集に要する経費を足した額というのは50%以内に抑えてくださいという通達はございますけれども、その中から実際先ほど申し上げた礼状等の発送業務の代行手数料というのは、これはその経費から53万8,000円除かれますので、それを除いた額につきましては、1,946万円となるものでございまして、大体経費率は48.7%となるものでございます。

○畠山美幸委員長 以上で質疑が終わりましたので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 1時42分

---

再 開 午後 1時44分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私の質問は、3項目でございます。予算書の78、79ということなのですが、全てです。そのうちの最初は、企画総務事業についてということで、宇宙・産学官・地域連携コンソーシ

アムの具体的事業内容は。また、負担金の支出先はと。

2つ目が、同じく企画総務事業についてということで、比企元気アップ事業の具体的な事業内容は。また、負担金の支出先は。

3つ目が、嵐山まもり隊支援事業についてということで、前年度予算額よりも15万円ほど増になっておるわけですが、その理由をお聞かせください。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、まずコンソーシアムの件からお答えいたします。

宇宙・産学官・地域連携コンソーシアムですけれども、こちらにつきましては、コンソーシアムに負担金のほうをお支払いしております。この組織につきましては、地域の自治体、それから学校、それから民間企業等々が入っております、そちらのほうで事業を行っております。具体的な事業といたしましては、まず目的ですけれども、このコンソーシアムにつきましては、一応目的がございますので、その目的から申し上げます。比企地域及び近隣の自治体、大学及び企業等が連携し、地域で抱える様々な課題に対する解決策を協議し、それを実現するための活動を支援し、地域の振興と発展に貢献することを目的としている。この目的を達成するために、地域である課題がありましたら、その課題をどういうふうに解決するかということで、民間企業さんですとか、大学のほうと連携を取って、その課題の解決策を考えるために事業を行うと、そういった場合にこのコンソーシアムのほうから補助金がいただけて、初年度20万円、継続する場合には次年度以降10万円ずつ補助金交付されまして、それを元手に研究または対策を考えていこうと、そんな事業をしております。

嵐山町につきましては、まだそこに具体的に参加するということはできていないのですけれども、このコンソーシアムのほうで定期的に地域連携のワークショップというのはやっていますので、そちらのほうで活動の報告ですとか、その実績報告みたいなものがありますので、そちらのほうで情報を共有させていただいて、嵐山町に生かせるものがあれば、その中で活用していくですとか、嵐山町に置き換えた場合にはどうかというのを参考にさせていただいているという程度に今のところとどまっております。

続きまして、比企元気アップ事業負担金、こちらにつきましては、比企地域の9市町村、それから川越比企地域振興センター、こちらがメンバーに入っております、県のほうで事務局はやっているのですけれども、そちらのほうで実行委員会宛てに負担金を支出しております。こちらにつきましては、この事業なのですけれども、まず大きくやっているのが3つございまして、比企地域の人口誘導戦略事業、これはどういったことかといいますと、比企地域内の企業について、その職場の雰囲気なんかを動画で撮影しまして、ユーチューブでアップして、その企業を紹介するという事業でございまして。こちらにつきましては、嵐山町も花見台工業団地の企業を紹介しておりますので、実益はあるかというふうを考えております。

予定としましては、比企地域郷土愛醸成事業、こちらにつきましては、イベントを開催するという事ですので、このコロナの関係で今年度、昨年度ですか、イベントがちょっとできていない状態です。来年度につきましては、実施する予定というふうに考えております。

それから、費用はかかっておりませんが、比企地域PR事業ということで、こちらはフェイスブックを利用して、各地区が当番で情報を発信するという事業を行っております。こちらにつきましても、定期的に会議を催しまして、地域支援課のほうからも職員を派遣していますし、実行委員会のメンバーには、企業支援課長と地域支援課長の自分のほうで入っていますので、年に1度はそちらの会議に出席して参加をしているという状況でございます。

続きまして、まもり隊の関係なのですけれども、まもり隊につきましては、昨年度20万円の予算組ませていただきましたが、途中で足りなくなって、9月補正で11万円ほど補正させていただいたという経緯がございます。こちらにつきましては、作業を実際にしていただく方に消耗品程度のもので支給してやっていただくというところで、業者に委託してやるのではなくて、自分の身近な近くの公園ですとか、道路ですとか、そういうところを整備していただくという事業ですので、こちらにつきましては、やっていただけるということであれば、できる限り町のほうで予算をつけて実施していただきたいという思いで増額をしております。コロナで作業がちょっとできなかった部分もあったのですけれども、少し再開してきているというところと、それから新しい会員の皆さんもちょっと増えているというところで、新規で道具をそろえたりするというところで、多めに予算を取らせていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 最初の企画総務事業については、関連のところの話の中である程度町のほうにも効果というか、要するに役立っている部分があるというふうなお話もありましたのであれですけれども、この宇宙・産学官・地域連携コンソーシアムという、この宇宙というのがついていたものから、これはどういったような形なのかなというふうに思っただけなんです。ですから、例えばその産学官とか、地域連携ということであれば、これは十分理解もあるのですが、その宇宙がついている部分のところというのはどういうふうなものなのかなという形で。

○畠山美幸委員長 全部言ってください。

○狛守勝義委員 では、もう一つ。

嵐山まもり隊支援事業のほうなのですけれども、これは要するに団体が増えたとかという状況ではなくて、要するに前年度の部分のところからちょっと足りなくなったので、その分を補てんする意味の増額というふうに考えているということですか。要するに団体は増えているわけではないということですね。

○畠山美幸委員長 再質問は2点でよろしいですね。

○狛守勝義委員 はい。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、最初の宇宙の関係をお答えいたします。

すみません。最初の答弁で漏れてしまいましたけれども、中心となっている企業はリモートセンシング、鳩山にございますJAXAの関係が独立したリモートセンシング技術センターのほうが中心となってやっていますので、こちら、玄関のほうにも写真いただきましたけれども、そういった関係で宇宙という言葉が入っているというふうに認識しております。そちらのほうが大分出資もしておりますので、会員のほうは年間3万円の会費を納めているのですけれども、そちらのほうのかなりの寄附がありますので、事業費としては結構大きなものになっております。

それから、続きまして、まもり隊の関係なのですけれども、まもり隊のほうは今、21団体ほどあるのですけれども、実際は休止している団体さんですとか、あと今年度は何団体か増えています。来年度につきましては、これからやりたいという申出は今のところないのですけれども、今、休止している団体さんですとか、そういったところがまず活動を再開する可能性が高いということ、それからかなり高齢化してきていますので、道具につきましても、例えば市街化区域の団体さんにつきましては、簡単な電動式の刈り払い機ですとか、そういったあまり高額でないものにつきましては支給していますので、そういったところで以前よりはちょっと経費がかかるかなというふうに想定しています。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問は、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 33ページの歳入のほうのデジタル基盤改革支援補助金が585万2,000円ですけれども、それが71ページの住民・税情報システム運用管理事業の委託料に加わっていると考えられますが、具体的にはどのような事業かということと、同じく歳入の33ページですけれども、デジタル田園都市国家構想交付金192万5,000円は、2分の1の補助金だということですが、歳出ではどの事業になるのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 初めに、デジタル基盤改革支援補助金の585万2,000円についてお答えいたします。

こちらにつきましては、税情報システム運用管理事業の中の電算委託料というところに入っております。こちらにつきましては、国で定められました法律に基づきまして、標準化を進めていくための経費としていただくものでございます。内容といたしましては、現行システムとの再分析が主なものになる予定です。こちらにつきましては、今、先行して川島町と美里町が全国で8団体だけ先行して導入している団体があるのですけれども、そちらのほうに埼玉県町村会のほうも選ばれ



まして、その中から川島町と美里町が先行して今導入していて、稼働している状況でございます。こちらは全国初ということで本稼働しているのですけれども、そのことがありまして、現行のシステムとの再分析がしやすくなっている状況ですので、こちらを先行して進めていくという事業になっております。

続きまして、その次のデジタル田園都市国家構想交付金192万5,000円ですけれども、こちらにつきましては、92ページ、93ページのほうの住基ネットワーク事業、こちらの町民課のほうの予算になっておりますけれども、新規で転入・転出ワンストップ申請支援サービス導入業務、こちらのほうで385万円の予算をつけておりまして、そちらの2分の1の補助となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今、渋谷委員のほうからお聞きになってもらったこの4,360万3,000円ですけれども、標準化を進めるための再分析、そしてその現行システムとを図るというような内容だったのですけれども、これは以前川島だとか、美里町で進んでいる8団体の中に嵐山も加わっていつているのかなと思っているのですけれども、それとはまた別で、新たに国のほうからのこれは国庫支出金が585万2,000円ほどありますので、幾らかここへ回っているのでしょうかけれども、新規になっていますので、もう少しこの内容、どういうものなのでしょうかねと言われたときに、説明が誰もできないものだから、その辺のところを聞かせてもらいたいのだ。

○畠山美幸委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 では、私のほうから標準化対応のこのシステムに関してのご説明をさせていただきます。

今、青柳委員さんご質問のあった川島、美里町の先行事業というのは、ガバメントクラウド標準化法に基づく法改正の事業になるわけなのですけれども、基幹系業務、現在20業務、国が想定している住民・税情報ですとか、福祉ですとか、戸籍、そういったもののシステムを全国標準化してシステム運用を図ろうというのが法律の趣旨でして、それに基づいてこの交付金の補助金がまず定められているというところでして、この川島と美里町の新行事業というのは、あくまで国がその標準仕様書を定め切る前の先行事業として手を挙げて採択されて、先行的に運用しているという形のものになります。当然そこにひもづいているシステムに関しましては、嵐山町も含めました基幹系業務、共同調達しているところが同一の仕組みで利用しているものですから、その先行事業に当たっては、あくまで採択は2団体なのですけれども、その下にひもづいているほかの、他の18町村に関しても、今後ガバメントクラウドに移行する際の先行事業の検証を行うためにやっているものがあります。ですので、現時点で言いますと、全ての一応20の基幹系システムにつきましては、国のほうの標準仕様書、準拠する仕様書というものが大体今年度の2月ぐらいにやっと出そろったというような状況でして、それに基づいて今度標準化対応、令和7年度末までに全国千何百団体全ての団体

が標準化対応しろという形になっておりますので、そこに向けて我々町村会で導入しているところは、今年度の補助申請上に手を挙げられる状況になったということが正しいお答えかなというふうに思っています。

今、課長のほうからご説明がありましたとおり、その際に補助要綱にもあるのですが、現行のシステムと、それから標準準拠システムに移行した際の仕様の差異というのが、やはりシステムごとにございますので、まずその業務分析、それから細かく言いますと、文字ですとか、それから帳票一つもその標準化対応を求められておりますので、それが変更になる際にどういう差異があって、どういうことが業務に影響を及ぼすだろうかという分析が主な今回の補助の申請の内容となっております。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 それは今説明いただきまして、よく分かりました。

そうすると、この基幹系の20と言ったかな、22か、それがこれから進んでいくわけでしょうけれども、そのままだはしり、そのいわゆるその導入したときの差異がどのぐらいあったりとか、文書がどうなってくるか、文字がどうなってくるか、まだ本当のもう駆け出し中の駆け出しというようなこの予算の活用というか、使い方としてはそういうような捉え方でよろしいのですか。

○畠山美幸委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 はい、おっしゃるとおりであります。そうですね。もう既に先行して先行事業やっておりますので、先行事業でやった再分析というのは当然できているのですが、当然それが全ての標準仕様書に基づいた形のものではありませんので、課長のほうからご説明がありましたとおり、今、ガバメントクラウドに移行して稼働しているのは、全国でも川島町と美里町、この2団体しかございません。ですので、その優位性を我々は享受しながら、粛々と標準化対応に向けて国庫補助を利用しながら進めているというところになります。

○畠山美幸委員長 次の質問者、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、3項目質疑させていただきます。

まず、79ページでございますけれども、広域の路線バスの運行事業ということでございます。これは、ときがわ町から嵐山あるいは小川から熊谷間の負担金割合をまずお願いしたいと思います。

それと、23万6,000円ほどの増額ですけれども、こちらにはどちらの路線のほうの負担額なのでしょう。

それから、次の80ページですけれども、コミュニティ推進事業ですが、こちらにつきましては、団体数あるいは活動の支援内容についてお願いします。

それから、同じページですけれども、地区の集会所の補助金ですが、4地区の集会所の事業が実施されるようで、27万8,000円ほどの増額となっておりますけれども、こちらの4地区に対する各地区への補助金と、それから事業の内容をお尋ねさせていただきます。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうからまず路線バスの関係からお答えいたします。

こちらにつきましては、ときがわ町に負担する額が300万円ということで、平成22年に協定を結んで以来、同額で支出しておりますので、そちらのほうは300万円、それから45万6,000円が小川町と熊谷市の関係の負担金となっております。ですので、増額分につきましては、小川・熊谷間の路線バスの分となっております。

続きまして、地域コミュニティ事業補助金の関係ですけれども、こちらにつきましては、現在16団体にコミュニティ分として補助金を出しております。

続きまして、集会所の関係ですけれども、申し訳ありません。集会所の関係ですけれども、まず吉田2区集会所が34万円、それから越畑2区集会所が15万4,000円、それから菅谷南会館、こちらのほうが15万円、それから川島の自治会館25万円、それから掲示板設置ということで予想される2か所について10万円分ほど取っております。

以上です。

〔「11万5,000円」と言う人あり〕

○馬橋 透地域支援課長 すみません。訂正します。菅谷南会館、11万5,000円でございます。すみません。

○畠山美幸委員長 101番の答弁漏れで、活動支援内容についてもお願いします。

○馬橋 透地域支援課長 はい。地域コミュニティの事業の補助金の関係ですけれども、こちらにつきましては、各地域で健康体操ですとか、敬老会、子ども会等またはお祭りそういった関係、それから美化清掃ですとか、防犯パトロール、防災訓練等をやっていた場合に、コミュニティ補助金として申請していただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、順次再質疑をさせていただきます。

路線バスの関係なのですけれども、ときがわ・嵐山間は300万円で、最初から変更がなしと、5年度も同じだということでございますけれども、そうしますと小川・熊谷間は利用者が増えているのだから何かよく分かりませんが、23万6,000円ほどの増額の予算書になってはおりますけれども、これは熊谷・小川間だということですが、どうしてこれだけ高騰していると言われればそれまでなのですけれども、ガソリンや何か。そうするとときがわや小川も同じかなと思ったのですけれども、なぜ小川・熊谷間だけの負担が多くなったのでしょうか。

それと、これにつきましては、利用者はどのくらい見込んでいるのか教えてもらえればと思っておりますし、またバス停や何か位置等が変更というようなこともあり得るのでしょうか。そういう要望とか、変更したというようなことが今後あるのだから何かお尋ねをさせていただきます。

○畠山美幸委員長 ほかには。

○松本美子委員 次にいきますけれども。

○畠山美幸委員長 101、102の再質問はないですか。

○松本美子委員 あります。

○畠山美幸委員長 どうぞ。

○松本美子委員 それから、コミュニティの関係に移りますけれども、こちらは16団体だということのようですが、減額になっておりますけれども、結構同じ事業等がそれぞれの方が参加をしながら実施しているということですが、特に美化清掃の関係や何かはかなりのところでやっており、活動しながらも、活動支援のほうはいただいているというところもあります。これはあくまでも登録を取ったというところの方々のみというふうにもなるのでしょうか。町のほうからも美化清掃は推進しておりますよね。それ以外でやっているということなののでしょうか。

それから、地区の集会所の補助金関係ですけれども、4地区ではちょっと最後のほうが申し訳なかったのですけれども、聞き取りができなかったのですけれども、吉田の2区のほうが34、この修繕内容はそれぞれ修繕だということですから、内容がお分かりで、金額が出ているのだと思いますけれども、申し訳なかったのですけれども、掲示板の関係がちょっと2か所だと言ったと思ったのですけれども、もう一度ここをお尋ねし、修繕の内容もお聞かせいただければと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、順次お答えいたします。

まず、路線バスの関係ですけれども、こちらにつきましては、ときがわ町の路線につきましては、毎年300万円という協定を結んでいますので、実際には例えばときがわ町のほうから実は昨年度につきましては986万3,000円いただきたいという話で来ていますけれども、協定が300万円なので、300万円しか払っていないという状況でございます。こちらにつきましては、嵐山町の方が利用している数が少ないのではないかとということで、その当時、平成22年のときに、ときがわ町のほうと当時の担当者が交渉しまして、減額交渉いたしまして、この金額で支払っているという状況でございます。

それから、熊谷—小川町路線につきましては、こちらでも大幅な赤字となっております。従来からバス会社のほうから負担金を上げていただきたい、または廃路線にしたいという話が来ておりました。ここで、小川町のほうでちょっとそれでは困るということで、会社のほうと交渉しまして、何とか負担金を少し上げるので、継続していただきたいという内容の協議をしまして、今年度まで150万円の負担金、3市町で150万円の負担金だったので、それを倍額の300万円、合計で300万円の負担金を出すというお話になりまして、その分、計算としましては一応路線バスの距離と、それから乗降客数等を参考にしまして割合を出しています。熊谷市が21.35%、小川町が63.45%、

嵐山町が15.2%ということで、45万6,000円という数字が出ております。こちらにつきましては、来年度は一応これでいくのですけれども、再来年度赤字がこのまま続くようですと、この負担金はもう少し増額してほしいという要望は既に来ております。バスの関係は以上になります。

すみません。あとそれからバス停の関係ですけれども、バス停の関係はときがわー嵐山町線のバス停について、今、路線をちょっと変更していただきたいという要望が来ておりまして、こちらにつきましては、地元の大蔵、根岸、將軍沢の今、区長さんのほうにお話をしまして、対応するかどうかというのを地元で協議していただいている途中ですので、こちらで報告はできませんけれども、要望は来ております。

続きまして、コミュニティの関係ですけれども、コミュニティの関係は、美化清掃につきましては、町でやっているものとは別に地元でボランティア活動ということでやっていただいている。それを事業内容のほうに報告していただいているところもありますし、それを入れていないところもございます。各地区によってやるのが違いますけれども、おおむね運動教室をやっていただいたり、そういった掃除をやっていただいたり、祭りをやっていただいたり、そういった地域のコミュニティ関係を充実してやっていただいているところに補助金を出していきまして、今回減額になっているというのは、コロナの関係もございましたので、ちょっと休止しているところもあります。4年度実績がないというところで、来年度もまだ少しやる予定がないというところもありますので、減額をしている部分がございます。こちらの予算の中には花いっぱい運動のほうも合算して入っていますので、地域コミュニティの単純な補助金と、それから花植えをしていただいた補助金、そちらの合算額が今回の予算となっております。

続きまして、集会所の関係ですけれども、吉田2区集会所につきましては、破風板が張り替えということで、屋根の部分がだいぶ傷んでいるというところで、その張り替えを行う修繕を実施するというふうに聞いております。越畑2区につきましては、屋根の塗装をするという修繕になっております。菅谷南会館につきましては、畳の張り替えを行いたいということです。川島自治会館につきましては、書いてありますが、エアコンが今ついていない状態ですので、エアコンを設置するということで、そちらのほうに補助金を出したいと考えております。掲示板につきましては、毎年2か所程度要望がありますので、これは本当に予算として、1か所につき5万円ということで、2か所分を計上しているというところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 大分ときがわさんにつきましては、前からそのようなことがあったということで300万円にいただいたという経緯があるということも伺ったことがあったかなと思って思い出しております。

それと、小川・嵐山間ですけれども、そちらにつきましては、なくてはやはり非常に困るところ

ですけれども、赤字路線で、前から路線変更したり、あるいは中止したいというか、そういうようなこともあったようですけれども、大分そうしますと、値上げ、値上げに負担金が出てくる可能性があるという考え方で理解をしてよろしいでしょうか。そうしておきたいと思います。それから、これはそういう方向性だということですから、路線バスにつきましては、結構です。

それから、ではコミュニティの関係なのですけれども、先ほど1回目の答弁ですと、ちょっと花いっぱいが出てこなかったのが、今回答弁の中にありましたから、質疑させていただきますけれども、今現在、花いっぱいとは何か所ぐらいでやっているのでしょうか。こちらにつきましても、団体を組んで、申請はしていないので、何十年もやらせてもらっていますけれども、補助金が来ない。一応花だけはいただいていると、そういう形がありますが、現在花いっぱいとは何か所ぐらいの方たちが花植えをやっているのでしょうか。それで、この減額の部分については、中止になったり、コロナだったりということで、現在も5年度も立ち上がっていないようだとということで減額をしたと、そういう形の答弁だったと思ったのですけれども、よろしいでしょうか。

それから、集会所の関係ですけれども、それぞれ年数がたってきていますから、毎年毎年こちらほどこの区の集会所ということはなく、修繕、修繕という形が出てきている、予算で載ってきておりますけれども、これを役場がそこまで担当課として把握しているか何かはちょっと私自身も分かりませんが、どの程度利用というのですか、そこ各地区の集会所を利用しているのでしょうか。その辺が先の話になってすみませんが、5年度の関係よりも考えがあるかないかということですが、集会所そのものを存続していくということは、非常に大変ですよ、こうやって毎年毎年どこかの集会所の修繕なり、何かほかのことが起きてきて、町がお金を出すということは、ですから、考え方としてはいかがなのでしょう。予算から外れますか。利用者数でも結構です。回数でも。把握ができていようところがあつたらということですが、なければいけません。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、まずコミュニティ関係からお答えいたします。

コミュニティ事業につきましては、花いっぱいを実施している団体は10団体でございます。減額ですけれども、今年度の実績を見まして、実績ベースで予算を組んだという形ですので、これにつきましては、実際に申請をいただいて、その金額に応じて支出しますので、この金額は確定という形ではございませんが、予算につきましては、実績ベースで予算を組んでおります。

続きまして、集会所の関係ですけれども、各集会所の利用状況につきましては、すみません。こちらで把握していませんので、お答えすることができません。

それから、集会所についての考え方ですけれども、当然各施設が老朽化していきます。人口等も

減っていくというところもありますので、この長い先の話になりますけれども、集会所につきましては、実際統合していくというところが現実的ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 自治体情報システムの標準化・共通化の件なのですが、ちょっと中身はよく分からないのですけれども、中身聞いても私たちは分からないので、優位性を探っていくのだという答弁だったような気がするのです。これから優位性を探って、ああ、あまりよくないと言ったら、ここからは抜けるということもあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

2つ目には、気象アドバイザーの研修会が予算化されているわけですが、ちょっと目的について伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、最初の標準化の関係をお答えいたします。

こちらにつきましては、先ほど加藤のほうからもお答えしましたけれども、法律に基づいて実施しているものですので、こちらにつきましては、もう抜けるという選択肢はございません。ですので、いかに合理的にといいますか、今のシステムからうまく標準化のほうに移行するかという、その辺のところをうまくやっていくというところでございます。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私より気象アドバイザー研修会の目的についてお答えをさせていただきます。

こちらは新規事業ということでございまして、気象アドバイザーさんというのは、気象庁を退職した職員もしくは気象予報士の資格を持っている方で、国土交通大臣が委嘱をした方というのが初めてこのアドバイザーという形になります。その方々を招いて、まず気象の基本的なことを学ぶというのは、これはもう当たり前ののですが、目的としましては、正しい知識を身につけて、避難をするとき、避難行動を起こすときに、正しい避難行動を起こす。そして、早めに安全な避難行動を起こしていただくということを目的としまして、気象を勉強して、その後、当然避難についてという形で勉強したいと、そこまで教えていただきたいというふうに、プロから教えていただきたいという目的で今回初めて事業化したものでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 気象アドバイザーなのですけれども、そうするとこれは皆さん方だけではなくて、我々も含めて多くの町民が聞いたほうがいいのではないですか。そういう研修会にしたほうがいいと思うのですけれども、その考えはあるのですか。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 私よりお答えさせていただきます。

まだこの気象アドバイザー制度というのが2017年、平成29年に始まった制度でして、本当にまだなかなか知れ渡っていない制度ということでございます。まず、私たちは最初は避難を促す者ということで、一部の町職員ですとか、区長さん、防災会長さん、民生委員さん、または議員の皆様方に受講していただいて、そういう知識的なものを一緒に学んでいただいて、その後、内容を見て、ステップアップバージョンに行くか、私どもの一番最後というのは、今、町では大雨、市野川沿線というのがどうしても避難の判断を仰がなくてはいけないところになっておりますので、土砂災害警戒区域にお住まいの方ですとか、市野川沿線の志賀2区、太郎丸、広野に住んでいる方にお声をかけて、ぜひ勉強を一緒にしましょうと。とにかく正しい避難をしましょうと。避難をする必要がない方は避難しない。もしくは建物の2階に避難すれば済む方は建物の2階に避難をする、避難所ではなくて。そういうような形で、その方々によってどれが正しい避難なのかというのを私たちと一緒に学んでいただきたい。これが最後です。なので、とにかく一度このアドバイザーさんにこちらの希望を言って、受講して、これはいいなと思ったら、そうやって2、3年かけてこういうふうを受けて、1回で終わりというのではなく、何回かかけてそういった形でできればいいなと思っています。何しろまだ始まったばかりで、県内では加須市が1回やっただけで、本当にまだ知れ渡っていない制度ですので、一度は試しとして手応えをつかみたいという、そんな意味でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 なるほど。いや、答弁聞いて、ああ、これはぜひやってもらいたいなというふうに思いました。そういう専門家の意見をまずは皆さんが聞くということなのでしょう。その中でよかったら関係者というか、土砂災害区域だとか、市野川の水域の部分だとかで、その人たちを2回目以降に聞いてもらうということですよ。それもいいのですけれども、我々議員も含めて1回目から聞かせてもらうということできないのですか。

私、岩手の釜石、津波であそこ、子どもたちは誰も被害が出なかったと、奇跡の釜石だと言われている。あの先生に私も直接話を……

○畠山美幸委員長 川口委員に申し上げます。意見はいいので、何が聞きたいのか、聞いてください。

○川口浩史委員 ですから、ちょっとこれ言わないと分からないので。

○畠山美幸委員長 いや、分かるから。

○川口浩史委員 いや、分からないよ。そのときに私は直接聞いて、ああ、こういう意味で逃げなければいけないのかと、釜石の人は逃げようとしなかったのですよ、大人たちは。何回も聞いているのですよ、その先生の話は。だけれども、先生から話聞くことはないよということで、信用されないし、だから逃げなかったわけです。ですから、大人のほうは被害が出ているのです。亡くなった



方も出ているのです。ただ、だから私はその先生のを聞いて、ああ、やっぱり災害というのはこういうものかということに改めて感じたわけですので、気象の専門家の意見を我々も聞いて町民にも知らせる。皆さんも聞いて知らせることが必要ですし、第1段目から私はそれが必要だと思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬地域支援課人権・安全安心担当副課長 答えさせていただきます。

回数的には2回ほど、5万円の予算で2万5,000円の2回という形で計画をさせていただきます。1度目に関しましても、私ども町職員だけではなく、区長さん、防災会長さん、例えば民生委員の皆様など、避難を促す方もしくは避難先で一緒に支援をいただく方と思っていますので、当然議員さん皆さん方も一緒に聞くのだよということでしたら、よろしいかと私どもは思っておりますので、まず1度、窓口がここは熊谷の気象台が窓口になります。こちらに私どもの希望を話して、マッチングをしていくという形になりますので、あとそのマッチングがどこまでうまくいくか。埼玉県には今6から10名のアドバイザーさんがいらっしゃるということは聞いてございますので、うまくマッチングがあって、あとはワークショップをではするのに20人までしか駄目だよとか言われてしまえば、またあるので、一度マッチングで何とかいいところの手応えまでつかめれば見えてくるかなと思っていますので、今そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質問者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、3点予定しておりましたが、最初の地域コミュニティ事業補助金については、松本委員が質問されていまして、これは結構でございます。

それから、2番目、予算書の70ページ、住民・税情報システム運用管理事業電算委託料についてということ、これも青柳委員も質問されていまして。これについては、全体的なこの委託料の中で、先ほどの解析する部分、この辺がどのぐらいの、どういう形で含まれているのか、全額なのか、その辺を教えてください。それから、委託先はどこかということです。

それから、3番目が電子自治体推進事業の電算委託料について、内容を教えてください。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから初めに住民・税情報システムの委託料の関係ですけれども、こちらにつきましては、585万2,000円がそのまま電算委託料のほうに含まれています。委託先につきましては、今、現行お願いしているTKCさんのほうに委託する予定となっております。

続きまして、電子自治体推進事業の委託料のほうですけれども、こちらにつきましては、自治体

職員が使っている掲示板ですとか、メールですとか、インターネットの仮想環境、そちらのほう、それから昨年導入いたしました校務支援システム、こちらのほうの経費となっております。校務支援システムのほうが昨年導入しまして、今年度から金額のほうが70万ほど減額になっておりますので、そちらの分が減額になっているというところで、職員用の費用につきましては、経常経費という形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 そうしますと、そのガバメントクラウドについての調査というのは、国から来ている585万2,000円、これで1つは始めているということですね。そうしますと、いわゆるそのほかの業務が電算委託料として3,800万ぐらい当然あると思うのです。その辺の内容と、それから当然電子自治体推進事業、これも電算委託料で3,000万以上入っているわけです。方向としまして、これはそのガバメントクラウドの方向と、この電子自治体推進事業との関係、非常に分かりにくいというのですか、その辺の関係をもう少し明確に教えていただければなと思うのです。その業務の内容です。

○畠山美幸委員長 再質問、それだけでいいですか。200番のほうはないですか。

○藤野和美委員 今、関連して、2つ言ったので。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、初めに住民・税情報システムのほう、こちらのほうの費用ですが、こちらにつきましては、先ほど来から出ています埼玉県町村情報システム共同化事業ということで、現在20町村が加盟していて、そちらのほうで共同でTKCさんをお願いしてクラウド化しております。そちらのほうのシステムに関わるシステムの使用料ですとか、保守の関係、そういったところが基本的にかかっています。こちらにつきましては、9月で一応切れることになっているのですけれども、そこで更新という形になるのですが、その更新につきましては、どのような形でやるかというのは、その先に標準化と共同化というところを見据えていますので、それらを踏まえて更新作業をしていくというところになってはいますが、この予算の段階では同額で見込んで計上しております。

続きまして、電子自治体推進事業との関係というところなのですが、基本的には標準化、共通化というところは、基幹系システム20業務、さっき加藤のほうから答弁させていただきましたけれども、税情報ですとか、福祉の関係ですとか、それから住民登録の関係、そちらの関連する基幹系の業務についてのシステムとなります。電子自治体推進事業につきましては、職員が使う、分かりやすく言いますと、庁舎内のシステムというところと、それからインターネット、外をつなぐところの仮想環境のシステムですとか、そういったところに係るシステムとなりますので、そのDXを推進するというところでは、当然両方とも絡んでくる部分もあるのですけれども、基本的には

国で言っている推進するということは、20業務、これについて標準化または統一化ということで進めていくという形になっています。予算上は分けてございますけれども、当然システムの関係でするので、地域支援課のほうで一括してシステムの関係やっていますので、分かりやすく分けてはいますけれども、当然進めていく上では両方に関連してくる部分も出てくるとは考えています。もし細かい関係につきましては、また説明をさせていただきますけれども、以上となります。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、1つそのガバメントクラウドとの関係考えると、今、町村自治体やっていますよね。そうしますと、これは現在は今加盟している20町村ですか、それがあある意味共同しながらというか、連携しながら解析事業を進めていると。20団体がある意味、そろってというか、いずれもう法律は決まっていますので、そういう共同歩調を取りながら、この解析も含めてチェックをしているのでしょうか。

では、それをお願いします。

○畠山美幸委員長 加藤主席主査。

○加藤憲史地域支援課政策創生担当主席主査 私のほうからお答えさせていただきます。

今、委員ご指摘のとおり、このガバメントクラウド、標準化対応に限らず、基幹系業務の共同化事業でやっていくものは、全て毎月システム担当の集まりもあるわけですが、毎年ある法改正対応ですとか、そういったものに対するTKC側からの価格提示の正当性みたいなものから、全て共同で精査して決定し、これまでも運用してきているものになります。当然この標準化対応に向かって検討するに当たって、様々なやはり町村からの意見、20団体あれば様々な意見が出てきますので、そういったものを整理整合した上で、最終的には理事会のほうで決定していただいて、現在になっているというような形になっております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 次の質問者、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 最初に、私のほうから広報紙の発行事業について、事業費が昨年に比べて大幅にアップしているのですけれども、要因をまず聞きます。

次に、まもり隊のことでございますが、これについては答弁もありましたが、その答弁された内容からちょっとお聞きを逆にいたします。団体数が21団体というようなことでございますけれども、21団体、この嵐山町の中にどのように地域的にはなっておりますか。これを活性化させていくには、各地に散らばった活動であればいいなというふうに思うのですが、まずお聞きします。

それと、刈り払い機の補助をするということですが、刃ではなくて、刈り払い機そのものも補助の対象になっているのですか、ちょっとお聞きします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、まず初めに、広報紙のほうからご説明いたします。

広報紙につきましては、参考見積りを取ったところ、2色刷りの単価が昨年1.9円から2円程度だったものが、今回2.5円という形になっておりまして、約1.3倍ほどになっておりますので、そちらのほうに委託料、印刷製本費のほうを換算しますと、130万円ほどアップしてしまうという内容になっております。

続きまして、まもり隊のほうですけれども、地区ごとの集計がちょっとすみません。出ていないのですが、まず今現在手元にある代表者の方の住所から、菅谷は1か所、むさし台が6団体、川島2団体、それから志賀2団体、平沢1団体、ちょっと飛んですみませんが、吉田2団体、広野1団体、鎌形1団体、勝田2団体、大蔵2団体、遠山1団体となっております。

刈り払い機とかのバリカンですか、少し軽く枝を刈るものですが、そういったものを3万円程度というか、以内ですか、安価なものについては、その物を補助しているケースもございます。こちらにつきましては、市街化区域に限定という形で、実際にそのまもり隊の作業にしか実質使わないという条件で補助している形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 ああ、広報紙の大幅アップはそういうふうな状況ですか。値上がりというふうなことで、近隣の町村でも非常にいい業績を残している自治体がございますよね。そういうところを参考にして、何か画期的なものを考えているのかなというふうに思ったものですから、そういう要素はないのですか。その点まず1点お聞きして。

そして、まもり隊のことですけれども、分かりました。各地域に広まっているということで、非常にいい事業だというふうに私も思っているのですけれども、そういうふうな状況を伺ってよかったです。

それと刈り払い機については、やっぱり限定的な使用先が決まっている方にはということで、その後、どこに使うか分からないような人にはちょっとご遠慮願っているというふうな感じで受け取りました。

1点だけすみませんが、お願いいたします。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

広報紙につきましてはの画期的な企画というのは、今のところないのですけれども、予算ですので、こちらにつきましては、その値上がり分を取りあえず計上させていただいて、この限られた予算の中でよりよいものを発行していくということで努力していくことには変わりはないかと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私からは2か所、3点なのですけれども、まず70ページ、電子自治体推進事業、こちらについてもこっちで再質問となっていますけれども、この中で事業概要のところには内部情報系システム更新というのが昨年と全く同じ内容で入っているのですけれども、これはシステム更新がまだ進捗途中ということなののでしょうか、内容と進捗についてお伺いをいたします。

2つ目が、同じ項目なのですが、電子自治体推進事業、少額で前年度とほとんど差がない。これですから経常的な経費、これは先ほどご回答いただいたので、ほとんど経常的な経費だということがありましたので、これは再質問のほうから。まず、電算委託料のところの委託先、自治体推進のほうの委託先はどこでしょうか。

それから、コンサルティング委託は、どのような方に、どのような内容をお願いしているのか、このことを再質問させていただきます。

3つ目が、92ページ、住基ネットワーク事業、関連で議会基本条例……

○畠山美幸委員長 すみません。小林委員、そちらは町民課です。

○小林 智委員 ああ、これ町民課、そうか、そうか、これ町民課ですね。

○畠山美幸委員長 はい。だから2点について。

○小林 智委員 はい。ではこの2点でお願いいたします。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから、予算書に載っている内部情報系システム更新ということについて説明いたします。

こちらにつきましては、内部情報系システム機器更新業務委託というところで、契約名になっておりますので、こちらにつきましては、長期継続契約で、令和元年12月に契約しましたので、令和6年の11月までこの契約のほう続きますので、名称として残っているという解釈をしていただければと思います。いずれにつきましても、この内容につきましては、全て経常経費という形で、長期継続契約をしている内容についての掲載をしております。委託先につきましては、NECネットエスアイさんになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 いいのですか。では、再々になるのですか。これは、内部情報系システムの更新ではなくて、中身を更新する業務が継続的にあるという内容だということですね。

○畠山美幸委員長 よろしいですか。

○小林 智委員 情報系システムの世代交代で更新をすとか、そういうことのイベントではなくて、1回機械を入れ替えるとか、ソフトウェアを入れ替えるとか、そういうことではなくて、経常的に

続くものだというさっきお答えだったのですけれども、そういうことでよろしいのか。

ちょっと待ってください。それと、要は基幹系システムのほうは決められたことをやるしかないので、やっぱり大事なのは、この内部情報系とか、このこちらのほうで言っているシステムのほうがやっぱり大事なのである。自治体の裁量が一番効くところなので、自治体のよしあしが出ている場面だと思うので、この辺のほうは大変大事だと思うので。

あとは、もう一点聞くのは、グループウェアシステムというもののどういうシステムを使って活用されているのかというのを聞きして、終わりにしたいと思います。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 最初の質問ですけれども、更新業務というところで令和元年に更新をしましたので、その契約名が残っているというところでございます。同じシステムを5年間長期継続契約で使用するという内容でございます。

グループウェアにつきましては、G a r o o nというシステムを使っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 いいですか。

以上で地域支援課に関する部分の質疑を集結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 2時50分

---

再 開 午後 3時00分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、小林委員からどうぞ。

○小林 智委員 それでは、92ページ、資料で言うと、議会基本条例9条関係資料のナンバー1番、こちらに関連して、転入・転出ワンストップ申請支援サービス導入事業により実現を予定している具体的なサービスと、それが実現することによって、町から見た費用対効果はどうなっていますか。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、転入・転出ワンストップ申請支援サービス導入事業により実現を予定している具体的なサービスの内容についてお答えいたします。

2月6日から全国で開始しましたマイナンバーカードによるオンラインでの転出届ができるようになり、その情報は今現在は職員がマイナポータル申請管理から来たメールを確認しまして、手動でダウンロードを行い、住基システム端末へUSBで取り込む作業があります。それがこの新規事業の転入・転出ワンストップ申請支援サービスを導入することにより、このオンラインの転出届出

情報が住基システムタスク画面上に自動で反映され、職員が早急に漏れなく対応することができます。また、同時に導入されるタブレット端末において、転入・転出・転居の住民異動の手続の際に、窓口での住民異動届の記入が不要となります。これは、オンラインで転出届出をした人に限らず、今までどおり紙で、紙でというか、窓口にいらして異動の手続を行う方、あとマイナンバーカードがない方でも運転免許証、外国の方については在留カードで券面OCR処理というので本人確認できれば利用することができますので、活用範囲は広いです。タブレット端末内に幾つか質問事項を設定することができまして、それに答えることにより、その方に必要な、町民課だけでなく、ほかの課の申請書などが出力されますので、その申請書にはあらかじめ住所、氏名、生年月日、性別がもう入力されており、今までは課によって町民の方が何度も記入をお願いする場面があったのですが、それが不要になり、時間の短縮が図れます。

では、町から見た費用対効果につきましてお答えいたします。住民異動手続に要する時間は、30分から1時間程度要しまして、また各課で必要となる手続ごとに住所、氏名などの規制がありました。これらの手続がこの支援サービス導入により、手続のワンストップ化を図り、窓口の異動、申請書記載などの手続時間の短縮、住民負担の軽減を図るものであります。タブレット端末の操作につきましては、職員の補助が必要だと思われ、当初はタブレット端末は予定は1台ですので、混雑時は今までどおりの住民異動届を記入する紙での処理と併用となります。また、これから庁舎内で話合いを持っていき、いずれは住民票など証明書の発行も考えておりますので、来庁された町民の方が少しの待ち時間でスムーズに手続ができたそのときに、ある程度の効果ができたかなと言えると考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 それでは、再質問なのですが、関係資料の中では、歳出のところで業務委託料386万7,000円、使用料155万1,000円、合計541万8,000円なのですが、年度ごとのを見ると、標準的な経費で毎年310万2,000円使用料がかかると、そのうち補助もありますから、実質一般財源156万かかり続けるということですね、このサービスに。なので、この費用をかけることによって、庁内の事務がスムーズになっていくのだろうという想定で、多分効果を考えている。

もう一点は、町民自身があっち行け、こっち行けではなくて、ワンストップで手続を完了するという利便性だと、この2つが効果なのだろうと思います。そういう理解でよろしいか、まず確認したいと思います。

1点です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、小林委員の再質問にお答えいたします。

国のデジタル庁も書かない窓口と呼ばれるシステムの導入も推進しておりますので、その足がかりとしての第一歩としての導入と考えております。今後につきましては、町民課だけでなく、町全体の窓口体制の問題にもなりますので、さらなる窓口のデジタル化、オンライン化を推進していくためにも電算担当である地域支援課を中心として、担当課と協議をしまいいりまして、お話のとおりワンストップ化、町民の方に負担がかからないように、ワンストップ化を進めていきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 結構です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の31ページですけれども、未就学児均等割保険料負担金24万9,000円の人数を伺います。人数と世帯数、前年度51万9,000円から24万9,000円の減額についてです。

次に、37ページです。中長期在留者住居地届出等事務交付金ですけれども、31万5,000円の積算ですけれども、前年度35万6,000円から減額なのですが、町内の外国人登録者数の減と考えてよいのかどうか、伺いたいと思います。以上です。

その次のは、小林委員さんのでオーケーなので。

○畠山美幸委員長 はい、分かりました。

2点につきまして答弁求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

未就学児の制度につきましては、令和4年度からの新規制度だったので、そのときに税務課のほうで試算していただいた金額を計上したため、来年度の令和5年度につきましては、令和4年度の交付決定額を基に計上させていただきましたので、減額となっております。人数につきましては、41人、世帯数は34世帯となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、私からは中長期在留者住居地届出等事務交付金についてお答えいたします。

この事務交付金は、外国人の居住地届出等に係る事務に対して交付されるもので、転入などの事務処理件数を年に1度報告し、それに基づいて過去5年間の平均の伸び率、推計件数などを鑑みて交付されるものです。この額は令和4年度の実績と同額を計上しております。コロナ禍の影響により、令和3年、令和4年と減少傾向が続いておりましたが、令和5年3月現在は行動制限が緩和された影響もありまして、コロナ禍前に近づいております、外国人の数は減少はしてはおりません。



以上です。

○畠山美幸委員長 次は、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 小林委員もお聞きしていましたので、ちょっと私1つ、手動で端末に入れ込んでいくという説明があったのです。そうすると役場の職員さんのほうは、かなりやっぱりそれによって負担が生じてくるのではないかと、それすらも何か自動的に、端末を手動でということではなく、うまくそれが電算の中、流れの中でスムーズにいくようなものというのは、何らかのソフトみたいなものというのではないものなのですか。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 先ほど説明いたしました手動で行うというのは、マイナンバーカードによるオンラインの転出情報の取り込みなのですけれども、今のところそれはまだ数があり、2月6日からまだ始まったばかりですので、数がまだ2件ぐらいしかなかったのですけれども、そのやり方を覚えるのは、やはり職員のみinnで研修というか、して学んだのですけれども、この先ほどお話ししました転入・転出ワンストップ申請支援サービスを導入すれば、それが自動で画面上に出てくるということですので、これを導入する何か月かの間は職員の方で手動で毎日1回確認するとか、そういうのを皆さんで連絡し合ってやっていこうと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、ただいまの住基ネットの関係で転入・転出なのですけれども、お二人の方がお聞きになりましたけれども、1点だけすみません。お尋ねします。

まず、町側からの時間の短縮あるいは町民からの時間的な短縮があるということでの説明のようでもすけれども、こちらの支援サービスが実施されればということでもすけれども、それはどのくらいの程度の時間が短縮になるのでしょうか。これが1点です。

それから、次が後期高齢者の114から117になりますけれども、こちらの医療保険事業なのですけれども、いろいろがんの関係なんかの委託の関係のことでもすけれども、各人間ドックもありますけれども、健診の関係もありますし、いろいろありますけれども、こちらの委託の内容は人数とか、どちらの病院とかいろいろありますが、お答えいただければというふうに思いますけれども、お願いいたします。

2点です。

○畠山美幸委員長 贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 ワンストップのほうをお答えします。

ワンストップのほうの時間短縮はどのくらいかというご質問なのですけれども、実際やってみないとちょっと分からないのですけれども、今30分から1時間ぐらいかかるという手続が、多くても30分ぐらいでできるのではないかと。というのは、今これタブレットというものでやるのですけれ

ども、今マイナンバーの申請をタブレットで先月から始めたのですけれども、今まで写真を撮って貼り付けて郵便にしてとやっていたのが、タブレットでやると5分ぐらいで済んでしまうのです。ポイントが今月までだったので、すごい申請者が来たのですけれども、それがすごいスピードで何人もできましたので、そこまで早くはないかもしれないのですけれども、1時間かからないで、30分程度で終わるといふものだと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 後期高齢者医療保険事業の委託料のほうについてお答えいたします。

まず、人間ドック委託料ですが、100人を予定しております。次に、健康診査業務委託料は800人、次にがん検診等委託料ですが、集団と個別、それぞれございますけれども、それぞれ例年並み、胃がんと大腸がん、1つずつ取りあえず、今は申し上げませんが、大体例年どおりの人数を予定してございます。最後に、介護予防教室指導運営委託料についてですけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体化の中の通いの場への積極的な関与事業となっておりますので、来年度は1つ増やす予定と聞いております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 転入・転出のほうはありがとうございました。分かりますので、結構です。

ただ、高齢者の医療保険の関係で再質問ですけれども、人間ドックはこれほどのくらいの人数を予定をして、例年並みという……

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 100人。

○松本美子委員 100人ですか。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 はい。

○松本美子委員 少し聞き漏らしをして、次に移るのが私のほうが遅かったのですけれども、100人ということでしたでしょうか。

それと、それから健康診査ですか、こちらが例年並みで800ですか。それから、がん検診の関係で、ちょっとここ分らなかったのですが、もう一度申し訳ないですけれども、お願いできたらというふうに思っています。

それで、ドックの関係なのですけれども、これは申込みを予定の人数をオーバーということは必ず健康診査もがんでもそうですけれども、あるのかなのか、申し訳ないですけれども、質疑させていただきます。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

人間ドックにつきましては、申込みの方全員、検査のほうは受けることができている状況でございます。健康診査も800人と申し上げましたが、これも一応コロナ前の人数をカバーするだけの人数を見込んでございます。がん検診につきましては、集団につきましては、令和4年度実施できましたので、その実績値を基に、それをやや上回る数値を各それぞれの検査ごと見込んで計上してございます。個別につきましても、まだ令和4年度は実績出ていないのですが、例年並みの人数を基に試算をしてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 私のほうは結構です。

○畠山美幸委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私のほうは予算書の92ページにあります戸籍事務事業の電算委託料について、その内容についてお聞きします。よろしくお願ひします。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、戸籍事務事業電算委託料についてお答えいたします。

内容は、戸籍総合システムクラウド利用料596万6,400円、生体認証スキャナー保守6万6,000円、戸籍情報システム改修業務308万円、戸籍の附票システム改修業務135万3,000円、合計1,046万5,400円となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、これは戸籍事務事業、戸籍がそのさきの住基ネット関係もありましたけれども、そのクラウドとか、その辺の関係をこれはどのようになって、戸籍は戸籍でもう別のシステムを組んでいるというふうに理解していいのでしょうか。

それと、あと委託先は、電算のどちらかということです。

それだけお聞きします。

○畠山美幸委員長 柳澤副課長。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当副課長 それでは、戸籍総合システムのことについてお答えいたします。

令和5年3月から戸籍総合システムがクラウド化が導入されまして、委託先は富士ファイルシステムサービスとなっております。システムの関係は、今までは自庁式といいまして、システムのほうが3階の電算室のほうにあったのですけれども、この3月からはサーバーが設置されているあのデータセンターというところに移動になった形で、システム自体は変わらないのですけれども、クラウド化になって、電算室にある機器のほうがちよっと変わりました。それで、令和2年度から始

まっている戸籍法の一部を改正する法律に関わる戸籍情報システムの改修とかがありましたので、ちょっと金額のほうが、この電算委託料のほうが多く増額になっているのですけれども、その改修時点は令和5年度が最終年度となりまして、このシステムの改修は全額国の補助金対応となっております。

以上です。

○藤野和美委員 はい、では結構です。

○畠山美幸委員長 以上で町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 3時22分

---

再 開 午後 3時25分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、福祉課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私からは3点お願いしたいと思います。

まず1つは、予算書のページ数104、介護給付・訓練等給付事業についてということで、前年度予算額より大幅な、4,983万9,000円ですか、の増があります。その理由。

それから、2つ目が予算書の106ページです。障害者生活支援事業について、手話奉仕員養成事業の具体的な内容。

それから、3つ目が予算書の120ページで、こども家庭支援センター運営についてということで、前年度予算額より448万4,000円の増、この理由をお願いしたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、私のほうから介護給付費の関係をお答えいたします。

介護給付・訓練等給付につきましては、令和4年度から介護職員、福祉職員の処遇改善加算分がその給付費に盛り込まれる形になってございます。したがって、令和4年度の10月サービス提供分以降は、そのサービスの給付費に職員の加算分が盛り込まれる形になりますので、それを見込みまして増額となっているものでございます。国で申し上げているのは、おおむね9,000円程度引き上げるというようなことになってございます。

続きまして、手話通訳の関係、こちらにつきましては、国のほうで「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等」という通知が平成10年に出ているのですけれども、そちらのカリキュラムにのっとりまして、奉仕員の入門編、それから基礎編、それぞれ35時間と45時間を開催する予定で

ございまして、5年度につきましては、入門編の講座を予定しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、私のほうからはこども家庭支援センター運営事業の増額理由についてお答えさせていただきます。

現在、こども家庭支援センターでは、コミュニケーション教室として小学生を放課後お預かりしております。令和5年度から小中学生の不登校児童への対応を午前中から実施するため、会計年度職員の報酬が増額となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 介護給付・訓練等給付の理由が分かりましたので、これは結構です。

障害者生活支援事業で、手話奉仕員の養成事業ということで、今年度はこの入門編を講座としてやるということなのですが、この養成するというところで考えたときに、例えばどういう方に講座を受けてもらうのか、その辺と、あとそれから年に何回ぐらいそういう講座を開いて、どういう資格が取れるのか、その辺のところをまずここでお聞きしたいと思います。

それと、もう一つ、次はこども家庭支援センターの場合は、今までは小学生だけということだったものが、今度は中学校の生徒もということで、一応人数的には大体どのくらいの見込みというか、ある程度予想をしているのか。

それと、あと当然要するにその人件費がここにかかっているということなのですが、これは待遇改善も含めた人件費の増額になっているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁求めます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、手話奉仕員の関係をお答えいたします。

先ほど申しあげました国のほうで平成10年に作成しております「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」という中で、対象者につきましては、手話の学習経験がない者等と大きくくくってあるのですけれども、基本的には町民の方に周知をいたしまして、手話を学んでいただく。入門編につきましては、簡単な例えば手話で挨拶をすとか、そういったものができるようなことをまず前提にしまして、大体21回ぐらいのその講義の回数を予定しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、こども家庭支援センターの見込みの人数ということなのですが、現在コミュニケーション教室ということで、小学生で大体11、2名登録していた

だきまして、日に4、5人くらいを利用していただいているような状況でございます。来年度につきましても、午前中、支援員の人数がありますので、4、5人程度というところを予定しているのですが、詳しい内容につきましては、今後教育委員会と協議させていただいて、こういった子どもたちを支援していくのかということも含めて協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 手話のほうは町民に講座を受けてもらおうと、呼びかけると。一応人員的には何人ぐらを考えているのか、その辺もちょっとお聞きしておきたいと思うのです。

それと、あとこども家庭支援のほうは、中学生まで広げることなので、中学生のほうとしての午前中から一緒に小学生とというような形でやるのだらうとは思いますが、その辺のところの運営というのは、どういうふうに大体考えているのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 予定としましては、25名程度です。若干増えるところは見込んでおりますが、予定では25名ということで。

以上です。

○畠山美幸委員長 前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうからこども家庭支援センターの中学生の部分についてお答えさせていただきます。

先ほど答弁いたしましたように、今は小学生を対象にやっています、こども家庭庁ができるに伴って、こども家庭庁のほうで不登校児についてもそういった居場所の対応が必要ではないかということで言われていまして、その辺のことを来年度は加味してしていこうと。基本的にはその不登校の生徒、午前中は本来学校へ行くべき時間なので、それについてはまだ教育委員会と詳細については詰めていませんので、こういった対応しているかということも含めてちょっと今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の23ページ、31ページ、39ページ、121ページになるのですが、特定教育・保育施設利用者負担金が2,008万1,000円、子どものための教育・保育給付費負担金が1億8,209万7,000円、子どものための教育・保育給付金負担金7,710万5,000円は、子どものための教育・保育給付事業の3億9,001万8,000円になるのですが、3歳児未満、3歳から5歳児の年齢前の人数、給付額を伺います。

そして、1,039万1,000円の増額は、保育士給与の増額分と考えるのですが、実際に保育士給与へ

の増加分の確認方法を伺います。

そして、扶助費1,568万8,000円の具体的な内容を伺います。1点。

それから、31ページと37ページ、105ページなのですが、補装具給付事業、介護給付・訓練等事業、自立支援医療給付事業は、それぞれ増額していますが、逆に重度心身障害者医療費支給事業は減額しています。それぞれの理由を伺います。

次が、41ページ、120ページ、121ページなのですが、子どもの居場所支援臨時特例事業補助金364万8,000円は、子ども家庭支援センター運営事業費に充てられ、448万4,000円の増ですが、具体的な内容、これは狛守委員さんのに関係あるのか。すみません。

そして、43ページと117ページですけれども、要保護児童等相談支援システムなのですが、具体的な事業内容、そして対象児童はゼロ歳から18歳ということで考えていいのでしょうか。

それから、さらに118、119ページです。学童保育室事業で、指定管理事業なのですが、4か所の学童保育のうちの正規職員の雇用数、また時間外勤務などの管理についての確認を伺います。

それと、120ページ、121ページの子ども・子育て支援事業ですけれども、育児支援ヘルパー派遣事業委託料で、ヤングケアラーへの対応は可能になるのかどうか、伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 46番につきまして、渋谷委員、回答を求めますか。46番。ナンバー46番。

○渋谷登美子委員 どうなのだろうな。これちょっと私ばつと見て分からないのだけれども、狛守委員さんと同じ内容のことを言っているのかな。

○畠山美幸委員長 同じだと思いますけれども。

○渋谷登美子委員 具体的な内容はというのは、同じ内容だったら、そのように答えてもらったらいいです。

○畠山美幸委員長 ああ、そうですね。

○渋谷登美子委員 はい。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、順次回答させていただきます。

まず初めに、令和5年度の保育所の入所状況ということでお伝えさせていただきます。給付額につきましては、申し訳ありませんが、年齢ごとの算出はしておりませんので、区分ごとの金額となっておりますので、ご了承願えればと思います。

初めに、令和5年度の年齢ごとの入所児童数でございます。ゼロ歳児が17人、1歳児が43人、2歳児が42人、3歳児が53人、4歳児が54人、5歳児が57人、計266人となっております。

続いて、給付額ですが、3歳以上のところにつきましては1億6,483万1,057円、3歳児未満ですが、2億693万3,876円、合計としまして3億7,176万4,933円となっております。

続きまして、保育士の処遇改善の確認方法でございますが、令和4年2月から9月分につきまし

ては、補助金として各保育所に支出しており、その際、交付申請時に各保育所から賃金改善計画書及び明細書というのを提出していただいております。これには各誰に、幾らの金額が幾ら改善になったかというのが詳細に記載されたもので、それに基づいて補助を出しており、確認をしております。令和4年10月以降につきましては、公定価格に処遇改善が反映されておりますので、委託料等で各保育園に支出しているような状況です。その際の確認方法ですが、毎年県にてそれ以外の加算につきましても、処遇加算の認定を行っております。その中の項目となりますので、町及び県で確認することとなるかと思っております。

続いて、扶助費の内容でございます。こちら扶助費につきましては、保育の無償化の関係で、無償化対象のお子様保育等の施設を利用した際の利用料を償還払いする補助金となっております。保育施設につきましては、認可外保育及び預かり保育というところで、139万2,000円、幼稚園施設、幼稚園の預かり保育及び未移行の私立幼稚園を利用した場合の金額ですが、1,429万3,600円を計上しております。

続いて、こども家庭支援センターですが、内容としては先ほど狛守委員の答弁と一緒にありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、要保護児童等相談支援システムの内容でございます。国は、令和3年9月より要保護児童等に関する情報共有システムを構築し、全国の児童相談所及び自治体とオンラインで情報を共有することとしました。児童相談所の導入は進んでいるようですが、自治体への導入が進んでおらず、国が導入を推進しているところです。嵐山町におきましても、パソコンでケース記録を管理しておりますが、国のシステムに対応していないため、今回の導入となりました。対象年齢でございますが、令和5年4月より施行されるこども基本法においては、子どもの要件に年齢等は規定されておられません。本システムもこの法にのっとり、法の趣旨に沿った形で運用を考えております。

次に、学童保育室事業の関係でございます。令和5年の学童保育室の職員体制ですが、各学童保育室で申し上げます。ひまわりが常勤2名、非常勤10名、ひまわり第2が常勤2名、非常勤10名、てんとう虫クラブが常勤3名、非常勤3名、子どもの森が常勤3名、非常勤3名となっております。職員、支援員の時間外勤務の管理でございますが、毎月指定管理者において管理しております。必要に応じ確認することはありますが、毎月の報告義務は求めておりません。以上です。

すみません。失礼しました。あと、ヤングケアラーの関係でございますが、その家庭の状況を確認して、必要があればヤングケアラーの対応ということは可能でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 保育児童の関係なのですけれども、ちょっと書き取れなかったもので、後でいただければと思います。

それと、要保護児童等相談支援システムというのは、別にゼロ歳から18歳というふうに規定され



ていなくて、こども基本法も規定されていないので、その場その場でやっていくということではないのですか。よく分からないなと思いつつながら。

それともう一つ、ヤングケアラーに対しての育児支援ヘルパーの派遣というのは、これは今どのような形で確認されているのか分からないのですけれども、介護保険なんかだと相手が高齢者で介護の方だったら、ヘルパー制度はこれには使えないです。ここのところに持っていかなくてはいけないと思うのですが、その場合の要件として、結構厳しいのかなと思うのですけれども、こういったヤングケアラーに対しての対応がここでできると、嵐山町にどの程度いらっしゃるか分からないのですけれども、それについては確認できるというか、相談体制ができているということで考えているのか、伺います。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、システムの関係につきましてお答えさせていただきます。

現在、導入予定のシステムにつきましては、総合福祉システムという関係になっておりまして、この児童福祉に限らず、福祉全般に対応するシステムになっております。実際には児童福祉担当では要保護児童対策というところで運用しますので、その部分に関して言えば、ゼロ歳から18歳というところはあると思うのですけれども、今後その包括的な支援というところを考えますと、年齢差別なく児童福祉だったり、障害福祉、高齢福祉を連携して、このシステムと連携させてもらって支援をしたいというふうに考えております。

次に、ヤングケアラーなのですが、こちらの育児支援ヘルパーにつきましては、あくまでも子育て、育児に対するヘルパーになっておりますので、基本的には保護者の方が相談を受けて、そこでアセスメントをさせていただきます。導入という形をさせていただいておりますので、介護保険等採用になってくるとちょっと、その子育てしている方であれば、保護者であれば申請して利用することが可能かと考えております。ただ、要綱上は内容によって柔軟に対応できるような要綱の作り方をしていますので、そのケース、ケースで実情に合って、なるべく申請された、相談に来られた方の支援をできるような形で相談を受けたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ヤングケアラーに対してのこれはそれだと、ごめんなさい。うまくまだ対応できるシステムができていないというふうに考えていいのですか。だって、保護者をケアする人もいるわけですよね。保護者がそれを、そのことができないというタイプの人もあるし、介護保険という場合は、高齢者の場合だし、障害を持っている方の場合は、子どもになる人はそれをどういうふうにして自分が見分けるかと、そのシステム自体がまだできていないということではないのでしょうか。

○畠山美幸委員長 前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 ヤングケアラー、何が問題かというところなのですからけれども、ちょっとこの前、一般質問のときもお話をさせてもらったのですけれども、親御さんだったり、高齢者だったり、そのお子さんが必要な方たちをケアする。実はさっきも言いましたが、高齢者であればもしかしたら高齢者のほうの仕組みが使えて高齢者のケアができるのではないかと。もしか精神を持っている親御さんであれば、では精神のほうの福祉のサービスが受けられるのではないかと。要はそこにまず入って行って、アセスメントをしないと、そのこちらの育児ヘルパーについては、そういったアセスメントをして、どこの制度にも引っかからない場合です。そういうような場合に育児ヘルパーさんが使えるのではないかとということで入れたのです。親御さんが障害持っていて、明らかに手帳を取得して、できれば障害サービスのほうで当然そのサービスを入れていきますけれども、そこまで行かない場合、何のサービスも受けられない場合に、受けるものがないのではないかとということで、この育児ヘルパーについては、ちょっと柔軟な形で対応できるように、要するに公的なサービスから漏れてしまうところを救えるような形で考えています。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、2点ほど質疑させていただきます。

ページ数でいきますと118ですか、学童保育室の関係なのですからけれども、渋谷委員さんのほうで職員さんの関係は聞きましたけれども、私は生徒のほうの関係を聞かせていただきます。

まず、4学童があるわけですからけれども、各学童の予定人数をどのくらいに見込んでいるのかということが1点です。

それから、ひとり親家庭のほうに移りますけれども、そちらにつきましては、対象者を何人ぐらいい見込んでいるのかということと、父子家庭あるいは母子家庭とか、いろいろありますけれども、その辺の分けた人数もお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、まず令和5年度の学童保育室の入室状況についてお答えさせていただきます。各学童保育ごとにお伝えさせていただきます。

ひまわりクラブ78名、ひまわり第2クラブ50名、てんとう虫クラブ57名、子どもの森42名ということになっておりまして、ひまわりクラブで小学5年生が1名、ひまわり第2クラブで小学5年生が3名、計4名の待機児童が出ております。

続いて、ひとり親家庭医療の受給者の見込みでございますが、令和5年度は117名を見込んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 ちょっと答弁漏れかなと思いますけれども、では2回目ということで質問させていただきます。

人数のほうは学童の関係で4学童、分かりました。それで、待機児童がいるということですが、こちらの点につきましては、どのように考えていらっしゃるというか、多くて入れないというのは当たり前のことなのでしょうけれども、全員が入れることを望んでいるわけなのですね。それなので、何かほかに考え方というか、指導の方法というか、家庭に対して、子どもに対して何かありましたらお願いします。

それから、ひとり親家庭の関係ですけれども、こちらにつきましては、人数的な見込みは117ということですね。それで、私もしあればでしたら、父子家庭も母子家庭もあるだろうから、その別に分けられて見込みがあれば答弁いただきたいと思ってお願いしたのですけれども、分かりましたらお願いします。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、学童保育の待機児童対策でございます。ここ数年、小学5年生のところで待機児童が出ておまして、それについては今年度もずっと協議をしてみました。来年度につきましては、まず緊急的な対策として、菅谷小学校にご協力いただきまして、学童保育室に近い第2音楽室のスペースとしてお貸しいただくことになっております。現在、それでそこを利用できるように改修を進めているところです。スペース的なところはそこでちょっと確保するという形を考えております。

ただ、あともう一つは、長期休みのみの利用の募集をかけようかと思っています。これは、なぜかといいますと、以前その待機児童がいっぱい出てしまったときの保護者の意見として、特に高学年につきましては、平日の放課後は家で待たせることができるのだと。ただ、長期休み1日家に置くことはやっぱり心配なので、それなので学童保育にやっぱり申し込むという声がすごく多かったのです。であれば、逆に言いますと、長期休みのみの募集をかければ、平日の利用が減るのではないかと。実際に今年度の登室率を見ても、平日で6、7割なのですが、長期休みに関しては5割ぐらいに落ちるのです。そうすると、その吸収も可能なのかなと思っておまして、ちょっと今年度それをやってみて、待機児童対策ということで考えております。

続きまして、ひとり親家庭医療の受給者ですが、答弁漏れで大変申し訳ございません。父子家庭、母子家庭の内訳については、申し訳ありません。人数出しておりません。

以上です。

○松本美子委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○畠山美幸委員長 次の質問者、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 手話奉仕員の関係なのですけれども、簡単な挨拶と言ったのかな、くらいができることを学ぶということですよ。どういう場で活躍を期待しているのか。自分の団体に聴覚障害の

方がいるとか、家族にいるとかという、そういうことで具体的なところというのをちょっとお話しただければと思います。

それから、要保護の関係なのですけれども、この要保護というのは、小中で要保護、準要保護と言っていますよね。そのことを意味しているのですか。言葉の意味が分からないので、ちょっと伺っておきたいと思います。いいです、それで。それをちょっと伺いたいと思います。

それから、子どものための教育・保育給付事業で、職員の処遇が改善されるという説明があったのですけれども、どのような改善されるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 私のほうからは手話の関係でございます。

先ほどのお話のとおり、手話の奉仕員でございますので、通訳者ではございません。したがって、まず入門編では手話を理解していただき、手話で挨拶ができ、加えて自己紹介程度の会話が可能なレベルを目指すということになっております。入門編が終わりますと、基礎編というものに移行するのですが、基礎編では相手の手話が理解でき、特定の聴覚に障害を持つ方となれば、手話で日常会話が可能なレベルを目指しますということなのです。したがって、奉仕員ですので、例えばご自分のお知り合いの手話ができる方と、手話を通じてコミュニケーションを通じ、かつ例えばお買物に一緒に行ったときに、一緒に行くよというような形で、そのときに手話は分からない方との間に通訳ではないのですけれども、「こんなこと言っているんですけど」とか、通常でいけば筆談等でするところを日常的な会話がある程度できるようになると、そういう形で日常生活の少しお助けをできるような、そういったイメージを持っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、まず要保護の用語のところでございますが、児童福祉で言う要保護というのは、学校の現場での要保護、準要保護とは全く違っていて、要保護、児童福祉、虐待防止法のほうでは、あくまでも子どもが虐待等により精神なり、身体なりで影響があり、保護しなくてはならないという児童を要保護児童というふうに定義しております。

次に、保育士の処遇改善なのですが、改善は基本的には給与になっております。こちらは昨年、令和4年度の1月のときに事業所のほうにも説明させていただいているのですが、この保育士の処遇改善の趣旨は、保育士、教育・保育の現場で働く方々の収入を上げるのを原則目的としておりますので、この処遇改善は全て給与に、しかも本給といいますか、給与もしくは毎月恒常的に支払われる手当、そこを増額しなさいよということで指導を受けておりますので、もう各園にもそのような形でやっていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 要保護の関係なのですが、ああ、なるほど、虐待など精神的な被害を受けた子どもを対象ということですか。分かりました。この子たちのシステム構築の業務だということ、ちょっと今まではこうなのだけれども、これがこういうふうになるのですよという、その説明をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、職員の処遇なのですけれども、大体どのくらいの給与が上がるのか。保育の現場というか、その事業所によって違うのですか。何%上がるとか、金額で何万円上がるとか、もし分かりましたら伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 まず、システムの関係でございます。そもそも国がこのシステムを構築したのは、要保護児童が県外に転出したりだとか、その世帯が異動があったときに、その自治体間、または児童相談所間での連携がやっぱり密に取れていなくて、問題が起きてしまったという例があり、そこのところをうまく連携するという趣旨が根本でございます。

今現在、例えば嵐山町にお住まいの要保護児童の方が町外に転出された場合には、取りあえずその段階で児童ですので、児童手当、こども医療の関係で児童福祉としては、そこは転出することが把握できるので、それに基づいて転出先の児童福祉担当のほうに一報を入れて、うちのほうでこういうふうに関わっているお子様が今度そちらに転出するという連絡をします。その後、うちのほうのそのケース記録を整理して、それをコピーして郵送で相手の自治体のほうに送って、情報共有を図るというのが今の流れでございます。このシステムを入れることによって、要保護児童の児童記録票というのをもうそもそも国のサーバーのほうに登録します。そこから随時関係自治体なり、あと児童相談所もそこに見に行くと、すぐ情報が取れるというようなシステムになっております。

続きまして、保育士の処遇改善でございますが、こちらにつきましては先ほど太田副課長のほうから障害施設のほうの話もありましたが、保育施設も同じで、3%、月額にして9,000円程度、これについては役職によってちょっと若干のばらつきがあるようなのですが、基本的には月額9,000円程度の処遇改善ということを国では言っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、順次質問いたしますけれども、最初に参考資料18、予算書の107ページに当たりますけれども、生活サポート事業費補助金について、今の事業所の数と、大体この年間の利用者数をどのくらいとして算定しているのか、想定しているのか。

それから、次が参考資料18、予算書でいいますと122ページに当たるかと思うのですが、特別保育対策等促進事業費補助金という項目でございます。その内容について教えていただきたいと思っております。

それから、次が予算書の104ページ、社会福祉協議会補助事業というのがありますけれども、どん

な補助を想定しているのか、教えていただきたいと思います。

それから、次の予算書の106ページ、手話奉仕員養成事業について、これはもう再三答弁をこれまでもありましたので、これは結構です。

それから、予算書の119ページ、要保護児童等相談支援システム構築業務と、これも再三答弁がありましたけれども、1つ、この要保護を認定するところは誰が認定するのかということをお教えください。

それから、次です。予算書の120ページ、地域子育て支援拠点運営事業についてと、この内容について改めて教えてください。

それから、予算書の121ページ、育児支援ヘルパー派遣事業、これも答弁がありましたけれども、5年度何人ぐらい対象者を予定しているのかということをお聞きしたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 私のほうからは生活サポート事業、それから社会福祉協議会事業の関係をお答えいたします。

まず、生活サポート事業でございます。こちらにつきましては、1人当たりの年間利用時間が150時間という形で補助の枠が決まっております。藤野委員のご質問で何名ということですが、積算上は現行の利用時間を加味しまして、1人当たり全体の平均の利用時間が5年度ですと118時間を見込んでおまして、それにつきまして運営費の補助金につきましては、12か月分ということで算定をしております。人数でございますが、おおむね3年度、4年度の関係でいきますと、25名から28名程度の方が常時利用されている状況でございます。利用の回数ですとか、時間は個々に異なりますので、先ほど申し上げた平均的な月の利用時間を算出しまして、予算のほうを計上しているところでございます。以上でございます。

それから、社会福祉協議会の補助金でございますが、社会福祉協議会の補助金につきましては、平成25年度に町で補助要綱をつくってございまして、そちらの中で職員の設置費としまして、事務局長の職員費並びに職員1名分と、事業としましては老人福祉対策費、金婚式の事業分、それから戦没者慰霊事業分として戦没者追悼式の費用につきまして予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、特別保育対策等促進事業費補助金の内容についてお答えをさせていただきます。

まず1つとして、一時預かり事業、こちらは今年度めぐみのその保育園のほうで実施しております。来年度から嵐山若草保育園で実施するのですが、こちらの事業として601万4,000円を計上し

ております。

続いて、延長保育促進事業、こちらにつきましては、町内の認可保育所、東昌と東昌第二、若草に対して30万、しらこぼと保育園に対して60万を支出します。こちら金額の違いにつきましては、東昌、東昌第二、若草については、夕方みの延長保育なのですが、しらこぼと保育園につきましては、朝と夕方、両方の延長ということで金額が異なっております。

続きまして、安心元気保育サービス支援事業、こちらにつきましては、1歳児の職員配置について、国基準である1対6ではなくて、1対4で配置基準をしている保育所について支給される補助金で、県単独の補助金になります。令和5年度は35人を見込んでおりまして、840万円を計上しております。

次に、民間保育所運営改善事業として町内保育所に対して1,217万8,000円を計上しております。内容は以上となります。

続いて、要保護児童の関係でございますが、こちらにつきましては、児童福祉法等で定められている要保護対策協議会、町のほうで設置しております。こちらの協議会において要保護児童を認定するような形になっております。

次に、地域子育て支援拠点運営事業についてでございます。こちらにつきましては、地域の子育て中の親子の交流促進、また育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える仕組みということで、武蔵嵐山駅に嵐山町子育てステーション嵐丸ひろばを設置しております。令和3年4月からは指定管理者として嵐山町社会福祉協議会に委託し、運営をしているところでございます。

次に、育児支援ヘルパーの来年度の見込みですが、一応対象件数としては3件を見込んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 ちょっと補足をさせていただきます。

要保護児童地域対策協議会での認定というお話をさせていただきましたが、要保護児童、先ほどもありましたけれども、虐待とかあって、子どもさんのネグレクトがあって、子どもさんの生命に関わるような場合の事案について、当然児童福祉のほうでその事実を知った場合には、児童相談所に通告義務があります。なので、児童相談所に通告をして、児童相談所で判定が行われます。その家庭、その子については要保護児童として経過観察をしてくださいということになります。それを受けて、町で設置しています要保護児童地域対策協議会の中で経過観察していくというような流れで認定をしています。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、生活サポートのところですけども、事業所というか、事業者はこれまで1件でやってきたと思うのですが、それは変わりがないか、ちょっと確認いたします。

それから、大体例年このぐらいの予算で推移していると思うんですけども、いわゆるその利用者が増えていないとか、大体固定化してきているのかなというちょっと印象を持っているんですけども、その辺のちょっと状況はいかがでしょうか。

それから、その特別保育の関係ですけども、いわゆるゼロから2歳児の保育料というのを、ほかの自治体に比べてかなり援助しているとか、安くしているということがあったと思うんですけども、その辺の予算等はここの関係とはちょっとないですか。その辺だけちょっと確認いたします。

では、結構です。

○畠山美幸委員長 2点につきまして答弁求めます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、私から生活サポート関連でございます。

まず、町内の事業所でございますが、現在は2事業所でございます。実際に町の生活サポートの事業を実施しているところ、町内は2事業所、町外にも複数の事業所を利用させていただいています。先ほど時間数のお話をさせていただいたのですが、令和3年の10月までで月平均大体100時間というところが、令和4年の10月でいきますと108時間ということで、人数は変わっていないのですが、事業時間が増えているというところで、令和5年度は118時間平均を見込んでいるという状況でございます。利用者さんにつきましては、入れ替わりというのですか、年度ごとに申請が上がってきているところもありまして、ただ転出あるいは死亡等で登録も減っているところもございますが、令和4年度でいきますと、新規で申込みをされた方というのは23人ほどいらっしゃいます。ただ、藤野委員おっしゃるとおり、新しく登録をされても、すぐ使わない方もいらっしゃいますので、またこの事業につきまして周知を図っていければと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 内田副課長。

○内田淳也福祉課児童福祉担当副課長 それでは、特別保育対策促進事業費の関係でございますが、こちらにつきましては、ゼロ、1、2歳の保育料軽減の関係の予算とは関係ない感じになっております。

以上です。

○藤野和美委員 では、結構です。

○畠山美幸委員長 最後の質問者、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 私は、102ページにあります社会福祉総務事業の中にあるSAITAMA出会いサポートセンターについての、うる覚えではこんな団体のところに加入しているのだというのは分かつ



ているのですが、センターの内容と、その効果をお聞きをしたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 それでは、SAITAMA出会いサポートセンター事業でございます。

こちらにつきましては、埼玉県、それから市町村、企業等で構成します運営協議会におきまして、事業の運営をしてございます。その運営事業のほうに市町村が会員として加入をした際に、その会費として人口割等で各自治体ごとに異なりますが、負担金を納入しているところでございます。居住している市町村がこの運営協議会に加入をすることで、一般の申込みをされた方は、2年間1万6,000円の会費を払うのですが、会員になっている市町村あるいは企業の方であれば、1万1,000円の費用で5,000円割引というか、安く登録料をすることができるということでございます。今年の1月末現在ですが、登録者数、嵐山町としましては、トータルで39名の方が登録をしてございまして、男性の方が25名、女性の方が14名でございます。これまでに3組の方がご成婚をされている状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 いや、一般の会員との差があるのだというようなことで、安ければ安いほどいいわけですね。それで嵐山町も加入していると。会員数は現在で39名、男性の方、女性の方いらっしゃいますが、この3組というのはどういう、範囲というか、いつ頃から3組ということなのですか。近年、1年間ではないかなというふうには思うのですが。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

直近でいきますと、昨年の3月に1組、それから令和2年の8月に1組、令和元年の11月に1組の3組でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 この効果をもって効果が出ているな、そういうふうな埼玉県でやっている事業ですけども、加入したことによって効果が出ているなということでございますけれども、町にこの効果をさらに反映させるような考えは何か持っていますか。町の事業に。

○畠山美幸委員長 太田副課長。

○太田直人福祉課社会福祉担当副課長 この制度ですけれども、まず対象とする方は、自ら結婚を希望される20歳以上の独身の男女、それから県内に在住・在勤または近い将来、埼玉県内に移住をお考えの方、こういう方が登録できます。これが30年度からスタートしている事業なのですが、開設当時は、市町村でいきますと23の市町村しか運営協議会に入っていなかったのですけれども、今年

の1月末現在ですと47の市町村がまず会員となっております。加えまして、企業、団体等も開設当時は13社・団体だったのですけれども、現在は65社・団体となっております。類似事業で社会福祉協議会による結婚支援事業というのもございますが、プラットフォームというのですか、そういったものが複数あることで、町に結婚をして住んでいただくというシステムとしては複数あってもいいのかなというところと、現状ですと町のホームページ等でPRをしてございませんので、今後このサポートセンターさんと連携をして、そういった情報も町のホームページ等に掲載をしていければと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 ちょっと私のほうから補足をさせていただきます。

実はこの制度始まったのが行政なのです。今、様々なそのマッチングサイトですか、婚活サイトありますけれども、ここは行政がやっているということで、結構信頼度が高いというので話題になっています。なので、この当初二十何団体だったのが、今四十何団体と増えていますので、やっぱりこの行政がやっているその婚活サイトということで、今後もう少し町としてもしっかりPRしていけば、さらに効果はあるのではないかと考えています。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上で福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 4時18分

---

再 開 午後 4時30分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私からは1点だけです。

予算書の118ページ、養育医療費給付事業について、この事業の内容ということ、特に今年度がゼロ円、来年度が50万という予算計上になっていたと思うのですが、その辺のいきさつも含めてご説明いただければと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 お答えいたします。

これは、母子保健法に基づく未熟児養育医療給付制度というものがあまして、これは体重が2,000グラム以下あるいは体の発育が未熟な状態で生まれた赤ちゃん、いわゆる未熟児ちゃんの場合

は、医師が必要と認めた場合、指定医療機関で入院治療が必要となります。その治療費の一部を保護者の申請に基づいて町が負担しております。その公費負担分を計上させていただいたものがこの事業ということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 狛守委員さんの質問の中で、今年度50万円、昨年度ゼロだったという件についてお答えします。

昨年度は1個上のこども医療費給付の下に養育医療費給付金という名目があったかと思います。5年度からは担当課が今までは福祉課が担当していた予算だったのですが、5年度からは健康いきいき課で予算を対応することになりました。出産・子育て応援給付金事業、2月から始まりましたが、保健師、看護師等による伴走型ということで、赤ちゃんについてもうちのほうが一番よく分かっているということで、健康いきいき課のほうに申請をしてもらって、この支払いも健康いきいき課の事業になりましたので、もともと去年もあったのですが、予算的には養育医療費給付事業ということで、昨年がゼロで、今年が50、実際は去年もこども医療費のところ50万を合わせた金額になっておりましたので、そういうことでございます。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 では、1点だけ。

人数枠を何名を一応見込んでいるのか、その辺だけちょっと。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

人数については、令和3年度の実績を基準に2名を見込んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の128、129ページの母子予防接種事業で、3,382万6,000円のうちのHPVワクチンの予防接種についての人数と単価、回数、抽出方法について伺います。

それと、また131ページの不妊治療支援事業の10万円ですが、具体的な事業を伺います。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、HPVワクチンについてですが、HPVの予防接種に関連する部分をお答えいたします。これは、予防接種医師委託料3,322万2,000円のうち、HPVワクチンの接種の部分が約810万円になっております。その内訳としまして、従来のワクチン、今現在定期接種化となっている4価のガーダシル、それから2価のサーバリックス、こちらが単価1万8,480円掛ける40人の3回分を見込んでおります。

それから、もう一つが新年度から、今度5年度から定期接種化となる新しいワクチン、シルガード、こちらは9価のワクチンになるのですが、こちらが3万2,700円掛ける60人掛ける3回を見込んでおります。

それから、周知の方法ということでございますが、こちらに関しましては、今年度、令和4年度と同様に、中学1年生及び高校1年生の約100人個別通知を予定しております。

続きまして、不妊治療支援事業についてです。こちらの10万円の具体的な事業はということでございますが、こちらについては不妊検査に係る費用の助成部分を見込んでおります。

以上です。

○渋谷登美子委員 ちょっとよく分からなかったな、今の。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。約100人というのは、具体的な小学校6年生から高校1年生までの数という形でいいのですか、それともどういうふうな形でHPVワクチンの人数を出したのか、伺います。それでいいかな。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 この100人ですよね。合計で100人です。こちらは、昨年発送させていただいたキャッチアップ分です。キャッチアップ分の方も全て含めた約1割程度で算出しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 その1割程度のうち、どのくらいの方が接種なさると考えているのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 100人です。サーバリックス、従来のワクチンと、新しいシルガード9、合わせて100人を見込んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、3点になると思いますけれども、質疑させていただきます。

まず、126ページなのですが、健康づくり事業ということで、みんな健康で予防という形で頑張っ  
て皆さんが行っていることは私も伺っていますから、承知しているところでございますけれども、  
トレーニングルームの指導者とかいますけれども、その指導の内容、それをまず伺い、また利用し  
ている方は町内は何名で、町外がどのくらいの利用者を見込んでいるのか、伺います。

それから、128ページに移りますけれども、がん検診の事業なのですが、こちらのがん検診はどの  
ような種類なのか、または対象なのかということをお伺いします。

同じく、128ですけれども、こちらの高齢者の予防接種事業ですが、予防接種内容がどのようなものなのか、あるいは法定外と法定内があるようですが、そちらの件について内容等を伺わせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、私のほうからは健康づくり事業、トレーニングルームの部分と高齢者予防接種事業に係る部分をお答えいたします。

まず、トレーニングルーム、「やすらぎ」のトレーニングルームの指導内容ということでございますが、こちらに関しては事前講習、トレーニングマシンの使用法だとか、効果等の説明、体力測定などを含めた事前講習、それから各おのおのに合わせた個別プログラムの作成、それからトレーニングマシンの使用時の安全の確保、それからマシンを使ったものではなくて、強化バンド、セラバンドやバランスボール等を使った運動教室を開催しているのですけれども、そちらの実施、それから事務的なもの、運営に係る事務的なカルテの管理だとか、そういった事務的なものとマシンの点検、それから案内業務、見学者の対応だとか、利用者の啓発とか、あとチラシの作成なども含めた案内業務、それから清掃業務、以上を含めて委託という形でさせていただいております。

それから、町内、町外の利用者数の見込みということでございますが、こちらは令和5年度は、新年度は延べ約1万3,000人、実人数でいうと3,000人、町外の方に関しては30人を見込んでおります。以上です。

すみません。引き続き高齢者予防接種事業についてお答えいたします。こちら、予防接種内容につきましては、2つございまして、1つは高齢者のインフルエンザ、それからもう一つ、高齢者の肺炎球菌の予防接種でございます。法定外の対応はということでございますが、こちらは65歳以上で定期接種の対象外の年齢で、今まで町の助成を受けていない方、こちらは法定外の対応については、肺炎球菌についてですが、以上となります。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

まず、がん検診等の事業ということでございますが、がん検診は医療機関で行う個別検診と町の公共施設で行う集団検診を実施しております。30歳以上を対象とした肺がん、大腸がん、胃がん、乳がん、これは女性対象でございます。検診と、20歳以上の女性を対象とした子宮がん検診は、個別、集団ともに共通に実施しております。また、個別検診のみ50歳以上の男性を対象とした前立腺がん検診というものも実施しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、再質問させていただきますけれども、まず健康づくり教室なのですけれ

ども、こちらは個人個人のデータ等も取っているかなとちょっと思っていましたけれども、それは現在も、4年度ですけれども、3年度でもいいですけれども、取っていて、少しずつ改善されているとか何かそういったようなことはどうなっていますでしょうか、現状。

それから、町内の利用者は随分いるのでよかったなとちょっと思ったのですけれども、町外の方が30人だということですか。私が聞き間違えていたら申し訳ないですけれども、訂正をお願いします。

それから、がん検診の関係なのですけれども、それぞれがん検診の種類というか、その対象の人たちというのは分かりましたけれども、おおむね何歳ぐらいの方が多く集団に受ける方が多いでしょうか。何のがんを受ける方がというのですか。

それと、高齢者の予防ですけれども、法定外は65歳以上で、ちょっとここ分からなかったのですけれども、町の助成を受けていない方が法定外で肺炎球菌が受けられるという、そういう答弁のような感じですか。ちょっと私のほうが把握がし切れなくてすみませんが、予防接種内容の関係はインフルエンザと、それから肺炎球菌だということで分かりました。ですから、その法定外のほうだけすみません、もう一度。65歳になられると肺炎球菌の資格というのですか、その指定になれるというか、接種対応が受けられるとか、そういうような取り方なのですか。どういう形ですか、お願いします。

○島山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えします。

これ教室の部分でいいのですよね。これ例えばセラバンドとか、ボールを使った教室の部分の個人のおおのこのデータは取っているかということによろしいですか。

○松本美子委員 はい。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 すみません。その部分については、教室の部分でなくて、マシンを使ったトレーニングです。その部分、マシンを使ったトレーニング、プログラムに基づいたマシンを使ったトレーニング部分については、各個人のカルテにデータを取っておるのですが、その部分は把握しておるのですが、すみません。各自由参加の教室の部分については把握しておりません。

それから、町外が30人かというご質問でございましたが、これ今現在、コロナ禍になって、人数制限をさせていただいた中での町外の利用者につきましては、新たに新規の申込みの方については、今制限をさせていただいているのです。その中で、今現在は約1名だけ、町外の方は約1名だけ継続、以前からずっと、コロナ前からずっと続けていらっしゃる方のみ1名だけが今現在利用されています。今、30人と申し上げたのは、次年度、あと新年度に、5月になって、国の指導の下にこの制限を緩和したとき、緩和した場合には、以前の、コロナ以前の町外の方が30人程度利用されているということで、その以前のコロナ前に戻るのではないかという予測の下にお答えさせていただき

ました。

それから、法定外は町の助成を受けていない方が対象なのかというご質問でございますが、こちらに関しては65歳以上で肺炎球菌に関しては、その決められた年齢があるのです。定期接種で打てる年齢が決められているのですけれども、その年齢の対象外の年齢で、かつ今まで町のこの高齢者肺炎球菌に係る助成を受けていない方という解釈でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 がん検診についてお答え申し上げます。

対象年齢は20歳以上あるいは30歳以上ということで、若い年代から受けられる体制を取っておりますが、やはり集団検診で申し上げますと、受診をされる方は40代以上、50代以上の方が多いかと思えます。

そして、検診として何が多いかということでお尋ねいただいておりますが、個別検診と集団検診を比較した場合、集団検診のほうが多いものが胃がん検診と乳がん検診ということになります。胃がん検診に関しては、集団検診はエックス線、バリウム検査というのでしょうか、そちらのほうを実施しております。個別検診に関しては、そのエックス線以外も内視鏡も選択できるので、そういったことで選択の幅もあるかと存じます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうですね。トレーニングルームの関係ですけれども、マシンの関係だけはデータが取れていると、そういう個人的なデータ、個別というのですか、取れているということの答弁だったと思えますけれども、そのほかの器具を使つての個別のカリキュラムみたいなものもちゃんとこの指導員さんが作っていますから、その中でデータをきちっと前は取っているというようなお話もあったと思ったのですけれども、現在は予算ですから5年度になると思えますけれども、マシンの関係だけは今後もでは取っていくと、新年度も取ると、そういう考え方で質疑させていただきましても、お願いします。

それと、がん検診の関係では、年齢的なものとか、あるいは集団とか個別とかがあるということで、これは分かりましたから、結構です。ありがとうございます。

それから、ちょっと分からないのが、高齢者予防の関係で、法定外の関係なのですけれども、こちらが65歳以上で肺炎球菌の年齢に達したときに第1回目が無料になると、そういったことがあったと思うのですけれども、これが65歳以上の法定外で、肺炎球菌をやれると、そういうことですか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 まず、「やすらぎ」のデータ取っているかという件から順番に説明させていただきます。

副課長のほうから一番初めに、初めて来る方については、事前講習、マシンの取扱いや、その人に合ったプログラムをつくるということをお話したかと思えますけれども、そのとき「やすらぎ」には体組成計の体重をはかったり、筋肉量をはかるものがありますので、そのデータを打ち出しをして、あとご本人さんがどういうことを目的にする。例えば体重を減らしたいとか、マラソン大会に出たいとか、その後筋肉量を見ながら、「ああ、じゃ、あなたはこのマシンを何回を何セット、重さはこのくらいでいいんじゃないか」というのをまず相談をしてくれます。それに応じて数か月後、また体組成計をはかって、「先生、今こういう状況で」と言うと、先生が前回のと比べて、「ああ、ここはよくなっていますね」、「ああ、今度はここを集中的にしていきましょう」とかという形でデータは取っていると思っております。

続きまして、高齢者の法定外接種の件でございます。まず、法定外を話す前に、法定接種について高齢者のお話したいと思えます。インフルエンザのほかに高齢者の肺炎球菌のワクチン、これは法定の定期接種となっております。高齢者ですから、いつでも打っていいのではなく、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、この5歳刻みで打つ方が定期接種となっております。法に定める年齢です。しかし、ここで打つのを忘れてしまったと。例えば65歳で打つのを忘れて、ああ、67歳になったと。そのときその人が打ちたいとなったときには、法に定める年齢ではありませんので、これが任意接種、法定外接種となります。しかしながら、法定外ですから、お金の給付がないのですけれども、ここに対してあなたはまだ1回も打っていませんねというのが町のほうで確認されると、法定外ということで町のほうから補助して、法定外で打つという形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 歯周病検診委託料がありますが、何人を見込んでいるのか、伺います。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

15人から20人を見込んでおります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。この15人から20人というのは、どういうことでこの人数になったのか、伺いたいと思えます。歯周病で困っている方というのは、多分多いと思うのです。そういう中でこの人数にしたということ伺いたいのと、あと検診を受けるには、どういう方法で受けられるのか、伺いたいと思えます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。



金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

まず、人数の根拠、積算ということですが、新しい事業でありますので、人数の積算するために既に実施している他の市町村に内容をお伺いいたしました。特に歯に注意をされている方、歯の検診に関心のある方は、ご自身で定期的に歯科に行かれまして、検診を受けていることも多いということを考えております。なかなかご自身で足をクリニックとか、歯科まで運ぶことよりは役場の、役場のといたしますか、公共施設で検診が身近に受けられるという環境を整えたいということでこの事業でございまして、その近隣の実施内容を参考といたしました。

検診に関しては、公共施設、今の段階では増進センターというものを場所を考えておりますので、こちらで広報等で募集をして、お申込みいただくというような形で考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。これ人数がこれより多く来たら、20人で打ち切りとかということにしてしまうのですか。多少余裕を持って受け入れられるのか、それを伺いたいのと、費用はどのくらい、個人がかかるのかをちょっと伺いたいと思います。

---

#### ◎会議時間の延長

○畠山美幸委員長 本日の会議は都合により、5時を過ぎますので、ご了承ください。

○畠山美幸委員長 金子副課長。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えいたします。

まず、人数に関しては、実施する曜日ですとか、時間帯もでございますので、人数に関しての幅広くということではなく、今申し上げました15人から20人程度で枠を設けさせていただきたいと思っております。特に歯科検診ということですので、コロナに関する感染症の対策というものも全くゼロということではないかと考えておりますので、そういったことで時間を区切りながらということを実施したいと考えております。

○畠山美幸委員長 費用。

○金子美都健康いきいき課健康管理担当副課長 費用に関しては、今現在受診する方の自己負担はなしということで考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 高齢者の予防接種事業、今でももう答弁いただいておりますので、大分省かせていただきまして、高齢者のインフルエンザの予防接種の接種率というか、対象になる人のうち、どのく

らいの方が受けてくれているのか、お聞きをしたいと思います。

1点だけです。

○畠山美幸委員長 根岸副課長。

○根岸隆行健康いきいき課保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

高齢者インフルエンザの接種率ということでございますが、令和2年度から申し上げますと、令和2年度が4,011人、接種率66.9%、それから令和3年度3,000人、接種率49.8%、それから令和4年度3,147人、接種率52.1%となっております。

以上です。

---

#### ◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時01分)

## 予算特別委員会

3月9日（木）午前9時30分開議

議題1 「議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（10名）

1番	小林	智	委員	2番	狛守	勝義	委員
3番	藤野	和美	委員	4番	大野	敏行	委員
5番	長島	邦夫	委員	6番	青柳	賢治	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	松本	美子	委員
9番	渋谷	登美子	委員	10番	畠山	美幸	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
杉田	哲男	総務課長
金子	守	総務課財政契約担当副課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
菅原	広子	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
簾藤	久史	長寿生きがい課包括支援担当副課長
藤原	実	環境課長
千野	政昭	環境課環境担当副課長
福嶋	啓太	技監
中村	寧	農政課長
飯塚	毅	農政課農業振興担当副課長
藤永	政昭	企業支援課長
松浦	一高	企業支援課商工・観光担当副課長
小輪瀬	一哉	企業支援課企業誘致推進室長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長

久	保	雄	一	まちづくり整備課道路担当副課長
安	在	知	大	まちづくり整備課都市計画担当副課長
清	水	延	昭	上下水道課長
清	水	聡	行	上下水道課下水道担当副課長
奥	田	定	男	教 育 長
高	橋	喜	代美	教育委員会事務局長
川	上		力	教育委員会事務局生涯学習担当次長
根	岸	珠	美	教育委員会事務局教育総務担当次長
山	岸	堅	護	教育委員会事務局教育総務担当次長
溝	上	智	恵子	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
不	破	克	人	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
平		博	之	教育委員会事務局学校給食センター所長
田	中	恵	子	教育委員会事務局嵐山幼稚園長
岡	本		均	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長
吉	川	壮	司	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査
中	村		寧	農業委員会事務局長農政課長兼務
内	田	雅	幸	農業委員会事務局主席主査

---

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

(午前 9時25分)

---

◎議案第19号の質疑

○畠山美幸委員長 議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に、健康いきいき課に関する部分までの質疑が終了しております。本日は、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑から、通告書に従い行います。

それでは、狛守委員、質疑をどうぞ。

○狛守勝義委員 私の質疑は1項目でございまして、予算書の136ページ、一部事務組合塵芥処理費負担事業について、前年度予算額より1,401万1,000円の減の理由はということをお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

衛生組合の負担金につきましては、塵芥処理費とし尿処理費との兼ね合いの基に算出されており、塵芥処理費に関しましては、管内全体の負担金総額も6,319万3,000円の減額となった結果、本町の負担金額もご指摘のと通りの減となっております。

一方、し尿処理費に関しましては、管内全体で6,522万1,000円の増となっており、本町の負担金額も令和4年度と比較して1,263万6,000円の増となっております。

衛生組合におきます塵芥処理費の予算編成方針といたしましては、令和4年度から可燃ごみの処理方法が変更されたことに伴い、ごみ処理施設について適正で安定的な処理を行うために、必要な経費のみを計上するといった方針の下、予算計上されました。

予算額の大きな変動があった費目といたしましては、令和4年4月から焼却処理を行わなくなっ

たことに伴い、需用費、こちらに関しましては、光熱水費と焼却処理に伴う薬剤購入費、こちらが令和4年の予算額は3,876万2,000円だったものが、令和5年度予算では1,971万8,000円と1,904万4,000円の減、それから衛生組合の職員退職等に伴いまして、職員給料、職員手当等共済費の合計で4年度と5年度を比較しますと、904万2,000円の減となっております。

また、その一方で、歳出面で大きな一歩といいますか、歳出面で大きな割合を占めます委託料に関しましては、全体で前年度比208万円の増となりましたけれども、工事費、工事請負費、こちらの面に関しまして412万円程度の減という形になっております。

そうした形で塵芥処理費全体で約2,900万円の減という形になっておりますので、こうしたことが負担金減の理由となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 伏守委員。

○伏守勝義委員 非常に丁寧な答弁でもう大体分かったのですが、そうすると、例えば一般廃棄物とかそういうものは、全体的に減になっているというわけではなくて、今説明されたようなもろもろの要素で、一応減になったということなののでしょうか。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 そういった考えでよろしいかと思えます。

○畠山美幸委員長 次、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 54ページと55ページなのですが、資源物の売却代金634万8,000円は、令和4年の実績から考えますと、オリックスのバイオガス化により増加したものと考えますが、増加量、その分析でいいのかどうか伺います。

それから、2番目として、135ページですけれども、環境基本計画策定業務委託料450万円、具体的にどのようにして気候変動に対応するのか、職員プロジェクトチームとの関係を伺います。

それから、135ページですけれども、地域猫活動推進事業費補助金ですが、前年度より15万円減の理由を伺います。

それと、同じところ、137ページになるのかな、塵芥処理費のほうは分かったのですが、ごみ収集運搬費は269万6,000円の増ですが、これは具体的にどのような考え方で増になっていくのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、資源物売却代金に関しましてですけれども、予算計上に関しましては、令和4年4月から10月におきます売却代金の平均額掛けることの12か月で算出してあります。紙類の令和4年度の売却代金の月額平均が21万3,000円であり、令和3年度実績は18万6,000円でありましたので、月当た

り2万7,000円の増となっております。回収重量につきましては、令和4年度実績が11か月で43万1,700キログラム、月平均が3万9,200キログラムとなり、3月にも同程度回収されるといたしましたら、47万900キログラム程度となりまして、令和3年度の年間実績が48万4,235キロでありましたので、1万3,000キロ程度の減となる見込みです。

アルミ缶につきましては、売却月額平均が31万6,000円で計上してありまして、令和3年度実績が25万1,000円でありましたので、月当たり6万5,000円の増となっております。回収重量につきましては、令和4年度実績が11か月で1万7,570キログラム、月平均が1,597キログラムとなり、3月にも同程度回収されるといたしましたら、1万9,167キログラムとなり、令和3年度実績が1万8,560キログラムでしたので、600キログラム程度の増となる見込みとなっております。

続きまして、環境基本計画策定業務委託料につきましては、こちらにつきましては、改定後の環境基本計画に関しましては、第6次の総合振興計画との整合性を図りつつ、計画立案に関しまして、その受託業者との協議を重ねてまいりたいと考えてはおりますけれども、庁内各課から提出いただきました2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組提案を見ますと、公用車にEV車を導入することに伴う役場庁舎への充電施設の設置、それから公共施設への太陽光発電設備や、蓄電システムの導入等々の意見が挙げられております。

また、県の環境基本計画の中にも気候変動対策推進の観点から、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギーの効率的な利用促進等に取り組むことが明記されておりますので、本町といたしましても取組可能な施策は何かについて、予算上の問題もありますので、職員プロジェクトチームにおいて早急に議論を進めるべきかと考えております。

続きまして、地域猫活動の補助金につきましては、地域猫活動の推進事業の補助金につきましては、町単独の地域猫活動推進事業補助金10万円と、県補助金を活用した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金15万円とで構成されております。町単独の地域猫活動推進事業補助金は、令和4年度と同額で計上してありますけれども、県補助金を活用した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金について、令和4年度予算は30万円ということでしたけれども、令和5年度補正につきましては、15万円という形で減額計上してあります。この理由といたしましては、猫に対する不妊・去勢手術に関しましては、補助金と動物基金から交付される無料不妊・去勢手術のチケットを併用して実施いただいておりますので、そのチケットが想定より多く配分されると、こういったことによりまして、ボランティアの方々に手術代を一旦立て替えてもらうことが必要であるその補助金の活用実績が伸びていないと、そういったことが挙げられます。

ちなみに、飼い主のいない猫の補助金の活用実績といたしましては、令和元年度が41頭分の20万5,000円、令和2年度が39頭分の19万5,000円、令和3年度が21頭分の10万5,000円となっております。令和4年度につきましては、集計中ではありますけれども、30頭分の15万円程度を交付する予定となっております。



それから、最後にごみの収集運搬の関係でご説明させていただきます。こちらにつきましては、ごみの収集運搬の委託料に関しましては、これちょっと分かりづらいのですけれども、当該その委託料が7月から6月の長期継続契約となっておりまして、4月から6月分は令和4年度契約分として、月額385万円掛けることの3か月ということで計上してありまして、令和4年度予算には、令和3年度契約という形で計上してありましたので、そちらを比較すると、収集運搬2業者ありましたが、それぞれが162万3,000円、159万5,000円の増という形になっておりまして、合計321万8,000円の増という形になっております。

一方、令和4年度予算におきましては、令和3年度の契約分に可燃ごみを衛生組合から寄居町のオリックスのほうに運搬する変更増額分の2業者分、こちらが163万8,000円、それから164万4,000円の合計額328万2,000円が計上されておりましたけれども、令和5年度予算ではそうした計上はありませんので、この時点で先ほど申し上げた額と差引きで6万4,000円の減という形になっております。

次に、令和5年度契約分、7月から3月の分ですけれども、令和4年度契約月額385万円から、物価上昇分、こちらを4%を見込みまして、月額400万4,000円掛けることの9か月増額計上いたしましたので、令和4年度契約分と比較すると、2業者分で237万6,000円の増といった形になっております。

最後に、紙類収集運搬業務につきましてですけれども、こちらも同様に長期継続契約でありますので、4月から6月の令和3年度契約額と、令和4年度契約額はほぼ同額ではありますが、7月から3月におきます令和4年度契約額と令和5年度契約見込額とを比較すると、総額で38万7,000円の増となっておりますので、全体といたしまして269万9,000円程度の増といった形で計上させていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。これ決算書見ないと分からないような説明ですよ。すみません。

ごめんなさい。環境基本計画に関してですけれども、そうすると、町のプロジェクトチームは、校舎とか、公共施設程度のものであって、まちづくり全体についての考え方は今のところ出していないということで考えていいのですね。そして、それでそこに関して環境基本計画については、2050年ストップ温暖化ゼロにするに関してのものまでは行っていないというふうに、プロジェクトチームでは、まずそのところまで行っていないというふうに考えてよいのかどうか、1点伺います。

それと、地域猫活動に関してもちょっとよく分からないなと思ったのですけれども、具体的には、無料チケットがあるので必要ないというふうなことで、この金額でよいということでもいいのでしょうか、その点を伺います。

それから、塵芥処理費のことなのですけれども、塵芥処理費の収集運搬に関しては、長期契約であるということですが、私が具体的に聞いたかったのは、今のままで、オリックスに関して言

うと、もう少し資源を分別をしてほしいというふうな意見があると思うのです。そこに関しては対応できてなくて現状でそのままやっていくので長期計画でもということによろしいのでしょうか、その点伺います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、私のほうから、まず最初は、地域猫活動のほうからご説明させていただきます。必要ないといえますか、チケットの活用実績が伸びているという形になっていまして、ちなみに今年度そのチケットが毎月毎月申請するわけなのですけれども、今現在167枚交付されておりまして、その上で118頭分の手術がされていますので、チケットを使えば、先ほども申しあげましたけれども、ただで手術を受けさせることができるというので、そちらを優先的に使っていただく形となっています。チケットがないときに関しましては、補助金を活用してやっていただくという形で進めているのが現状です。

それから、収集運搬の関係ですけれども、長期継続、オリックスで資源、その分別、何と言いましよう、対応ができていないというわけではないのですけれども、これまでどおりと言ったら申し訳ないのですけれども、7月から6月の長期継続契約、こちらを現状維持という形で計上させていただいております。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 今のお答えの中で少し補足をさせていただきます。

委員ご質問のごみ収集運搬費の増の理由といたしましては、ただ単純に処理先が変わって、距離が伸びたということに関して、昨今の燃料費の高騰とか、そういった物価の高騰、人件費の高騰、そういうのが全般的に絡まって増えたというふうにお考えいただいて結構かと思います。

その分別に関しては、今、千野のほうからも話がありましたけれども、うまくいっていないというよりは、分別をやっていただいている方はきちっとやっていただいているのですけれども、中に少しちょっとその分別をきちんとなされない方がいらっしゃるということが現実ございます。そちらのほうをどうするかというのは、今環境課のほうで一生懸命アイデアを出して広報したり、施策を組んだり、いろんな対策をやっているところでございまして、この増に関して分別がうまくいっていないとか、そういうことは関係ございません。

それと、続きまして環境基本計画の策定業務委託に関する職員プロジェクトチームの提案の内容でございまして、こちらのほうは役場の業務とか公共施設に限った提案ではございません。嵐山町としてどのようにしたらゼロカーボンシティが目指せるかと、そのような町全体の視点で提案をしていただいております。大体大きく10項目ぐらい提案がなされたのを、私どもで個別に区分けをさせていただいて、集計をさせていただいております。今後、こちらの集計した内容と、あと

全国的にもこういった施策、ゼロカーボンシティに向けての施策を打っている先進自治体ございますので、嵐山町の大体同規模の自治体をやはりピックアップして、その辺をうまく融合させて、嵐山町にとって一番最適な形で、このような環境基本計画兼ストップ温暖化推進計画、そちらのほうに反映させていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次の質問者、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 今、課長さんのほうから町の関わりというようなことはご説明いただきましたけれども、その中に一般の町民のような人たちがどのような形でその策定業務に関わっていくのかという点をお尋ねしておきたいのですけれども。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

一般町民の方が計画立案に関しまして関わりを持てるかといったことでございますけれども、環境基本計画に関する事項を調査、審議する機関といたしましては、既に環境審議会といったものが存在しておりますので、こちらの委員さんに関しましては、もうちょっと時期が中途半端なのですけれども、令和4年3月1日から令和6年2月28日までということで、11名の方々に委員をお願いしておりますので、この上で委員以外の方に環境基本計画に関する事項についてご審議いただくことは難しいかもしれませんが、その上でといいますか、計画を策定する上で、町民アンケート、こちらを実施する予定でありますし、また例えばですけれども、その町民の方の中でもとりわけ若い方といいたいまいしょうか、を無作為に抽出、選定させていただいて、審議というのではなくて、意見交換の場というのですか、そちらを設けていったらどうかなというふうには考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 非常にゼロカーボンシティを宣言した町として、なかなかいい取組かなと思います。

それで、これから先の10年ですよ、この計画をつくるのは。それで、やっぱりここの部分のところというのは、かなり本当に今のいろいろウクライナのことも起きている中でも大事な部門だと思います。それなので、何かちょっと戻るような形ですけれども、この環境基本計画そのものは、前にもつくって、この改定をするわけですよ、ここで。それで、その前のものを次のところにどう生かしていくかということも大事だと思うのだよね。その辺については、今、どのような環境課としては位置でいっちゃうのかな、今まであったものをこれからつくる先の、この450万を投じてですよ、つくる計画にどういうふうに反映させていこうというふうに今現時点では考えていますか。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、環境基本計画の大きな区分けといいますか、問題提起としては、自然環

境、生活環境、あとは今クローズアップされています地球環境、この3つが大きな流れで、基本的な対策として現行の基本計画にも載せさせていただいています。こちらのほうは、近隣の基本計画も同じような流れで、やはり問題をクローズアップして対策を練っていくと、そのような計画になっておろうかなと承知しております。委員おっしゃるとおり、前の計画をそのまま全て引き継ぐというか、今ある計画の中で、時代の流れによって変化したり、もっと違った角度で対応しなくては行けないと、そういった面を今回の見直しで十分にこちらのほうでも検討し、また委託業者が決まれば、委託業者がそれぞれまた先進地の情報も持っていると思いますので、そちらのほうはよく連絡を密にして、新しい形の嵐山町の環境図を描くようにしていきたいと、前の計画に対する政策もそのまま引き継がなければいけないところは引き継いで、新しい視点を加えなくては行けないところは視点を加えると、そんなようなことでやっていこうと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 非常に、そういう前向きでやってもらいたいと思います。

それで、この計画の策定の期間ですけれども、期間はいつ頃で、その活用、学校関係等なんかに今までのものがあまり反映されていたかどうかというふうに私は思うところがあるので、そのできた後の活用といたしますか、この年度内にできるわけでしょうから、その辺についてはどういうように考えていらっしゃるでしょうか。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

環境学習、環境教育というのもとても必要ですし、大事なことだと思っております。こちらの児童生徒のうちから環境問題について関心を持っていただくと、そういうことは大変重要なことでございますので、職員提案の中にも環境教育の面でやはりそういった提案も出ていますので、そちらのほうを生かして計画のほうには反映させていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、お二人の委員さんが同じような問題ですけれども、質疑なさいましたが、私も違う角度から申し訳ありませんが、質疑させていただきます。

まず、先ほどの答弁の中で、現在はプロジェクトチームそのものも動いておられますというようなことで、そこで11の方が現行的には会議なさりながら実施してきているというようなお話があったと思いますけれども、これには町民も参加をしていくのだということですが、町民の方についてはアンケートも取りますということですが、これはいつ頃、現在関わっているのか、あるいはアンケートはいつ頃なのでしょうかということをお尋ねをさせていただきます。

それと、先ほどゼロカーボンに向けてですから、自動車の関係ですけれども、これも電気という

ような話も出たと思います。こちらにつきましては何台ぐらい、あるいはもう一点公共施設の電気もかなり高騰していますので、それについての対応もというようなお話でしたけれども、具体的にどんなふうな考え方をお持ちになっているのかお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

まず、アンケートの時期でございますけれども、こちらのほうはなるべく早くやりたいと考えております。時期については、まだいつ頃というのはちょっと決まっておきませんので、こちらのほうは、委託契約がなされた後、具体的に早急に決めて、アンケートを取りたいと考えております。

それと、電動車の関係、あと公共施設の充電設備でしょうか、その辺の台数等細かいところは申し訳ございませんが、まだ決まっておきません。電動車とその充電設備に関しましても、大きな柱にはなるとは考えておりますけれども、具体的な数字についてはこれから検討していくと、そのように考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますとアンケートを取ることは、どういう形でアンケートを町民に、何部ぐらい、何千部ぐらいですか、取り、それを生かしながらプロジェクトチームと計画を立てて、委託のほうへと回すということ、そういうことにつながってくるのかなというのが1点。

それから、今、電気自動車の関係なのですけれども、一般家庭でも電気自動車を利用してくる方たちがぼつぼつ増えてきていますけれども、その辺のところの電気の差し込みですか、そういう配電盤、そういうものは一般的にはもちろん使えないのだと、そういう形の考え方でよろしいですか。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 私のほうから住民アンケートの関係でお答えさせていただきます。

予算計上上といたしますか、見積りを取った段階では、町民2,000名の方を対象にアンケートを取る形となっておりますけれども、人口といたしますか、人口に対して2,000名というのが適当なのかどうか、その辺も含めまして、ちょっとその受託業者と協議を詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 私からは、電動車についてお答えいたします。こちらの電動車、あと電動車等の受電設備に関しましては、柱になるとは思いますが、まだ具体的にこれをやるというふうには確定はしていませんので、設備に関するそれぞれもろもろの詳細は、これから検討させていただくと、そのように考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 環境基本計画の私は作成の基本ということで聞いたのですけれども、それが第6次総振を基本にし、2050年CO<sub>2</sub>ゼロを目指す方向で、EV、太陽光、太陽光は公共施設で、蓄電池、再生エネを可能にしていくという、これを基本にしていくということなのですか、ちょっと確認ですので伺いたいと思います。

それから、小川地区衛生組合の関係なのですが、お聞きしていて、増減いろいろあるのですよということの中で、委託が208万円増になるのだということで答弁あったわけです。この委託というのは、どこを委託先に行っているのか、伺いたいと思います。

3つ目に、蝶の里公園のシンボルサイン、これちょっとどういうものなのか、伺いたいと思います。

そして最後に、川島川の水質状況なのですけれども、伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

環境基本計画につきましては、先ほども申し上げましたとおりなのですけれども、第6次の総振、こちらを基本として、あとは県の環境基本計画というのがありますので、そちらの中から取り入れるべき項目は取り入れて、計画を立案していきたいというふうに考えております。

続きまして、一部事務組合の関係ですけれども、こちらにつきましては、委託項目が208万6,000円増という形になっていますけれども、こちらにつきましては、一番大きく変動したのが不燃物処理の業務委託ですか、こちらが令和4年度が1億2,140万3,000円だったものが1億3,925万4,000円に増額になっていますので、その他もろもろの業務委託ありますけれども、全体で208万6,000円の増という形になっております。

それから、続きまして、シンボルサインの関係ですけれども……

○畠山美幸委員長 委託先。

○千野政昭環境課環境担当副課長 すみません。委託先までは承知しておりません。申し訳ありません。

それから、シンボルサインにつきましてはですけれども、既存のシンボルサインというのが蝶の里公園内の農免道路沿い、こちらのほうに蝶の里という形で記載された高さが2.7メートル、それから太さが75センチ程度の木製の円柱のことでありまして、こちらにつきましては経年劣化によりまして、根元部分が腐食してしまっておりますので、今回、そのシンボルサインの更新、製作、それから設置、撤去処分を含む工事を計上させていただいたものです。

それから、川島川の水質状況につきましてはですけれども、今年度から大腸菌群数調査に代わりま

して、より選択性のある大腸菌数の調査が実施されることとなりました。この上で川島川は河川ではありませんので、都市下水路でありますので、生活環境保全に関する環境基準、こちらには該当いたしませんので、参考といたしまして市野川の環境基準とで比較しますと、大腸菌数は100ミリリットル中1,000CFU以下という形になっておりまして、測定結果といたしましては、5月が770、7月が540、10月が100、1月が200と、年間平均400という結果でありました。

ちなみに、川島川から市野川への流入後の大腸菌数につきまして申し上げますと、5月が89、7月が300、10月が260、1月が320ということで、年間平均が240という結果でありまして、いずれも環境基準を超過しないという結果となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 環境基本計画なのですが、そうですか。それで、先ほど課長のほうが分別が一部にちょっと不適切なものがあるということであったわけなのですけれども、2月2日に視察に行ったときに、オリックスの人から4割程度が分別が不十分だということを聞いて、私も大変驚いたのです。これは、何とかしなくてはいけないということだと思ったわけなのですけれども、この環境基本計画をつくるのに、どう住民を巻き込んでというか、住民にも意識してもらってつくっていくことがしっかりした分別につながっていくのではないかなって思ったのです。そういう点では、委託ではなくて、自分たちでつくっていく、そして住民と一緒につくっていくということが私は大事ではないかなって思ったのですけれども、そういう方向性というのは探ったのだけれども、ちょっと無理なので委託にしたのか、ちょっと伺いたいと思います。

衛生組合の関係は、そうですか。委託先の……いや、これちょっと、オリックスとの関係であるのかなと思ったので、ちょっと確認したのですけれども、分かりました。

蝶の里公園なのですが、そうすると、今あるのとほぼ同じものを作製するという事でよろしいのか、伺いたいと思います。

水質調査なのですけれども、なるほど、こういう大腸菌が1,000個ということでもいいのですか、100ミリリットルで。それ以下に全部今年度はなっていますよということで、そういうことでもいいわけなのですか、確認なのですが。

これ上下水道課の関係でいつもオーバーしていたのですけれども、何か特別な対策やったので、この以下になってきたのか、かなり近いところまでは来ていたと思うのですけれども、それでも環境基準をオーバーしていたわけですか。何かこれやったのかどうかを聞いて、それをほかでもやれる方法があるのか、ちょっと確認したいので伺っておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 失礼いたしました。私のほうから環境計画の件についてお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、最初から自前で作ると、町民と本当に向き合ってつくると、そのような作り方が一番ベストだとは私も思っております。ただ、いかんせん、やはり人手の問題、あと財政的な問題、いろいろな諸事情がございまして、今回は委託をしてつくらせていただくと、その代わり、町民の方の意見は十分に反映させたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 私のほうからは、まずシンボルサインの関係を答弁させていただきます。こちらにつきましては、ほぼ同じものをというお話だったのですけれども、予算が30万円ということですので、予算の範囲内で作れるものを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、川島川の水質状況ですけれども、こちらにつきましては、大腸菌数が1,000CFU以下ということで、全て基準以下という考えでよろしいかと思っております。ただ、これまでは大腸菌群数でしたので、大腸菌以外のものも含まれていたということかとは思われますけれども、特別な対策ということはないのかと思われます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 水質のことでちょっと補足をさせていただきます。

過去には大変超えていたというのは、委員のご指摘のとおりでございます。そちらのときは、大腸菌に関しては大腸菌群数という調査項目でございまして、こちらのほうは千野からも説明がございましたけれども、大腸菌以外の菌も全て含んだ形で検査をされていたと、検査の方法が40数年前の方法でずっとやってきたという背景があって、なかなか正確性に欠いていたと、そちらのほうは環境省も十分承知をしていたようで、そちらのほうの改善をしなければいけないということで改正をして、それで大腸菌数というふうな、本当に大腸菌に絞った形で検査をする手法を活用してやった結果、大腸菌数は環境基準をクリアしたと、そのような状況でございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 私のほうから川島川についてご説明申し上げます。

先ほど環境課長からもございましたとおり、環境基準について改正があった点が大きな点でございます。それと、対策については、例年この委員会等でご質問いただいております清掃等は行っております。新たに、令和5年度の予算におきまして、川島川の開渠部分については、中の汚泥の除去とりのり面の除草等、スチーム洗浄等、新たに約80万の予算を計上させていただいておりますので、そういった事業を行っていくということに予定しております。



以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 大腸菌の関係なのですけれども、そうすると群数で見た場合は、1,000個をオーバーしているということによろしいのですか。何個になるのか、もし数えてあれば伺いたいと思いますけれども。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

今回といいますか、大腸菌群数の調査は行っておりませんので、大腸菌数のみの調査ということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、予算書の134ページ、空き家等管理事業についてですけれども、来年度の予算が3万3,000円、前年度が121万5,000円ということで大幅に減額になっているわけですが、その辺の理由についてお聞きいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

予算が減額になった理由といたしましては、今年度、空き家の実態調査を実施しておりまして、今年度もその結果が出てまいりましたので、来年度につきましてはその実態調査を行わないといった形で減額になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、この3万3,000円の中でどのような事業をやろうとしているのか、それをちょっとお聞かせください。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

空き家の管理事業につきましては、予算額は少ない状況でありますけれども、緊急的な対応、こちらのみの計上という形になっております。消耗品購入ですとか、例えば空き家に蜂の巣ができたりなんかしたときの資材を購入する費用だとか、そういったもののみの計上といった形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、空き家対策の中で、例えばいろんな形で木が繁茂したりとか、いろんなケース等があり得ますよね。そうすると、この費用では賄えない、なかなか対処できないということは当然あると思うのです。そういう意味では、空き家対策の事業がいろんな形で展開される中で、当然予算がオーバーになることも想定されますよね、事業の内容としては。要するにかなりのことが期待されているわけなので、それについてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

金額が少ないのは委員おっしゃるとおりです。金額をかけないで実際に職員が動いて、そういった草木の繁茂の問題、そういうのは対処しているのが実情でございます。ただ、住民の方が訴えられることは、もう本当に待たなしの意見、ご要望をいただいていますので、その辺は役場の職員がすぐに対応すると、そんなような形で動いております。3万3,000円ですので、金額は少ないですけども、職員が作業するのに必要な経費ということで今回計上させていただいています。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 私からは1点です。水質等調査事業でございますけれども、主に私が聞きたいところは河川の状況なので、そこら辺が検査箇所等は何かまるっきり同額の予算でございますから、同じだというふうに思うのですが、その箇所をまず最初に聞きたいと思いますが。

○畠山美幸委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

箇所につきましては、令和4年度と、今年度と変わらず市野川流域で、矢先橋と相生橋、それから川島川流入後の3地点であります。槻川流域におきまして、谷川橋、槻川橋の2地点、それから都幾川流域で班溪寺橋、八幡橋、二瀬橋の3地点となります。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 ありがとうございます。考え方の中に、河川は下流もあるし上流もあるわけです。嵐山町の一番先頭のところで見ているわけではなくて、そこから下ったところでいつも一定のところで見ているから、その評価で多くの数値が出れば、遡って見ているというふうに思うのですけれども、そういう異常値が出た場合に、いわゆる枝川というか、小河川からたくさん入っているわけなので、一番最初の先頭の部分、境界の部分で見るという考え方はあるのですか。あるかないかだけでも結構です。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

確かに委員さんがおっしゃるとおり、一番最上流のところ取るのが原因究明には確かに有効か

と思いますけれども、やはりこの水質調査業務というのは、定点観測という視点もございまして、その定点を何年もかけて調査をして、その動きに応じてどこが、異常値に対してすぐに動かなくてはいけないとか、あとはどうしてこういうふう今回のこの地点で起きたのかと、そのような視点も大事になってくるところでございますので、今の定点観測という形でやらせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 定点観測の重要性というのは十分分かっているのです。ですけれども、そこに異常値が出た場合に、以前も何か聞いた記憶はございますけれども、やはりどこから来ているかというのは分からないとなると、町外のところから測っても意味ないですから、嵐山町のこの河川のここが嵐山町、ここから嵐山町ですよというところから測っていただくと、その間も距離があるわけですから、例えばどことは言いませんけれども、そういう考え方も持っていただきたいなというふうな感じは思うのですけれども、重要性は分かりますということですから、もう一度お聞きをして。

○畠山美幸委員長 藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

もし異常値が起きた場合、水質汚濁防止法上は都道府県知事の管理監督権限でございまして、県のほうと連携をして、どこに原因があるのかというのは調査する形になると思います。定点観測は定点観測でそういった異常値の発見に努めると。異常が出た場合は、多分緊急の調査をするようになると思います。ですので、そのような形で水質保全のほうはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 最後の質問者、小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 渋谷委員の質問で十分内容理解できましたので、再質問はございません。

○畠山美幸委員長 以上で、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。10時30分まで休憩したいと思います。

休 憩 午前10時20分

---

再 開 午前10時30分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の111ページになりますけれども、高齢者外出支援タクシー事業の委託料1,150万円の利用者のうち、障害者手帳をお持ちの方、介護保険の要支援、介護認定された方の利用についての算出を伺いたいと思います。

それと、113ページですけれども、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務の委託費440万円について、第9期の改定は介護料の2割、3割負担、ケアマネジャー代金の負担、そして福祉用具レンタル料金の変更、それからもう一つ、介護度1、2が総合支援に移るという形になって、利用者の負担が非常に大きくなって改悪だと一般的に言われています。ごめん、8と書いてありますけれども、9期計画の中にどのように利用者意見を取り入れるか。もう一つ、認知症の方への対応を介護保険計画に組み込むためにどうしていくのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

高齢者外出支援タクシーにつきまして、お答えいたします。令和5年度の高齢者外出支援タクシーの利用者数は約1,000人を見込んでおります。障害者手帳をお持ちの方や要支援、要介護の方を見込んで算出はしておりません。ちなみに、令和4年度の申請状況を見ますと、障害手帳をお持ちの方は1割程度、要支援、要介護の方は3割程度となっております。

次に、第9期介護保険事業計画策定事業につきまして、お答えさせていただきます。9期の計画策定に関しての改定なのですけれども、利用者負担の2割負担、3割負担の件につきましては、今年の夏に結論を出すことになりました。

それから、ケアマネジャーが作成するケアプランについては、現在利用者は無料なのですけれども、有料化になるということなのですが、この件につきましては、次の次の見直しまで先送りになり、第10期の計画期間の開始までの間に結論を出すことになりました。

それと同時に、そのほかに要介護1と2の方が総合事業にというの、次の次の見直しに先送りになりました。

それから、福祉用具のレンタルについては、一部のレンタルの種目につきまして、レンタルか購入かの選択を可能にするなど、福祉用具選定の判断基準について見直しが検討されています。引き続き検討が行われることになりましたので、計画策定につきましては、まだ結論が出ていない案件については、今後の国の動向を見ていくこととなります。

〔「認知症」と言う人あり〕

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 認知症の対策につきましては、認知症の対策は重要なポイントになると考えています。計画策定には、まずこの費用の中にも含まれているのですけれども、アンケート調査をして検討していくこととなります。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 では、高齢者外出支援タクシーですけれども、そうすると、4割だから約600の方が普通の高齢者の形で、健康というか、障害をお持ちでない高齢者の方として利用されていて、

障害者の方と要支援の方というのが4割だから、400人を想定しているということで、その方たちの想定、外出支援タクシーのカウントというのですか、利用のカウントはどのように想定されているのか、伺いたいと思います。

それから、高齢者の介護保険事業の計画策定ですけれども、現状でどの程度の利用……これは別の方がやっているのか。そうしますと、今のところ、この9期の計画に対して、いろんなところから意見書が出てきたのですけれども、嵐山町でもそのような形で意見書というのは、議会では否決になって出せなかったのですけれども、そういった形の町からの要望みたいな形のものが出されたのか、その結果、これが10期、11期までに延びたのか伺いたいと思います。

認知症に関してはアンケート調査ということですが、具体的なアンケート調査は認知症の家族の方になるのか、それとも一般的な高齢者を対象にやっていくのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 まず、障害者、それから要介護認定者の利用のカウントということなのですけれども、まず障害者に関しましては、まず申請の段階で高齢者の台帳を作成します。その中で、障害者手帳を保有している方は福祉課のほうからデータをいただいて、そこに落としていきます。そこでカウントしていくわけなのですけれども、認定者につきましては、申請された方をエクセルのほうで今管理をしているのですけれども、その中で介護保険のシステムのほうとマッチングさせてカウントをしているというような状況でございます。

第9期の制度改正に向けては、国の社会保障審議会のほうで今年の夏までに継続、議論をするということで、今までの中で社会保障審議会の中の委員さんの中からのご意見もあって、幾つか見送るものも出ているような状況でございますので、町といたしましては国の動向を見ながら、またパブリックコメント等がございましたらば、そちらのほうでアプローチできるといいかなと考えております。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 近藤副課長 近藤副課長 それでは、計画策定に関してのアンケート調査の方法なのですけれども、前回と同じようにさせていただきたいと考えておりまして、65歳以上の方で割と元気な方を無作為に選びまして、800人ぐらいの方にアンケートしてもらおうのと、あと在宅で介護サービスを受けていて生活されている方の中から無作為に抽出して、200人ぐらいの方にアンケート調査をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。高齢者の外出支援タクシーですけれども、そうすると、人数、該当者の障害者であるかとか、要支援とかはカウントできても、実際にはどのような形で利用すると考

えられるかということは、予測としては取っていないというふうを考えているのでしょうか。

それと、介護保険に関して私が知っている限りでは、9期に関しては非常に多くの意見があちこちの団体から出てきてここまで来て、それを審議会の委員の方が入れたと思うのですけれども、今、介護保険が改悪されるというふうに言われて、利用者が非常に難しくなっているというふうに言われているのですけれども、その点については町は把握していないから、介護保険の国の動きに関しては、社会保険審議会の動向を見守るという形になっているのか。これ本当の改悪だというふうな形で、かなりいろんな意見が言われているのですけれども、その点についてはどのように把握されているのかということと、あと認知症対策なのですけれども、認知症は、もう介護度1、2の方はほとんどの方がなかなか認定されなくて、介護保険が使えないという形になっているというふうに聞いているのですけれども、その点についての把握は、65歳以上のアンケート調査と、それから200人の介護を利用している方のアンケート調査という形である程度把握できるというふうにお捉えになっているのかどうか伺いたしたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

外出支援タクシーの関係なのですけれども、利用されている状況については把握しておりませんが、通院とか買物に利用されているというのはいろんな方から聞いております。

それから、計画策定につきましては、認知症の関係なのですけれども、アンケート調査で全てが把握できるとは言えないのですけれども、認知症の本人ではなくて、認知症を介護している方が割と対象に、対象というか、そういう方に対しての支援が中心になるのかなというふうに感じております。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 審議会の進捗状況の把握ということなのですけれども、こちらにつきましては、厚生労働省のホームページのほうに会議録等が掲載されますので、そちらのほうをチェックして把握しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、質疑させていただきますけれども、4点ほどになりますけれども、よろしくお願いたします。

まず、108ページですけれども、老人クラブの助成事業というものが実施されているわけですが、こちらが、クラブ数は年々少しずつ減っているということは承知いたしておりますが、全体的にある本部のほうへの助成金、それが各クラブのほうへの、団体に対する助成金の金額はどのような形

で各地域の老人クラブのほうにお金を分けているというか、人数分でやっているのか、その辺のことを、細かいことで申し訳ないですけれども、お願いいたします。

それと、2番目ですけれども、110ページになりますが、ただいま渋谷委員さんのほうが高齢者外出支援事業ということで伺ったようですが、こちらにつきましても歳出でなくて違う角度から伺いますから、ダブらないように気をつけ質問はさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長　どうぞ。

○松本美子委員　まず、支援事業なのですけれども、対象の年齢が65歳から68歳に引き上がるわけです。そうしますと、まず非常に、65歳でいただいた方々は68までいただけないということになりますと、足の確保ですから非常に困ると、そういう方もかなりお話は聞いていますけれども、伺ったこともありますし、実際に目でも見えています。その辺の対応はどんなふうに考えて68歳に引上げになったのでしょうか。その65から68歳までの引き上げた分の人数、あるいは全体として先ほど1,000人とやったのが、予定はしているということであれば、こちらはそうだというふうに答えていただき、分けていただかなくても結構ですから、渋谷委員が聞いていますので。

それと、もう一点、年を取ってきますと車の運転もなかなか大変で、事故等も多くなると、そういうことがあるので、自主返納という事業等が今実施されているわけですけれども、こちらの関係につきましては、自らということでございますが、予定は何人ぐらい、それから高齢者と同じようにタクシー券等も出ると思いますけれども、その内訳をお願いします。

それから、112ページですけれども、介護保険の利用助成金ですが、これは増額だったのですけれども、字がちょっと違っていたのですけれども、減となっていますが、増額の増です。段階別に利用者の見込みをまず聞かせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長　菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長　それでは、お答えさせていただきます。

老人クラブにつきましては、老人クラブの補助金は予算書にありますとおり93万6,000円となっております。1クラブ当たり7万2,000円で、令和5年度につきましては13クラブとなっております。それが嵐山町老人クラブ連合会のほうに入りまして、そこから各クラブへ補助金が出るのですけれども、まだ令和5年度の人数が確定をしておりませんので、各クラブに入る補助金については、今のところ承知しておりません。

それから、次に、高齢者外出支援につきましては、今年度、令和4年度は67歳からということになりまして、令和5年度は1歳繰り上げまして68歳になります。それで、最後は70歳というふうな考えがございます。それで、対象者は1,000人ぐらいを見込んでいるというものです。

自主返納につきましては、予定者数につきましては、令和3年度の実績が72人でした。当初予算

を立てる時点でも月平均が6人でしたので、6人掛ける12月で72人を見込みました。増額の理由につきましては、当初予算を立てる時点なのですから、タクシーの利用割合が87%でしたので、令和5年度は90%と見込んで、72人掛ける1人当たり15枚を差し上げていますので、15枚掛ける500円掛ける90%ということで、48万6,000円を計上させていただきました。

次に、介護保険利用料助成につきまして、その減額なのですから、令和3年度の実績が、助成率15%の方が月平均150人でした。それと、あと助成率5%の方が月平均90人おりました。助成金の月平均が33万6,000円でしたので、令和3年度実績を参考に計上させていただきました。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、随時質疑させていただきます。

まず、老人クラブの関係なのですから、この助成金につきましては、全体的なものは13団体ですね。ですから、93万ですか、そちらのほうに入れていると。ですから、個々の各クラブについて的人数が分からないということですから、各クラブについては1人当たりの金額はお幾らの金額を予定をして、クラブのほうから、本部のほうから出すような形になっているのでしょうか。それは分かると思うのですけれども、お願いします。

それと、高齢者の関係なのですから、68歳までに引き上げられて、行く行くは70歳ですよというようなことのようにでしたけれども、この間に、交通手段のない方が結構おられます。その人のご事情についてのお考えはというふうにも伺ったつもりでしたが、答弁が少し出ていなかったと思います。ですから、そここのところも併せて、一人生活だけでなく、2人でも車に乗れない方もいますし、あるいは今まではタクシー券を頂いたからすごく便利だったという、お医者さんにも行かなくてはいけなし、あるいはお使いもしなくてはならないでしょうから、そういうところでは便利をしていたというお話でした。ですから、これは引上げという形になってくると、その対象にならない方はどうやったらいいのだろうと、そういうことですから、手厚いふうに年寄りに手を差し伸べるのであれば、大変ですから、この辺のきちとした覚悟はおありであるのですか。それとも、町民には単なる広報だとか、あるいはネットだとかでぱっと流しておしまいと、そういう形を取っているだけなのではないでしょうか。これからですから、5年度ですから伺います。

それと、自主返納ですから、さすがに75歳と若い方が早めに事故に遭うと大変なので、返納していく、それからもちろん若い方ですから、どこかいろんなところの足に使いたい15枚の枚数ですか、それで87から90%近い券を使っているのですよということですから、こちらにつきましても、例年のごとくの15枚の1枚は500円ということの計算ですから、今後の考えとしてちょっと違ってくるかな、分からないのですが、方向性はこのままでいきたいという考えでしょうか、その辺まではお答えください。

それと、介護保険の関係なのですから、なかなか皆さんが結構利用を、助成金をいただいて



やっているのは大変なのだなど、介護の関係ですが、思っていますが、これは150人、5か月間90人、もうちょっと細かく分かりましたらば段階別を教えていただければありがたいのですけれどもね。そして、全体が336万ですか、というような答弁でございましたけれども、ここだけはもう少ししっかりと答弁してください。

それと、あとの3点は、今質疑したとおりであります。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

老人クラブにつきましてお答えさせていただきます。嵐老連のほうから各クラブへの補助金なのですけれども、1人当たり270円になります。

それから、高齢者外出支援につきましては、こちらにつきましては一部を補助するというので、今までどおりこのような、70歳まで繰り上げるという考えでいかせていただく予定です。

それから、自主返納につきましては、この1人15枚ということはそのまま継続させていただく予定です。

それから、利用料助成につきましては、細かくということなのですけれども、一応3段階あるのですけれども、1段階の人が利用料、何というのですか、助成率というのが100%なのですけれども、その方はゼロです。2段階の人が15%の助成率なのですけれども、その方が延べ1,814人おります。3段階の方なのですけれども、その方が助成率が5%で延べ1,066人となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 老人クラブのほうに関しましては、1人当たりで嵐老連の連合のほうから人数が決まればそちらのほうにということで、金額等も分かりました。

ただ、高齢者の外出支援ですけれども、町の事業で姿勢ですから仕方がないと言われれば仕方がないですけれども、やはり乗り物にも乗れない、家族とも一緒ではない老老世帯だという形になってきていますから、そこで1年1年ずつ上げられて、何も乗るものもないし、タクシー券は来ない。そうしたら生活はどうしましょうと、医者にも行けないと、そういう形です。それで、厚生年金でもいただいている方は、まあまあいいかもしれません。ですけれども、そういう方ばかりは町内にはいないわけです。そうしたときに、やはり手を差し伸べるのは行政だと思いますよ、こういう事業やっている以上……

○畠山美幸委員長 松本委員に申し上げますが、総括になってしまうと思いますので、ちょっと質問の仕方を変えていただけますでしょうか。質疑に徹していただけますでしょうか。

○松本美子委員 では、もう一度すみませんけれども、この高齢者の外出支援タクシーの年齢の関係だけです。年齢が今年度4月からですけれども、引上げになるわけです。そうすると、引上げにな

る、該当しなくなって、今まではしていたのにしなくなってくる人が出てくるわけです。ですから、その人数が30人いるのだから50人いるのだから分かりませんが、その人数はこの予算の質疑の範囲内ですから、聞かせていただけたらと思いますので、それ以外は総括になりそうですから、やめますけれども、お願いします。1点で結構です。

○畠山美幸委員長 では、それをお願いします。あと、まだ続きがありますね。どうぞ、質疑。

〔「そういうふうに言うとは分かんなくなっちゃうよね、言っていることが」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 今、111番のところの今質疑をしていただいて、まだ112、113まであるわけですから、再々質問どうぞ。

○松本美子委員 今は110ページの高齢者の外出支援の年齢のタクシーの関係で何人でしょうか、該当しますかということを知りたいわけですが、質疑したわけですが。

そして、あとは自主返納の関係につきましては、これで利用率がかなり87%から90%になるだろうということの見込みで、72ですか、それはこれで足りるのでしょうかということ。

それから、足りなければ補正予算組みますかということになっていくのでしょうかけれども、取りあえず足りる計算で予定を立てたのでしょうかということ。

それから、介護保険の関係は3段階あって人数等も言っていましたので、結構です。2点。

○畠山美幸委員長 2点につきまして、答弁をいただきます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

高齢者外出支援タクシーの関係なのですけれども、67歳から68歳に引き上げましたので、今使っている方が68歳に令和5年度になりますので、人数についてはそのままになります。対象者数は、申し上げたとおり1,000人ぐらいを見込んでおります。

それから、自主返納につきましては、今のところまだ令和5年度に入っていないので分からないのですけれども、足りると、令和3年度と当初立てたときの平均を見込んで計上させていただきましたので、足りるのではないかとということで計上させていただいたところがございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者……

〔「ちょっと答弁違うんですけども」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 どこが違いますか。

○松本美子委員 よろしいですか。高齢者の外出支援で67歳から68歳に引き上げ、67歳の方が68歳になったのだから人数は同じですという答弁だったと思いますけれども、そうすると66歳で67歳になった方が68歳になるから同じだとそういう答弁だったのですか。それだったら大丈夫ですけれども。

○畠山美幸委員長 ですから……

○松本美子委員 私のほうの考え違いかも分かりません。そういう形でよろしいでしょうか。確認取らせてください。すみません。

○畠山美幸委員長 だから、今、松本委員のおっしゃったのは66歳が今度67歳になった方は対象外になってしまいますけれどもというお話ですが、令和何年度かな、2年度だったかな、65から66、67というふうに段階的に……

〔「分かんなくなるから、言うから」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 だって、分からなくなるからって、渋谷委員もそうやって横から口を出さないでください。

〔「じゃ、言いますけども」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 言わなくていいです。だから、今、松本委員のおっしゃったのは……

○松本美子委員 ちょっと静かにお願いできませんか。私のところに来るとごたごたしないでください。私は自分なりにきちっと質疑しているつもりです。ですから、人数的なところでちょっともめたのですけれども、委員長は、66歳が67歳になってというところの関係で、町のほうは、今年67歳になった方でなくて、68歳になった方からタクシー券が出るようになると、去年は67歳からだったわけですね。ですけれども、去年まではもらえていたわけなのではないのですかというところが委員長さんが言ってくれていることだと思うのです。そこも私も聞きたいから、ちょっとここ答弁がちょっと違ってきますかって聞いたのですけれども。

○畠山美幸委員長 そこを聞いてあげているのに、横から渋谷委員が余計なことを言わないでください。

66歳から67歳になる方が今年はおもらえないということを松本委員はおっしゃっているの、その対象者は何人か教えてください。

○松本美子委員 質問していただいて、ありがとうございます。その辺のところがかかったらで結構です。もしあれでしたら、後で教えていただければいいですよ。

○畠山美幸委員長 後ほどご提示ください。

では、次に行きます。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 介護保険の関係ですけれども、現状では大幅な値上げになるのか、伺いたと思います。

それから、タクシーですけれども、北部地域もこの間増えると思っているのか。この間ではない、見ているのか伺いたと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

介護保険計画につきましては、大幅に増える見込みでしょうかという質問なのですけれども、現状維持か、少し上げるのかというところで検討になるかと思われます。

それから、タクシー券につきましては、令和5年度につきまして全体的に増えていまして、北部地域の申請も増えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。やっぱり保険料、ちょっと私の知っている人で、保険料だけ払って利用していない人がいて、何でこんなに上がってしまうのを私が払わなければならないのだということと言われていて、ちょっといろいろ保険のことですからということで説明しているのですけれども、やっぱり説明しても理解してもらえないのです。もう理屈ではなくなってしまうと、お金が出ていくということだけを見てしまうので、維持か微増であるということでもありますので、その方向でぜひ進めていってほしいと思います。

タクシー券については、なるほど、北部も増えているということで、南部を聞かなかったのは、ある程度の需要というか、利用があったかなって思って、やっぱり北部が一番課題残っているなと思っていましたので、ここが多少程度増えていくと、本当にこのタクシー券の利用というのが、認知も利用もされているなと思いましたので、ちょっとこの点だけ確認したいと思って聞きました。いいです。

○畠山美幸委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、高齢者外出支援事業、再三お聞きになっていきますので、1点だけ確認です。

67歳から68歳に上がったと、67歳で今利用されている方は、当然来年度68歳になりますので、今使っている方が使えなくなるということはないということですね。その確認をします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○畠山美幸委員長 次、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 私からは2点です。最初に、高齢者の就業促進の事業、これはシルバー人材の関係でございますけれども、一定の基準で支出しているというのは分かっています。ただ、お金を出すだけではなくて、ほかに支援の方法はあるのではないかなというふうに思うのですけれども、そのところをどういうふうに今年なんかは考えているのか。なかなか依頼をしてくれるところが減ってきているというような話も聞くものですから、そこをお聞きしたいと思います。その1点だけです。

それと、老人クラブの助成の事業については今も質問がございました。毎年減っているというの

は分かっています。ですけれども、この育成という言葉が、老人連合会の育成という言葉が入っているので、育成ということに関して、減少している、予算が減っているということでは育成にならないのではないかなと思って、その点をお聞きをいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 老人クラブ連合会の就業支援につきましては、失礼しました。シルバー人材センター、シルバー人材センターのほうに担当の職員がおりまして、その職員が中心になって企業への働きかけ、それから高齢者の方への声かけ等を行っている状況でございます。

続きまして、老人クラブの育成につきましては、予算、補助金のほうが定められておりまして、国のほうから……老人クラブだから、決められた予算の範囲内で行っているところですので、それ以上の追加での計上というのは考えておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最初から聞きますけれども、その担当の方が来ていて、いろんな企業さんに働きかけているのは当然知っています。ですけれども、いろんなところ、依頼するところは少なくなっていくということになると、やっぱり働いている人がいるわけですから、非常に困るのではないかなというふうに思うのです。そのときに、この役所の中でも関連するところでいろいろ依頼をしているのではないですか。支援というか、仕事の依頼等もやっていますでしょう。だから、そういうものについて考え方を、ただお金だけではなくて、そういう部分のところの支援についてもどういうふうに考えているのですかというふうなことでお聞きをしたのです。ご自分のところのことです。

それと、老人クラブについては、全体の予算が下がってしまうと、だから人数に対してやっているというふうなことで、そこにこだわられてしまうとあれなのですけれども、それ以外にあっては私はいいのではないかなというふうに思うのです。第一、会員が少なくなってしまうから予算が少なくなってしまうのですよというふうな考え方だというふうに思うのですけれども、影響は出てきているかなというふうに思うので、別の支援の方法はないのですかというようなことをお聞きしたのです。育成というようなところから、どんどん、どんどん衰退していってしまいます。だから、ずっと減っているというのはもう現実にあるわけですから、そのところをどのように捉えているのですかというふうな、予算面からお聞きをただけです。どうぞお願いします。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 まず、シルバー人材センターの仕事ということなのですけれども、実際に役場の中でもお仕事をお願いしているところもございしますが、また引き続きお願いできるようなものがあればお願いしていくように、役場全体で相談しながら対応していきたいと思っております。

それから、人数に対してということなのですけれども、先ほど菅原副課長のほうから1人当たり

270円ということだったのですが、それに基本額というのが上乗せされますので、大幅な、各単位クラブのほうの補助金のほうの減少というのは、それほど大きく影響がしないのかなと考えております。

また、町の補助金が減ったことによって、連合会の活動に何か影響があるかということだったのですが、事務局の社会福祉協議会のほうに確認しましたところ、今のところは影響はそれほどないということをお伺いしております。

以上です。

○畠山美幸委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 以上、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前11時12分

---

再 開 午前11時14分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 私は、2点ほど、まず最初に143ページ、農業次世代人材投資補助金150万円、1名に対するお金かと思うのですが、どの地区で何を作られて、そしてご家族はいらっしゃってされるのか、ちょっとそこらのところをお尋ねしたいと思います。

もう一つ、すみません。土地改良施設維持管理適正化事業の460万円でございますけれども、志賀地区内に防護柵の整備工事をするということでございまして、その具体的な場所と、どのような柵で何メートル程度されるのかお尋ねします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

まず最初に、農業次世代人材投資の関係ですが、古里地内の圃場で、ハウレンソウを周期栽培をしている者になります。それと、家族構成につきましては、町内在住の40代男性で独身の方でございます。

続きまして、土地改良適正化事業の関係をご答弁させていただきます。志賀地内の市民農園しかむらの通りで、玉中から地産団地までの区間にある水路に隣接する木柵をガードパイプに交換をする工事で、6か所ありますので、そちらの合計のほうは94.8メートルを予定しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 ホウレンソウを古里地内でされるということで、安心をしました。なぜ安心したかという、やっぱり独身で独りでほかのところでやっても続かないのですよ、正直言って。売るものを特定できればいいし、また古里地内であれば、恐らく先輩たちが教えてくれたりもすると思えますけれども、ここでホウレンソウを生産するためには、当然、ビニールハウス等を作らなければ、年間通して5回、6回の出荷はできないと思うのですけれども、そのビニールハウスを作るための費用として150万円を出すということなのではないでしょうか、その辺も確認させてください。

それから、防護柵ですけれども、これは擬木からガードパイプに替えるということでございますね。この件につきましては、高さは一般のガードパイプと同じぐらいの高さになるのかだけちょっとお尋ねします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

ビニールハウスの費用の件ですが、こちらのほうがいただいている補助金のほうは、経営開始型という補助金でありまして、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業となりますので、ビニールハウスを買ったりとかそういうのをいろいろ考えた上で使うような資金となっております。

続きまして、適正化事業の防護柵の高さなのですが、高さについては80センチのものになります。以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 資金ということで、ビニールハウスだけでなく、場合によったら農業機械もそこで買ったりできるのかなという解釈をしました。しっかり頑張っていただけるように、そして技術支援等はどのようにお考えになっておりますでしょうか、そこだけお尋ねします。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

こちらの受給者なのですけれども、嵐丸塾の塾生でございます、古里の指導農家のグループでやっておりますので、引き続き指導農家と町のほうで支援のほうを図ってまいりたいと思います。以上です。

○畠山美幸委員長 次、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私は、3項目質疑させていただきたいと思います。

まず1つは、予算書の142、農業次世代人材投資事業についてということで、農業次世代人材投資補助金というのと、それから新規就農総合支援事業補助金、これ同時に受けられるのかどうか、そ

れが1点です。

それから、2つ目が142ページ、農業者フォローアップ事業補助金の補助予定先について教えていただけたらというふうに思います。

もう一つ、最後なのですが、新規就農総合支援事業補助金対象者の人数、1人当たりの補助金額、お願いいたします。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、1点目の農業次世代人材投資事業につきましてですが、こちらのほうが新規就農支援事業の前の事業になりまして、令和3年度以前の採択者が農業次世代人材投資事業となりますので、同時の交付はできないというものになります。

続きまして、農業者フォローアップ事業の関係になります。補助予定先としましては、生産組合と花卉部会、それと嵐山南部堆肥生産利用組合、それと農業者4名を今現在予定をさせていただいております。

続きまして、新規就農総合支援事業の補助金の対象者の人数と、1人当たりの金額につきましては、町内在住の女性の1名でございます。補助金額につきましては、2年目になりますが、150万円ということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 狹守委員。

○狹守勝義委員 1つだけ再質疑ということで、そうすると次世代人材投資補助金というのは、まず新規就農総合支援事業の補助金を得て、その後に次世代というような流れになるというのは、一つの形としてあるということなのですか。それだけ。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 事業自体が就農直後の方に支援、交付するものでございまして、先ほどの新規就農総合支援事業の前の事業が次世代と、前の事業になります。前の事業が次世代人材投資事業という形になります。

以上です。

○狹守勝義委員 そのところの意味がちょっと分からないのです。

○畠山美幸委員長 改めて答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

令和3年度までは以前の事業で、それ以降は新しく変わったということでございます。

以上です。



○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 141ページになりますけれども、農業振興費の中で有機農業関連の事業は組み込まれているのかどうか伺います。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、有機農業の関連事業ということで答弁のほうをさせていただきます。

有機農業関連の補助事業につきましては、環境保全型農業直接支払交付金事業があります。対象となる取組につきましては、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動になります。その中で有機農業という形で補助申請を実施しているのが、地場産研究会になりますということで組み込まれていますので、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。その地場産でどのくらいの有機農業の部分が入っているのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 面積についてお答えさせていただきます。

2万3,000平米を申請している形になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 人数的にはどのくらいになるのですか。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 人数につきましては、6名の方になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、3問質疑させていただきます。

まず、144ですけれども、農業用施設整備事業ということで、これは改修とかあるいは維持管理に必要な工事費の内容というふうになっておりますけれども、この詳細を伺います。

それから、146ページですけれども、林業振興事業ということで、風倒被害ということの管理と、あるいは整備ですか、これが出ていましたけれども、これは場所や、金額は100万ぐらいだったと思うのですけれども、どのような場所でどのような内容のものを管理して整備をしていくのかということですか。

それから、144ですけれども、ちょっと行ったり来たりしてしまってますけれども、こちらにつきましては多面的機能支援事業ですが、こちらの団体数、あるいは地域で行って実施する

共同活動というようなことの内容ですけれども、どのような地域が共同でこの金額を活用しながら、どのような団体数、どのような場所をやるのかお尋ねをしていきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、まず最初に、農業施設整備事業のほうの改修、維持管理の工事費の内容ということなのですが、予算額として574万6,000円のものにつきましては、先ほどの適正化事業のものになります。先ほど話したように、ガードパイプを94.8メートル設置する予定でございます。

続きまして、風倒被害管理の整備予定のほうですが、町道1ー7号線の杉山公民館より玉ノ岡中学校入り口までの道路東側の間知ブロックの上にある木の伐採を予定しております。

続きまして、多面的機能の関係ですが、団体数、共同活用の内容ということですが、団体数につきましては8団体でございます。共同活動の内容は、景観形成の活動として、景観植物の植栽や地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ごみ等の清掃等でございます。そちらを多面的の区域内で実施しているものになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 農業用の施設ですけれども、こちらにつきましては、志賀地内の関係は分かりましたけれども、これはあれかな、防災減災の関係が関わってきていないのでしょうか。沼の関係ですか、基本計画策定とか、あるいは三反田沼のほか何か所とか、あるいは粕川、新沼ですか、それに改良の志賀地内の防護柵とか、そういうようなことが事業の内容ということで概要に出ていましたので、そちらがもうちょっと聞きたかったのですけれども、ご答弁がいただけましたらお願いをいたします。

それと、次ですけれども、林業振興、これは場所のほうは玉ノ岡中学校からなのですが、杉山ですか、あそこからだということですから、子供たちも通学しますので、登下校のところですからよかったかなというふうに思いますけれども、これは今までは意外と地主さんに関わって、地主からお願いをして切っていただいたり管理していただいたりというのが、そういったお話等があったかというふうに思います。手紙を出すなり行ってお願いをするなり、その点もなかなかだったら、事業者のほうへ頼むなり、どうしても駄目だったら町の職員さんが町道分に係る部分だけは伐採するとか、いろんなことを言っていたかなと思ったのですけれども、その場所の委託のみだけの形で整備というか管理というか、そういう形でほかは予定はないと、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

それから、多面的機能なのですけれども、8団体で地域で行うということは、これは地域で考え

て、その8団体が、各団体さんが町内に散らばっているのか分かりませんが、昔の集団さんなのだろうかというふうにも思いますが、その中で決めて、予算をいただき、予算の範囲内で実施をすると、そういうようなものだと思いますけれども、内容的には何を、もう少し植栽だかごみですか、それとか田のほうに出入口が朽いたからそこを直すとか、いろんなそういうことが今までもあったと思うのですよね。ですから、今回も、もし決まってい、団体のほうからこれをやりたいからというような、新年度になったらというような予定というか、何かそういうものが出てきて初めて予算が組んでいるのかということをお尋ねします。

以上です。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、最初に、改修、維持管理の関係、ため池が入っているかどうかということの答弁をさせていただきます。

工事請負費の中には適正化事業である工事費のみでございまして、ため池については、まだ実際計画を作成段階でございまして、そちらのほうの今県営事業でやっている分、そちらの負担金という形で県のほうに負担金を支払う分の計上のみとなっております。

続きまして、風倒木の関係なのですが、そちらのほうにつきましては地主さんのほうの了解を得てという形の事業が、多分、里山平地林事業のほうになるかと思えます。こちらのほうが令和5年度につきましては予定をしておりますので、風倒木被害という形で、通学路や通行に支障が出ている部分の箇所を選定した中で、今回、杉山の公民館から玉ノ岡中学校のところにかけてのところを伐採するという形で決めさせていただきました。

続きまして、多面的事業の関係についてですが、こちらのほうが土地改良区が大体母体となっております、土地改良区のほうで事業のほうを、年度初めのときに総会を開いてやる場所等も含めた形で計画のほうをさせていただいて、そちらを基に整備をしていくという形になります。

以上になります。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、今の多面的農業の関係なのですが、8団体だということになりますと、改良区の関係というと、前は5団体ぐらいだったかなと思ってはいますが、この団体には、何て聞いたらいいのだろうか、8団体なのですよね。聞きようがちょっとなくなりました。

それで、総会や何かの年度の初め頃に、各団体さんからどのような内容でというようなことですが、具体的には何か今挙がっているものがあるのですか、8団体の中から、ここここをこんなふうに地域で頑張って共同でやりましょうと、そういうようなものが上がっていたらお答えください。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 多面的の関係について答弁させていただきます。

今現在、土地改良区が母体となっている団体さんが3団体、それぞれ土地改良組合さんだとか水利組合のほうも母体となっている団体のほうが5団体あります。整備をやる箇所については、やはり年度当初の計画、それを煮詰めた中で実施していくという形になっておりますので、ここをやるというところについては、まだ正式には決定していないというものになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 私のほうは結構です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 まずは、参考資料の18ページ、予算書で言いますと143です。環境保全型農業推進協議会の補助金としてありますけれども、その事業内容を教えてください。

それから、同じくその同じページですけれども、嵐丸塾の運営費の補助金が来年度はかなり減額されています。その状況を教えてください。

それから、新規就農総合支援補助金については結構です。

その2点お願いいたします。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、まず最初に、環境保全型農業推進協議会の補助金について答弁させていただきます。

対象となる事業の内訳としましては、生分解性マルチ活用推進事業、それと有機肥料活用推進事業、それと農業用廃プラスチック処理事業、それと狩猟免許取得に係る費用等でございます。

続きまして、嵐丸原塾運営費の補助金についてになります。今、塾生のほうが来年度につきましては1名が塾生として在籍をする予定なのですが、5月末で卒塾の見込みとなっております。ということから12分の2という形の中で算出をさせていただきます。内訳としましては委員報酬だとか農家指導報酬、それと研修地の賃借料、保険だとか機械の整備、燃料費、光熱水費、種苗費だとか農薬、出荷の舗装費、肥料、機械のレンタル等で内容はございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 その環境保全型の協議会の構成人数は何人でやっているのか、教えてください。

それから、嵐丸塾のほうも、それで5月末で卒業ということで、そうなるといなくなってしまうということだと思うのですが、その辺の募集についてはどういうふうにしようとしているのか。

それから、嵐丸塾を卒業された方が先ほど出たほかの支援金を使いながら、継続していくのかどうか、その辺ちょっと確認をお願いいたします。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 環境保全型農業推進協議会のほうの構成員につきましては、埼玉県病害虫防除所、それと東松山農林振興センター、埼玉中央農業協同組合、埼玉県農業共済組合、嵐山町農業委員会、それと嵐山町土地改良団体連絡協議会、嵐山町南部堆肥生産利用組合、嵐山町農産物生産組合、嵐山町鳥獣保護管理委員、あと嵐山町のメンバーになります。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

嵐丸塾の今後につきましてお答えいたします。委員のおっしゃるとおり、5月末で卒塾となりますと、塾生はゼロとなります。しばらくの間、県農業大学校等募集をしまして、嵐丸塾の体制は指導農家が先ほど古里にハウレンソウ施設栽培ということでおりますので、その形を基本として、そのほかニンジンやカブ、そういった葉物野菜なども栽培研修ができるような形で、しばらくは募集期間ということでやっていきたいと思っております。

また、卒塾生がそうした国等の補助金を活用するのかという質問でございますが、今までの卒塾生につきましては、昨年度、補正で経営発展型という、機械、トラクターやそういったものを購入する費用に充てるものの経営発展型事業というものを受けております。来年卒塾する方につきましては、ご家庭を持っておりまして、女性の方で旦那さんがいらっしゃいます。家庭を持って家族で暮らしておりますので、支援金、そういったものをどうでしょうかというご案内もしたのですが、当面ちょっとまだ使わないで頑張ってみるということでございまして、状況によっては交付金を使うようにお勧めをしているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 協議会の構成メンバーは、そういう形で構成していると思うのですが、実際に支出されるものは、農業者に対して支出されているのかどうか、それを一つ確認と。

それから、嵐丸塾の卒業生が、説明ありましたけれども、これまでの次世代とか新規就農の方とはまた別の形であるということですか。その2点だけお願いいたします。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 環境保全型農業につきましては、農業者に支援するような形で、例えば生分解性マルチの購入費の一部補助だとか、廃プラスチックを処理するに当たって、その委託料に使ったりだとか、あとは狩猟免許を取るときに、狩猟免許の試験料だとか、わな猟に係るのですが、それだとか診断書の作成、それと事前講習会の受講料ですか、そういったものについての補助をしたりというものになります。

続きまして、嵐丸塾のほうの関係で今後のところの部分についてですが、先ほど申したように、新規就農者に対してはそういった形で補助を引き続きする中で、経営発展事業で機械を買ったりだ

とか、経営開始ということで資金にさせていただいたりとかという形で、補助をしていく支援をしていきたいと考えております。

〔何事か言う人あり〕

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 今年度卒塾される方が実際2名、9月と3月に2名おりました、1名の方については経営発展事業ということで機械のほうの購入をさせていただいて、今年度の3月に卒塾される方については経営発展事業と経営開始のほうもできれば交付できるように、バックアップのほうをさせていただきたいと考えております。

あと来年の5月に卒塾する方については、先ほど課長が申したように、引き続きお話ししていくという形を取らせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 私からは3問あるのですが、大部分答弁が出ていますので、足りない部分だけ再質問の形で、再質問というか、最初から質問しますけれども、お聞きをしたいと思います。

最初に、フォローアップの関係ですけれども、予定先は聞きました。でも、全体の内容、できたらその箇所、生産組合、花卉部会、堆肥組合がありますが、どんなものを予定しているのかお聞きをします。

それと、あと多面的についてももうほとんど出たのですが、成果についてはどのように見ているのか、もう何年か続いている事業でございますので、伺いたいと思います。

そして、別な観点から、農地を地域で守っていくというそういう観点が私は大きいというふうに思うのです。お金を出すだけではなくて、そういう啓発的な部分について、役所のほうでどのように思っているのか、お聞きをします。

それと、3番目に、林業振興事業でございますけれども、場所もお聞きしました。ただ、現状がもう被害に遭っているのではなくて、立木の状態であるのだけれども、将来的に危険な樹木が立っているのです、そこを整備するのだというふうに受け取ったのですが、それでよろしいのかどうかを伺います。以上3点。

○畠山美幸委員長 飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、まず最初に、フォローアップの事業の内容について答弁させていただきます。

生産組合と花卉部会については、チャレンジ苗及び種の補助になります。

それと、堆肥利用組合のほうにつきましては、堆肥施設の修繕に充てるものになります。

農業者4名から上がっている内容につきましては、トラクターのマルチャーだとか野菜の播種機、畝立て機、パイプハウス等になります。

続きまして、多面的のほうの成果なのですが、委員先ほど申されたように、地域の共同活動によ

り資源を維持していくという形になりますので、適切な保全をできるように、引き続き団体を育てていくというのがメイン、成果かなと思っております。

それと、風倒木の関係につきましては、先ほど申したように予防的なものになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 今、内容も聞いたのですが、農業者の4名の方からは、大体このようなもので使いたいという要望、使用先が出ているのですね。そのところをもう一回お聞きをします。

それと、多面的機能はそこが一番重要なところだというふうに思うので、やはりそういう団体がないと、地域を守っていけないというふうな観点から出しているのだというふうに思いますが、まだ私とすると、ほとんど費用弁償的なものでやっているの、多くの方が参加するとはいえ、もっと拡大的に町として考えていないのかどうか、費用弁償は別として拡大的なものを考えていないのかどうか、その組合だけでやるのではなくて、そういうふうな、その点をちょっとお聞きします。

以上です。その2点だけ。

○畠山美幸委員長 答弁求めます。

飯塚副課長。

○飯塚 毅農政課農業振興担当副課長 それでは、まず最初に、フォローアップのほうの内容になります。こちらのほうについては、要望のほうを取らせていただいた内容を精査して、来年度の支給者を決めております。

○畠山美幸委員長 中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、多面的についてお答えいたします。

この多面的の団体につきましては、昔から言う道普請の農業地域版として考えていきたいと思ひまして、道普請のほうは報奨等が出ません。また、支援の向上については、農道の敷き砂利、そういったことも道普請としてやっていましたが、現代版のそういった道普請の団体、その地域の団体という意味合いを持って、町として支援してまいりたいと思ひます。

以上です。

○畠山美幸委員長 よろしいですか。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 以上で、農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前11時50分

---

再 開 午後 1時25分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私の質疑は、2項目ということで、予算書の152ページ、観光協会補助事業についてということで、前年度予算額より6,190万減の理由ということなのですが、この主な減というのは、国からの補助金がなくなったということは承知しているのですが、一応町から出ているお金のほうも大分削られているのかなというふうな感覚を持ってまして、その辺を中心に、どういふ理由でそうなったのか、その辺お聞きしたいなというのがまず1点です。

それと、もう一つは、観光振興事業についてということで、今回これがなくなっているわけです。ですから、今までどういったことをやっていて、それがどういった理由でこれがなくなったのかということをお聞きしたいなということのこの2点、よろしくお願いたします。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 答えさせていただきます。

前年度予算額より6,190万円の減の理由についてですが、令和4年度は国の地方創生交付金を活用して、観光地域づくり法人推進事業補助金として、観光協会への補助金8,000万円ということで計上しておりました。観光事業のそちらのほうの推進事業としての事業がなくなりまして、令和5年度から国の補助金がなくなって、観光協会への補助金を観光協会事業としての補助事業として1,810万円を計上したため、差額が減額した形となっております。

続きまして、観光振興事業についてですが、こちら廃止になった理由については、令和4年度は国の地方創生推進交付金を活用しまして、観光振興事業により観光事業に関連したテントやフェンスなどの備品を購入いたしましたけれども、こちらの国の補助金を活用した備品の整備が終わりましたので、令和5年度は計上をしていないということでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 今の説明は、基本的には、町から出ているお金が要するに削られたというような、その部分のところの説明にはなっていないような気がするのです。なぜ、要するに減になっているのか、その辺のところの理由をきちっとご説明いただきたいということなのです。

それと、次の2つ目のやつは、この観光振興事業というふうな名称になっていても、基本的にはこれは備品購入ということで、それが整備できたということでこれが廃止になったということの説明だったのですが、要するに観光振興事業というのは、備品の整理だけのものではないような気がするのですが、その辺のところ、要するにそういうことの事情も含めた形でちょっともう少し説明が欲しいのですが、



○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、観光協会への補助事業の金額のことでございますけれども、ご承知のとおり国の補助金が今年度までということで、大幅な減額ということになっております。来年度、令和5年度、それでは観光協会に町としてどういったところを補助金として出したらいいのか、これを今年度、再三ちょっと検討しまして、その中で、まず人件費、これは事務局関係の部分と、そういった方の人件費、また、占用料とか小作料、これは占用を受けている部分の占用料と、ラベンダー園の小作料、借地料、そういったものです。その辺とお土産、嵐なびの1階で販売をしていますけれども、そちらも一部負担していただくということで、そちらの人件費関係、あとは農場、いわゆるラベンダー園の農場の通常の維持管理、これについての費用をある程度、人件費も含めた、農場長という今役職を置いていますので、そういったものも含めて、苗の補植ですとか、そういったものも含めて、その辺の維持管理費をちょっと補助していただけたらということと、今バーベキュー場や学校橋河原などの土地や事務所の賃借料というのも払っていますので、そういったものも補助としていただければということで、今回この金額になったということでございます。

また、次の観光振興事業、これにつきましては、昨年度もこの国の補助金に特化して予算計上させていただきましたので、今回はその補助が終わるというところでゼロという形で、廃止といえますか、なくなったと、単純にそういうことでございますので、また何か観光振興事業で予算が必要になれば計上するようになるかなというふうには思っております。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 1つ、この観光協会の補助事業の中で人件費というのが非常に大きい部分だなというふうにとらわれて思うのです。要するに人件費の削減という部分のところでは、大分カットされたような感じだと思うのですけれども、一応、どのくらい今までかかっている、それがカットされたのか、その辺もちょっとお聞きして、私の質疑を終わりたいと思うのですけれども。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 観光協会の人件費につきましては、見込みがこちらのほう3名分の金額で1,300万円というふうに見込んでおりまして、こちらのほう観光協会の補助事業としてはその分の半額の650万円を補助の内容に見込んでおるところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 今、狛守委員の質問と似たり寄ったりでございます。再質問からさせていただきたいというふうに思います。

今、人件費にかかったりだとか、借地料にかかったりだとか、賃借料にかかったりだとか、ラベ

ンダー園の水道費だとか答弁がありました。ラベンダーまつりを今年も計画されると思うのですけれども、ラベンダーまつりの主催者は観光協会になるかなと私は理解しているのですけれども、その辺のところの予算はこの中には入っていないくて、自前でやるというようなことなのでしょうか、ちょっとそれをお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

今回の観光協会補助事業の金額の中にラベンダーまつりの運営の経費というのは、入ってございません。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 ラベンダーまつりはされると思うのですけれども、それはどのような形で、町からは一切お金は出さないよといったことで、自主的に、観光協会が中心になってやってもらうのだよということなのですか。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 先ほどちょっと申し上げました観光協会の補助金の中に、ラベンダー園は通常の維持管理費、こういったものは町から補助を受けてやっていただかないと、なかなかそこそこの金額かかっているものですから、観光協会独自ではちょっと厳しい部分がありましたものですから、補助金としてはラベンダー園に関しての通常の維持管理費用を補助していただいて、当然、イベントのほうは開催する予定をしております。こちらの開催のイベントのほうも昨年度までやりまして、できる限り経費を削減した形でいろいろ検討をしまして、昨年度よりは支出する経費というのは抑えられるような形で今予定をしておりますけれども、その部分の、多分黒字になるのは、相当のお客さんが入場していただかないと、なかなか黒字には難しいかなというところもございますけれども、学校橋河原キャンプ場、またはバーベキュー場の売上げというのが、このところちょっと順調に来ているといいますか、そういったところもありますので、観光協会全体としての予算のほうでは、何とかそこで賄えるのではないかなという見込みで今考えております。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 3回目です。観光協会がバーベキュー場である程度の売上げを上げているよと、またその下にありますが、学校橋広場でも大分収入も上がってきているよということは聞いておりますけれども、嵐山町の観光協会としては、バーベキュー場とこの学校橋河原と、それから別としてやる嵐山まつりのほかにも、嵐山町の発信という意味ではほかにもやるべきことはかなりあるような気がするのですけれども、そういうものは町とは関係なく、それは観光協会独自でもうやってほしいよということに徹しているのでしょうか、今年度以降から。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 お答えさせていただきます。

ラベンダーまつり以外のイベントというのは、観光協会が主催という形でやっているのは、あとは紅葉まつりがあるかと思います。こちらにつきましては、観光協会と企業支援課のほうでいろいろ準備だとかそういったものをやりながら、特に支出をする経費というのはそんなに多くはない部分で、かといって収入があるわけでもないのですけれども、大きなにぎわいを持ったイベントかなというふうに思っております。こちらは、出店していただいたお店なんかはかなり利益は出しているようですので、そういう意味では観光協会のほうもいろいろ貢献できているのかなというふうに思います。

かつ、そんなに支出に大きな負担というのは、今、テントとかそういったものも町のお借りして、実際イベントのほうも開催していますので、そういった意味では大きな負担もなくできているかなと、また嵐山まつりにつきましては、嵐山まつり実行委員会というところが主催でやっておりますので、観光協会は出店のほうをしているという状況でございますので、やっぱりその辺もそんなに大きな負担はないかなというふうに思っております。

取りあえず今現在、やっぱり観光協会というのは独自で収入を得て、できるようにという方向性で今やっていますので、できる限り稼いで支出を抑えながら収益を上げていくという目標を持って、来年度も計画のほうをさせていただきました。ラベンダー園については、また来年度のイベント、この辺の状況、結果等を踏まえて、また再来年度以降どうやって運営をしていくか、その辺はまたよく検証していきましょうという中で来年度の予定のほうをさせていただいておりますので、来年度6月予定しておりますけれども、その辺ちょっとやりながら、またいいところ、やっぱり反省点、また多々出てくるかなと思いますので、その辺を踏まえてやっていければというふうに思います。

また、いろいろ大野委員さんのほうは、町からの補助金なくて大丈夫なのかなというそういうご心配をいただいているような質問かなと思います。何かあったときにはまた町にお願いをするというか、頼るしかないのかなというところもありますので、ただそういうふうにならないように、今、事務局、またうちの担当課としてはやっていこうというところで話をしているところでございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 最初に、149ページですけれども、企業誘致事業で川島地区土地区画整理組合の設立準備会補助金が10万円ですけれども、令和5年度の進捗予定はどう考えて、どのような感じか伺いたいと思います。

それから、151ページですけれども、嵐山町商工会に補助金の新規で、町内企業に就職を希望する人材と町内の人材を求める企業をつなぐ合同説明会開催への補助金を補助ということなのですが、私はこの事業自体はコロナ禍以前には行われていたと思っているのですが、それについて伺いたいと思います。

それから、その次の153ページの狛守委員、大野委員に続いてなのですが、1,810万円の具体的な

事業を聞くということで、これは伺ったのですけれども、この観光協会事業について、大体予算額としてはどのぐらいのものを視ていて、そしてそれに係る補助金として1,810万円があるわけですが、観光協会の予算額の全体の何%ぐらいになるのか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

小輪瀬企業誘致推進室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、企業誘致事業につきましてお答えいたします。

川島地区の産業団地の整備ですが、整備の手法は、業務代行方式の組合土地区画整理事業で進めることといたしております。令和4年度、今年度ですが、川島の準備会におきまして業務代行予定者をエム・ケー株式会社のほうに決定をいたしました。令和5年度なのですが、予定としましては、この業務代行予定者のほうで設計等の区画整理事業の実施をするための準備を進めていただきまして、町におきましてはこの予定されている区域の中の農地に関わる国、県との調整を進めてまいりたいと考えております。

なお、この補助金の10万円の使途につきましては、役務費ですとか消耗品費等、準備会の運営に必要な庶務的な経費ということで予定をしております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

補助金の内訳の話で、こちらのほう、まずすみません。先に商工会の補助金の関係ですが、こちら人材確保の支援事業ですが、こちらコロナ禍前の令和元年までは小川町と嵐山町の合同で企業就職説明会を開催しておりましたが、そのときの予算は小川町で費用を持っていたので開催しておりました。今年度につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用する形で、6月の補正予算で町内人材確保支援事業として計上しまして、10月に嵐山町商工会主催で就職説明会を開催しました。次年度につきましては、町の単独費として事業を実施していくために、今回、当初予算に新規で計上させていただいたものでございます。

続きまして、観光協会の補助金の関係ですが、こちらの1,810万円の割合ですが、ちょっと古い資料になってしまうので比較になるかなのですが、観光協会の収益がコロナ禍前のものと比較して考えますと、その際、大体5,000万ぐらいで予算が観光協会さん組まれていましたので、それとそのうちの1,810万円なので、割り返すと、大体36%程度になるかなと思います。ただ、単純に、こちらのほう人件費、パーセンテージで比較するというか、対象がこちら観光協会のバーベキュー場ですとか、学校橋の職員の費用とかというものが全部含まれておりますので、今回のこちらの対象にしているものというのは、観光協会の事務局の職員分の3人分の費用と、あとは河川占用料ですとかの賃借料、あとは嵐山なびの人件費の1名分の半分ですとか、農場の管理、バーベキュー場等々の施設の賃借料ですので、こちらの全体の事業の中の事務局本体分と嵐なび分と、あ

と賃借料とラベンダー園の部分的な部分への補助というふうな形になっております。

説明につきましては以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 川島地区のは分かったのですが、商工会の補助金なのですが、これは嵐山町単独で今年度はやるということで、他の町村と合同でというのは、人材マッチだから嵐山町の事業に対しての人材を求めていくというか、嵐山町の町民に対して求めていくというものなのか、それとももっと合同で広いところから人材を求めていくというものなのか、その点について伺います。

それと、観光協会の事業なのですが、これはコロナ禍前で5,000万円の収益で、それぞれの補助金に関しては、それぞれの……ごめんなさい。補助金自体は決まっている項目なので、全体ではないということですよ。そうすると、コロナ禍以前よりも令和5年はどの程度収益が見込めるかとかいうのは、まだ全然予測していないというふうに考えてよいのかどうか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 商工会の人材確保支援事業の関係でお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、町内の企業が人材を確保していきたいというふうなことで実施したいものでして、参加者につきましては、近隣市町村に広告等を出しまして、あとはホームページ等で広く参加者の方を求めたものでして、参加の企業、嵐山町の企業が人材今不足している状況であるということで実施をしたというふうな内容のものでございます。

続きまして、観光協会の補助事業についてですけれども、収益についてですが、コロナ禍前の令和元年との比較になってきますけれども、こちらバーベキュー場と学校橋広場の比較を見ますと、バーベキュー場はその令和元年のときには決算で4,000万程度の収益がありましたけれども、1月までの集計で3,900万程度となっておりますので、ほぼ勢いが戻ってきているような形になっております。学校橋河原につきましては、収益が、その当時と、利用のほうがその際は4,460万程度学校橋のほうはあったのですが、令和元年のほうで、今回1月までで1,500万程度となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 商工会の補助金についてなのですが、私は以前これを見たのは、多分新聞折り込みかなんかで面白いなと思って見に行ったことがあるというか、又エックでやったときと、それともう一か所ありましたよね。交流センターでやったのと、そうするとそういうふうな形の折り込みとかそういう形を進めてやっていくのか、その点について伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 では、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、今年度単独で町のほうで改めて予算計上してこういったものを開催するにつきましては、

今まで、当初私が聞いている中では、小川町さんのほうから合同でこういった説明会やらないかというお話があって、合同で開催していたという経緯がありまして、コロナ禍にちょっとなりまして、ここ2年、3年、ちょっとその説明会のほうは中止したほうがいいだろうということでできなかったのですが、今年度、このコロナの交付金等で予算のほうが幾らかもらえるということで、町単独で、小川町さんとは話しせず、まず単独でやったほうがいいのではないかとということで、商工会さんと話をし、今回開催をさせていただいたという経緯がございます。

10月に開催をさせていただいて、来年度に向けて、そうしたらまたどうしていこうかというところでの商工会含めて話し合いをしながら、あとはハローワークさん、そういったところからアドバイスをいただいて、打合せを重ねて、最終的に高校ですとか大学、幾つかそういった就職の説明会やりますのでというご案内のほうを出させていただいたのですが、ちょっと時期が10月というところで遅過ぎたというところが一つの反省点がありまして、だったらもう来年度は早い時期にやったほうがいいのではないかとということで、5月ぐらいにやったらどうかという検討をしたのですが、ハローワークさんとかそういったところと打合せをずっとさせていただいた中で、5月ぐらいになると、高校生になると中間テストですとか、いろいろそういったものもあって、最終的なアドバイスをいただいたのが7月の初旬、このくらいでやっていただいたほうが一番いいのではないかなというアドバイスをいただいたので、そういう形で来年度計画しているものでございます。

こちらにつきましては、学生をメインにやるというのは、ちょっとそこを考慮して検討したのですが、最終的にはちょっと難しいというところが分かりましたので、一般をメインに学生も取り込みやすいような日程でやったらいいのではないかとというのが、今結論が出たところといたしますか、来年度予定しているのはそんな内容で実施のほうをしていけたらと思います。

こちらにつきましては、以前、折り込みだとかそういったものがあつたのですが、今回もそういったものと、ホームページだとか、そういったものでご案内を出したり、あと嵐山町に就職という、東上線沿線、またはお話を、ハローワークの方が言うには、熊谷方面、あの辺からもやはり来るところだということもありまして、今回、商工会さんのほうも熊谷方面にもそういったちょっとご案内を出させていただいて、そちらの方面の方からもやっぱり来ていただいたという経緯もありますし、都内のほうから来ていただいたという方もいましたので、幅広く、要は嵐山に移住も含めて、遠くの方もそういう説明会に来ていただいて、町内の企業に就職をしていただいて、住んでいただければいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

○畠山美幸委員長 次の質疑者、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、2点になりますけれども、まず嵐山まつりの運営事業ということでございますが、148から149ページ、こちらにつきましては実行委員会方式だということで、そちらに補助金として200万9,000円ですか、出ていますけれども、こちらにつきましては実行委員さんはどのような方になっているのでしょうか、それが1点。

それから、参加団体というものもあるわけですが、そちらに対する人数と団体数を願います。

それから、その次の150ページの、今答弁等がかなり細かく出ていましたけれども、1点だけ申し訳ないですが、これは再質問のほうがいいですか。

○畠山美幸委員長 いいですよ、今ので。

○松本美子委員 いいですか。では、させていただきますけれども、小川と嵐山でやっていたということが今度は単独になってきたと、今年ですね。10月に実施したのですけれども、5年度は7月頃に早めにとというようなことで、単独でというような回答のようでしたけれども、そうしますと、事業者につきましては何団体でどのような事業者の方がこちらに人材を確保するために参加して、入社をしていただくような段取りをしながらお話しをして、説明会をするのか伺います。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

実行委員会の内容ですけれども、実行委員会は農業部会、商工・観光部会、時代まつり部会、文化部会、芸能部会、コミュニティ部会、福祉部会から代表者が正副部長として出ているほか、担当する課の職員が代表事務局員として委員となっております。また、国立女性教育会館と嵐山史跡の博物館からも代表者が委員となっただきまして、総勢23名で組織をされております。

また、参加団体についてですが、農業部会が8団体、商工・観光部会が4団体、時代まつり部会が6団体、文化部会が8団体、芸能部会が3団体、コミュニティ部会が5団体、福祉部会が17団体あり、合計が51団体となっております。

続きまして、町内企業人材確保支援事業の対象となる事業者は、どのような事業者が参加をするというふうな形になるかというご質問かと思うのですけれども、こちら商工会のほうが会員のほうに希望を取って、またホームページ等で募集を求めて、こちらのほうの参加団体を募集した上で、ブースを用意して参加者に来ていただくというような就職説明会を開催するというふうに計画をしているところでございます。

説明につきましては以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 私は、実行委員会の補助金の200万をお聞きしたわけなのですけれども、この23とそれからいろんな参加団体とで使うということになってくるのだと思うのですけれども、実行委員会補助金という名目が出ていますので、200万円の内容を伺います。

それから、事業者というのは、具体的にはどのような事業者が、こちらの商工会が中心だと言い

ながらも、どういう会社、どういう会社というのがあると思うのです。ですから、まずはもう、この間の10月に実施したわけですから、特に分かっている分野もあるのだらうということで思いますけれども、予算ですから分かる範囲内で結構ですけれども、ご答弁ください。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

200万円の中の内容ですけれども、部会の補助金としては、そのうち138万円ほどを見込んでおります。そのほか放送機材ですとか、会場の使用料ですとか、誘導等も必要ですので民間警備員ですとか、交通の指導員さん、交通安全協会さんにもお願いをしております。あとはピストン輸送するバスの借り上げもしておりますので、そういったもの等138万円以外の部分がそういった費用となっております。

続きまして、町内の人材確保支援事業ですけれども、どういう会社というふうなご質問ですけれども、こちらのほう、前回開催した内容ですと、ちょっと詳しい資料がなくて申し訳ないのですが、参加企業は14企業ございました。参加者につきましては41参加者がいらっしゃいました。こちらのほう、主には製造業のほうが多くございました。ただ、製造業のほかにも福祉の関係の企業ですとか、あとは製造業の中でも業種で、コックさんですとか、調理する方とかを求めたりとかそういった企業もございましたので、一概に工場で働く人というふうなものに偏っているというふうなイメージは持たなかったところです。

説明につきましては以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 嵐山まつりそのものは、4年度まではコロナの関係等もありまして自粛をして、今年度は実施をなされたようですけれども、こちらにつきましては、特に芸能の関係の部会ですか、そちらの関係につきましては、いろいろな芸能に関する団体さんで組織している、ちょっとごめんなさい、忘れてしまいましたけれども、その団体さんが中心になって実施をしているようですけれども、一般的なその会には参加はしていないけれども、当日だけは一般参加で参加しますよというように枠もつくってあるようですけれども、そちらへの呼びかけとか、あるいはどのような方法でこれをPRというのですか、していつているのでしょうか。1点、すみません、お願いします。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、当日のみというのは改めて募集のほうはかけておりません。たまたま今年度、コロナ禍の前の開催月に、ちょっとダンスをやっている団体さんのほうで、できれば出たいというお話がありまして、スペース的に何とかなるかなというところを出ていただいた経緯がございます。

ご承知のとおり、又エックのあの敷地内でやっていますので、あまりそういった呼び込みをかけ



て、参加したいという団体さんが多くなりますと、スペースの問題というのが今ちょっと課題になってきているかなというところもありますので、特に当日のみの参加の募集というのでしょうか、そういったものにつきましては、特にはしていないというのが現状でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 企業誘致奨励金なのですけれども、積算根拠について伺いたいと思います。

それから、川島の土地区画整理の関係なのですが、設計の準備ということで、具体的には農地の調整と、いわゆる農転をしていく準備をするということですよ。それで、大体令和5年度は終わりということなのですか。私が具体的に聞いたかったのは、埋立ては令和5年度は始まるのかどうか、もし始まらないのだったらいつ頃からなのか、伺いたいと思います。

商工会の補助なのですけれども、14企業に41人が参加されたわけなのですか。これちょっと数聞こうと思っていたので、どうなのですか、何人ぐらいこのうち入社できたのかというのは、それは聞いているのですか。どのくらい意義のあるものだったのかをちょっと確認したかったので、伺いたいと思います。

それから、観光協会の関係で、これ正直驚きました。ラベンダーまつりに当然もう補助は入るのだろうと私は思っていたので、これは入らないのですよということだったので、そうなのかと。ただ、昨年並みの祭りをやったら1,600万円の赤字ですから、それ私の一般質問に課長のほうからそういう答弁があったわけですが、そうすると、内容をかなり縮小したものにしていこうということで赤字をできるだけ抑えていくと、そういう祭りになるわけなのですか。ちょっと方向性が出ているのだったら伺いたいと思います。

それと、DMOの許可を取るまでの活動と予算を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

小輪瀬企業誘致推進室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、企業誘致事業につきましてお答えいたします。

まず初めに、企業奨励金の積算根拠でございますけれども、花見台工業団地に立地をしております株式会社武蔵野フーズ、こちらの第2工場が拡張されまして、令和3年の1月に建物が完成しまして、操業が開始されております。令和4年度から固定資産税が課税をされておまして、この奨励金につきましては、拡張された部分の土地、家屋の固定資産税相当額という形になっております。

続きまして、川島地区の関係なのですけれども、川口委員おっしゃるとおり、農地を当然のことながら産業団地つくるためには転用が必要でございますので、その転用に係る協議を実施をするということでございます。これなかなか、以前にもお話しさせてもらったことあるのですけれども、大分ハードルが高い仕事でございまして、単年度、令和5年度中にけりがつくかということ、なかなかもう難しいだろうという今見込みで考えております。令和6年度にもまたがってくるのではないかと、または令和6年度いっぱいかかるのかもしれませんが。それはちょっと相手がある、国、県の

農政担当が相手になりますので、そちらの考えに従うしかないのかなということで今は考えております。

埋立てなのですけれども、農林の調整が整った後に、この区域、都市計画といたしまして市街化の編入と、あと区画整理事業の認可等、都市計画の手続を進めていきたいと思っております。こちらが都市計画の手続が終わりましたら、初めて事業の認可がされて、正式に区画整理事業がスタートするという流れになっておりますので、その手続が終わりましたら、区画整理事業がスタートした後に埋立ては開始になるかなと、今の予定ですと、農林調整の進捗にも大分関わってくるのですけれども、令和7年度から区画整理事業がスタートできればいいかなと考えているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

商工会の補助事業の人材確保支援事業についてですけれども、こちらのほう、その場で面接をして採用とか、そういうふうな形というのが職業のあっせんになってしまうというところで、その場ではそのまま採用というふうな形で見える形では分らなかったのですけれども、参加した企業さんのアンケートをその後お取りしていただきまして、そこでは満足度は、参加してよかったというふうなアンケートのほうもいただいておりますし、次回もぜひこういったことがあったら参加したいということで、アンケート結果いただいております。また、参加者についてもアンケートを取らせていただきまして、そちらの参加者につきましてもおおむね良好な結果であって、また参加したいというふうな内容ですので、そういった意味では、実際実施して効果があったというふうに考えております。

続きまして、観光協会の補助事業についてですけれども、祭りの開催費用について補助がないというふうなことなのですけれども、こちらにつきましては、お祭りの運営の資金を、本来であれば運営の資金を基に実際のラベンダーの事業を全て賄う、あとはお土産の売上げ等もございまして、そのラベンダー事業の中で回していくというのが当初の考えですので、その中でそういうふうな形になるまでに、そのお祭りの部分というのは、収益を可能な限り観光協会のほうが伸ばすような形で開催をするように考えているところでございます。

その内容というのが入園料を上げるですとか、実際の人件費を抑えるように警備員の数を必要なところを見直してみたりですとか、あとは入り口のゲートのところの配置の人数ですとか、土曜日、日曜日の休みの日だとかというものの人材の需要を見ながら人件費を抑えていくような形で、支出と収入のバランスを取って、収入を極力伸ばしていくと、そういうふうな形で運営をしていく方向を今のところ目指しているというような形でございます。

実際、その後、すみません、新年度におけるDMO認可までの活動のことについてですけれども、

DMO法人となるためには安定的な運営資金の確保や関係者の合意形成、あとKPIデータの収集分析、戦略的なプロモーションなどの5つの要件がありまして、そちらの要件をクリアする必要があります。安定的な運営資金の確保につきましては、一定の自主財源の確保が求められており、可能な限り自主財源で運営できるよう、地方創生推進交付金で整備した観光資源を有効に活用しまして、効率的な運営を図っていく必要がございます。観光地域づくり法人として健全な運営ができるよう自主財源の確保のための取組を進めていくことで、安定的な運営資金の確保の要件をクリアすることができるというふうに考えております。

説明につきましては以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 企業奨励金なのですが、ちょっとこれ技監に伺いたいのですけれども、嵐山で、そうすると、1社に対して2,757万円支出ということなのですか、武蔵野フーズ1社に対してね。かなり気前のいい支出だなんて、私からしたら支出は少なく収入は多くというふうな考え方でいきたいわけなのですが、こんなに出している自治体というのは、県内あるのかどうかというのは、あまり知らないのだということであれば、それで結構なのですから、もしご存じであれば、こんなに出している団体ないですよということであれば、ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

それから、川島の関係なのですが、そうすると令和7年ですから、2年先になるわけです。花見台が完了するのですか、5年度に完成ですよね。ほかから残土を持ってくるというより、完成、ちよどうまくいくような感じがするのですけれども、ちょっとその辺の考え変えてきているのか、花見台のものを持っていくような形が一番距離が近くていいと思いますので、ちょっとその辺の考えを伺いたいと思います。

商工会の就職の関係は分かりました。

観光協会の関係なのですから、状況はよく分かったのですけれども、そうするとDMOを取るために安定的な運営資金をどう確保するか。そうすると、ラベンダーまつりも含めて、含めてとどうか、これはかなり大きな要素になってくるかな。これをどう黒字に持っていか、そこが見通しが立たないとDMOはできないという理解でよろしいのでしょうか。そのための活動を令和5年度はやっていくのだという、そういう理解でよろしいのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

福嶋技監。

○福嶋啓太技監 お答え申し上げます。

企業誘致事業、企業奨励金でございますけれども、こちらにつきましてちょっと他の市町がどれほどかというのは、私細かく承知しておりませんで、ただいづれにしても各市町において企業を誘致するために、固定資産税を何年か免除するような、免除といいますか、固定資産税相当の奨励金をお支払いするというそういった制度を持っているところは多くございます。そういうふうに認識

しております。以上です。

それと、盛土についてもですか。盛土についてですけれども、先ほど来、川島におきましては、これから農林調整、農地の調整を始めるといこととございまして、そういった協議が調って、事業の認可をいただいた上でないと、当然事業には入れませんので、どうしても時系列的にマッチしないという状況がございまして、委員おっしゃるように、当然、土砂を流用できればそれがコストの面でも最適なのですけれども、ちょっとそういったことはかなわない現状がございまして。

以上です。

○畠山美幸委員長 松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

安定的な運営資金の確保というのがDMO法人となるための要件の一つですけれども、こちら、観光庁のほうから示されているのは、観光地域づくり法人の役割として実施する取組において必要な財源というもので、その中で公共施設受託金、こちらは施設の管理の委託料ですね。すみません。指定管理等のそういった委託料と、あとは収益事業、こういったところが、この収益事業というのがいろんなラベンダー園のほかにも学校橋だとかバーベキュー場だとかの収益事業ありますけれども、そういった事業、あとは会費、あとは特定財源、これは例として示されているのは宿泊税ですとか入湯税、負担金等というふうなものですけれども、それを確保できる見通しがあることというのが要件となっております、このラベンダー園のほうで収益事業として成り立つということが、DMO法人となるための要件で必要なものになってくるかなというふうに認識をしております。

また、もう一つ示されているのは、運営資金のうち行政からの支出による財源、補助金等が過半を占めている場合は、自主財源の確保について関係自治体とともに具体的な検討が行われているかというところも観光庁が見るところであるというふうに示されてございます。

説明につきましては以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 川島の埋立ての件なのですけれども、花見台が令和5年度、次年度に終わることですよね。そうすると残土がどこか出て、どこか持っていき場があれば最短で、最短というか、7年度から埋立てができるのではないかとということですから、そこに持っていくことが可能ではないかと思うのですけれども、年度的にはね。そう思うのですけれども、それは不可能だということなのですか。花見台の残土を持っていき場がないから、それはできないのですよということなのですか。ちょっとその辺、分かる人が。

○畠山美幸委員長 それ1点でいいですか。

○川口浩史委員 いいです。

○畠山美幸委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、花見台の残土の関係ということで、私のほうからお答え申し上げます。

どこかで説明したことがあるかなというふうには私は思っているのですが、花見台の今の造成地の高さの調整をしたと、最初はここまで下げる予定だ、そうすると泥がたくさん出ないといけない。その泥の持っていき場所というのですか、それがなかなかお金もかかるとかあって、最終的に企業局が調整したのは、造成の高さを少し上げると。それで現在、今造成が進んでいます。したがって、あそこから泥は外に出さないという形で今作業が進んでおります。したがって、川島の問題は今後の泥が、特に洪水の高さの関係があって、結構まだ泥が必要は必要なのです。また、したがって、それは別の形で段取りをしていくということになるかと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私の最初の企業奨励金については結構でございます。

それから、2番目、参考資料の19、予算の152、観光協会補助金について、これも質問等がありましたので、再質問ですけれども、圃場整備に係る金額が、もう少しちょっと明記をしていただきたいのと、それからこの圃場が、これ議会のほうの提言もありましたけれども、ほかの花、ラベンダー以外の花をどのように予定しているのか、それについてお聞きします。

それから、その次は、148ページ、地域活力創出拠点管理事業、この委託料が増額されております。それについての内容についてお聞きします。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

圃場整備の金額の詳細の内容を説明させていただきます。こちらのほうが人件費がこちら1名分の給与の半額となっております、そちらのほうは300万円の半分を見込んでおります。あと、苗の補植が必要になりますので、そちらのほうは120万円、あと圃場管理につきまして、年間1,100万円分のうちの半分、550万円を見込んで、合計820万円を見込んでございます。

ラベンダー以外の花についてですけれども、現在ポピーを試験的に栽培をしておりますけれども、現在それ以外に決まっているものというのは特に今はございません。

あと、続きまして、地域活力拠点管理事業の増額分についてですけれども、こちらにつきましては、これまで嵐なびの観光案内業務を行う職員の人件費については、観光地域づくり法人の推進事業の補助の中で見ておりましたけれども、令和5年から指定管理を行う職員1名分として351万円を地域活力創出拠点管理事業に組み入れております。また、その他の増額分につきましては、指定管理に伴う光熱水費等の価格高騰の値上がり分を見込んでございます。

説明につきましては以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、ほかの花はポピー以外は決まっていないというか、検討はしていないのですか。

○畠山美幸委員長 それ1点でよろしいですか。

○藤野和美委員 1点で。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今現在、来年度の予定としましては、今年度ポピーをやったところは、またやっぱりポピーがかなりいい感じで咲きましたので、取りあえずまたポピーをやって、場合によっては、花の摘み取り、そういったものもできたらいいのではないかというようなお話をさせていただいているところです。

また、ラベンダー園の千年の苑の北側のほう、河川に近いほうというのでしょうか、要は補植用のラベンダーを少し植えさせていただいておりますけれども、そちらのほう、将来的には、約2.5ヘクタールぐらいあったかなとは思いますが、その辺を今年度というか、来年度というわけではないのですけれども、今回のラベンダーの状況を見ながら、そこについてはまた違う花を植えたりというのを考えていったらいいのではないかなという話はしているところでございます。ただ、来年度それを実施するというそういったところまではまだ決まっておらないような状況でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、いろいろ答弁いただいたので、頭の中が整理できていないのですけれども、最初に地域商業等活力創出支援事業40万円ついているのですけれども、これは創出推進委員会の中に対する補助というふうなことが書かれているのですが、その40万円を出したことによってどういう効果があるのかなとお聞きをしたいと思います。

2番目に行きますが、重忠まつりなののですけれども、昨年、随分よくというか、多くの人に来てにぎわった事業だったのですけれども、大河ドラマがあったからやったということではないと思うのですが、1年で中止になってしまった原因をお聞きをしたいと思います。

3つ目なののですけれども、本当にこれは再質問になるのですけれども、何かいろいろ答弁聞いていると、分からなくなってしまうところがあるのですけれども、1点はこのラベンダー場をどのように、この1,800の中にはラベンダー場の部分も入っていると思うのですが、どのように町は計画をしているのか。いろいろ答弁聞くとよく分からなくなってしまうのですが、まずこのところよく1点お聞きします。

それと、また答弁の中にラベンダー場の運営が独り立ちできないと、DMOの条件に反するのだというようなことをおっしゃいましたのですけれども、ではラベンダーがうまくいかないDMOは成立しないということなのですか。ちょっとよく分かんないので、教えてください。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

地域活力創出拠点の事業内容につきましてですけれども、こちらが予算で見込んでおるのが、朝市とまちゼミ、さくらまつりの広報事業というふうに見積もらせていただいております。朝市につきましては、まだ具体的にどのようにやるというふうに決まっておるものではないのですが、こういうコロナのほう収まってきているような状況ですので、朝市が復活できるように予算計上をさせていただきます。

また、まちゼミにつきましては、お店の方が講師となって専門知識やプロのコツを教えるミニ講座を開催して、参加者がお店を訪問して講義を受けるというふうなイベントでして、こちらはお客様にとっては学びを多く得られて、人生が豊かになる知識、技術が身につく、店舗にとっては新しいお客との出会い、商業者同士のつながり、経営革新にもつながるというふうな取組ということで考えております。

また、さくらまつりにつきましては、こちら今回の祭り、今回中止という形になっておりますけれども、そちらのほうではなくて、令和6年のさくらまつりの実施について、広報宣伝費として予算計上をしているものでございます。

また、続きまして、嵐山重忠まつりの運営事業の内容ですけれども、こちら嵐山重忠まつりにつきましては、大河ドラマのほうで嵐山重忠公が重要な人物として描かれることを記念して、記念イベントとして計画をしたというふうな経緯がありますので、観光事業として継続してやっていくというふうな考えではございませんので、予算計上をしております。

続きまして、観光協会の補助事業の関係ですけれども、ラベンダーのほう収支がプラスにならないとDMOにならないのかどうかというふうなお話かと思うのですが、こちらのほう、観光庁が示されているのは、地域づくりのほうに必要な財源の中に収益事業というのがあるのですが、その中で学校橋河原ですとかバーベキュー場ですとか、その中にラベンダー園も入ってくるかと思っておりますけれども、そういった収益事業として、ほかにもプラスがあったりマイナスがあったりするとは思っておりますけれども、それが収益として成り立っていくのか、それが必要な財源として確保できるのかというところが見られてくるということでございますので、またそこに例えば補助金が入るといことも、そういうふうな運営資金のうち行政からの支出による財源が過半を占めている場合は、自主財源の確保について関係自治体と具体的な検討が行われているというふうなものも付け加えられておりますけれども、そういったものがクリアできれば、要件はクリアできるものだというふうに考えております。

説明につきましては以上です。

○嵐山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最初の予算、創出推進委員会に出された40万円というのは、この後の質問はないのですが、要するにこの委員会に対するどのくらいのウェイトを占めているのですか。今、朝

市だとかいろいろなことを言っていますけれども、とてもそんなこの40万円ぐらいの金額ではできないわけではないのですけれども、委員会にこの40万円がどのぐらいのウエートを占めているのか、そこだけ聞かせてください。

それと、重忠まつりについては分かりました。

それと、あと観光協会の補助の関係ですけれども、当然、補助というのは、ここ観光協会には私は元来必要ないというふうに思っているのです。今まではいろんな事業、ラベンダーだとかしてきましたから、当然必要かなというふうに思って、賛成もしてきましたですけれども、ここへ来て、ラベンダーのほううまくいっているのだからどうかよく分かりませんが、補助を出していく、そのところは町のほうは推進していくというふうに思っているのでしょうかけれども、なかなかそのところがうまくマッチングしない、町の補助に対してラベンダー場がうまくいっているような感じには見えないのです。ですから、この1,810万出すということだから、当然ラベンダーもこれから継続していくというふうなことだと思うのですけれども、そのところの見込みというか、ラベンダーとしてちょっと外れるかもしれませんけれども、補助を出す限りにおいては、町がそのラベンダー場についていかに思っているのか、もう一度お聞きしたいというふうに思います。

以上で終わりにしたいと思いますが、その答弁だけ聞いて。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、最初に、地域活力創出拠点支援事業の関係でございます。こちらにつきましては、各朝市、まちゼミ、さくらまつり、来年度は予定のほうをさせていただいたという話をさせていただきましたけれども、今までもこれやっていた事業でございます。ただ、その年その年によって多少の変更というのでしょうか、そういったことはございましたけれども、金額のほうにつきましては、窓口的には商工会の職員さんが事務局としてやっていただいておりますので、そういった中で予算のほうも幾らあればそういった事業ができるのか、そこを打合せしながらやっていますので、今までのその辺の決算書見ても、主に大体この予算の範囲で収まるような形での活動をしていただいているという認識でございます。

また、ラベンダー園につきましては、今後の方向性というところでは、ちょっと今までも答弁させていただいているとは思っているのですが、県道に近い、ちょっとダムの上の部分というのでしょうか、イベント広場の脇辺りというのでしょうか、そういったところ、4ヘクタール、これは当面の間は4ヘクタールはラベンダーでやっていきたいと、そのほかの部分については、また違ったことをいろいろ考えていく予定もありますというところでお答えさせていただいたかなと思います。先ほどもちょっと言いましたけれども、今その4ヘクタール以外に約2.5ヘクタールぐらいでしょうか、補植用のラベンダーを河川寄りに植えさせていただいております。これはかち合った場合に植え替えるというところで植えてあるわけなのですけれども、来年度以降、この辺の補植用のラベン



ダーのほうもちょっと検討して、例えばラベンダーではなく違う花を植えたかどうかというのは、現在検討をしている最中でございますので、まだはっきりとした方向性というのは出ておりませんが、当面の間、国の補助金をいただいております関係上、何年間の間に会計検査というのが入りますので、ラベンダーをやるというところでの補助金をいただいておりますので、当面はそのラベンダーを一部はやりつつ、そのほか違うことで収益が上げられるようにできたらいいのかなというところで考えているのが現状でございます。

○畠山美幸委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私のほうからは、まずマスコットキャラクター等維持管理事業ですが、大変少額予算なのですけれども、これが減額となった理由を伺いたと思います。

次の観光協会補助事業については、大分皆さんのほうからも質疑が行われましたので、これについては結構でございます。

○畠山美幸委員長 1点について、松浦副課長。

○松浦一高企業支援課商工・観光担当副課長 お答えさせていただきます。

マスコットキャラクターの維持管理事業の減額の理由ですが、こちらマスコットキャラクターの着ぐるみの状態を確認しまして、現在早急な修繕の必要がないことから、修繕費用を減額をしております。

また、報償費を減額をしておりますけれども、こちらは着ぐるみに入っていた方の子育ての関係がございまして、イベントの予定が合わない、なかなか中に入っていてやっただくというのが難しいという状況が現在ありまして、職員がその分対応するようにしたため減額をしております。また、そのほか消耗品を見直して減額をしております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 本当に少額の予算で、嵐丸は大変な効果を発揮しているのではないかなと思うのです。最近、テレビの出演も大分出ていますし、その都度、やはり嵐山町といえば嵐丸君ということで、大変な活躍されておりますし、大変な効果も発揮されている事業、私はこの予算がちょっと、個人的な意見で申し上げますと、これ桁が違う予算かなと、低過ぎるなと思っているのですけれども、やっぱり今ちょっと何で減額になってしまったと、これ人手の問題かなというふうにも薄々感じていたのですけれども、もったいない話ではないかなと思うのです。特定の人が、才能もあって、一生懸命ボランティアのような形でやっただけでいるのですけれども、これは町としてももっと積極的な事業、ある特定の方だけではなくてほかの方でも対応できるとか、そういったことをぜひこれはやっていただきたいのですけれども、ここのところの予算があまりにも少額なので、これだけ絶大な効果を発揮しているのに、こんな少額になりましたので、よろしいのかなと。

お伺いしたいのは、そういうことを踏まえて、これ以外のところで、嵐丸君といいますか、マス

コットキャラクターに対する歳出部分というものはあるのでしょうか、これだけなのでしょうか。

○畠山美幸委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

委員さんおっしゃるとおり、嵐丸、これ我々全然重視していないわけではなくて、一応ここ2年、3年、コロナ禍ということで各イベント、参加していたイベントが中止になりまして、その間、常に入っていた女性の方、その方が結婚して子供ができてというところもありまして、なかなか日程的に調整できずに、今年度もイベントを幾つかやりましたけれども、職員なりが入って対応をさせていただいているというところなんです。ただ、その専門の方というのでしょうか、今までやっていただいた方というのは、動きとかそういったものがすばらしい動きをしていただけるので、できればその方に入ってきて、イベントに出ていって、アピール、PR等していただけるというのですが、ちょっとなかなか来年度もそうもいかないというところもあるみたいなものですから、その辺を少し減額をさせていただいて、町の職員のほうで場合によっては入って対応するというところで落とさせていただいたわけですので、今後イベント等あれば、それは全然積極的に、今年度も出ていっておりますし、来年度以降もその気持ちは変わってございませんので、ただ予算上は大した金額は出ていないというだけでございます。

今年度、ちょっとした修繕のほうもさせていただきましたので、普通でいけばしばらく修繕もなかなというところも含めて、そういったところをちょっと落とさせていただいたわけですので、来年度、また令和6年度以降、イベント等そういったものの予定に関して、また増えたりだとか、そういったことがあれば、また予算のほうを増額というのでしょうか、そういった形をお願いすることもあるかと思えます。そういった形で嵐丸については、今後もどんどん活動をしていきたいなというふうに思っております。

○畠山美幸委員長 小林委員、予算のこともお伺いになっていて、嵐丸の予算はここ以外にないのですか。どうぞ。

○藤永政昭企業支援課長 すみません。失礼しました。予算、要はあるイベント、世界ゆるキャラサミットというのがあるのですけれども、それだけは出るといってお金を取られているのです。その費用が違うところに計上しております。その他のイベント、お誘いがあるところというのは、ほぼそういったお金はかかっておりませんので、あとは、通常そこに行く交通費だとかそういうのは、普通に旅費だとか、例えばガソリン代だというのも燃料費で賄っていますので、そういった意味では特段、そのイベント会場に行くまでの費用がかかるというのはありますけれども、それ以外特に、今現在だとかかっている費用はないかなというふうに思えます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 あとは意見になるものですから、質問は以上にさせていただきますけれども、ぜひこれを大事にさせていただきたいと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。再開時間を2時55分といたしたいと思います。

休 憩 午後 2時45分

---

再 開 午後 2時57分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私からは1点だけです。ページ数としては予算書の166ページのところで、公園等整備事業についてということで駅西公園改修工事、菅谷公園水遊び場改修工事ということを行うということですが、駅西公園改修工事の内容、これをよろしく願います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 それでは、公園整備についてご説明いたします。

駅西公園の地面の部分全面をゴムチップ舗装約255平米、それから人工芝張りを538平米を行います。また、幼児が安心して遊べる遊具の新設設置等、公園内にさらに幼児たちが遊べるハートフルフェンスというものを設置させていただく工事を行う予定であります。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 工事費用がこれ4,600万ということですか。そのときに、この駅西と、それから菅谷公園とのこの内訳みたいなのはどういう形になっているのか。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 金額について説明させていただきます。

主に駅西公園の整備改修の費用になります。内容につきましてはゴムチップ舗装が約3,200万円、人工芝が600万円、新設の遊具の設置が450万円、乳幼児の遊具の設置で150万円となっています。菅井公園の水遊び場の工事につきましては、100万円となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者は、大野委員。

○大野敏行委員 予算の159ページ、橋りょう点検業務委託料750万円、今回、定期点検14橋されるということですが、町の管理する橋って一体全体何橋ぐらい管理しなければいけないのですか、町は。ちょっと分かったら教えてください。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 橋りょう点検業務についてお答えさせていただきます。

町の管理橋りょうにつきましては70橋、橋りょうがございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 70橋ある中で、こういった国や県の支出金をいただいた、そういった金がこういうところで使っているよといったときに、一般財源も使いながら順番として点検をされているのかというふうに思うのですけれども、この優先順位みたいなものはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 橋りょう点検の関係でお答えさせていただきます。

橋りょう点検、優先順位とかもあるのはあるのですけれども、一応法で決められていまして、5年に1度、橋りょうの点検業務をしないといけないよというのがあります。それで、嵐山町70橋あるわけなのですが、1年で一遍にやると、ちょっと予算もかかってしまいますので、5年間に分けて70橋を橋りょう点検業務を今はやらせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 町道に架かる橋もあると思うのです。そんなに大きくない橋であったり、そういう橋があると思うのですけれども、これは町の財源でやるしかないのですけれども、そういった橋はどのくらい、この70橋のうちあるのでしょうか。それとも70橋以外であるのか、ちょっとその辺のところもお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 橋りょう点検の関係でお答えさせていただきます。

70橋につきましては、道路認定されている、道路法で定められている道路に70橋あります。ほかには橋りょうというのはございません。

内訳なのですけれども、高速道路の高架下というか、下が高速道路が4橋、県道が2橋、町道につきましては1橋になります。鉄道が1橋、あと河川が53橋、水路が9橋になります。それで、合計で70橋になり、みんな補助事業というか、国費を入れさせていただいて橋りょう点検を今現在は実施しております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 次の渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 35ページの集約都市形成支援事業費補助金と、161ページに立地適正化計画策定委託料の1,000万円ですけれども、具体的にどのように進めていくのか、町民との関係性について伺います。

それから、167ページの公園等整備事業ですけれども、これについては駅西公園改修計画は、以前、親御さんから意見をいただいたのですけれども、その点について伺います。

また、菅谷公園水遊び場改修工事100万円も前ありましたよね。それをそのまま修繕するのどうか、その町民の意見を伺います。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 まず、立地適正化計画策定事業についてお答えいたします。

立地適正化計画の作成に当たりましては、都市計画の運用指針やマニュアルが国のほうで公表されております。それに基づきまして、作成をしていきます。計画策定は、令和5年度、令和6年度の2か年で行う予定で、令和5年度は主に分析業務を考えています。

町民との関係につきましては、住民説明会、意見交換会、パブリックコメント、町ホームページ等による情報提供などを行いまして、町の都市計画審議会の意見聴取の結果を素案に反映させ、計画の作成を進めていきたいと考えています。

続きまして、公園の水遊び場と駅西公園の町民意見の関係について説明させていただきます。直接、駅西公園ではありませんが、町の公園における意見として、令和3年11月15日に子育てしている親5名との意見交換がありました。また、令和4年の9月の広報にて募集しました就学児前以下のお子様をお持ちの方により、令和4年の9月17日に駅西公園についてのワークショップを、聞き取りを行っています。このワークショップで整備内容を検討いたしました。また、公園の愛称を募集し、身近な愛着のある公園としていきたいと考えております。公園についての意見、要望等はいただいておりますが、再度子育て世代の方からの意見、要望を取り入れながら進めていきたいと考えています。

菅谷公園の水遊び場は、今までの利用者の声を踏まえまして改修を行いますので、改めて意見を取るという形で現在は考えておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 立地適正化計画なのですが、具体的に住民との関わりは一定の形式を持ったものになっているのだなというふうな感じが伺っているとするのですが、もっと幅広いというか、子どもさんの意見とかそういうふうな形のもの、中高生の意見とかいうふうなものも取り入れる予定はあるのどうか伺います。それ1でいいです。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

立地適正化計画は、都市計画法のマスタープランと、その高度版と言われていまして、法に基づくものというふうになっております。また、先ほど副課長が言いましたとおり、使い方というの

が国のほうから示されておりまして、それに基づきましてさせていただいているところがあります。

都市計画となるとなかなか制限があつたりして難しい面もありますので、県や運用指針で示させていただいているような、立適素案を作成して、パブリックコメントや公聴会というか、住民説明会とか、そういう場を持って意見をいただいて行っていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 なかなか住民の方が参加するのは少ないのですけれども、それについてもっと広く上げていく方法があると思うのですけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

いろんな計画があつて、それについてはその場その場の住民の方がいるというふうに考えているところでございます。都市計画法に関するマスタープランとか、今回の立適については、やはり都市計画というものはかなり難しいというか、やっぱり都市計画のほうを理解していただいてから意見をいただかないと、何度も意見を言っているから、都市計画に反映するというものではなくて、立適はもちろん都市計画マスタープランに基づきますし、都市計画マスタープランは、県の都市計画マスタープラン、整開保に基づいてつくらざるを得ないという運用上の縛りがありますので、そういうのに基づいて意見を聞くとなると、かなりやっぱり難しくなっております。やっぱりマスタープランをつくる時も、意見、誰でも来てくださいというような説明会をしたのですけれども、やっぱりハードルが高くて、なかなか参加していただいて意見を聞くというのも、やっぱり皆さん身構えてしまったりするのかなというふうに考えております。

説明会、ホームページでは分かるような形で資料を作つてやつたり、マスタープランのときは、スーパーにちゃんと貼り紙をして、こういうのをやっていますよというのもしたのですけれども、なかなか意見が集まらなかったかなというふうに考えているところでございます。

やっぱり都市計画、もともと都市計画法は規制がメイン、やっぱりスプロール化を防ぐという前提の下につくられた法律をやっているのです、なかなか難しいなと思います。ただ、ほかの計画については、計画のそれぞれによって、意見を聞く方法あるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 私は、一般の予算書157ページ、幹線道路の整備事業、いよいよ予算が組まれました。この手順、流れ、第9条についての説明書も出ていますので、お願いしたいと思います。

それから、都市計画の今立地適性化計画ですか、これはマスタープランなどにもつくるのだよということが出ていましたけれども、この活用というのですか、どういうところにこの立地適性化計

画というのを、町全体に及ぶような活用になってくるということによろしいのかどうか、ここを確認させてもらいたいと思います。

それから、公園の箇所は、駅前の西口の公園に限って結構でございますので、そうすると、あそこに駅がきれいになって公園ができてくる、そしてなかなか今までに聞いたことのないようなマッドだったり、非常に子どもの安全性なんかも考慮されている公園に聞こえます。ですけれども、あそこをその後そういう形で活用していくとなったときに、私は嵐山町でも恐らく人が一番集まる公園になっていくのではないかという思いがします。そういう点含めて、その辺の喜んでもらえる活用ということも、駐車場なども含めてどのように使ってもらおうのかなというようなところをお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 幹線道路整備事業についてお答えさせていただきます。

令和5年度、来年度につきましては、一応用地補償の予算を計上させていただきました。場所につきましては、深谷―嵐山線から産業団地事業地内に入るまでの区間の用地補償費を計上させていただいております。

今後につきましてはなのですが、その後、6年度に工事を行いまして、あとは産業団地とか、用地買収がございますので、地権者との交渉次第にはなってしまうのですが、一応令和8年度を最終年度の目標として、今現在は進んでおります。

以上です。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 まず、立地適正化計画の活用の方法なのですが、立地適正化計画は居住の誘導を強制的に図るものではなくて、町内の方々の移住や定住者も含め、長期かつ緩やかに誘導していく、規制ではなく誘導という形のものになりますので、今後、嵐山町の都市計画マスタープラン等を含めまして、長期的な中でそういった誘導を図って進めていくというものになります。

続きまして、駅の工事の内容につきましてはなのですが、もともとこちらの駅西公園が平成26年に整備させていただきました、嵐山駅に子育てステーション嵐丸ひろばがあります。そちらを子育ての中心地として位置づけておりますので、こちら嵐丸ひろばの就学前のお子さんと保護者を対象として、乳幼児をメインとしている嵐丸ひろばになりますので、こちらのほうを一緒に合わせて、駅の周辺が子育ての中心地になるように、特に乳幼児に特化した安全な公園を整備するという事で考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 それでは、1点目の今答弁いただきましたけれども、9条関係の資料、これでちょっとお聞きいたしますけれども、一応この歳入、それから歳出ということで、この一般財源がここでは1,223万7,000円ということで令和5年度予定されております。それで、私がここで、これ国庫補助金、社会整備の交付金などが入ったりしながら、町債も発行していきますので、こういう歳入の面、それから歳出に当たるところの一番はこの土地購入費、それから物件補償です。これは、令和5年度ではどのくらいの予定が立てられているのか、その辺のところを教えてください。

それと、あと、立地適正化計画はよく分かりましたので、結構です。

公園のほうなのですけれども、そうすると、ある程度あそこの使用については乳幼児というか、そういったところに特化した公園だというような形で、町のほうも町民の皆さんに意識づけていくというような形で捉えておいてよろしいのかどうか、お願いいたします。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 幹線道路整備事業についてお答えさせていただきます。

令和5年度の土地購入費につきましては、約4,070平米、地権者としましては10人程度を予定をさせていただいております。物件補償につきましては、建物が2件、あと工作物が4件、あとは立木だとか移転雑費等の費用を計上させていただいております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 公園のほうにつきまして、説明させていただきます。

公園につきましては、今回は乳幼児をメインにした形で整備をさせていただければと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 今、令和5年度のこの内容は分かりましたけれども、私はここで、建設工事、ここに出てくるところに行きますと、令和6年度に工事に入りたいと、7年度では残りの部分をというように形で、この財源計画のところうたっていますけれども、1つ、この際なので、こういったある程度先の予定がつくような事業、まして建設事業で大きな事業です。これを町としては継続費というような形で捉える捉え方というのも地方自治法にはあるような気がするのですが、それについてはある程度予定というような形なので、これから交渉が入ってきますから、そういったふうな捉え方でお考えになっているかどうかということ、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。



道路が1本で、全て土地も買収し終わって、何もかもできている場合は、整備工事については継続費もあるかなというふうに考えております。ただ、それらについても単年度単年度国の補助金をいただきながら整備しますし、工区を分けて地権者と交渉しやっていくという予定でございますので、現在は、単年度単年度単位で考えさせていただいて、もしそれで終わらなければ繰越明許という形で今のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、ページ数で156ページにつきまして、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、道路の照明灯の設置工事の関係なのですが、こちらにつきましては工事費等もありますが、お伺いをさせていただき、場所とか、どういう内容か質疑させていただきます。

それから、2点目ですけれども、同じページですが、交通安全施設の管理事業ということで、整備内容につきましては、備考の欄のほうにもございますけれども、路面の標示、あるいは道路反射鏡、あるいは防護柵、これはそれぞれどこに何メートルぐらいずつ実施していくのか、工事内容についてお伺いをいたします。

それと、3点目ですけれども、生活道路の整備事業ですが、物件補償ということで根岸10号線というのは、こちらのほうに明記がしてございます、予算書のほうに。ですけれども、これにつきまして、どのような物件補償なのか、あるいは土地の代金も40万円ほどありますけれども、こちらは何平米ぐらいの土地の買上げなのでしょう。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 交通安全施設の事業のほうから回答させていただければと思います。

交通安全施設のほうなのですが、すみませんでした。道路照明灯整備事業のほうです。道路照明灯整備事業のほうですが、一応道路照明灯は区長さんのほうから要望が上がってきたところにつきまして、一応うちのほうで検討させていただきまして、道路照明灯のほうの設置をさせていただきます。令和4年度の実績なのですが、一応1年間で一応5基、令和4年度は設置のほうをさせていただきます。

続きまして、交通安全施設の管理事業になります。交通安全施設の管理事業につきましても、区長さんからの要望という形でカーブミラー、あとは区画線等が消えているよとか、そういう要望の箇所につきまして整備のほうをさせていただければと思っています。ここ数年は、通学路の点検等を行い、学校だとかそういうところから要望が上がってきた区画線等を引いたりしている事業が主な事業になっております。

生活道路整備事業につきまして物件補償の内容なのですが、物件補償、まず土地購入費のほうは約300平米、物件補償につきましては工作物等にかかる予定はありませんので、契約に対しての移転雑費、あと電柱が2本程度ありますので、その2本の物件補償費になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、再質疑させていただきます。

いずれも交通関係の道路照明の関係につきまして、あるいはほかの関係もですけれども、区長要望ということは分かっておりますが、4年度につきましては、道路照明は5基つけたということですけれども、こちらでは工事費が112万4,000円ほどありますけれども、今年度の5年度、いわゆる何基予定でしょうか。

それから、交通安全の施設の関係ですけれども、それぞれ路面とか反射板とか防護柵とかということが出ていますけれどもこちらは、カーブミラーももちろん通学路もというようなお話ですけれども、これを基に積算をしているのでしょうかから、168万4,000円ほど工事費も出ていますけれども、ある程度の予測というか予定というか、そういうものが出てくるのだから分かりませんが、それでなかったら予算書はつくれないと思うのですが、どこでどのぐらいの面積をなさるのでしょうか。

それと、もう一点は、生活道路ですけれども、こちらにつきましては電柱が2本ということで300の土地だということですから、こちらにつきましては分かりましたので、ありがとうございます。

○畠山美幸委員長 2点についての答弁を求めます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路照明灯の設置事業についてお答えさせていただきます。

令和5年度の予算ですが、大体1基つけると……すみません。令和5年度の予算を組むときに概算なのですが、今13基を予定をして工事費を算出させていただきました。

続きまして、交通安全のほうの関係なのですが、交通安全のほうにつきましては、一応カーブミラーを3基、あと路面標示を一応250メートルという形で予算計上させてもらっています。

以上になります。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 こちらもそれぞれ区長さんの要望で13基を5年度は実施していきたいという予算だというふうに解釈しますけれども、これはあくまでも電柱をお借りして共架という形でつけての13基分の関係でしょうか。それとも、独立したものの関係でしょうか、お尋ねします。

それから、先ほどは通学路の関係もというような答弁等がございましたけれども、通学路は今年度は心配ありませんでしょうか。その2点お願いします。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路照明のほうからお答えさせていただきます。

道路照明につきましては、基本的には町のほうは共架という形で、電柱にくっつけるような形で道路照明灯の設置のほうを計画しております。道路照明灯のほうは区長さんからの要望で、一応民地に入っている方もいらっしゃいますので、民地に入っている方についてはその承諾書という形でいただいて、一応要望のほうは上げさせてもらっております。

続きまして、交通安全のほうですが、交通安全につきましては通学路点検を行いまして、令和4年度が1年目になっているわけなのですが、区画線等につきましては交通安全の計画書のとおり、令和4年度で全て引き終わり完了しております。

以上になります。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 立地適正化計画の、これはどのような将来像を持って計画をするものなのか、伺いたいと思います。

1-23は分かりましたので、結構です。

駅西の公園なのですが、内容は分かりました。それで、担当課の職員は、これ現物を見たり触ったりしているのかどうか、確認したいと思います。

道路修繕なのですが、1-15、1-7、花見台3路線、ちょっと1つ落としてしまって、1-2号線についても伺いたいと思います。場所と修繕内容です。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 まず、立地適正化計画の将来像についてご説明いたします。

立地適正化計画制度の趣旨に鑑みまして、持続可能なまちづくりに向け、都市計画マスタープランに示している将来都市像～自然と萌える路に暮らしが交わるまち～を踏まえ策定を検討しています。

続きまして、公園のほうの遊具の現物を確認しているかということなのですが……

〔何事か言う人あり〕

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 チップですよ。チップのほうは、ほかのところの公園とかで採用されているという状況の中で、雑草とかそういったものを抑えられる舗装材として、業者とかのカタログとかで掲載されているもので確認しておりますので、実際に触ってはいないですけども、そういう設置してある公園のものを踏んだりしている経験はあります。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路修繕事業についてお答えさせていただきます。

町道1—15号線につきましては、旧の254から現道の国道254号までの路線の菅谷地内の路線を修繕を行います。内容につきましては、舗装の修繕、あとは側溝の修繕を併せて行えればと考えております。

1—7号線につきましては、玉ノ岡中学校の通り、南門の通りになるのですが、そこから下ってきまして、改良区のある水路のところの横断がちょうどところにヒューム管が入っているわけなのですが、そのヒューム管、横断の入替え工事になります。

続きまして、花見台3号線と1—2号線の箇所につきましては、花見台3号線につきましては、花見台管理センターの前の通りが花見台3号線になります。1—2号線につきましては、その東側の滑川から中村ガソリンさん、南北に抜ける1本の道があるかと思うのですが、そこが1—2号線になります。その部分の一部なのですが、こちらは舗装と路盤の修繕の工事を実施をさせていただければと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 立地適正化計画なのですが、そういうこれからの……文字としてはそういうふうなことなのでしょうけれども、嵐山町として、例えば菅谷にもう嵐山町は集約していくのだと、コンパクトシティの一環として見ていいわけなのでしょう。その前段階として見ていいわけなのでしょう。そうすると、嵐山だとかむさし台だとか、そういうところを中心にまちづくりをこれからつくっていくのだよと、将来的にはこの役場だってなくして、中に持っていくのだよと、そういう計画だという認識でよろしいのか、伺いたいと思います。

駅西公園のゴムチップは踏んだりはしているということなので、多少はいいのですけれども、やっぱり嵐山で初めてのものについては、できるだけ現物を触ったり、見たり、そういうことはしてほしいと思うのです。その上で、ゴムチップだということで、どの程度の耐久性があるのか、お金高いですから、あるのかを伺いたいのと、毒物のほうの安全性です。転んでは大丈夫でしょうけれども、小さな子が落としたものを口に入れたりとかしてしまうことがあると思いますので、その辺確認しているのかどうか、安全性がどうか伺いたいと思います。

道路舗装の関係なのですが、そうですね、大体場所は分かりました。私もちょっと依頼されたところがあったので、そこはちょっと入っているなって思ったので、分かりました。

それで、町長の施政方針の中に、舗装構成調査というのがあるのですけれども、これはどういうものなのか、ちょっとご説明いただきたいのと、1—2号は、今年度やりましたよね。あの延長でやるのかどうか伺いたいのと、1—2号は結構大型車も通るのです。事実上の高速の進入路に私はなっているというふうに思っていますので、そういう道路は、やっぱり県の補助や国の補助がほか

の道路より私は高くあるべきだっと思うのですけれども、そういうことでなっているのか、補助金は高く来ているのかどうか、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

安在副課長。

○安在知大まちづくり整備課都市計画担当副課長 まず、立地適正化計画について説明させていただきます。

立地適正化計画は、人口の急激な減少と高齢化を背景にして、安心できる健康で快適な生活環境の実現や、持続可能な都市経営を可能にするためには、医療、福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの施設に比較的容易にアクセスできるなど、福祉や交通などを含めて都市全体の構造を見直していくという計画になります。先ほども申し上げましたが、立地適正化計画は規制ではなくて、あくまでも誘導になります。ですので、居住誘導を強制的に図るものではなくて、長期的かつ緩やかに誘導していくという形になりますので、今現在の市街化に強制的に集めますよということではないので、その辺のところがこの立地適正化計画の考え方として、間違った認識にならないようにしたいと思っております。

また、公園のゴムの耐久性の関係につきましては、耐用年数ちょっと分からないのですけれども、ゴムチップ舗装の特徴としまして、まず継ぎ面の段差がなくて弾力性の高い材質を採用いたしますので、安全性に優れますということになります。また、昨今のこういう気温上昇に対しましても、表面温度の上昇等が抑えられるため、やけどとかもしないような素材ということになります。

また、ゴムチップの集まりになりますので透水性にも優れまして、遊び場はいつも快適で、降雨時にも水たまり等もできないような形になっております。また、難燃性もありまして、火にも強いという形です。

また、清潔的なゴム舗装になりますので、土や砂などと違って汚れも少なくて済むという特徴がありますので、積極的に採用したいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路修繕の関係でお答えさせていただきます。

舗装構成調査になるのですけれども、舗装構成調査は今現在、もう整備計画がありまして、1—2号については、今までやってきたのはその調査の結果の下に作業のほうをさせていただいております。今年度なのですけれども、もう一度舗装の構成調査を再検討というか見直しというか、もう一度再調査をやらせていただきまして、そこで今現在、区分が分かれているわけなのですけれども、重要な路線と、舗装と路盤の修繕を行う路線と舗装だけの路線という形で分かれているわけなのですが、その調査のほうを今年度やらせていただければと思っております。

1—2号につきましては、今、路面の舗装の修繕計画が立っているのですけれども、そこで悪い

判定が出ている箇所は舗装の修繕になります。昨年は、結構北のほうをやらせていただいたのですが、その続きの南部分はそのような悪い範囲には入ってなくて、もうちょっと、花見台工業団地の交差点の入り口のところで、あとは滑川境のところが悪い判定が出ていますので、一応その辺りの舗装の修繕を予定をしております。

あと、補助金につきましては、普通の補助金、50%の補助金なのでそんな高い率の補助金ではありません。都計道なんかは重点路線といいまして55%の国費が来るわけなのですが、ここの舗装の修繕は、重要計画ではないので、50%の補助金で一応やらせてもらっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 立地適正化計画なのですが、文言上はそういうことなのでしょうけれども、嵐山町を将来的なものとして、菅谷とかむさし台とか志賀、川島、このくらいの範囲でやっていきたいという腹づもりはあるのですかということなのですが、いかがでしょうか。

それから、道路の関係なのですが、道路の関係のその補助金の関係なのですが、やっぱり普通の町道1号線の、1級道路だけではないわけですよ。技監のときにちょっと聞こうと思ってたのですが、事実上の高速の進入路に私は当たるといふふうに思っているのです。だから、かなりの大型車も通る、道路の傷みも激しい、そういう道路ですから、町道1級のほかとはちょっと違うものとして私は位置づけるべきだと、県もそういう認識を持ってもらわなければいけないと思うのです。技監にはこれから県に帰るといふことなので、県に帰ったら、ぜひそういう道路があるのだから……

○畠山美幸委員長 意見は言わないでください。

○川口浩史委員 少し差をつけて補助率を高くということ……

○畠山美幸委員長 明確に言ってください。

○川口浩史委員 補助率を高くしていくべき道路ではないですかということをお話していただきたいと思うのですが……

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、立地適正化計画についてお答えさせていただきます。

先ほど副課長からありましたとおり、立地適正化計画はもともと人口減少が進んできて、都市の維持ができなくなってきましたよというそもそもの考え方が国等にありまして、やっぱりそれにはコンパクトなまちづくりしないと、社会整備も修繕も追いつかなくなってくる、スプロール化してなくなっていくというのが原則にあります。

ただ、だからといって市街化調整区域の人を無理やり持ってくるということではなくて、そちらの方は今の集落に住んでもらって結構でございます。ただ、市街化区域においてもやはりもっとコ

コンパクトにして、ちょっと嵐山町ができるかどうか分かりませんが、高齢者も歩きやすいようなまちづくりというのを国が進めておりますので、それに限ると、やっぱりコンパクトに建物、お店があって、病院もあって、それは市街化区域においても人口が減って、空き家も増えてきますので、それについてはもっと市街化区域をコンパクトにしていく、それも規制ではなくて誘導でしていつて、市街化区域の中をもうちょっと細かく、集中してやっていこうというのがもともとの適正化計画でございますので、市街化調整区域をなくして持ってくるというのではなくて、これはどの立地適正化計画をつくるにあっても、やっぱり皆さん誤解されて、市街化調整区域ないでしょうとかいう話をされるのですけれども、そうではなくて、調整区域の方の集落は集落でちゃんと維持させていただきますし、それは規制も何もしませんので、今までどおり行っていく。ただ、市街化区域の中についてもやっぱりコンパクトにして、歩きやすい町にするにはどうですかというと、やっぱり集約をしていく必要があるかなというので、それを緩やかに誘導していく。2年程度の計画ですので、緩やかに都市計画に持っていくという計画でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 福嶋技監。

○福嶋啓太技監 舗装修繕の国庫補助の関係でお答えをいたします。

1級2号が交通量も多くて、比較的広域的な路線で重要であるという委員のご指摘、もっともだと思います。しかしながら、舗装の修繕、道路の維持管理の行為でございますけれども、こちらにつきましても、基本的には地方が単独費で行うというのが原則的なものでございます。ただ一方で、インフラの老朽化、これは全国的な共通の課題ということでございまして、これに対して国の施策として国庫補助を充当していくということで、今回は充てられております。

特に、路盤から修繕を行うことによって、予防保全といいますか、長寿命化に資する事業でございまして、それによって将来コストが低減される、あるいは予算の平準化が図られるだろうということで、国の施策としてそういうものを進める中で補助が充てられている。つまり、通常よりも手厚くされているということがございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 私は、3点予定しておりますけれども、3番目の公園等整備事業、駅西公園については答弁ありましたので、これは結構です。

最初の予算の156、道路照明灯施設管理事業ですけれども、今回増額されておりますので、それについての内容をお聞きしたいと思います。

それから、161の立地適正化計画、これはこれまでもやり取りありましたけれども、再質問として考えていただきたいと思うのですが、国交省が平成27年6月1日時点ということで、改正都市再生特別措置法等についてという文書、これ出しています。その中で、これ13ページですけれども、地

方都市政策の方向性の中で、コンパクトシティをめぐる誤解とあるのです。例えば一極集中、例えば市町村内の最も主要な拠点、大きなターミナル駅周辺等1か所に全てを集約させると、これは誤解だと、多極型だと、中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた多極ネットワーク型のコンパクトを目指す。それから、全ての人口の集約、全ての居住者、各住宅を一定のエリアに集約させることを目指す、これも誤解だと。これは、全ての人口の集約を図るものではない。例えば農業等の従事者が農村部に居住することは当然だと。それから、強制的な集約、これは盛んに今強調していましたが、居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる。そうではなくて、誘導による集約だと、インセンティブを講じながら、時間をかけながら居住の集約を推進していくと、これが明記されています。これをしっかりと、町民の方もそうなのですが、計画をつくるときの基本的な考え方として、これをはっきりと明示してほしいのです。それについてお聞きします。

以上です。

○畠山美幸委員長 2点につきまして、答弁をいただきます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路照明灯施設の管理事業について、お答えさせていただきます。

道路照明灯の管理事業につきましては、道路照明灯の光熱費になります。昨年、令和4年度途中から電気料とかが上がってきまして、今年度も12月に補正をさせていただいて電気料を上げさせていただいたのですけれども、それに、実績にはほぼ近い予想させていただいて、令和5年度は予算を組ませていただきました。

以上になります。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、立地適正化計画につきましてお答えさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、立地適正化計画は都市計画マスタープランの行動版というふうに言われておりまして、令和3年6月に嵐山町も第2次都市計画マスタープランをつくった中においても、きちんと誘導するわけではなくて、北部は北部、南部は南部、もちろん中央地区はありますけれども、そこについてはちゃんと振興を図っていくというふうになっているところでございます。

ただ、やはり市街化区域の中においても、やっぱり誘導するべきところ、都市を集約するところというのは存在しますので、もともと、何回も言いますが、県のマスタープラン、整備保がコンパクトシティを掲げておりますので、それに基づいて都市計画がなされるわけですが、どうしても、そういうのを含めてやっていきたい。もちろん先ほど言いましたとおり、誤解というのもありますので、その辺は説明会等でもないような形でさせていただきたいと考えているところで



ございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 これは、基本的な考え方なのですけども、同じく平成27年にあると思うのですけれども……

○畠山美幸委員長 マイク入っていますか。

○藤野和美委員 例えばこれまでの整備の……

○畠山美幸委員長 マイクを口元をお願いします。

○藤野和美委員 入っていない。ごめんなさい。こういう説明のあれがありますよね。この中に、改正都市再生特別措置法では、初めてコンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携を具体的に措置しましたと、このように書いてあるのです。ですから、先ほども言いましたけれども、考え方として、一極集中ではなくて多極型という考え方があるわけです。結んでいくのに公共的なネットワーク、交通をつくっていく。ここまで含めてが本来のないいわゆる立地計画の基本に入っていないと、要するに集約する、誘導による集約だけがクローズアップされてくると、この計画そのものが非常に町民には違和感を感じる。だから、持続的な、要するに住みやすい、これから持続的なまちをつくっていくというのではなくて、だんだん集められるのではないかなというのが非常に町民の中には誤解として生じる。しかし、誤解ではなくて実際にそうなのだとなってくると、また大きな問題になっている。

ですから、この基本というものをもう一度町のほうとして、しっかりと押さえていくというか、そしてもう一つ、この中に強調されていますけれども、なお市町村の内部においても都市部局だけではなく、医療、福祉、産業、公共交通、農業、観光、防災、土木等を担当する他部局と十分な連携や協働での検討を行うことが大切だということが強調されているわけです。ですから、委託をする前に、やっぱり庁内でこの関係をしっかりとやるということが強調がされているわけです。それは行っているのでしょうか。その辺についてお聞きします。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

都市計画マスタープランをつくる場合においても、庁内部会をつくって、それも20年後に管理職になるような方を集めて、ちょっと話をして、先ほど将来像も言いましたけれども、その中で集まって、いわゆる担当を出して、嵐山町の将来どうするかという話をさせていただきました。それにはもちろん、高齢者等の部局とか環境部局も入って、交通部局も入ってやらせていただいております。今後も立地適正化計画をつくる場合においては、庁内部会を開いて、関係各課置いて、その意識をさせながらやらせていただきたいと思います。

ただ、今回の立地適正化計画は、基本の分析、科学的な分析をまずしろというのが大原則であり

まして、人口に係る分析とか土地利用とか、都市交通に係る分析、どこが空白地かをはっきり目で見るといふか、見える化と今国は言っているのですけれども、それをしながら、ここについては公共交通が弱いねとかという見える化をさせていただいて、それをもってまた検討していくというふうに考えておりますので、取りあえずは委託をしてその分析を行って、考えるのは嵐山町の庁内部会で考えますので、方針については、ただ分析業務はやっぱり外部委託をして、客観的な数字を基にやっていきたいと考えているところがございますので、その分析を基に庁内部会を開いて、まちづくりの方針や骨格の構造というのをやっていきたいと考えておりますし、先ほど言いましたその誤解等も含めて、ちゃんと話をしながら進めてまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 私は、もう答弁がありましたから結構です。

○畠山美幸委員長 小林委員、どうぞ。

○小林 智委員 私のほうからは154ページ、道路管理事業、町道廃止・変更・認定関係路線図作成委託の内容についてお聞かせください。

それから、もう一点、160ページ、こちらの都市計画業務事業、これ今の立地適正化委託事業の内容と範囲に出ていましたので、こちらについてはもう結構です。1番だけにします。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁をいただきます。

久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課道路担当副課長 道路管理事業についてお答えさせていただきます。

町道廃止・変更・認定の路線網図の作成の内容ですが、今議会でもやらせていただいています町道の認定・廃止に伴いまして、議場の外に貼らせていただいています図面があるかと思うのですけれども、その図面の作成業務になります。

以上になります。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ちょっとこれ関連するのでお願いしたい。道路台帳整備とも関連してくるのではないかなと思うのです。道路台帳と町道廃止・変更、この辺の路線図作成とか、これ最近は電子化されていて、たしかソフトウェアが入っていますよね。その中で台帳整備のをやっていただいているのだと思うのです。そのソフト自体は、大変広範囲な多分メニューがあるのだと思うのです。その辺の一部しか今は使われていないやに伺っているのですけれども、この辺について、毎回路線図作成委託料とか出なくて、こういうところで全体の中で整備というものが進んでいけば、道路台帳の公開にもなりますし、こういうときの合理化もできますし、町民も分かりやすくなるということなので、その辺の進捗だとか、それについても併せてお伺いしたいのですけれども。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路台帳の電子化は、今年度、令和4年度につきまして行わせていただいて、まだ工期が終わっていないのでまだ導入されていないのですけれども、嵐山町内の全路線について電子化を行う予定でございまして、今月いっぱいまでには電子化されるかなと考えているところでございます。

その町道路線廃止・変更・認定路線につきましては議案にかけるものでございますので、この議案にかけた後、その道路認定等が電子データに反映されるものでございますので、その前の資料を作らなくては、ちょっと議案にかけないと認定・廃止路線ができませんし、それをデータを集めるためにはちょっとお金をいただいて、大きい図面とか嵐山町で作るものではございませんし、その路線網図を修正することもちょっと電子化に伴いまして必要ですので、今回、作成委託させていただいております。

また、道路台帳を新たに編集することにつきましては、また別の事業、道路認定事業の委託で行いますので、それをもって最新の道路状況が電子化で窓口で一発で分かるというふうになるというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 今の道路台帳の件についてですけれども、前々から道路台帳が電子化されれば、ホームページ上にも全路線これ出していただけるのではないかなというのを期待しているのですけれども、全路線載せると言っていましたから、というのは、毎回1—何号、1号線というのは分かるのだけれども、例えば廣野何とかとか、そこが一体どこなのだというのが分かりづらい。それを道路台帳の中では起点と終点でやっていますから、なかなかそれ難しい部分もあるかと思うのですけれども、要はデジタル化すれば、その辺も全体でどこなのだというのが町民がいつでも分かる、そういう状況。特に行政のほうは、2—何号線とかそういう言い方しますから、一体どこなのだという部分がありますので、その辺が早く、今回の整備事業できちんとその辺が分かるかどうか、今度、最終的にホームページにアップしていただくことまで考えられているかどうかだけ、最後にお聞かせください。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

以前から小林委員さんからそういう話がありまして、1級町道、2級町道についてはもう既にホームページ出して、起点・終点を含めて公開させていただいております。ただ、その他道路、いわゆる志賀何号線とかというについてはかなり細かいものでございますので、ちょっとそれを出すのはどうかと考えています。ただ、先ほど言いましたように、1、2級町道についてはもう既にホームページで公開しているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 以上、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開時間を4時5分といたします。

休 憩 午後 3時55分

---

再 開 午後 4時05分

○畠山美幸委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会事務局に関する部分の質疑を通告書に従い行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 それでは、私のほうから3点ほどよろしくお願ひしたいと思います。

1つは、予算書の172ページ、会計年度任用職員報酬及び会計年度任用職員期末手当というのが議案説明のときに、スクールサポートを配置する予算というふうに聞いた覚えがありまして、その詳細説明をお願いしたいなということです。

それから、2つ目が予算書の174ページで、発達障害等早期支援対策事業についてなのですが、前年度予算額よりも10万4,000円ほど増額になっております。その理由と、その事業の内容、それをお願いしたいと思います。

3つ目が予算書の210ページで、学校給食運営管理事業についてということで、これも前年度予算額よりも1,239万1,000円ですか、の一応増になっているので、結構大きい金額の増ということで、その辺どういった理由からこうなっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

根岸次長。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 それでは、順番に私のほうから説明をさせていただきます。

まず、スクールサポートスタッフに関してでございます。スクールサポートスタッフは、教職員の負担軽減を図り、教師がより児童生徒の指導や教材研究等に注力できるように、学習プリントの準備や採点業務、消毒業務等をサポートする支援員になります。令和4年度は5校で1名の配属でしたが、令和5年度は各校に1名ずつ配置する予算を計上しました。ほかの会計年度任用職員の報酬とともに、教育委員会事務局総務事業に計上しております。

続きまして、発達障害等早期支援対策事業について、増額理由を説明させていただきます。増額理由に関しましては、消耗品費ということで検査用紙を積算したことによるものになります。

続きまして、事業内容でございますが、こちらは、発達障害児及び発達障害の可能性のある幼児、児童生徒に検査の実施を行いまして、その結果を基に臨床心理士が幼稚園、小中学校を巡回訪問し、具体的な支援方法や保護者対応への指導助言等のアセスメントを基に個別の支援計画を作成し、ケースに応じた支援を行う事業になります。

続きまして、学校給食運営事業、増額の理由でございます。こちら主な理由を申し上げます。委託料のうち給食センター調理等業務委託料が1,218万円の増額、光熱水費の増額614万円の増額になっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 再質疑のほうをよろしく申し上げます。

一応前年度は、サポートのほうですけれども、1名ということで、それが今度各学校1名の配置ということになるということなのですが、そうすることによって先生方の要するに勤務状況というのですか、それがどの程度緩和されて、先ほどおっしゃっていただいたように、教材の準備、研究の準備とか、そういうものはどの程度今度これから充実していくのか、その辺のことをちょっとお尋ねしておきたいというのがまず1点です。

それから、次の発達障害のほうの関係なのですが、一応一説によると、1学級に例えば1名ないし2名が発達障害のおそれがあるというような、そういうふうなお話もあります。そうした場合に、この嵐山町の状況というのはどういう状況なのか。今回の増の理由というのは消耗品のことなのですから、その辺の状況というものがどういう状況になっているのか、そこをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

給食費に関してはオーケーです。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁をいただきます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、まずスクールサポートスタッフの配置による効果ということについて申し上げたいと思います。

今年度は町に1名の配置でございましたので、各校を巡回してまいりますので、平均週に1回程度しかの巡回ということになります。コロナ禍において消毒作業等がかなりございましたときには、教員の負担がかなり軽減をされているということがございました。消毒の回数頻度が少なくなりましたから、プリントの用意ですとか、採点業務、様々な修繕の作業でありますとか、様々なことをやっていただきまして、大きな数字ということには現れてはいないのですが、かなり教員の負担感、教員でなくてもできることを負担していただいております。これが来年度各校1名になりますと、かなり数字にも現れてくるのではないかと期待しているところです。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、発達障害等早期支援対策事業の具体的な児童生徒の検査対象の人数の増加ということなのですが、実際にここに具体的に何人検査をしたかという数字は持ち合わせていないのですが、来年度、特別支援学級の学級数は変

わらないのですけれども、通級指導教室のほうが増になります。現在、令和4年度は、嵐山町では菅谷小学校に1つ立ち上がっていて、そこから志賀小学校のほうに兼務という形で行っていましたが、来年度は、予定としては菅谷小学校に3通級指導教室が立ち上がり、志賀小学校に1立ち上がって、そこから各校に兼務という形で巡回支援を行うということで、要望としてはかなり増えておるといふことで、検査のほうもそれに応じて今年度も増えておりますので、来年度もそのような形で対応するという予定になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次は、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 それでは、スクールサポートスタッフのものに関してはいいです。

175ページのさわやか相談員運営事業費478万3,000円で、これは処遇の保障はどのようになっているのか伺いたいと思います。

それで、旅費は12万円ですけれども、研修等への経費補償はどのような形で考えているのか伺います。

それから、175ページです。親の学習講座実施事業なのですけれども、これもかなり宗教的な問題も関わってくるので、外部講師はどのような方を選んでいるのか伺います。

それから、175ページです。小川町広域適応指導教室負担金92万1,000円ですが、令和5年度どのような利用を予定しているのか伺います。

それと、177ページ、嵐山町立小中学校再編事業、基本計画策定1,868万4,000円ですが、事業者と町のプロジェクトチームとの関わりは、これは後で情報公開もするのではございますけれども、お願いしたいと思います。

それと、187ページ、193ページ、195ページのそれぞれの要保護・準要保護児童就学援助費ですけれども、予定人数をそれぞれ伺いたいと思います。

それと、195ページで嵐山幼稚園管理事業、会計年度任用職員数を伺います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

根岸次長。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 それでは、私のほうからスクールサポートスタッフ配置事業補助金、さわやか相談員運営事業、親の学習講座実施事業、要保護・準要保護児童就学援助費、嵐山幼稚園管理事業について、順に説明をさせていただきます。

失礼いたしました。さわやか相談員運営事業から。さわやか相談員は、菅谷中学校及び玉ノ岡中学校に1名ずつ配置しております。歳出予算については会計年度任用職員報酬、期末手当、社会保険料、旅費を計上しております。社会保障については、社会保険及び雇用保険に加入しております。

続きまして、研修につきましてなのですが、研修につきましては、県主催の研修に参加し

ております。こちらのほうは、参加費については無料になりますが、交通費として旅費を計上しております。

続きまして、親の学習講座事業でございます。外部講師でございますが、こちらはNPO法人CAPセンター・JAPANに依頼して、保護者向けのCAPプログラムを実施しております。

続きまして、要保護・準要保護児童就学援助費の予定数でございます。予定数につきましては、学校ごとにこちらのほうはお答えいたします。菅谷小学校は入学前支給が13名、1年生から6年生までで76名。七郷小学校は入学前に支給が2名、1年生から6年生まで13名。志賀小学校は入学前支給が5名、1年生から6年生まで40名。菅谷中学校は入学前支給11名、1年生から3年生まで44名。玉ノ岡中学校は入学前支給20名、1年生から3年生までは33名で積算をしております。

続きまして、嵐山幼稚園管理事業の会計年度任用職員数でございます。嵐山幼稚園管理事業の会計年度任用職員数は、幼稚園長1、幼稚園教諭5、事務員1、用務員1でございます。

以上になります。

○畠山美幸委員長 高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 私からは、175ページの小川町広域適応指導教室の利用予定につきまして、お答えさせていただきます。

小川町広域適応指導教室は、小川町に教室が設置されており、不登校や学校不適応等の児童生徒に対して、自立と適応のための指導を行うことで学校への復帰を目指すものであります。小川町、滑川町、嵐山町、ときがわ町、東秩父の4町1村で運用しております。利用については、その都度、状況に応じてご案内し、希望があれば協議の上利用していただいております。令和5年度も数名の利用を見込んでおります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 177ページ、基本計画策定に関してのご質問にお答えを申し上げます。

プロジェクトチームの検討事項等につきましては、過日の長島議員の一般質問の際に総務課長からお答えを申し上げます。その中で、基本計画資料作成業務委託の発注事項については、教育の担当部局で検討する方向性ですというお答えをさせていただいております。ということでございますので、直接プロジェクトチームと事業者との関わりというのは出てこないということでございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 小川町広域適用指導教室ですけれども、菅谷小の学校敷地内にある家庭指導支援センターが不登校も一緒にやるというふうな形になってはいますが、中学生と小学生、中学生は今年度からやるということで、それについてのどのような形で、一緒に併合して、両方とも使うという

方もいらっしゃるのか。それとも、これはどっちかに偏っているというふうな形になっていくのか、それについての協議について伺いたいと思います。

それから、事業者と町とのプロジェクトチームのことについて伺っているのですが、小中学校再編事業プロジェクトチームですよね。これ私があつと思ったことは、綜企画ですか、綜企画さん、落札価格が最低落札価格で入札されていましたよね、2社でね。それって珍しいなと思って、5社あって、3社が辞退して、2社があって、2社のうちの1社が落札最低価格で入札していてこれになっていて、全て事業者と町とのプロジェクトのチームの関わりというのは、こちらには全く、教育委員会では分からないというお話なのですけれども、私は、これからどのような形でやっていくのかということをお伺いするのですが、これについてそもそも論で、最低価格でぴったり落ちるということはまずないのですけれども、どのような形でこの入札に関わって行って、そしてこの結果で基本計画が進んでいくのか。事業者と町とのプロジェクトチームの関わりが進んでいくのか伺いたいというふうに思います。それだけでいいです。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 では、私からは、小川町広域適応指導教室の件につきまして申し上げます。

まず、福祉課のほうで進めております子ども家庭支援センターの来年度の子どもへの支援につきましては、まだ詳細が決定しているわけではございません。ですので、こういった児童生徒をどのような形で受け入れていくかということについては、これから詳細詰めていくところになります。ただ、現在利用しております小川町の広域適応指導教室は、学習を目的とした場所となっております。福祉課のほうの子ども家庭支援センターのほうは、子どもの支援を含めて家庭への啓発、働きかけ、そこが主になってくるかと思っておりますので、家庭への何らかの介入といえますか、支援が必要な、そういった家庭が中心となって、恐らくお子さんを受け入れるというような状況になっていくのではないかとこのように考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 私のほうからは、入札の関係につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、制限付きの一般競争入札という手法で開始をさせていただいてございます。事前申込みが5社ございました。仕様書の閲覧等々で入札の申込みをさせていただく中で3社が辞退をされたら、2社の応札があって、1社が最低制限価格で落札をしたというところでございます。

入札の状況に応じましては、当然最低制限価格割れという入札もございまして、今回につきましては、1社がその同額で入札、落札をされたという経緯でございます。



以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 嵐山町は、広域適応教室、それから福祉課のやっている事業と、もう一つ、私ふれあい交流センターでアスポートがやっているなというふうに思ったのですが、アスポートとこの広域適応指導教室と全く関わりがないのか、その点について伺いたいと思います。

それでいいです。

○畠山美幸委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 では、アスポート等について申し上げます。

アスポートにつきましては、いわゆる貧困といえますか、経済的な事由等があるご家庭への支援が中心になってくるかと思えます。ですので、同じ不登校でもその要因に従いまして、適切な関係機関につないでいくということになっております。

現在、アスポートの利用をしている子どもたちもおりますが、広域適応指導教室と兼ねて通室しているとかということは今はございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私は、176ページから177ページ、この1,868万4,000円、補正でも組まれてはいるわけですけども、今回、令和5年度の予算に計上されておりますこの内容といえますか、その点をお聞きしたいと思います。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 それでは、176ページ、177ページの基本計画策定業務全般の内容についてお答えを申し上げます。

業務内容といたしましては、主に5点ほどございます。初めに、老朽化状況の調査、整理でございます。2つ目が基本計画の検討でございます。3つ目が事業計画基礎資料の作成、4つ目が、事業方法の検討、5つ目が石綿含有系建材の調査という事項になっております。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 どなたかの一般質問でも出ていたのですけれども、そうするとこれだけの調査を今回予算の中で組み込んでいるわけですけども、夏休みぐらいに長寿命化かな、何かやるような話も出ていたのですけれども、いわゆるこの業務委託の計画はいつ頃出来上がるという予定なのか。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えいたします。

基本計画の資料につきましては、6月末までに作成をしていただくということで、それに基づきまして町のほうで検討、あるいは8月、9月に説明会を予定しておりますので、それに向けて基本

計画案を作成していくということでございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、その計画案というふうになってくるのは、いわゆるここに今年予算で1,868万4,000円組まれていますけれども、皆さんのところにお示しできるというのは、夏休み以降ということでよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 説明会が8月、9月ということでございますので、その頃までということになるかと思えます。

○畠山美幸委員長 次、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、質疑させていただきますけれども、一応3点なのですが、ただいまの176ページの小中学校の再編事業につきましては、違う角度から1点のみ質疑させていただきます。

まず、大まかな内容につきましては、5点ということで分かりましたけれども、説明の関係ですが、8月、9月だということですが、こちらにつきましてはどのくらいまでの方々に、町民全体あるいは保護者なのか、説明会の内容だけはお尋ねさせていただきます。

次に、184ですけれども、小学校の改修の事業のことなのですから、七郷小学校で消火設備の改修工事等が1,320万円ほど計上されていますが、こちらにつきましては工事の内容をお尋ねさせていただきます。

続いて、212ページですけれども、学校給食の補助事業でございますが、これは一般質問でも少しさせていただきましたけれども、各小中学校の対象者が、それは1子、2子、3子ということで無料化というような形の事を聞いているわけなのですから、これにつきまして各小中学校の対象になる人数を伺います。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 説明会の対象者ということでご質問をいただきました。

小中学校の児童生徒の保護者の方はもちろんのこと、町民の皆様を対象にした説明会も実施していくという予定でございます。

また、説明会の際の内容ということでございますが、現在ハード的なものについて業務委託をさせていただきまして、計画を作成していくということでございます。それにプラスしまして、先日、教育長のほうでお示ししました教育委員会の基本的な考え方に基づく、そちらは主にソフトの面となると思えますけれども、こういったものも取りまとめた上でご説明をさせていただくというように形になろうかと思えます。

○畠山美幸委員長 根岸次長。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 私のほうから学校給食補助事業についてお答えさせ

ていただきます。

こちらは、学校別ということではなく、菅谷中学校区、玉ノ岡中学校区に分けて対象者を計上しております。また、学年別ではなく、小学1年生と小学2年生から6年生、中学1年生、2年生と中学3年生で、第2子、第3子ということで集計をしております。まず、菅谷中学校区でございます。小学校1年生は、第2子が19名、第3子が3名……

〔何事か言う人あり〕

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 失礼いたしました。繰り返します。小学校1年生は第2子が19名、第3子が3名、小学2年から6年生は第2子が77名、第2子が10名、中学1年生から2年生が第2子が14名、第3子が1名、中学3年生が第2子が1名、第3子が1名で計上しております。

続きまして、玉ノ岡中学校区でございます。小学校1年生は第2子が7名、第3子が4名、小学校2年生から6年生までは第2子が66名、第3子が6名、中学1年生から2年生は第2子が8名、第3子が1名、中学3年生は第2子が1名、第3子が1名で計上しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 七小の消火栓改修、山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 大変失礼しました。七郷小学校の屋内消火栓改修工事の内容ということでお答えをさせていただきます。

こちらについては、七郷小学校の校舎において、パッケージ型の消火器を設置するというのでございます。このパッケージ型消火器というのは、一つのパッケージがあるわけなのですが、高さが1メートル40ぐらいになります。幅が70センチ、奥行きが25センチぐらいの箱型のものです。その中にホースですとか溶剤、消火液が入っているわけなのですが、そういったもの、あるいはその噴霧するもの、そういったものが全て一つのパッケージになっているものというものです。そういったものを、七郷小学校の校舎は3階になりますが、それぞれの階に3台ずつ設置するというものです。ホースの長さは25メートル程度でございます。それから、その消火液が出る噴射距離、こちらは13から15メートルというものになっております。

○畠山美幸委員長 松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、随時質疑させていただきますけれども、まず再編の関係なのですが、これは8月、9月までの説明会の関係ですが、それまでにはある面ではいろんなことが決まってくると、そういうところで説明会をするということですが、各学校ごとにするのか、それとも地域ごとにするのか。もう一点は、アンケートか何かは取るのでしょうか。それを3点聞きます。

それから、ただいまご答弁いただきました消火設備ですが、3階建てに、各階に3台ずつというふうでよろしいでしょうか。そのようなお答えだったのかなと思ったのですが、それ

で25メートルのホースだということですが、そうすると端から端まではおおむねホースが届いて、もしものときには間に合うと、そういうような内容のパッケージ型の消火設備を、いわゆる壁際か何かにはぴちっとつけて対応していくということですか、もう一回すみません、その辺をお願いします。

それと、学校の給食の関係なのですが、2子、3子の関係につきましては報告をいただきました。あと、1子の場合につきましては、全額負担ですよね。それで、その中でも生活的にコロナの関係で、特に生活の大変な家庭も出てきております。仕事も減ったとか残業が減ったとか、会社が潰れたとかいろんな条件があって、大変な思いをしているところがあるのですけれども、その全額負担につきまして、いわゆるそういう相談というかな、何かそういうものが学校のほうにはあったことがありますか。あるいはこの全額負担の中には、低所得者でいわゆる生活保護世帯というのでしょうか、そういうところの方もいらっしゃるかなというふうには思います。ですから、そのところは、もし差し支えない程度で結構ですけれども、お答えいただければお願いをいたします。

以上です。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 まず、説明会についてでございます。

地域ごとに行うのか、各学校ごとに行うか、そういったことでご質問いただきましたが、現在のところまだそこまで詳細には決まっておられません。しかし、できる限り皆様が参加しやすいようにということで心がけてまいりたいと考えております。

また、アンケートについてでございますが、アンケートという形では取るということは予定しておりませんが、案をご説明した上でパブリックコメントをいただく、あるいは先日の一般質問の中でも町民の声がありましたということでお答えを申し上げたところですが、随時ご意見をいただいているように広報活動をしてまいりたいと考えております。

簡易消火器のパッケージについては、各階、1階に3台、2階に3台、3階に3台ということで、合計で9台を設置させていただきます。

ホースの長さ、この到達距離的なところも平面図上で全て隅まで行き渡るように、設置をするという方向でございます。

設置の場所でございますが、現在予定しているところは、各階の廊下に設置する予定でございます。先ほど申し上げましたが、奥行きが25センチですので、廊下の幅が大体2メートル程度はありますので、邪魔にならないようにとか、支障にならないように設置をさせていただければというふうに考えております。

○畠山美幸委員長 根岸次長。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 それでは、私のほうから、学校給食費補助金のことについてお答えさせていただきます。

コロナ禍で生活が厳しい方ということの相談につきましては、今のところはそういったことはないのですけれども、こちらの学校給食費補助金につきましては、児童生徒、2人目が2分の1相当額、3人目以降が全額補助するというもので、あくまでも児童生徒の人数によって、お子さんの人数によって補助するものになります。生活が困窮していてとか、そういった場合には、準要保護の制度がございますので、そちらのほうをもし相談があった場合には、一緒に考えてお勧めしたりとかという方法がございますので、そちらのほうを検討したいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、中学校アクセスポイントとは何か伺いたいと思います。

それから、小中学校の基本計画なのですが、もうこれ聞きましたので、私のほうは質問はないです。

菅中の水泳授業を委託にした理由を伺いたいと思います。

七小の消火器の関係なのですが、実際火事が起きた場合には、子どもは逃げてもらおうと、もう高学年ぐらいだとちょっと火が消せるかなって、小さい火だと、でもそれはやらないで教員がそれを使って消火に当たると、そういうことなのか、ちょっと確認ですので伺いたいと思います。

菅小のコミュニティスクールの件なのですが、当面話し合う内容について伺いたいのと、評議会はそのまま残るのか伺いたいと思います。

さわやか相談員、ちょっと答弁あったのかもしれないのですが、申し訳ないです。ちょっと聞いていなかったもので、増額の理由を伺いたいと思います。

あと、発達障害の件は結構です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

根岸次長。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 それでは、私のほうからアクセスポイントに関しましてと、さわやか相談員の増額理由について説明をさせていただきます。

中学校のアクセスポイントでございますが、こちらは生徒や教員のタブレット端末を無線LANに接続するための機器でありまして、教室や廊下の壁に設置しております。

続きまして、さわやか相談員の増額理由でございます。報酬に関しましては、人数、勤務日数は前年と同じ積算なのですけれども、賃金の単価が上がっておりまして、そちらのほうで増額しております。期末手当は単価が上がったことにより、増額となっているものになります。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 私からは、水泳授業の委託とコミュニティスクールにつきましてお答えさせていただきます。

まず、187ページの菅谷中学校の水泳委託事業につきましては、令和4年度に玉ノ岡中学校において実施したところ、学校の教員とスイミングの指導者、両者からの指導を受けられたことで、例年以上に時間、内容とも充実した授業ができたと理解しております。あわせて、教員のプール管理がなくて済むことは、教員の働き方改革にも貢献することなどを考え合わせると、効果は十分にあったと考えられます。

そこで、令和5年度は、町内の中学生全体の水泳授業を充実させることを目的に、玉ノ岡中学校に加え、菅谷中学校においても水泳授業を委託するものです。

続いて、187ページのコミュニティスクールの内容につきましてお答えいたします。コミュニティスクールは、学校運営協議会が設置されている学校のことであり、令和5年度に菅谷小学校及び菅谷中学校に1つの協議会を設置する予定です。委員は、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者のうちから10名以内を教育委員会が任命いたします。先日の一般質問の答弁で、私が委員には学校評議員を想定していると答弁いたしましたのは、学校運営協議会が設置された学校には学校評議員は設置しないこととするため、これまで評議員としてご意見をいただいていた方に、今後は運営協議会委員となっていただくことも想定していたものでございまして、評議員全員を運営協議会委員に任命する予定というわけではございません。

次に、協議内容でございますが、まずは年度当初の会議において、対象学校の校長が作成する基本的な方針についてご協議いただき、ご承認をいただきたいとするものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 パッケージ型消火器に関しましてご質問をいただきました。

教員が消火活動するのかということだったと思います。この消防設備については、川口委員ご存じだと思いますが、消防法あるいは消防法の施行令、消防法の省令、こういったものに細かく基準が定められております。その中で、消防法の施行令の中に、防火安全性能という言葉がございます。これ何かといいますと、火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能、消防隊による活動を支援する性能、こういったものが防火安全性能ということに定義されておまして、これを持ったものを消防用設備ということで設置できるということになっています。ということですので、通常の消火設備などもそうですが、完全に火が回ったものを消すというわけではなくて、初期消火に当たるとか、避難する際に避難しやすいようにその部分の火を消すとか、そういった性能を有しているというものということでございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 アクセスポイントは、教室や廊下につけるのだということで、それは無線LANだ

ということで、ついていなかったのかなって、ちょっと答弁聞いていて、無線LANはある程度整備されているはずなのですけれども、まずは未整備のところをさらに整備するのだということなのでしょうか。整備されているのかいないのかも含めてちょっとお答えいただきたいと思います。

水泳授業の件なのですが、なるほど、そういう理由で、私も一般質問して悪い点がちょっと指摘できなかったくらいにいい方法かというふうに思いました。

菅小のプールは、まだ造ったばかりですので、菅小の児童はそれを使うということなのですか。そのプールで菅中の生徒が交互に使っていたわけですね、今年は。何か問題あったので、こっちに、こういう民間のほうを利用するようにしたのか、問題はなかったのだけれども、さらにいい水泳授業をするために、民間委託を考えたのか。ちょっとその辺を伺いたいと思います。

七小の消火の関係なのですが、そうすると、これは教員が本当に初期の段階やるのだと、生徒はとにかく逃げてもらおうと、児童はね。そういうことなのですか、ちょっと確認ですのでお願いしたいと思います。

コミュニティスクールなのですけれども、当面話し合うのは、基本的なものだと、その基本的なものというのはどんなことなのか伺いたいのと、学校統合を前提にした協議というのは、この中でやっていくのか、伺いたいと思います。

さわやか相談員は、どのくらい賃金上がるのか分かりますか。それ併せて伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 委員ご質問のとおりということになるかと思えます。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、菅谷中学校で行われていた菅谷小学校でのプール授業のことについてお答えさせていただきます。

実際に中学校と小学校の水深が異なりますので、実際に菅谷中学校の生徒が菅谷小学校に行くと水深はかなり低いものになります。一般的に例えばターンの練習をしたりするのですけれども、水深が低いがためにターンの練習を控えるといった、そのような活動を行っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 まず、水泳委託でございますが、菅小のプールは菅谷小学校が今後も使用いたします。また、菅谷中学校が使うのに問題があったのかということでございますが、やはり中学生は体格もいいので、小学生が使った後に水を足して使うにしても、水位がそこまですぐに上げられませんので、低い水位で授業をいたしますと事故の原因にもなるということもござい

まして、今まで注意して使ってきたわけですが、安全に使うためには少し無理があったと考えております。

また、続きまして、コミュニティスクールの基本的な方針とは何かということですが、基本的な方針の中には、教育課程の編成に関する事、学校経営計画に関する事、組織編成に関する事、学校予算の編成及び執行に関する事、施設管理及び施設設備等の整備に関する事、その他教育委員会が必要と認める事項ということで、こういったものを盛り込んだ各校の基本的な方針を話し合っ、ご協議の上承認をいただきたいとするものでございます。

また、このコミュニティスクールの中で今後の学校統合の協議はされるのかということですが、これは学校統合とは関係がございませんので、学校統合に関する協議はございません。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 根岸次長。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 私のほうからアクセスポイントの件に関しまして、さわやか相談員の賃金のことについて説明させていただきます。

まず、中学校のアクセスポイントでございますが、現在もでございます。設置されております。ただ、現在のものが平成27年に設置したのになりまして、もう既に7年経過しているということで、アクセスポイントは古くなりますとインターネットの速度が遅くなりまして、生徒のタブレットがつながりにくくなることが考えられております。それなので、こちらのほうの新設ということで予算を計上させていただきました。

続きまして、さわやか相談員の賃金の単価なのですが、昨年度で計算したのは1,391円、今年度当初積算時は1,401円に上昇しております。

以上でございます。

---

#### ◎会議時間の延長

○畠山美幸委員長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

---

○畠山美幸委員長 川口委員、どうぞ。

[何事か言う人あり]

○畠山美幸委員長 もういいですか。

そうしましたら、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、順次質問いたします。

まず、学校給食費の補助金、これは212ページの関係ですが、先ほど答弁ありました。その中で、各校の人数を出していただきましたけれども、この第2子のそのときの第1子が基準が、例えば中学3年生で菅中で8名とかとありましたけれども、この第2子のときの第1子の基本、年齢



は何歳にしているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、次が補助金のところで、いいですか。実費徴収に係る食材費補足給付補助金とあるのですけれども、これがどういう形で使われているのか。

それから、第3番目、予算の176ページ、IT推進事業の中で、この機械器具借上料、この台数を教えていただきたいと思います。

それから、次ですが、同じく176ページ、小中学校再編事業について、これも答弁いろいろいただきましたので、私のほうは、その業者委託の中で、菅中の場所で地下水位が高いと、今の体育館のところで地下から水が出ているということで、水位の高さが、この前の質問でもいたしましたけれども、たしかそのときに業者委託の中にこの分も入っているよという答弁いただきました。これが入っているのかどうか。今回、業者がやりますけれども、それを確認いたします。

それから、次の七小の消火設備については、これは結構です。

それから、次の186ページ、これも菅中の水泳授業委託ですけれども、これについては1点、カリキュラム、当然のことではありますけれども、主導的に当然カリキュラムを作成して、そこで業者に要するに委託をしているのか、これだけちょっと確認をさせてください。

それから、最後です。202ページの図書館の図書の購入事業、これはどんなものを予定しているのかについて。

以上です。よろしくをお願いします。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

根岸次長。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 それでは、私のほうからは、学校給食費の補助金及び実費徴収に係る食材費補足給付補助金及びIT推進事業、それから水泳授業委託に関する経費について、説明をさせていただきます。

まず、学校給食費補助金でございますが、こちらは対象が小中学校に在籍する2人以上の児童生徒を養育して、そのうち2人目以降の児童生徒が嵐山町立の学校に通学していることとなっております。上は中学3年生、小学1年生から中学3年生までになります。その中で2子、3子ということが対象になっております。

○畠山美幸委員長 答弁が違いますね。中3の人数がいますけれども、その第1子は誰。

もう一回どうぞ。

○藤野和美委員 いいですか。

○畠山美幸委員長 どうぞ。

○藤野和美委員 ちょっと補足ですけれども、要するに第2子からしますよね。当然、考えると上からこうやって考えますよね。第2子、それから3子って、だんだん年少に入ってくると、そのときに中学3年が出ている。中学3年8名とありました。このときの根拠ですよね。要するに中学3年

生って一番年長ですから、その特定の仕方というのを、基本がどうなのだろうということで、それをお聞きしたかったのです。

○畠山美幸委員長 玉中は、中1から2年生が8名だね。中3は1名ずつしかいません。中3は1ずつです。菅中校区、玉中校区、1ずつですよ。8って言っていません。

ちょっとその答弁、併せて……

○藤野和美委員 そうですね。では、もう少し正確に教えてください。

○畠山美幸委員長 併せて、根岸次長。

先ほどの答弁ですと、菅中校区と玉中校区の中3の2子目は1、3子目1という答弁だったと思うのですが、1ずつ。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えいたします。

あまり考えられないのですけれども、失礼いたしました。先ほどは菅谷中学校区、中3、第2子1、第3子1というふうに申し上げました。玉ノ岡中学校3年生、第2子1、第3子1というふうに申し上げました。

こちらのほうは、あまりちょっと考えられないかもしれませんが、双子で2子、3子の場合ということで計上させていただいております。よろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 では続けて、答弁、根岸次長お願いします。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 続きまして、実費徴収に係る食材費補足給付補助金に関してでございます。こちらは、嵐山町特定子ども・子育て支援実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱に基づきまして、嵐山幼稚園及び私立の未移行園に通うお子さんで、経済的に困難な家庭、それから、第3子の家庭への副食費の補助を行うものになります。

続きまして、学校IT事業の機械器具借上料でございます。こちら台数ということでお伺いしているのですけれども、この機械器具借上料でございますが、まず小学校のタブレット端末の運用業務委託料、それから中学校のタブレット端末の運用業務委託料、それから校務用PCのレンタル料、こちらが含まれております。そちらは去年までと同じなのですけれども、今年度はこちらに先ほど中学校のアクセスポイントのリース料が含まれた金額で、合計で3,081万1,330円になるものなのですけれども、まず小学校のタブレットの端末の台数なのですけれども、こちらは215台になります。続きまして、中学校なのですけれども、こちらは110台になります。続きまして、校務用のPCのレンタル台数は125台になっております。

続きまして、水泳の授業の委託に関する経費でございます。

○畠山美幸委員長 経費ではなくて、カリキュラム。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 失礼いたしました。以上でございます。

○畠山美幸委員長 不破指導主事。

○不破克人教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、水泳授業のカリキュラムについてお

答えさせていただきます。

時間としては2時間の授業を3日間、各学年行うということで考えております。今年度もその形で行いました。その時間には学校からの教員が2名、体育の教員です。それから、スイミングスクールの指導者が2名、計4名で指導を行います。それぞれ子どもたちの泳力をまず見極めて、その泳力に応じたレベル別の指導を行います。最後には、泳力検定というもの、検定では検定の何かそういうものが出るわけではないのですけれども、試験等も行って評価を行うという形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 それでは、嵐山町立小中学校再編事業についてお答えを申し上げます。

菅中の敷地の部分の水位が高いということで、その調査について今回の業務委託の中に入っているかというご質問であったと思います。今回の業務委託の中には、地下水の関係については入っておりません。

○畠山美幸委員長 次、吉川主席主査、よろしく申し上げます。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 私からは、図書等購入事業について、どんなものを購入するのかというご質問に対してご説明いたします。

一般図書を1,000冊程度、児童書を500冊程度購入の見込みであります。また、雑誌の購入は61誌を予定しています。うち、一般向けが53誌、児童向けが8誌です。なお、年間購入冊数は797冊を見込んでおります。新聞は、朝刊9紙を年間通して購入する予定となっております。そして、視聴覚資料としてDVD7枚程度、CD10枚程度を購入の見込みです。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、ITのところなのですが、当然タブレットそのものは、個人に1台ということに今なっているわけです。それが当然新入学が入ってくる。それが卒業するということになります。その辺の更新というのですか、要するに新入学の児童生徒には貸与すると、それから卒業する場合は、その辺の取扱いについてはどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

それと、あと小中再編のところ、業務委託の中で、地下水位が入っていないという答弁ありました。これは、かなり大きな問題だと思うのです。大型の施設を今後建設していくとなつてきますと、それについてはどのような方向を考えているのかというのをちょっとお聞きしておきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 その2点で。

根岸次長。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 私のほうからは、タブレットの関係で説明をさせていただきます。

1人1台タブレットということで児童生徒には配備をさせていただいております。卒業するお子さんは回収をさせていただいて、そのアカウントですとかというのを引き継がないで、新しいお子さんには新しいアカウントを作成をして、その端末を使っていただくわけなのですが、卒業するお子さんのタブレットに関しては、中身をまずきれいにしたりとか、拭いたりとか、そういったものを学校のほうでしていただきまして、学校の中で6年生が卒業したら、次は1年生、今度入ってくる1年生のほうに回すという形で使っていただいております。

先ほどちょっと申し上げたアカウントに関しては、新しい、1人1アカウントということで、使い回しをしないということで作成をして、付与しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 菅中の地下水の関係でご質問にお答えさせていただきます。

菅谷中学校の体育館を建設した当時どうだったかというのを、その当時の担当されていた職員にお話を聞きました。水の流れというのは何かの工事だったり何かがあると、その流れが変わったりするという話をお聞きしました。そして、菅中の体育館の工事をしている最中に、もう既にその水が発生していたということです。その発生があったために、地下に、今、菅谷中学校のトイレの地下のところに水がたまってしまうということで、ポンプを設置して、それを排出するようということで対策を打ったということでした。仮にその水が問題であれば、恐らく体育館の工事というのも中止になっていたと思います。それがああいった形でできているという状況がございます。

ただ、委員ご指摘のように地下水があるということで、その現状はありますので、今の委託業者にそれを確認していただいたというような記憶もあるのですが、状況としてはそういう状況があるということは、改めてお伝えしていきたいと思っております。

それから、菅谷中学校の敷地に新たな建物を建てるというのがまだ決まっているわけではないということも1点ございますので、その情報については業者さんのほうに改めてお伝えをしておきたいというふうに考えております。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 その問題は、また別のところでいろいろお聞きすることになるかと思うのですが、いずれにしてもどこに造るかの前提で大きな情報だと思うのです。造ると決まってから、逆にそれをチェックするというのは、これは順序としては逆であるし、逆に時間がかかると、やっぱ

り手順はしっかり踏んでやって、業務委託の中でそこまでやっていただくということをお願いしたと思うのですが、どうでしょう、改めて。

○畠山美幸委員長 山岸次長。

○山岸堅護教育委員会事務局教育総務担当次長 参考といいますか、状況がそういう状況だということ踏まえて、業者のほうには改めて情報をお伝えして、どこまでそれが問題があるのかということについては、今回は詳しく調査はいたしません、現状、体育館も建設されていると、あるいは菅谷中学校の校舎自体もああった形で設置されているということがございます。体育館の部分では水が出てしまっていますが、中学校のほうでは、校舎のほうではそういったことは現在のところ起きていません。地下水は流れがあるということですので、その辺は業者さんのほうに情報としてお伝えをして、その上で計画をしていただきたいというふうに考えております。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 お聞きします。2点なのですけれども、最初にスポーツ施設管理事業、書かれているとおり、総合運動公園、本当に今最近外部の人というか、遠方から、この間のナンバーなんか見ると、長野のほうだとか松本、かなり遠方から利用者がいらっしゃるのです。それもほとんど土日利用していて、たまには嵐山の方もいるのかなと思って通るのですけれども、そういう状況は見受けられないのです。町内の方が使うのに影響はないかなと思って、まず町民の方が十分使える状況があって、ほかの他県の方が、または町外の方が使っていただくのはもう全然問題ないのですけれども、何かそこがちょっと心配になったものですから、お聞きをします。

それで、また町外の方にはエリアもあるのでしょうかけれども、運動公園、どのくらいの単価で貸しているのか、それもちょっとお聞きできればというふうに思います。

2点目で、文化財の発掘調査の事業についてお聞きをします。都計道の1—23号、今いろいろ予算もここは載っておりますが、それに関連して試掘だとか発掘だとかあるわけですけれども、この期間というのはいつ頃までにそれを終わらす予定なのか、この1—23号について、その状況によっては大きく変動してくるのではないかなというふうに思うのですけれども、いつ頃までに終わるのかお聞きをします。

また、ほかの試掘、発掘について、今回のこの予算の中にどこかほかも入っているのかどうか、お聞きをします。

以上です。

○畠山美幸委員長 川上次長。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、まずスポーツ施設につきましてお答えさせていただきます。

スポーツ施設を利用する場合に、町内の方と町外の方ということで、まず町内の方につきましては、月初めの最初の日から翌月の末まで予約をさせていただいて、それぞれの利用日に合わせて使用

していただいております。なお、町外団体につきましては、月初めの予約ができないということで、毎月15日を過ぎて翌月の末までを予約ができるというふうにしておりますので、委員が総合グラウンドを見に行ったときに、たまたま、たまたまというか、確かに遠方から野球の練習でお見えになっている団体さんがいらっしゃいますので、多分それを御覧になったのだと思うのですけれども、15日を過ぎてからの予約ということで、月初めから15日までは、町内の方がもう既に、自分を取りたいところは既に埋めてしまいますので、それほど影響はないと考えます。

続きまして、埋蔵文化財のほうなのですけれども、埋蔵文化財の試掘、発掘なのですけれども…

〔「利用料」と言う人あり〕

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 利用料ですね。申し訳ないです。利用料につきましては、まず総合グラウンドということで、1面、あそこはA、B、C、D面、それと農村広場というのがあるのですけれども、1面1時間、町内団体ですと200円です。町外団体につきましては、その倍額ということで、400円というふうになっております。

以上です。

続きまして、文化財、1—23号線の関係でございます。工事が予定されている箇所が既に埋蔵文化財包蔵地があるところがございます。かなりその埋蔵文化財の包蔵地が密接に密集しているようなところにちょうど道路が通るものですから、その試掘調査、その遺跡の範囲を確認するために、試掘調査をする予定でございます。

試掘調査につきましては、それぞれ2、3日で終わるのですけれども、まずはあるなしを確認しないと発掘調査というのはできないので、ただ発掘調査も、例えばですけれども、盛土等で保存ができれば、その場所は発掘調査をするということが、盛土保存による地下遺構が保存できれば、発掘調査をしないというふうになっておりますので、まずは試掘調査をした上で、その遺跡の範囲、または遺跡の性格等を確認したいと思います。

以上です。

〔「ほかにもそういう箇所があるか」と言う人あり〕

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 ほかにそういう箇所はあるのですが、埋蔵文化財の包蔵地というのが、既に嵐山の町の中で約200か所ぐらいあるのですけれども、そういったところで開発があれば、そういったときには試掘調査をして、また遺跡が確認されれば、発掘なりなんなりというような手順になっていきます。

先ほど1—23号の関係なのですけれども、期間というのはちょっとまだ分からないのです。要はどのようなものがその地下に埋まっているか、どのような性格の遺跡なのか、どのぐらい出てくるのか、その数によってもその期間というのが変わってきますので、まだちょっと一概には言えないということです。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 スポーツ施設のほうから行きますけれども、15日の差が予約をするのにあるということで、そこで町内の人は十分取れるということですよ。そのほかに、倍の金額を払わないと使えないと、これでもあれだけ使うのだから、毎週使っているんで、相当安いんでしょうね。ちょっとここら辺の見解を、そういうふうな状況であれば、なかなか財政的に厳しいところですから、町外の方については考えてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、ご意見があったらお願いします。

それと、試掘、発掘の関係なのですけれども、総振を決定するとき、私委員だったと思うのですが、出ていたのですけれども、ある程度、1—23号、ルートを予定しているところよりずらしたのですよね。それであっても試掘をして、いづれだけ出るか分からない。それで、発掘の期間も分からないという状況だと、大きくこの後影響してくるのだというふうに思うのですけれども、どうなのですか。私、その後、おおよその目安で大体いつ頃終わるといふようなことを、今回の場合はもう、相当昨年なんかと比べていけば、人件費の関係も増えているし、機械器具の借上げも5倍ぐらいついてるわけです。ですから、大がかりだといふのは分かるのですけれども、大体おおよそいつ頃までに終わらせて次に移っていけるのか、そこをお聞きしたいと思います。

ほかのところは今年度のこの予算の中には入っていない、今のところ入っていないということによろしいですよ。

○畠山美幸委員長 川上次長。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 先ほどの15日の差で、委員さんがおっしゃるように、もう少し使用料のほうを上げたほうがいいのではないかとありますが、そちらのほうはまたおいおい検討するということにしたいと思います。

それから、発掘のほうなのですけれども、取りあえず、例えばなのですけれども、個人住宅の規模、例えば150平米ぐらいで、仮に古墳、古墳分かりますよね。山といつかマウンドといふのですけれども、それが無い、もう本当に真っさらなところを調査したら、古墳の周溝といつて、周りに溝を掘るのですけれども、その溝が出てきた場合には、その山がないということであっても、掘り上がりから記録の保存まで約2か月ぐらにかかるといふのです。そういうところ、そんな感じですので、面積もちょっとまだどのぐらいになるかといふのが分からないので、何とも言えないのですけれども、なるだけ早く、極力早く調査をして、早くその道路が造成できるようなことと協力していきたいと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけ、しつこいかもしれませんけれども、私は何か月なんていう単位で考えて

いなくて、この予算が終わる1年間ぐらいの間にはおおよそ目安がつくということでよろしいのでしょうか。それも分からないですか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

川上次長。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 お答えさせていただきます。

まず、5つの遺跡がありまして、試掘についてはそれぞれ3日から7日ぐらいを試掘で予定しています。早ければ、半年ぐらいということで発掘、もし発掘になったとしたら、それぞれの遺跡で半年ぐらいということで考えております。

それから、先ほどほかのというのがあったと思うのですがけれども、今、太陽光発電等の大規模開発、それから個人の方が住宅を新しく建てるということで、かなり多くなっているのです。そういったところも見越しての予算になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 私からは2点お願いします。まず、172ページ、こちらが独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金のこれの性質と金額の計算根拠を教えてください。これが1つ。

次の図書館購入事業はもういいです。結構です。

3つ目の電子図書館運営事業、こちらの中で比企eライブラリーの登録者数と利用者数の状況を教えてください。

○畠山美幸委員長 根岸次長。

○根岸珠美教育委員会事務局教育総務担当次長 私のほうから、スポーツ振興センターの負担金につきまして説明させていただきます。

独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度になります。こちら歳出としては共済掛金として、幼稚園285円、小中学校935円も小中学校の要保護児童分55円を人数分で掛けた金額、それから途中入園、途中入学の児童の分を加えて金額を積算しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 吉川主席主査。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 それでは、私からは電子図書館運営事業のeライブラリーの登録者数、利用者数について説明させていただきます。

まず、登録者数ですが、3月7日現在で、7市町村全体で1,532人となっております。うち嵐山町在住者の登録者は152人となっております。

次に、利用数ですが、電子図書館を開始した令和4年9月1日から令和5年3月7日までの間で、電子図書の貸出数が全体で4,687点ございました。うち嵐山町在住者の貸出数は257点でありました。



以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 では、簡潔に再質問しますけれども、まず日本スポーツ振興センター、こちらは、これ災害共済制度の加入の負担金なのですか。これちょっと何で負担金なのかな、これ掛金ということですよ。この費目上は一応負担金という扱いになるということだということですよ。

それはそれで結構なのですよけれども、そもそもこの日本スポーツ振興センターってスポーツくじやっているところですよ。もう国立競技場を持っていたり、何かすごい運営していたりするところなので、これの逆に恩恵を受けるなら分かるけれども、負担金何で払うんだらうというのが私の疑問だったのですけれども、これはあくまで事業として、これスポーツ振興センターが事業として災害共済制度を持っているから、その掛金をここに計上していると、こういうことですね。どうもすみません。失礼いたしました。だから、こちらはそれでそうだということであれば、それで結構です。

それから、eライブラリーのほうなのですよけれども、こちら人数は分かりましたので、60万4,000円今回予算のつけていますけれども、この計算根拠としては従量料金なのか、例えば人口割なのかとか、どういう計算根拠で出されているのでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉川主席主査。

○吉川壮司教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査 では、電子図書館、eライブラリーの負担金の算出方法ということで説明をさせていただきます。

こちらは、負担比率としまして均等割45%、人口割55%として算出をしております。なお、こちらの人口割は、国勢調査の人口となっております。埼玉県町村会が実施しております埼玉県町村情報システム共同化推進協議会の負担率と同じとさせていただいております。

以上です。

○畠山美幸委員長 小林委員。

○小林 智委員 ありがとうございます。聞きたかったのは、その従量料金かどうかというだけなので、これでいわゆるどんなに借りても、要は人口割だから、町民がどれだけ利用しても変わらないということですね。結構私も使ってみて便利なので、これはどんどん増えたらいいのではないかなと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 長島委員の答弁漏れがございましたので、川上次長からどうぞ。

○川上 力教育委員会事務局生涯学習担当次長 すみません。先ほど長島委員のところ、私ちょっと答弁漏れをしてしまったので、そこをちょっと補足させていただきます。

先ほど町内と町外で施設予約に際しまして15日の差があるというふうに申し上げましたが、これ

は全ての体育施設に適用しているものではなくて、総合運動公園、それから鎌形野球場についてのみ適用しているものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 以上、教育委員会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時35分)

## 予算特別委員会

3月13日（月）午前9時30分開議

議題1 「議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（10名）

1番	小林	智	委員	2番	狛守	勝義	委員
3番	藤野	和美	委員	4番	大野	敏行	委員
5番	長島	邦夫	委員	6番	青柳	賢治	委員
7番	川口	浩史	委員	8番	松本	美子	委員
9番	渋谷	登美子	委員	10番	畠山	美幸	委員

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

---

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
杉田	哲男	総務課長
馬橋	透	地域支援課長
田畑	修	税務課長
萩原	政則	健康いきいき課長
藤原	実	環境課長
福嶋	啓太	技監
中村	寧	農政課長
藤永	政昭	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
清水	延昭	上下水道課長
大島	真弓	会計課長
奥田	定男	教育長
高橋	喜代美	教育委員会事務局長
中村	寧	農業委員会事務局長農政課長兼務

---

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、渋谷登美子委員より一般会計予算案について修正案が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了しております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、4名の方から届出がございました。初めに狛守勝義委員、次に渋谷登美子委員、次に大野敏行委員、最後に川口浩史委員の順で行います。

それでは、狛守勝義委員からどうぞ。

○狛守勝義委員 私は、3つの項目というか、それについて総括質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、1なのですが、令和5年度の予算についてということで、そのうちの①として令和5年度予算案の参考資料、これは14ページなのですが、施策別事業費構成図を見ますと、第1節協働のまちづくりというのが0.9%なのです。1%にも満たないという状況ですね。この分野の予算編成上の考えを伺いたいというのがまず1点です。

2つ目として、町長の施政方針で、令和5年度はパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入するとあります。令和5年度は具体的にどのような事業を行っていくのか、その辺のことを伺っておきたいと思えます。

それから、大きい2つ目として令和5年の予算歳入について、①、繰入金、これは予算書の50ページ、それから参考資料では13ページなのですが、財政調整基金から2億8,000万ほど繰り入れてい

るわけです。この基金の取崩しの基準、要するにどういった基準でこの2億8,000万というものを繰り入れたのか、その辺のことを伺いたいということと、もう一つは今回の取崩しの大きな理由は何なのかということです。それを伺いたいと思います。

それから、2つ目として、同じく繰入金で予算書ページ50、参考資料13ページということで、ふるさとづくり基金から5,325万4,000円繰り入れています。取崩し額の内訳を見てみると、歳出事業別充当先が非常に多岐にわたっています。ある意味では使い勝手のいい基金かなというふうに感じているところですが、このふるさとづくり基金というのは、町のほとんどの事業に使える基金というふうに考えていいのかどうか、その辺のところをお聞きしておきたい。

それから、3番目として財政調整基金とふるさとづくり基金の役割の違い、明確な役割の違いがあるのかどうか。単なる要するに予算が少なくなりそうだからということで、こういう形で取り崩しているのか、その辺のことをお聞きしておきたいということです。

それから、大きな項目の3番として、令和5年予算歳出について、土木費、これは予算書ページ14、参考資料ページ9、前年度予算額よりも1億2,452万4,000円、非常に大きい割合で増になっています。この増額の主な理由。当然、社会インフラの整備ということなのだろうとは思いますが、その辺のところをお聞きしておきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、杉田総務課長、1の①、2の①、②、③、大きな3、お願いいたします。

○杉田哲男総務課長 それでは、順次答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、1点目の①でございます。協働のまちづくり分野の予算編成につきましては、令和5年度施政方針にもございますとおり、まちづくりを担う地域コミュニティやボランティアへの支援、企業誘致など定住促進、広報紙やホームページを活用した情報共有、人権施策の実施、平和の啓発を念頭に予算の編成を行ったところでございます。予算書、予算額だけで比較してみますと、少額の事業が多くなっておりますが、嵐山町まもり隊への支援など予算を増額し、必要としているところへはしっかりと予算編成、予算の確保をしてございます。以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、質問項目2の①でございます。財政調整基金につきましては、年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際に活用する基金でございます。基金の取崩しの基準につきましては、令和5年度当初予算の編成におきまして、財政調整基金比率が10%を下回らないようにすることを念頭に取崩しを行ってまいりました。今回の取崩しの理由につきましては、財源調整のためでございますが、昨年度に比べ取崩し額が8,000万円増額した理由につきましては、公債費の増加、民生費のうち扶助費や各公共施設の電気料の増加、企業奨励金の増加などが主なものでございます。

続きまして、②でございます。ふるさとづくり基金につきましては、ふるさとづくりに資する事業であれば、幅広く活用できる基金でございます。しかしながら、現在取崩しの一定の基準は設け

ておりまして、国や県からの補助金が活用できない町で単独で行っている事業について、その取崩しを行っております。令和5年度当初予算におきましても、そういった事業につきまして取崩しを行ったものでございます。

続きまして、③でございます。財政調整基金につきましては、年度間の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際に活用する基金でございます。一般財源として使用できるものでございます。ふるさとづくり基金につきましては、特定目的基金でございます。基金の設置目的とする事業に対し活用する基金でございます。特定財源となるものでございます。

続きまして、3の①でございます。土木費の増額の主なものにつきましては、町道1―23号整備に係る幹線道路整備事業の増、町道1―15号等の町道整備による道路修繕事業の増、平沢土地区画整理への貸付金の増による平沢土地区画整理事業への増、駅西口公園の改修等に係る公園等整備事業の増でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○島山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長、1の②、どうぞ。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入についてお答えいたします。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度につきましては、3月1日付で嵐山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を制定させていただき、運用を開始しております。内容につきましては、一方または双方が性的マイノリティーである2人がパートナーとして宣誓した場合、証明書と証明カードを交付するというものです。また、未成年のお子さんを養育する場合は、ファミリーシップとなります。周知につきましては、ホームページでは既にアップをさせていただきましたが、広報紙につきましては、4月号に掲載する予定となっております。

以上、答弁といたします。

○島山美幸委員長 狹守委員。

○狹守勝義委員 それでは、再質疑ということで順次させていただきたいと思うのですが、まず1番目の予算についてなのですが、先ほど答弁にもありましたようにいろいろな分野、特に第6次総合振興計画の中を見てみると、いろいろな分野に一応わたっているわけです。特に先ほどもお話があったように、定住促進というのがその中でありまして、企業誘致とか地元の企業への支援、先ほどもちょっとお話があったのかな。就農支援とか就労支援、さらに結婚する機会の支援とか、妊娠・出産、さらに子育ての総合的な支援、また武蔵嵐山駅周辺の活性化とか空き家の対策とか、もろもろの事業を展開しながら、外から嵐山町に入ってきていただいて定住を促進していくと。そういう状況だろうと思うのですが、これらの予算が全てこの分野のところに入っているのでしょうかということがまず一つです。

それと、何となく別な項目の中にも、例えば子育て支援なんかの部分のところというのがまた入

っていたり、そのほかの事業なんかも入っているのかなと。だから、トータルすると、基本的にはこの分野というのは結構お金が出ているような気もするのですけれども、その辺のところをまずお聞きしたいということと。

もう一つは、子育て支援という全体で考えたときに、要するに今どのくらいの予算計上が全体の中でされているのかということです。私は、正直言って佐久間町長就任以来、子育て支援というのは一歩前進しているかな。一歩二歩というふうに私は評価しています。そういう中で、そういう予算が全体的にどのように推移し、現在どういう予算計上の状況になっているのかということをお聞きしたい。

さらに、一応この第6次総合振興計画を見たところ、令和3年から令和7年頃までの定住促進の要するに人口の増というのですか、それが一応200人というふうに書いてあるのです。そうすると、令和5年度というのはちょうど中間地点になるのです。そうしたときに、今のこの段階でどのくらい効果が出て、要するに増えてきているのか。令和7年度には、200人は一つの目標値というふうになっています。だから、それが体制できる方向性に進んでいるのかどうか。その辺のところをもうちょっと聞いておきたいというのが、まずこの1の①についてです。

それから、あと②については、今回も3月1日に要綱を設置して、実際運用を始めているというようなことです。当然、まだ日がそんなにたっていないので、住民の中から例えばそういう動きがあるのか、ないのかというようなことをちょっと聞いておきたいなということです。当然、これから要するにいろいろな形で啓発活動とか、周知していくというような、そういうことが必要になるのだらうと思うのですけれども、その辺をまた再度お話しいただければというふうに思います。

それから、2番目の繰入金なのですが、財政調整みたいところで考えていったときに、大体標準財政規模の10%から20%ある程度残しておけば健全だという、そのところを基準にしているという、その考え方としては非常に妥当だろうというふうに思います。前回の質疑なんかを聞いてみますと12%、要するに今年度末にはなるというような形なので、そういうことだと思うのです。これは①と②、多少関連するのですけれども、基本的に①の財政調整基金という形で取り崩して、それで足りない部分が、ある意味ふるさとづくり基金かなというような考え方もちょっと見えるような気がするのです。

例えばふるさとづくり基金の条例を見たときに、これに資する部分のところは出すというのですけれども、この設置の一つの第1条のところで、「自ら考え自ら実践するふるさとづくりを推進するため、嵐山町ふるさとづくり基金を設置する」と、こう書いてあるのです。この意味は分かりますよ。自ら考え、それから自ら実践するふるさとという。これは広く考えれば、全ての事業が当然まちづくりということで考えるのだから、広く考えれば全てのものというのが、当然ふるさとづくり基金から要するに出すということは妥当な形も考えられるのですけれども、この中身を見てみると、ではこれに本当にこれが合致しているような内容の支出になっているのかなというのが、ちょっと



疑問に思うようなところもありまして、その辺のところ、自ら考え自ら実践するふるさとづくりというイメージ、これをしっかりと私のほうも認識しておきたいというふうに思いましたので、その辺のお話をまず聞きたいというふうに思います。

それから、要するにそういったことで、ある意味で何にでも使えるというような感覚なのかどうか、その辺のところをもう一度お聞きしたいと、こういうふうに思います。

それから、③に関しては、これは結構です。

それから、3番目のところ、もろもろ当然要するに経年劣化とかそういう部分が、道路とかいろいろな形で出てきています。これは嵐山町だけではなくて、日本全国どこの自治体においてもそういったことだろうと思うのです。ですから、こういう傾向が、やはりこれからも続くのかなというのは実際考えています。要するに上下水道とか道路とか、そういうふうな部分のところの自己施設関係とか、当然これからも増えていくのかなというふうに思っているところなのですが、そういった意味で今後の状況というのが予定されると、なかなかこの予算編成も非常に苦勞されるのかなというふうに思いますので、今後の状況を少しお話いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、順次答弁をさせていただきたいと存じます。

1の①の部分で第1節の予算、また子育ての部分に関するご質問でございます。基本的に定住促進と子育て支援、これにつきましては一括的なといいますか、総合的な施策になってくるのかなというふうには考えてございます。子育て支援の令和5年度の予算額、大体のおおむねの予算額いたしますと7億8,000万程度、全体の12.1%が今予算を確保しているところでございます。そういった中で、やはり子育て支援をどういうふうに支援していくか、それにつきましてはまさに町の考え方になるかと思えます。令和5年度につきましては、高校3年生のインフルエンザの予防注射であったり、いろいろな多岐にわたっての支援を、ポイント、ポイントにおいてしていくというところになるのかなというふうには考えてございます。

その施策が、定住促進に関してどの程度実績が伴っているのかというところが、これは何を指標に評価ができるかというのはなかなか難しいとは考えてございます。ただ、社人研の人口推計等々見ますと、当初予定していた人数よりも、やはり自然減、人数がそんなに減っていないというところにつきましては、ある一定の成果なのかなというふうに財政のほうとしては考えてございます。

続きまして、2番の予算編成のほうの最後の部分でございます。今、ふるさと納税のほうのふるさとづくり基金、こちらも多岐にわたっての基金の積立てというのをさせていただいてございます。基金につきましては、その目的に合った形での財源を、今後の予定する事業に合わせて積み立てていくということが、本来の部分かなというふうに考えてございます。そういった意味では、公共施

設の積立て、そういったものも令和4年度についてはできたのかなというふうに考えてございます。

こちらにつきましては、ふるさとづくり基金につきましては、基金の目的で寄附をいただいたもの、また使途の指定されていないもの、そういったものがございます。こちらにつきましてはまさに町が、先ほどの答弁でもさせていただきましたが、単独として行っている事業につきまして、この額、金額をふるさとづくりの基金の部分を活用していく。また、その目的に合った里山等々の自然環境であったり、地域猫の事業であったり、そういった目的に合ったものにつきましては、その寄附者の意向を尊重しまして、予算編成の中で活用させていただいているというふうな編成方針の下に、基金の取崩しを行っているというところでございます。

3番目の土木費のほうの関係でございます。こちらにつきましては、かなり橋りょうについても道路、公共インフラにつきましては、老朽化という部分も見られてございます。当然、全てのものがある一定の計画の下で更新できれば、一番理想かなというふうには考えてございますけれども、限られた財源でございます。公共投資の事業費につきましても、10年前から比べるとかなりの額が落ちているというところも事実かと思えます。全体予算の関係もございまして、限られた予算の中で、国等の補助金を活用しながら、有効に事業計画のほうを行っているというところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、②について再質問に対するお答えをいたします。

今のところ、町民の方の申出ですとか反応はございません。それから、周知のほうですけれども、1回目の答弁でもさせていただきましたが、この後広報紙のほうに掲載しますので、まず全戸にそれを配布するというのと、それから職員向け、町民向け等の人権研修会もございまして、そちらのほうで広報させていただきたいと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 狹守委員。

○狹守勝義委員 それでは、次の1点だけなのですが、一応そうすると定住促進という部分のところ考えたときに、いろいろな事業展開の中でも定住促進をしていくということなのだろうと思うのですが、子育て支援という部分の予算規模とすれば、当然この0.9%の部分以外にも、トータル的に考えたときに7億ですか、大体。そのくらいの要するに予算が計上されていると、そういうことですね。それだけ確認して終わりたいと思えます。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、民生費であったり、なかなか子育ての支援、定住という部分がジャンルの中で振り分けが難しいのかなと思いますけれども、民生費であったり、衛生費の部、母子保健であったり、多岐にわたっているということでご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 私のほうからは5点あります。

先ほどの狩守さんの質問の中にもあったのですが、それについてですけれども、施政方針の6ページの13行目にパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入についてということで、3月に要綱ができたということで、そしてそれは4月1日の広報で話をするので、まだ今現在町民の方からの申出はないということなのですが、広域的な連携について伺いたいと思うのです。

それから、2番目として今年度の人権政策として、人権教育について伺いたいと思います。今回、特に子ども基本法ができて、子どもの権利もはっきりと広報しないといけませんし、障害のある人の問題もありますので、その点について伺いたいと思います。

それから、3番目として町民生活や嵐山町政へのインフレの影響と対策についての対応を伺います。その中で子どもに関しては、学校給食、教材費についての考え方を伺いたいと思います。

それから、4番目として10月からのインボイス制度の影響を受ける町民の方は、具体的にどの程度か把握していらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

そして、5番目として、これは小林議員の一般質問から受けたものなのですが、自治体DX推進計画はつくる予定はないということでした。2050年ゼロカーボンシティ宣言への対応の計画策定やSDGsへの対応、町民、小中高生や若い世代の町政参加、民間企業との連携に対して、私は自治体DXは必要な手法と考えています。行政サービスのデジタル化、庁内事務のデジタル化、データの利活用、町経営のための資源の整備と配慮、人材育成、学校教育の情報化推進、南北に細長い町の公共交通などにとって、自治体DXというのは必要不可欠な政策だと考えるのですが、どのように推進していくのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

馬橋地域支援課長、1、2、5をお願いします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、順次答弁させていただきます。

まず、1番、パートナーシップ・ファミリーシップ制度につきましては、広域的な連携につきましてお答えいたします。来年度の比企郡市町村会で協議した上で、1市7町1村の9市町村で自治体間連携協定を締結する予定となっております。この協定により、地域内で転入、転出などの移動があった場合は、宣誓の手続を簡素化することができます。

続きまして、2、人権政策について、行政の部分をお答えいたします。町では、例年差別のない明るい社会を実現するため、あらゆる人権問題について町民一人一人が理解を深め、互いの人権を

尊重する地域社会を実現するため、様々な機会を捉えて啓発活動を推進しておりますが、来年度につきましてもパートナーシップ・ファミリーシップ制度も導入しておりますので、特にLGBTQについて周知してまいりたいと考えております。また、町民の方が安心して暮らせるよう、身近な相談体制を充実してまいります。

続きまして、5番、自治体DXの推進計画についてお答えいたします。自治体DXの推進につきましては、一般質問の中でもお答えしたとおり、国が示している自治体DX推進手順書に基づき、必須項目や重点項目について優先的に進めております。委員ご指摘のとおり、自治体DXは重要な施策と捉えておりますので、その後につきましては、さらなる町民の利便性向上や業務の改善など、必要に応じてデジタル化を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、杉田総務課長、3の前半をお願いいたします。

○杉田哲男総務課長 それでは、3の町民生活及び町政へのインフレの影響につきましてお答えさせていただきますと存じます。

物価高騰につきましては、電気料の高騰、様々な生活必需品の相次ぐ値上げにより、町民生活に多大な影響を及ぼしていると考えております。町政への影響につきましては、各種公共施設の電気料金、広報紙等の印刷代の値上げや資材などの値上げによる工事費の増加など、様々なところに影響が及んでおります。町民生活への物価高騰対策につきましては、令和3年度につきましては国からの交付金を活用し、水道料金の基本料金の免除事業など、様々な対策を実施してまいりました。今後、物価高騰への対応といたしましては、現在政府におきまして、物価高騰への追加対策を検討しておりますので、国の動向を注視しながら検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、高橋教育委員会事務局長、3番の後半をお願いします。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 委員長、2番の後半もよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 2番、ごめんなさい。お願いします。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目2の令和5年度の人権教育につきましてお答えいたします。

学校における人権教育の狙いは、幼児、児童生徒一人一人の人権意識の高揚を図り、他者の痛みを共有できる共生の心を醸成し、豊かな人間性を育むことにあります。保育園、幼稚園、小学校、中学校の協力関係を密にするとともに、家庭や地域社会、関係機関との綿密な連携を図り、地域ぐるみで幼児、児童生徒を育むよう支援してまいります。

続きまして、質問項目3の学校給食、教材費のインフレの影響と対策につきましてお答えいたします。学校給食については、天候不順や物価高騰により食材費に影響が出ておりますが、令和4年度においては、地方創生臨時交付金を活用して学校給食費負担軽減事業を実施したことにより、安

定した給食運営ができております。

しかしながら、令和5年度においては、この事業の実施予定はございませんので、給食費の値上げをせず、栄養バランスや量を保った給食の提供を継続できるよう、献立や調達する食材をより工夫する努力をしております。教材費につきましても、使用する教材単価が上がっているものもございますが、タブレットに付随する教材を活用するなどしながら、できるだけ保護者の負担の軽減を図れるよう工夫しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 最後に、田畑税務課長、4をお願いします。

○田畑 修税務課長 私のほうから、4の10月からインボイス制度の影響を受ける町民の方はどの程度かという質問についてお答えさせていただきます。

インボイス制度は、事業者が消費税の仕入額を正確に計算するための仕組みでありまして、最終消費者である一般の町民の方への影響はないかと思われま。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 1番はいいです。

それで、2番目なのですけれども、本年度の人権教育で私は特に気になりますのは、学校教員が子どもの権利条約をよく周知していないということを聞いていますので、その点についてどのようにお考えになるのか。

それから、障害のある人とのインクルージョンなのですけれども、先ほどもこれを見せていただいたのですけれども、これですとやっぱり通常学級と特学というふうになっていますよね。特学というのを変えて支援学級、中学もやっぱり特学になっていますよね。支援学級とか、そういうふうな形に名称自体も変えていくような必要があるということと、このインクルージョンについての研修をどのように行っていくのか伺いたいと思います。

昨年の人権教育は、ポッチャをやってよかったなど。私、参加できなかったのですけれども、とってもよかったと思うのですけれども、そういった工夫というのかな。町民の方が、障害のある方とか子どもの権利とかについて、もう少しうまく、どういうふうな内容かということが伝わるような生涯学習というのがあってもよいのかなと思うのですけれども、その点について伺います。

それから、町民生活、これはインフレの影響というのはすごく難しいなと思っているのですけれども、給食費は取りあえず値上げはしないということで、そして教材単価は、保護者の負担が上がっていくということなのですけれども、かつて学年費というのをつくっていたのですけれども、そういったことの対応というのはできないかどうか伺いたいと思います。

それから、10月からのインボイス制度の影響を受ける方の町民の方というのは、私はすみません。この税務課では無理なのかなと思ったのです。というのは、1,000万円の所得を持っていない免税事

業者がどの程度いるのかということが、インボイス制度の影響を受ける方になってくるので、その点について嵐山町で把握できることがあるのかどうか伺いたいと思います。

それから、自治体DXの計画なのですけれども、私、これはすごく重要なことだなと思っていて、そして嵐山町で必要なことは、ずっと自治体のDX計画の推進の手引きというのですか、それを読んでいたのですけれども、まず人材が嵐山町ではないのかなというふうに考えています。その人材を育成していくために、どのような形をしていくのか。国のほうですと、補助金が出てきたり、外部からの委託というのがあるのですけれども、外部委託が1人について50万円では、これはやれないかなというふうな感じがあるのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それで、特に自治体のDXというのは、学校教育ではできるのだなということを改めて考えたのですけれども、子どもたちは全員タブレットを持っているわけですよね。タブレットで、これはつい昨日聞いたことなのですけれども、日高市ではヤングケアラーについての情報をタブレットで子どもたち全員に出して、そしてアンケートを取っているのです。そうすると、4,200人の子どもたちがいるわけですけれども、回答してきた子どもが440人で、そのうち44人が、自分はヤングケアラーだというふうに回答してきたらしいのです。これは、子どもに関しては町政参加とか、それから相談事業に関しては使えるのではないかなというふうに思っていて、また子どものまちづくりへの参加も、これはできていくのではないかなというふうに考えていますので、それはどのような形で、先生たちの逆に言えばプライバシーは、セキュリティはあるので、先生との信頼関係があればかなりできるのではないかなと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

もう一つ、私が自治体DXというのについてすごく関心を持ったのは、議員の研修だったのですけれども、その中でオードリー・タンの本が紹介されていたのです。デジタル民主主義というのが書かれていて、これもすごく興味があって、そのために関心を持ったというのですけれども、オードリー・タンは、台湾ではジョインというプラットフォームがあるのだそうです。それは、国民の方がみんなどんな政策が必要かということ、そのプラットフォームの中に出していくのです。そして、その政策に対して皆さんが議論することができて、何千人以上の、5,000人だったかどうか分からないのですけれども、ちょっとそこのところまで確かに覚えていない。それ以上の議論が、参加があったとき、それは政策として位置づけるというふうな形があって、そしてマスクマップというのを作ったのだそうです、台湾で。マスクはどこに販売しているかということが分かるようなマップを作って、それで全員の台湾の皆さんがマスクを購入できるようになったというふうな形。それを民間の方が作ったのだけれども、それが政策として行き渡るようになったというふうになるのです。

私は、台湾モデルというのは、小さい地域だったらできるかなと思っていて、特に嵐山町ではそういったプラットフォームがないですよね、政策提案に関しての。そういったものをつくっていくということ。あと、今そうなのですけれども、民生委員会なんかも、それから区長会なんかも全く

デジタルで参加するというのは、この前、昨年は2回あったと言っていて、今年はあるのかどうか分からないのですが、そういった形のものも参加することで、若い区長さんも非常に事業がしやすくなってくると思いますし、若い人なんかもこういった形のものでいいのか、参加できるのかなというふうに、町政への参加ができるのかなと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

2番、3番につきまして、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、まず2番でございますが、こども基本法、こういったものに対応できるよう、学校教員の研修は充実させていきたいと思っております。また、障害のある方へのインクルーシブ教育につきましても、町内のこどもの心のケアハウスの学園長さんに講演をしていただいたDVDなど、全教員が見られるような研修もいたしました。先ほど、ボッチャの研修、大変よかったと言っていて、大変ありがたかったと思います。また、こういった障害者スポーツにつきましても、人権教育として取り入れるだけでなく、生涯学習の中にも取り入れていけたらと思っております。

続いて、3番でございますが、学校給食につきましては、令和元年度に小中学校とも300円ずつ値上げさせていただいて、小学校4,300円、中学校5,000円の給食費で運営しておりますので、こちらのほうを活用しまして、できるだけ保護者負担を値上げしないように頑張りたいと思います。

また、学年費の対応でございますが、こちらにつきましてはこども医療費の償還払いを以前していたときに、その代替事業といたしまして実施しておりました事業でございますので、医療費の現物化とともに廃止をしたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、4番の答弁につきまして、田畑税務課長。

○田畑 修税務課長 先ほど渋谷委員さんのほうから、売上げが1,000万円以下の免税事業者、把握できるのかというご質問だったかと思います。

影響を受けるとすれば、売上額が1,000万以下の免税事業者が行う取引になるのですが、財務省の資料を見ますと、こちらの売上高1,000万以下の免税事業者が行う取引のうち、約6割がインボイス制度移行の影響を受けない一般消費者との取引と見ております。残り4割弱が事業者間の取引で影響を受けると見ております。

税務課といたしましては、税務課で把握できるものは住民税に係る課税状況等の調べによる営業等の所得者数の総人数や総所得のみであります。ちなみに、令和4年度の営業等所得者は349人ございました。その中で何人が免税事業者に当たるかまでは把握はできておりません。また、インボ

イス制度への登録は任意になっておりますので、課税事業者及び今までの免税事業者がインボイス制度の登録事業者となる把握は難しいところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長、5番お願いします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、5番の再質問についてお答えいたします。

まず、委員ご指摘の人材育成についてですけれども、この辺はどのようにということですが、まずうちの担当職員、それから各課から招集しているDX支援チーム、こちらのほうで各種研修等に参加していただいて、知識のほうを高めているところでございます。新たな人材を雇用するというのはなかなか難しい状況にありますので、限られた人材の中で情報共有を図っているところでございます。

それから、DX推進につきましては、繰り返しになりますけれども、まず令和7年度までに自治体DXについては標準化と共通化、これを必ず実施しなければいけないというところで、取りあえずやらなければいけないことが決まっていますので、こちらは漏れのないように粛々と進めてまいりたいと考えております。

町民の方のオンラインでの参加ですよね。その政策に対する参加ですとか、そういったところというのは、今後広まっていくものと認識しております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 どうしようかな。ちょっと待ってくださいね。人権教育についてはいいです。そして、町民のインフレの影響と対策についても、国の補助金が、交付金がないと難しいだろうということは分かっているのですが、学年費の考え方なのですからけれども、私は学年費とこども医療費の無償化とは全然違うものだと思っているのです。それで、なぜこういうふうなことをやったのかというのは難しいなと思うのですけれども、本来学校教育は、公教育は無償化が必要であるため、それなのに保護者の負担があるということ自体が問題だと思っていますので、その点について考えてみる必要はあるなと思っているのです。

そこについては、医療費の無償化と学校教育の共済費の無償化、学年費というのですか、その無償化とは全く違うので、その点について一度考えてみる必要はあると思うのですが、もう一度考えてみる必要はあると思うのです。そのときに、私はかつてのときに、なぜ保護者が選ばないで、どっちにするか、そのことを議論しないで、町が突然学年費を持つてくるということ。そして、今度は医療費の無償化によって学年費をなくしていくという、その議論がないまま進めていくこと自体がとても問題であるというふうに考えておりました。その点について、親御さんたち、保護者たちの意見を聞くということはあってもいいのかなと思うのですけれども、それが自治体DXの一つのやり方だと思うのです。その点についてどのようになさるか伺いたいと思います。



そして、インボイス制度の影響を受ける方の問題ですが、実際にインボイス制度の影響を受ける方というのは、今までは支払っていなかった消費税を、800万の収入がある人だったら簡易課税になっても40万から60万払うような感じになってくるとか、そういうふうになってくるわけです。200万の人だったら4、5万はいくのかなというふうな感じになってきて、実際には税を支払うために所得が減収するわけですよ、というふうな考え方があっていいと思うのです。それで、益税と言われているけれども、益税ではないというふうに言われております、反論する方たちは。そういうふうなことを考えていきますと、それに対しての対応をどのように考えていくかということが必要であると思うのですが、その点について伺います。

それから、自治体DXなのですけれども、学校教育での、あれは何と言ったかな。ごめんなさいね。すぐぱっと名前出てこないのですけれども、教育の情報化というのですか、その推進計画というのをつくっているところはつくっていますよね。それで、私は日高がすごくいい。日高の例を取り上げたのですけれども、そういったものはもっとあると思うのです。子どもは、多分タブレットをすごく使っているいろいろなことができると思うのです。だから、もしかしたらいじめの相談とか、虐待は難しいのかなと思うのですけれども、独り親家庭の相談とか、そういったものはできるのではないかというふうに思うのです。若い人は教育委員会ではないですけれども、そういった形の福祉関係になってくると思うのですが、そういったことができるのではないかと思うのです。

それは、そのような制度が整っていないとできないので、その制度をどのようにしてつくっていくか。そして、一番最初に言いましたように地域の公共交通に関して言うと、絶対的にDX計画がないと無理ですよ。それは各自治体のDXの先進例というので出されていますけれども、そういったことをどのようにして取り上げていくのかというのは、2026年までにやらなくてはいけないのは、行政手続のオンライン化ですよ。行政手続のオンライン化ではなくて、町民がどういうふうに参加していくかということで、民主主義が一般的に公平で公正なものが行われていくという形のところに、私はすごく魅力を感じるのです。

そういったことをどうやって実現していくかというのが、職員の中で共有のものとして持たれないといけないと思うのですけれども、そこをどのようにして職員の方たちの情報を、情報というのかな。デジタルの民主化に関してのボトムアップしていくかということについて伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、学年費と子ども医療費につきましては全く性質が違うもの、そのとおりであると考えますが、当時医療費を償還払いにしておりましたが、現物化をすると相当手数料等いろいろかかるということで、その経費を何かに還元したいという思いで、一番適当であるものが学年費ということで、

学年費を軽減するための財源に使わせていただいたものと理解しております。

そして、そういったことの使い道について、保護者の意見ということでございますが、別段そういったものについて、改めて意見を聞いたことはないかと思いますが、医療費を現物化したことによりまして、大変保護者の方は負担が軽減されて、これについてはよかったとおっしゃっている方が多いかと思えます。

また、公教育は無償ということで、学年費を無償にというようなお話もございましたが、これにつきましては嵐山町の問題だけでなく、こういった教育に係る教材費の問題につきましても、改めてまた考えていくべきものと思えますので、現在のところは保護者負担のものは保護者に負担していただく。また、それについては、できるだけ多くの負担を求めないように工夫していくということでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、田畑税務課長。

○田畑 修税務課長 免税事業者のほうが発行インボイス制度の登録をした場合なのですけれども、今の財務省の計画によりますと、こちらのなった場合の経過措置がございまして、制度移行後当初の3年間は8割、その後3年間は5割が消費税の仕入額控除が可能となるということでございます。また、このインボイス制度導入には、会計システム等新たな経費がかかることとなりますが、そのインボイス制度を登録しますと、それらについての補助制度があるということでございます。経過措置が終了するのが令和11年9月末まででございますが、免税事業者は課税事業者、インボイス制度対応へ転換をするか否かを、見極めをこの期間で対応してもらいたいということで、財務省のほうはPRというのですか、お願いしているところでございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、デジタルDXの関係、お答えいたします。

まず、行政のオンライン手続につきましては、国がこれは必ずやらなさいという事業ですので、先ほどの共通化というところで粛々と進めていかなければいけませんので、それはまず第一にやらせていただくというところです。

それから、人材育成の関係で、今委員のほうからボトムアップという言葉が出ましたけれども、まさに職員のほうを研修等を実施させていただいて、DXとはどんなものなのかというところを、専門分野的な部分ではなくて、いかに町民が便利になって職員が楽になるか、このような事業が何ができるのかというところを、職員のほうにまさに考えていただいて知恵を出していただく。これはかなり必要なことかなというふうに考えておりますので、ぜひ進めていきたいところでございます。

それから、ご提案いただきました子どものタブレットを使った関係ですけれども、校務支援シス

テム等も今入れさせていただいて、タブレットを使ってどのような運用ができるのか調査研究させていただきまして、実施できるものがあれば、していきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、大野敏行委員、どうぞ。

○大野敏行委員 私は、2項目についてお尋ねをします。

まず、1つ目でございます。土地改良施設維持改良適正化事業に関連してお尋ねしたいと思えます。この道路は、志賀土地改良区内を志賀2区の西の端の近くから、志賀地内の畑や水田の中央を玉ノ岡中学へつなぐ道路へと続いております。武蔵台や志賀2区在住の中学生の通学路として利用されています。この道路に面して水路が流れており、塀の深いところは擬木フェンスが7か所設置されています。経年変化で危険なため、今回町ではフェンスへの切替えを計画していただきました。大変ありがたいなと思っております。今回、予算化された経緯、諸収入460万を利用して、そして一般財源も足りない部分を使われてされました。この経緯をお尋ねします。

そして、工事の時期はいつ頃になるかもお尋ねしたいと思えます。この道路を、遠くない時期に菅谷中学生も通学路として利用されるものと思えます。道路に沿って両側に側溝が設置してありますが、蓋の整備がされていない部分が多くあります。この道路を抜け道として多くの車が通行します。お昼どきは大型ダンプカーが数台駐車しております。街灯もなく、夕方から夜の通行は大変危険であります。道路部分についての今後の方向性、そして通学路としては教育委員会のほうではどのように対策をされるのかお尋ねしたいと思えます。

2項目めです。観光協会補助事業での補助金の使われ方については、先にお尋ねしました。観光協会の役目は大変重要であります。全面的な観光協会のなすべきことをお尋ねします。嵐山町のイベント等が外側に向けて発信していくにはどうするのか。人を呼び込む、外貨を稼ぐ試みを知りたい。その点をお尋ねしたいと思えます。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 お答えいたします。

今回の防護策の整備の工事に至るまでの経緯について説明いたします。防護策整備につきましては、令和3年5月に地域の方より、しかむら市民農園付近の木柵がぐらついて危険であるとの連絡をいただきました。直ちに農政課で確認したところ、数か所で破損が見受けられましたので、危険箇所についてはカラーコーンを設置し、注意喚起を行ってまいりました。

また、同年6月には志賀1区区長より改修要望をいただき、土地改良区域内、通学路でもあることから、土地改良区域施設維持管理適正化事業における安全管理施設整備対策事業に該当いたしましたので、令和3年度に速やかに加入申請し、令和4年度に同事業加入申込みが認証となりました。事業の性質上、事業費の拠出期間が3年間でありまして、工事の実施については県土地改良事業団

体連合会と調整の中で、令和5年度に至ったということでもあります。発注時期につきましては、できるだけ早期発注を心がけたいと思います。早ければ7月上旬には発注できるかと存じます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、側溝関係についてのお答えさせていただきます。

今回、予算計上させていただいた柵のある場所は、志賀476号線という路線なのですが、基本的には農道で整備された路線だというふうにご考えているところでございます。ですから、側溝が主に土地の出入口しかございませんので、ほぼ側溝がないような状況でございます。

ただ、全部側溝を整備するとなると大変多額の費用がかかりますので、その点ではなかなか難しいかなとご考えているところでございます。加えて、外側線がほぼ消えているような状況かなというふうにご考えているところでございまして、通学路はほかの地区もございまして、他の区長要望もありますので、全てできるものも難しいのですが、まずは外側線等を引いて安全対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、私からは項目1の学校通学路につきましてお答えさせていただきます。

ご指摘の道路は玉ノ岡中学校の通学路となっております。交通安全に気をつけて通学しており、現在のところ、自転車通学時の事故の事例はございません。ですが、防護策、また側溝の蓋等が設置されれば、より安全に通学できるようになりますので、関係各課と連携して対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 最後に、藤永企業支援課長、2についてお願いします。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、②につきましてお答えいたします。

町が嵐山町観光協会に期待する基本的な役割として、嵐山町の観光情報の発信、嵐山町の観光資源の発掘及びその活用、観光を通じた地域との交流や活性化と考えております。観光協会の事業の中は、大きく2つに分けられると考えております。1つは、収益は見込まない観光PR事業や地域活性化事業、2つ目に観光資源を活用した収益事業でございます。

1つ目は、収益を考えない事業としては、例えばテレビやドラマ撮影のロケ地としての受入れ、マスコミ対応等があります。また、町外のイベントへの参加や出店もその一つでございます。ロケ地探しなどは、テレビ局から町の観光担当に直接問合せが多いため、観光協会と連携してチャンスを逃さず、町のPRのため取り組んでいきたいと考えております。直接的な収益にはつながりませんが、町外の方への発信は、町として非常に重要な業務と考えております。

2つ目、収益事業についてでございます。学校橋やバーベキュー場の営業とともに、大きな事業

としてラベンダーまつりがあります。学校橋バーベキュー場の利益は、駐車場や利用料金が主であり、安定的な収入源となっています。しかし、それらの施設は面積や利用人数が限られていることから、爆発的な利益を見込める事業とは言い難い面があります。

一方、ラベンダーまつりについてはリスクも多くありますが、PRの方法や運営方法によっては、多くの来場者を見込めるものと考えております。また、令和4年は、ラベンダー摘み取り体験に入場者の約20%が参加してくださいました。来年度は摘み取り体験時間を延長し、さらに参加率アップを目指し収益につなげたいと考えております。現在、観光協会もPRに向けて、町外に向けた発信に力を入れ、ラベンダーPRに関する計画を立てていると聞いております。主に関東近郊の方への周知を図り、観光客を呼び込むよう努めていきます。

町もPR、現地の整備、関係各所との調整やイベントの企画内容に関する事など、様々な面から協力していくつもりです。来場者へは、摘み取り体験、手芸体験、お土産品の購入などでさらに満足度を上げ、お金を使っただけでなく仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 再質問させていただきます。

まず、①のほうでございます。あの地区では地元の農家の人たちが農業を畑に行ってするために、車で乗りつけていくのですけれども、私もそうですけれども、皆さんが畑の一部を駐車場代わりにして、道路には止めないというような工夫を皆さん生産者の方がそれぞれして、そういう対策を取っております。以前に私は、あの道路を大型の車の通行禁止道路にしたらどうかということで、一般質問したことがありました。そのときの町の答弁は、緊急車が通るので、通行止めにはできませんよという答弁でした。でも、あそこを、緊急自動車というのは消防車のことかなと思うのですけれども、通ったのを見たことがありません。例えば両側にポールを立てるなりして、それは取り外しができる。そういった対策をしているところも大分見受けられます。

滑川町では、滑川の町道、大型車を通行禁止にしました。看板もかかっております。ですから、できないことはないのです。抜け道なのです。通勤路の抜け道で、乗用車はかなりのスピードであの道を通ったりしています。以前、杉山の女子高校生が、朝はあの道で自転車で行くのですけれども、帰りはあの道で帰れないと。真っ暗でおっかなくて帰れないということで、志賀の県道を通ってうちに帰ったと。でも、交通量が多いので、歩道もないし、怖いので早く何とかしてほしいという要望が実は私にもあって、区長さんにも話をし、早くそこいらのことを何とかしてほしいというようなことを相談したこともあります。

この擬木の予算が、こういった県土地改良事業団体連合会なりなんなり申し込んであって、取れたということでございますので、道路部分についても、あそこは土地改良区内でありますので、そんなような申請を早めにしておいていただいて、一般財源だけでなく、そういったことができる

ような動きをされることも重要なと思います。その辺についてもお尋ねしたいと思います。それ以外は、①については結構でございます。

②でございますが、観光協会の収益事業の中では、今おっしゃられた学校橋やバーベキュー場、この辺とラベンダーまつりが入ってきて収入源になっているかなというふうに思うのですが、収入のやり方の中で大きなファクターをこれから占めてくるのは、ふるさと納税だと私は思っております。観光協会の扱う分野でふるさと納税をうまく使えるような、そういった施策をお考えになったらいかがかなというふうに思っております。例えばラベンダーまつりにしても、駐車券、入場料券、それから町内での食事券、一括したものを買っていただくと。ふるさと納税分で買っていただくというような形で、何も物だけの返礼ではなくて、そういったこの地域に来ていただいて、それが返礼に当たってこの地域を愛していただけるよと。

もう一つは、例えば今もう3年も中止になってしまいましたけれども、さくら花火ですね。さくら花火にしても、さくら花火が一番いいところで見れるところは、ヌエックの5階です。あそこから見れるのです。ですから、さくら花火の花火券も内側に協力者を求めるのではなくて、外にうって出ると。花火券を買っていただくと。買っていただいた中で、ふるさと納税分であった場合には、ヌエックの宿泊券から花火を見学する券から、そこでできる食事券から、そういったものをうまくかみ合わせて返礼品にして、より多くの人に来てもらうとか、そんなものも考えられるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺のご指導がどのようにされるつもりがあるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○畠山美幸委員長 質疑の途中ですが、休憩いたします。再開時間を10時50分といたします。

休 憩 午前10時40分

---

再 開 午前10時50分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

それでは、順次答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、今後の補助事業等での対策ということでお答えいたします。

今回の適正化事業では、水路への転落防止を目的としておりまして、誠に残念ながら側溝の蓋かけ等の追加変更はできない状況となっております。したがって、農政課だけではなく、各課局と連携いたしまして、対策のほうを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、引き続きお答えさせていただきます。

側溝蓋かけというのは、町のまちづくり整備課関係の補助金でもなくて、ほかの地域からもいろ

いろいろ要望は来ているのですけれども、単独で少しずつつけているというような状況でございます。先ほど言いましたように、こちらについてはかなり長い期間でございますので、全部かけるとなるなかなか難しいかなと考えてございまして、外側線が消えていますので、外側線を引いて、視覚的に側溝に近づかないような対策は取れるかなと考えているところでございます。

また、防犯灯、先ほど言われましたけれども、防犯灯につきましても、こちらは農地でございまして、以前はお話もあったのですけれども、防犯灯は農業の生育にも影響がありますので、なかなか難しいことと、電柱もないことから単独柱になりますので、かなりの費用もかかるということで、なかなか今難しい状況になってございます。

また、大型の通行の禁止というものでございますけれども、大型車、以前の経緯が今分かりませんが、大型車の禁止はやっぱり町ではできなくて、交通関係ですので、警察の管轄になりますが、かなりハードルが高くて、それもほかの区長さんからもいろいろ言われて、そこについては大型車という道路はかなりあるのですけれども、警察のほうとしてはなかなかそれを実現することはできませんので、今現在滑川がやったようにお願い、通行はご遠慮くださいみたいなことでは考えられるかなと考えているところでございます。そういういろいろなできることを少しずつやっていく必要があるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○島山美幸委員長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、②につきましてお答えさせていただきます。

今、大野委員さんのほうから、ふるさと納税をもっとうまく使っていったらどうかというようなご提言をいただきました。具体的な例を挙げていただきまして、ラベンダーまつりのほうの関係、こちらにつきましては何とか入場券だとか、そういったものがふるさと納税のほうで何とかならないかなという頭はあったのですが、なかなか今現実的には実現していないというところがございました。今年6月、また開催を予定しておりますけれども、ちょっとここには厳しいような月日ですので、今回のラベンダーまつりをやってみて、いろいろ検証をまたするようになると思いますので、その中で今ご提言いただいた駐車券、入場券、食事券、そのほかにラベンダーまつりに関係するもので、何かうまくふるさと納税品としてできないかどうかというのはよく検証した上で、その次の年に向けて前向きに検討できたらなというふうに思っています。

また、一つ、さくら花火の関係でのふるさと納税というところで、これは本当に全然思いも浮かばなかったことで、ありがたい提言をいただいたなというふうに思います。これに関しましては、ヌエックの具体的に5階というところが見えるというのは、私のほうでも実質そういうところに行ったことがありませんので、どの程度見えているかというのが分からなかったのですが、この辺に関しましては、ヌエックさんの協力がなくてできないことになりますので、こちらにつきましてはヌエックさんとよく相談とさせていただきます。どういった形のふるさと納税品としてできるのか、

今言った宿泊券、食事券、ともに含めてできるかどうかというのは、前向きにこれも検討していければなというふうに思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 大野委員。

○大野敏行委員 ①のほうでなかなか大型の進入を強制できないと。あそこの道路の端を、こっちから行くと右端に土地改良の水田に水を引くための水路が道路の下を走っているのです。一般の県道や国道と違って、あそこの舗装はそんなに厚くないのですよね。一回つなぎ目のところが緩んでしまって水がぼうぼう漏ってしまって、緊急整備工事をしたことがあるのですけれども、そこに大型のトラックがいつも来て、ダンプが来て止まっていると。お昼食べるために来ているのです。だから、そこいらもどンドン、どンドン傷んでくるのですよ。

そのダンプの運転手さんに、何でここに来るのとお聞きしました。なかなか止まれるところがないのだよと。ここは規制がないので来させてもらっていて、申し訳ないとは思っているのだけれども、行くところがないので、ここでいつもさせてもらっているのだという返事でした。私たちもここに止まるなという権利はないものですから、できるだけ短時間で済ませてよというふうなことを、そのダンプの運転手に話したりなんかしたことありました。町単独でなくて、地元警察署との相談というようなこともあるということなのですから、1回、2回ではなくて、諦めずにその辺についても状況を説明しながら、小川警察のほうにもぜひそういったお願いやら提言やら、町のほうでもしていただきたいなというふうに思います。

それから、2番目でございますけれども、ふるさと納税は返礼品の送料が大変高くなってきてしまって、送料でかかる金額がかなり多くなってしまっているということで、埼玉県でも結構ふるさと納税で金を集めている横瀬町さんなんかも、物品の返礼よりかも、この地に来ていただくこと。農家民泊をしてもらったり、いろいろな体験をしてもらったり、そういった返礼品にシフト変更していこうということを横瀬町では打ち出しています。恐らくいろいろなところが、そういう形の変更打ち出しをされるかなというふうに思います。嵐山町においても、いろいろ外の人が嵐山町に来て楽しむ場所はいっぱいありますので、そういったことも含めて観光協会のほうに、町ではご指導していただきたいなというふうに感じます。

その2点についてだけ、再度ご答弁いただきたいというふうに思います。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、答弁させていただきます。

先ほど言いましたとおり、駐車禁止を貼るとというのが、これまでのほかの道路の協議をしても大変厳しい状況で、町がやるべきことをまずやってからというのが警察の言い分というか、お話しさせていただきますので。だからといってやらないわけではなくて、協力看板というのは立てられま



すので、そういうのをまずやらせていただいてから引き続き協議するなり、また何かできるものがあれば、その対応させていただくなりして考えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、②につきましてお答えさせていただきます。

今回の議会で、来年度から3年間、高速道路利用・観光・地域連携推進プラン支援事業ということで、比企管内プラス東秩父村でこういった事業のほうをやっていこうという中に、ちょっとお話をさせていただきました観光資源群の里山というところでは、収穫農業体験、田舎体験、そういったものを今現在計画しておりますので、うまくこの辺から何か第一歩を進められるようになればいいかなと思いますので、この辺を実際この3年間の補助事業の中でいろいろやってみて、そこもまたいろいろ検証しながらご協力いただけるような農家の方というか、そういったところがあれば、そういった今のご提言のほうも実現ができるかなというふうに思いますので、来年度以降、この辺をやってみて検証していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 本日最後の質疑者、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 1番目に、財政状況についてです。

財政が硬直化するまでの金額、予算額はどれくらいになるのか伺いたと思います。また、硬直化になったら、町債は借りられないのかも併せて伺いたと思います。

2つ目に、インボイスの対応についてです。発注先が1,000万円以下の場合、インボイス登録を町は求めていくのか、そこを伺いたと思います。

3つ目に、町長の施政方針の中に町の宝は人材だということが書いてありました。町長の施政方針を読んで、頭の悪い私でも、町長の言わんとしていることは分かっているつもりです。ちょっと斜めからこんなことなのですけれども、この人材というのは、教育に頼るところが大変大きいのではないかと。そうであれば、学校統合の方向性と矛盾するのではないかとということで伺いたと思います。

4番目に、今月1日に戸田で不審者が学校に現れて、それは先生はけがしましたけれども、大きなことには至らずに済みました。あの先生はよく対応したなというふうに思います。嵐山町の場合、不審者対応についての訓練をしているのか伺いたと思います。

5番目に、農林61号についてです。町として特産として位置づけていると思うのですが、なかなか食べられる店が少ないわけです。町はどのように力を入れているのか伺いたと思います。

6番目に、燃えるごみについてです。オリックスに委託して1年になるわけですが、課題があれば伺いたと思います。

そして、7番目、最後ですが、コロナ感染状況についてです。昨年、重忠まつり、ラベン

ダーまつり、嵐山まつりなど祭りを行いました。こうした祭り後、感染者数は増えたのかどうか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、私のほうから1番のほうの答弁させていただきたいと存じます。

財政の弾力性を見る上で重要な指標と考えているものに公債費負担比率がございます。歳出総額の一般財源等のうち、公債費に充てられた一般財源等の割合を示したもので、15%を超えると財政の硬直化が進む警戒ラインとされております。令和3年度の決算におきましては、13%でございました。令和5年度当初の予算を基に試算をいたしますと、予算ベースでは14.8%となっております。こういったことを加味しますと、公債費の償還につきましては、財政の硬直化を招かないためには、歳入などが昨年と同じと仮定した場合、7億円程度までが硬直化の進まない公債費の額となると見込んでございます。町債の借入れにつきましては、財政の硬直化が進まないよう慎重に借入れを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 次に、大島会計課長。

○大島真弓会計課長 2のご質問についてお答えいたします。

インボイス制度への登録は求めるものではなく、事業者が任意で登録する制度でありますので、町から事業者へ登録することを求めることはありません。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、奥田教育長。

○奥田定男教育長 それでは、3の町長の施政方針にある人が宝のまちづくりと学校統合の方向性について、矛盾するのではないかという質問に、私のほうからお答えを申し上げます。

人が宝のまちづくりには、2つの側面があると思います。一つは、現在嵐山町にお住まいのすばらしい人材のご協力をいただきながら、地域コミュニティや教育の活性化を図っていくという面があると思います。もう一つの面としては、嵐山町の将来を担う人づくりを進めるという側面があると思います。前者に関する事で考えますと、現在、学校では学校評議員はじめ、民生・児童委員、見守り活動協力者など、たくさんの地域の方々のご協力をいただきながら教育活動が進められております。現在、国で進めようとしている部活動の地域移行なども、まさに地域の人材のご協力がなければできないところでございます。

次に、後者に関する事では、小中学校再編整備に関する基本的な考え方でお示しましたように、目指す児童生徒像を実現することが重要であり、まさに夢と志を持ち、可能性に挑戦する子どもたちを育てることが、将来の嵐山町にとって最重要課題であると考えます。いずれにいたしましても、人が宝のまちづくりと再編整備は矛盾するどころか、人が宝のまちづくりを実現するための

重要な施策であると考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、項目4の学校の不審者対応につきましてお答えさせていただきます。

各小中学校において危機管理マニュアルに沿って、不審者が侵入した場合の対応の仕方や、自分の身を守るための適切な行動を学ぶための不審者対応避難訓練を毎年実施しております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、5についてお答えいたします。

委員ご心配のとおり、小麦農林61号協賛店において、うどん等の麺類を提供する店舗は5店舗あるものの、町内が3店舗と、町内でいつでも気軽に食べられるという意味で、満足のいくものではないと感じております。現在、町ホームページにおきまして、小麦農林61号協賛店の紹介をさせていただいておりますが、加盟店の募集については休止しております。今後におきましては、農林61号小麦を使用し、町内でうどんを提供する事業者を限定し、ホームページや企業支援課、商工会と連携し募集をかけてまいりたいと存じます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

燃えるごみについて、オリックス委託後1年についての課題はということでございます。主な課題は、発酵不適物の混入率を低減化することでございます。可燃ごみは微生物の力を使ったメタン発酵処理で行われており、オリックスから搬入される可燃ごみの中に、発酵不適物が約4割を占めているとの話も受けております。

しかし、オリックスのバイオガスプラントに搬入されるごみは、小川地区衛生組合管内からのものだけでなく、そのほかのごみも入っておるわけございまして、それをトータルで4割と言っているわけでございますけれども、小川地区衛生組合において可燃ごみの組成調査を年4回実施したところ、年間平均で発酵不適物の混入割合は19.5%という結果となりました。オリックス側から発酵不適物の混入率を11%まで下げることが求められているため、混入割合改善に向け、こういった対策を講じるかが今後の課題と考えております。

そこで、衛生組合とオリックス双方にて協議をし、禁忌品除去、不適物低減化に向けた施策として、1、違反シール貼付・残置、2、おむつの分別収集、3、広報紙への毎月掲載、4、チラシ配布、5、多くの人に施設を見てもらう、6、可燃ごみの名称を改定、7、指定袋の刷新、8、集積場への看板等の設置などなどについて早急に講じる必要があり、今年度途中からでも順次実施した

いという話になっております。

そこで、令和5年1月に町内の可燃ごみ収集運搬業者に対し、衛生組合が作成した可燃ごみ収集の際の注意事項を配布し、加えて広報による周知についても、令和5年3月号において、小川地区管内町村一斉に周知徹底を図ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 最後に、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 7項目めの祭りによるコロナの感染についてお答えいたします。

行事が要因となった感染者数の把握はしておりませんが、感染対策をし屋外で実施していますので、祭りによる感染者の増加はなかったと思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 財政状況ですけれども、大体7億円だということでご答弁ありました。分かりました。そうなのですか。

教育のほうの学校の統合の関係で、恐らく建て替えにしろ、長寿命化にしろ、かなりの金額がかかるのではないかと思うのです。それで、7億円を超えて硬直化の範囲まで入ってもまだ借りられるのかどうか、ちょっとそこは確認しておきたいので、もう一度お答えいただきたいと思います。1回目では、借りないよというふうなことであったのですが、そこを伺いたいと思います。

インボイスの関係なのですが、おっしゃるように任意なのですが、問題は、先ほど渋谷委員さんがお話ししましたように、1,000万円以下の事業者は登録すれば消費税を支払うようになります。消費税分をでは多くもらっているのか、そういう余裕のある事業者が、そういう小さい業者であるのかと考えたら、なかなか厳しいですよ、資材アップで。そのとおりに価格に上乗せして、価格というか、お金をもらえるような状況にあればいいのですけれども、なかなかそういうところは難しいです。小さいのですから。ですので、そういう業者を嵐山町はしっかり守っていくのかというところを、私はお聞きしたいのです。

で、昨年12月に町内業者育成の条例制定をしているわけですよね。その視点に私は立っていただきたい。その視点に立っていただければ、1,000万円事業者でも、町はそのまま仕事の発注はするし、仕事の受入れもしますよと、そういう態度が必要だと思うのです。その場合、町は消費税を負担しなければならぬのですよ、町が。町の支払いが多くなるというところはあるのですけれども、それでも私は町内業者の育成を重点に置いた施策でやっていってほしいということなのです。答えられます。答えられるのですね。では、ちょっとそこをお願いします。

次の町の人材については分かりますが、なかなかこれ以上やっても、多分意見合わないで終わると思いますので、また別の機会で質問したいと思います。これは結構です。

不審者の対応ですけれども、どんな訓練しているのか。戸田のあの学校でも、やっていることは

同じなのだと思いますけれども、やはり実際不審者が来て、その場で対応したというのは、これは日頃の訓練以上のものが先生方にあったのではないかなと思うのですけれども、訓練の仕方と、どんな訓練をしているのかと、ああいう状況の心理的な面まで含めたものの訓練が私は必要だと思うのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

農林61号なのですけれども、町内特産にしていくわけですから、何らかの事業しやすい方向、インセンティブを私は設けてもいいのではないかなと思うのです。ただやってくださいというだけではなくて。企業誘致では、固定資産税を3年間、免税にするとかということをしていますよね。何かそういう方向性を、インセンティブというものを考えたものが私は必要だと思うのですよ。農林61号で一生懸命作っても、それが町内ではけないというのは、ちょっとまずいわけですので。味彩工房も夏、冬はやらないわけです。やはり今年の冬もそうだったのですけれども、夏もお客さん、何だやっていないのかということで、土、日に来た人が見に来て、私ちょっとそこにいたので、私に声かけたような感じだったので、やっていないですねなんて私もやったのですけれども、あその店頭だとなかなかやっぱり厳しいなと思いますので、今後の方向性として、しっかりした建てられる場所を造っていくということが大事だと思うのですけれども、そのお考えを伺いたいと思います。

オリックスについては、なるほど、これで我々もやるのですが、大体方向性は、ではあの不適物の問題、この一点にあるということなのですか。ほかにもあるのかなと思ったので伺ったのですけれども、不適物の問題が一番大きいということなのですか、小川地区衛生組合あるいは嵐山町としては、ほかにはあまりないということでもよろしいのかどうか伺いたいと思います。

コロナ感染については、私もこういういろいろな祭りがあって、その後の新聞に出ていますから、ちょっと追って見ているのですけれども、ただそれは何も統計つけていたわけではないので、エビデンス、根拠として、これから屋外でやる事業で、でも安心だよと。対策しっかり取ってれば、増えることはないから、やっぱり祭りはやっていくことが大事だというエビデンスに従ったので、担当の課長に伺いました。これは分かりました。結構です。

○畠山美幸委員長 それでは、順次答弁を求めます。

1 番目につきまして、杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

借りられるのかということでございますけれども、実質公債費比率が18%を超える、こういったことになると、これにつきましては国のほうの許可団体ということになりますので、公債費の負担適正化計画等々をつくりながら、財政の健全化に向けて進んでいくという形になりますので、これになってくると非常にとんでもないことだなというふうには考えてございます。財政当局といたしましては、令和4年度に公共施設整備基金等に2億円ほど積ませていただきましたけれども、こういった長期的な基金への積立て、そういったことを行いながら、事業に対しては備えていくと

というのが基本的な路線なのかなというふうには考えてございます。

また、その事業につきましても、いろいろな補助メニューの中で財政的に有利な手法を選びながら、財政のほうをコントロールしていくというところになるかなというふうに考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、大島会計課長。

○大島真弓会計課長 インボイス制度への登録のあるなしで取引を変更することなどは、独占禁止法または下請法もしくは建設法により問題となる可能性がありますので、このことは避けなければいけないと考えております。また、インボイス制度が始まった後も、一般会計においては申告義務が免除されておりますので、インボイス対応した後も今までと同様の取扱いとなります。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、不審者対応でどのような訓練をしているかということにつきましてお答えさせていただきます。

不審者対応避難訓練につきましては、毎年各学校におきまして、例えば刃物を持った人物が学校に侵入した、そのような具体的な想定をいたしまして避難誘導、また教員等の不審者への対応等を訓練しております。各学校にさすまた、ネットランチャー、インクボール、防犯ブザー等を設置しておりますので、そういったものの使用についても訓練しながら不審者の対応に備えております。

また、戸田の事件を受けて、教員、児童生徒の心理的な面についてということでございますが、こういったことについて確かに今回大変衝撃的な事件でございましたので、皆さん、保護者も含めて心配しておるところであると推察いたしますが、こういうことにつきましても日頃から警察と連携を取る。また、学校での教員につきましても、児童生徒を守るために教員がどのような対応しなくてはならないのか、また児童生徒においても、自分自身の身を守るためにどのような対応しなければならないかということ、こうした避難訓練におきまして学んでいくことが大切だと思っております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 次に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

委員おっしゃいますとおり、味彩工房につきましては農直、直売所の裏で営業しておりますが、何分総菜やお弁当のほうメインでございまして、臨時出店という意味でなかなか営業日が安定しなく、週末、祝日が中心になっております。当初、農林61号ということでプロジェクトが発足したときに、協賛店を募集したわけなのですが、その中で店舗、中心市街地、市街地の中の空き店舗を利用して出店したいのだという相談がありまして、商工会等と協力してご紹介をしたわけなのですが、なかなか家賃等の折り合いがつかなく、1店舗は町外に出てしまったという経緯

もごさいます。

委員おっしゃいますとおり、町内で活性化をしないと意味がないということは、観光客の誘致にもつながってまいります。今後におきましても、再度企業支援課、商工会等と空き店舗活用など有利な補助をしながら、町内で開業する新規店舗のほうを誘致を頑張りたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 最後に、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

今回の民間委託に際して、一番衛生組合の中でも腐心したところが、まず費用対効果、それと気候変動に対する温暖化対策の施設が近くにあって、そこに参加することによって、少しでもCO<sub>2</sub>対策、地球温暖化対策に寄与していこうと、そういった志を持って参加したわけでございます。そちらのほうのどちらの腐心した点についても、不適物混入率というのが大変大きく影響しているところございまして、この不適物の混入率を下げれば、費用のほうも、委託料のほうも契約どおりずっと行きますし、地球温暖化対策でもうまくメタン発酵処理をして、それぞれCO<sub>2</sub>を削減できれば、地球温暖化対策にも寄与できると。

その辺、全てつながっていくところございまして、今オリックスのほうでも、この発酵不適物をいかに下げるかということにかなり腐心をしておりますので、我々もそこに真剣に向き合って課題解決をしていくと。そのようなことで、毎月担当者会議、管内協議会等でもいろいろ協議をしまして、対策を考えているところございまして、今現在はこの問題に集中して解決をしていこうと、そのように考えております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 川口委員。

○川口浩史委員 18%を超えると国の許可が必要だということで、かなり借りののが難くなるのかなと思うのですけれども、18%というところのどのくらいの金額になりますか。計算している。ありますか。していない。おおよそのでわかりますか。要は新築を学校がするのだといった場合に、18%以内で収まるのかなというのをちょっと確かめたいので。今、裏では計算しているかな。していない。分からないかな。もしできるのであれば、ちょっと計算しておいてください。

インボイスについてなのですが、独禁法や中小企業法だったかな、そういう優越的地位のあるものが差別してはいけませんよというような、これは法的にあるのですよね。ただ、実際は事業者間でそういう差別が行われないかというところは、大変怪しいのです。要はその業者よりこっちの業者のほうがいい品物を作るとか、いい、丁寧なことをやってくれるとかという理由で、優越的地位を濫用したというふうにはならないような逃げ方があるらしいのです。

そういうことで、嵐山町としては1,000万円以下の事業者についてもしっかり事業の発注はしていくし、何か買取りもしていくということでのよいのかということなのです。ただ、法律があるという

だけではなくて、町はそういう方向でやりますよということをちょっと確認したいので。先ほど上下水道課も手を挙げましたので、そういうことでやろうとしているのかどうか、併せて確認したい。大丈夫かな。町長、副町長に聞いたほうがいいかな。そっちでいい。では、ちょっと上下水道課も聞きますけれども、総務課長にも伺いたいと思います。それだけでいいです。

○畠山美幸委員長 2点。

○川口浩史委員 はい。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 まず最初に、公債費の関係でございますけれども、大変恐縮でございますけれども、数字については、大体何億というものについての今試算は持ち合わせてございませんので、大変恐縮でございますけれども。先ほど答弁させていただきましたけれども、あくまでも予算ベースの先ほどの分につきましても金額でございます。これは一般財源等々も増収があれば、当然下がってくるというところでご理解をいただければなというふうに考えてございます。

2点目のインボイスのほうの関係でございます。町の考え方ということでございますけれども、町のほうで小規模事業者等々1,000万円の事業者に対しましても、ある市町村で指名参加等々につきまして、そういったものを義務的にやったということがございました。国としても、総務省としても、財務省としても、そういったことに関して配慮することは適当でないということが、国から示されてございますので、当然今年度、嵐山町におきましても指名参加の申込みやっておりますけれども、そういったことは当然課してございませんし、入札、契約につきましても、そういったことを理由に排除するというにつきましても、これは国のほうから適切ではないということを示されてございますので、会計課長答弁させていただきましたけれども、一般会計のほうにつきましても、そういった消費税のことにしましては、納税義務町はございませんので、当然それに対する影響というものはございません。特別会計につきましても同様の形で、以前一般質問の中でご質問あったかと思っておりますけれども、特別会計につきましても、当然納税義務でございますけれども、そちらについても、同様な考え方の下に工事を発注していくというところで考えてございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 ありますか。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 今、特別会計の答弁ございましたので。

以上で本日の質疑を終わりたいと思います。

---

#### ◎修正案の提出

○畠山美幸委員長 議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件に対し、お手元に



配付したとおり、渋谷登美子委員から本職宛てに修正案が出されております。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。最初に、予算案に対する修正案の扉を開けて最初のところなのですが、19号ですけれども、総務費の総務管理費の6億9,547万4,000円を6億9,537万4,000円として、総務費全体を9億529万円を9億519万円と、10万円減額します。

そして、教育費のほうですけれども、項のほうの社会教育費を8,889万8,000円を8,899万8,000円とし、10万円増額し、総額を5億8,158万6,000円を5億8,168万6,000円として、歳出合計は変わりありません。

説明欄ですが、2ページ目になりますけれども、説明書の2ページ目のほうから行きます。2ページ目といいますと、総務費の一般管理費ですけれども、電子自治体推進事業がありますが、これが5,501万2,000円を5,531万2,000円にします。比較して、比較のほうが184万6,000円になります。これは通信運搬費を30万円増額します。説明書のほうの運搬費を30万円増額して、289万2,000円を319万2,000円とします。これは新規事業としてふれあい交流センターにWi-Fi推進費及び中継器の経費として30万円ほど、3か所にそれをつけて30万円ほど増額になります。

そして、人権対策費ですけれども、人権対策費は人権対策推進事業83万円を43万円にします。そして、40万円の減額です。それは、部落解放同盟連合会、説明書のほうですけれども、負担金補助及び交付金67万4,000円を27万4,000円にして、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部補助金を40万円をゼロにします。それで、総額として一番最終の行なのですけれども、6億9,547万4,000円を6億9,537万4,000円とします。あとはそれぞれの差額を書いています。

次に、4款ですけれども、歳出中教育費、社会教育費、図書館費なのですが、図書館費のうち図書館管理事業を2,213万1,000円を2,223万1,000円とし、図書館費全体を4,412万7,000円を4,422万7,000円とします。これの本年度の財源内訳とか一般財源とかは、そのままの数字で計算してあります。これは通信運搬費が説明文のところの役務費ですけれども、役務費の44万3,000円を54万3,000円にして、通信運搬費35万7,000円を45万7,000円にして、図書館管理事業を2,213万1,000円を2,223万1,000円とします。図書館において、Wi-Fiが利用できるようにする経費です。

この経費は、部落解放同盟補助金の経費が全額削減になっていますが、これは部落解放同盟嵐山支部の補助金というのは、運動団体活動費補助金という形になっています。運動団体というのは、本来自費でやるか、自分たちで経費を集めてやっていく。それが筋であって、町からの補助金で行うものではないと思います。そして、そのために逆に通信運搬費でふれあい交流センターにWi-Fi設置をして、Wi-Fiの中でこういった活動もできるようになっていきますので、そういった形で運用できると思います。

図書館に関しても、同じように集会室などでWi-Fiが活用できるようになりますと、全く事業

展開が変わってきますので、いろいろな形で人権政策もできていきます。そういった形のために、このような修正案を提案するものです。

○畠山美幸委員長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子委員から提出された修正案に対する質疑を行います。

青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 町が適正化委員会というものを通して、この補助金が出ているということで、これまでも何度か提案されていることについては説明を受けているわけですが、その補助金の使い方について、渋谷委員は自分自身は不納得だということでございます。ただ、その40万という活動費が予算で計上されているわけですよ。これをゼロというような考え方については、全く40万というものの活動を認めないと、意味がないというような捉え方でのいるのですか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 40万の活動費は、内容を見てみますと、雑誌の購入費、それからさらに部落解放同盟への負担金、それと視察費というか、会計、交通費とか、そういったもので、私自身は例えば狭山事件の問題とかありますと、今年度は行っていませんけれども、自分の経費で行っています。そういったことが、運動団体というのは普通のもので、そういった形でやっていただければいいですし、Wi-Fiを設置するということで、それが会議費とか、そういったものになっていきます。会議をするにも、今は嵐山町全体はWi-Fiが全く設備されていないので、皆さんが使う公共施設には設置されていないので、そこで参加するということができないわけですが、これからの時代というのは、私が関係している団体に関しましては、少なくともWi-Fiで会議ができたり、それから講座を受けることができます。

そういった形に活動を変えていくということが、今の時代必要で、この今までの状況の例えば先ほどの自治体DXの話をしていきますけれども、そういったことが嵐山町で行われていないわけですよ。だから、別に活動の補助金がなくてもできるやり方があるので、そちらに移行していただきたいということです。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 先ほどの総括でも民主主義、民主主義という言葉が大分多用されましたけれども、私が思うには、この修正案のようなもの、今Wi-Fiは新しく出たのかどうか、ちょっと私もはっきりしませんけれども、この補助金の削減、これはやはり今までにも何度か修正案出されて否決されているわけですよ。議会の議決ということについての重みについては、渋谷議員はどのようにお考えなのですか。

○畠山美幸委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 私、いろいろなことを提案していますが、否決されていますが、実際に国

の動き方としては、否決されたものも動きとして残っていく。そういうふうなものはずっとありますので、それからまたいろいろな活動していますけれども、それは私の方向性としては、将来的な動きとして正しいので、嵐山町議会がおかしいというか、古いというか、体質的にそういった未来志向ではないということが考えられます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そういう発言もなさるのだから、これ以上言ってもしょうがないですけども、議会というのは議会力なのですよ。やはりその辺を少し考えていただきたいと思いますよ。再三再四同じようなのを出されてね。これは答弁要らないです。

〔「答弁します」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 冗談ではないですよ。答弁しますよ。

いろいろなことをやっていますけれども、議会が決定したことで覆っているということはたくさんあるのです。だから、そうではないですか。埼玉中部資源循環組合に関してもそうですけれども、ずっとこれを削減する修正案をしていました。でも、結局解散したという形になっています。皆さんが認めたとしても解散した。それから、いろいろなことがありますけれども、例えば昔々ですと、納税組合の補助金というのをやっていました。それは完全に裁判で負けました、嵐山町側が。そういうふうなことがありますので、議会の議決というのは、そのときそのときの皆さんの常識というのですか、それがちょっと違うということで、議会の議決というのはそれほど重くないということです。

○畠山美幸委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 私も2点ほど聞きたいのですけれども、賛同できる部分も確かにないわけではありません。ここに、部落解放同盟のところを削減してWi-Fiの設備をすると。住民の方に非常に喜ばれているわけですから、そういう面はいいかなと思います。ですけれども、部落解放同盟のそのところを40万円カットするというより、予備費がまだあるわけですから、予備費を対応してやって修正案を出していただいたほうがよかったなというふうに思うのです。

というのは、前回も私質問しましたのですけれども、部落解放同盟の適正化委員会でこれだけのものは必要だと。いろいろな団体が減っていますよ。本当に厳しく精査をしているのだなというふうに思っています。ですから、精査されずに、ここにまた40万円を町のほうは予算化したということは、それだけ重要性があるのだというふうに思います。そういう面からすれば、この全面カットというのはちょっと違うのではないかな、適正化委員会の考え方をもうちょっと重要視したほうがいいのではないかなというふうに思いますので、その渋谷委員の適正化委員会の中で40万という数字が出たということに対して、どういうふうにお考えなのか、お考えを聞かせていただきたいとい

うふうに思います。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 適正化委員会では、それほど話し合われていません。議事録を見てみますと、まず話し合われていることはなくて、今回の1月に多分開催されていると思うのですけれども、それについては議事録読んでいないのですけれども、ずっと今までのことを見ていますと、適正化委員会ではこのことについては今までどおりという形で慣行ですね。だから、話し合われているということはありません。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 そういうふうに言ってしまえばそれっきりだと思うのですけれども、やはり必要性があるから上げてきていると思うので。ですから、ほかのものも全て私もこのところこういう、その金額に対してはあまり判断をしておりませんが、こういうところも必要なのだなど。それで、削られているところについても、やはりそのところの方は納得しているのだというふうに思います。一概に適正化委員会が、これだけカットします。例えば100万円あったものを50万円にしますと言われても、その活動ができなくなってしまうから。そういうことについては、事前の話合い等も当然あるのではないかなというふうに思いますが、この適正化委員会、部落解放同盟の40万円ということについても十分検討して、または話合いをして決めているのだというふうに思うのですが、それでもその活動に補助は要らないということで渋谷さんはお思いなのですか。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 既得権だと思います。既得権で運動の既得権というのはよろしくなくて、自分たちでどういうふうな活動していくか。そして、嵐山町自体は部落解放同盟の問題に関して、社会教育で非常によくやっています。私は、それは七郷のふれあいじゅくと何だっけな、もう一つ。すみません。そうした形でよくやられていて、それは議会報の表紙にも出しました。出ています。そのくらい一生懸命嵐山町としてやっています。それ以上のことをするのは、既得権でしかないと思っています。昭和42年からの補助金だと思います。

○畠山美幸委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 既得権と言ってしまうと、それで終わってしまうのですが、やはりそういうあれではなく、適正化委員会ではそういう判断ではなく、今必要だからということで出しているのだというふうに思います。我々もこう何回も何回も出されると、本当に適正化委員会のあれを、これから判断をさらに厳しくしていかななくてはいけないかなというふうに思うのですが、渋谷さん、そのところはどんなふうに思いますか。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 適正化委員会の判断というのは、実際にやっているところもありますし、それぞれの議事録を読んでいくと分かるのですけれども、この部分はという形でしっかり精査していま

す。だけれども、部落解放同盟嵐山支部の補助金に関しては精査されていない。そして、今回はどうか分からないですけども、昨年も話しましたが、領収書等が添付されていない、そういった事態があります。なので、私はこのことに関しては非常に大きな問題であって、別な動き方、別な運動の方向もありだと思います。

私がやっている同和問題のグループ中で知っているのでは、やはり狭山問題に対しての動き方への活動をしているグループもあります。それは人権問題として非常に大切なものだと思いますし、そういった形ではないもので、今までの部落解放同盟の動きに対しての負担金を嵐山町の補助金から出すということ自体が問題で、その運動団体に対しての活動のために交通費をその中で出していくということ自体、それが非常に問題だと思います。かつて私いろいろやったのですけれども、裁判でもやっていたけれども、それは完全に電話代とか、それからお土産代とか、そういうふうなものでした。それは減額しています。

でも、それ以上に本当に今必要な運動は、嵐山町がやっていかななくてはいけない運動は何かということなのですけれども、例えばLGBTQの運動なんかでも、それに対しての補助金なんていうのはないですよ。女性差別運動に対しても補助金はないし、障害者運動に対しても、その運動に対しての補助金というのはいないです。いろいろな運動に対して補助金はないけれども、この運動団体に対しての補助金だけはある。これは何なのですか。そんなことを考えると、やっぱり私は全額削減します。

○畠山美幸委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 私から申し上げますけれども、渋谷委員さんにつきましては、この部落解放同盟の補助金に対しまして、何回も同じことを年に2回ずつですか、ゼロにしろということで、また修正案として出しているのですけれども、ゼロというものはどうだろうかということで、長島委員さんあるいは青柳委員さんのほうからも出てきましたけれども、そういった300年、400年という形で差別をされて生きている。嵐山町にそういう支部があるわけですよ、現実的に、まだ。ですから、それには法律的にも国のほうからも、3年ほど前にできましたけれども、まだまだ必要であると。そういうことを見て適正化委員会も判断をし、単なるこれは補助金ではありませんから、事業費を、やったものについての事業費補助でございますので、普通の団体さんに丸投げでくれているものではありません。ですから、その点は分かってもらいたいと、そういうふうに思っています。

それと、普通のほかの方たちがそういったいろいろな団体に加盟をして、そっちで頑張らましようって。よくいろいろな反対、反対というようなものも出ていますよね。この解放同盟ではなくても。だけれども、解放同盟というものは組織をつくっておりますから、組織で認められて、そういうところで生まれ育って、今までの生活が何とか成り立ってきているわけですよ。そういったところでゼロにしていくということは、その場所に住んでいる人たちに対しては、とてもつらいとい

うか、嵐山に住まなくてもいいのではないかと、そういうような形。あなたたちはもう要らないのだよと。それでなかったらば、ゼロになんかできないです。税金だって普通に納めていますから、私たちも。それなのに議員たるものが、そういうふうな差別的な予算組みの修正をするということは、これは黙っている問題ではないと思います。

修正するのであれば、もう少し内容をしっかりと精査をして、それでこういうわけだから、10万円にしませんか、5万円にしませんかとか、そういった方法でするのであれば、それと同時にこの補助金も、ほかの団体は減額をしているときには、必ず同じだけ減額を取ってきています。それで、適正化委員会も通してくれているのだというふうに思っています。ですから、うちのほうだけは補助金を団体補助といっても、事業費補助ですけれども、同じ団体さんと同じように削減のときには削減をしておりますから、ちゃんと。

それで、領収書というものも事業参加では出ますけれども、あるいは県、郡、県連とか、あるいは郡協とか、あるいは全国とか、いろいろなところがありまして、そういった流れの組織で、日本には特にこの部落解放同盟というものはまだまだ根強くつながっているわけですから、その一環として嵐山支部にも、支部の団体というものがつくられているわけですよ、そこに。ですから、やはりこれをなくせということは、早くそこから、嵐山からいなくなればいいのではないかと……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑を……

○松本美子委員 でも、少し聞いてくださいよ。分かっているのだから、皆さんが。少しお願いします。それで、分かっているならば、こんな修正案のゼロにというふうには、やはり出してくるとは思いません。ほかの事業だって、全部ゼロなんていうのは出たためしがないですよ。それだったらば、ほかのも一緒に出すのであれば、それは納得します。

ですから、まずは、討論に近いかもしれませんが、細かいことを言わなければ真の気持ちというものは分からないで、そのまま出たから、では反対だ、賛成だと、それだけのものにすぎなくなってしまう。

○畠山美幸委員長 質疑としましては、何……

○松本美子委員 質疑としましては、事情はどういうことであろうと……

○畠山美幸委員長 質疑についてお願いしたいと思います。

○松本美子委員 それは今申し上げていますが、補助金団体のそのこのところの委員会が通っていることについての考え方、あるいはゼロにしているということについての支部に対しては、どういう考えを持ってゼロにしていくのかということ、まずは2点お願いします。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私は、それについての差別はないです。補助金を出すことに問題があると言っているのです。だから、補助金がなくなったからといって、そこに今苦しんでいらっしゃる方に住む

などということではないです。そういうふうなことではなくて、嵐山町がその運動団体に、この時期になってまで補助金を出すということ自体の問題を言っているわけであって、いつまでこれを続けていくのか分からないですけども、ゼロにするということは、自分たちで運動をしてくださいということです。自費で運動するか、自分たちでお金を持ってきて、稼いできて、その運動団体として稼いでいってやって、いろいろなところに出ていってそのものをして、例えばもし何か同和問題に対しての研修会か何かしたら、それに1人500円とか、そういうふうな形でお金を得て、それからそういった負担金で上部団体へ負担金を出したり、雑誌を買ったり、そういったことが普通の運動団体のやることで、運動団体のやり方としてこれは間違っていると思うので、補助金を全額削除という形になっています。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それぞれの考え方というものがあまして、私たちは税金で運動をしているわけではありません。自前で、3分の2ぐらいは自前です。いただいた補助金も、1度に対して事業費ですから、交通費、そういうものは出していただいています。ですけども、車で行きますから、車1台に3、4人乗っていきますから、それではっきり申し上げますと東松山までは1,000円です。3、4人で。タクシー使ったり、駐車場を有料に置いたり、また乗ったりかんだりしていると、そこで1回行ったって5,000円も7,000円もかかるわけですよ。ですけども、自分なりには考えをしながら、やっぱり行っています。

それと同時に、部落解放同盟の講演でもやったらどうですかということですけども、それは町が挙げて講演はやっていただいておりますから、職員あるいは一般町民、それを私たちは、あそこの部落の人たちがやりますといっても、99.9%以上の方が一般の方ですから、その人たちが今までずっと差別されてきていて、では今度講演をしますよといったって、どなたが集まりますか。それも有料で、例えば100円でも500円でもいただくなんて。根っからやはりそういう気持ちが植え付けられてきているのですよ。ですから、そのところは加味していただきたいというふうに思っています。

それから、領収書の関係ですけども、領収書は行った先で負担金を出したときには、先の主催者側のほうが出しますから、それはちゃんと貼り付けて出しておりますけれども、それ以外のものについては出ない場合もありますけれども、自費でちゃんと行っていますから、交通費なんかはいただいています。

○畠山美幸委員長 質疑について、質疑をどうぞ。質疑。

○松本美子委員 逐次出しています。それで、私たちは内部監査ではありませんから。監査は大体純然たる補助金であれば、内部監査で済むのですよ。ですけども、私がこの解放同盟をお預かりしたところの、約25年ぐらい前のときの話ですけども、そのときは結果的には内部監査で済んでいたのです。ですから、補助金は補助金で1年間の補助金をいただくわけですから、余れば翌年へ繰

り越せたわけです。どの団体さんだって、みんなそれをしていると思いますよ、今。ですけれども、私たちはそれでは事業につながらないでしょうということで、事業費補助ということでやっています。それで余れば、お返しはしています。監査は、町の職員さんがきちっと監査してくれていますから。

○畠山美幸委員長 渋谷委員に対しての質疑をお願いしたいと思います。もうそこまでの内容は重々理解しました。

○松本美子委員 渋谷委員さんにも、そういうところを分かってもらえていないから、結局ゼロ円でいいのではないかと。もうしなくてもいいですよ。そういうふうなお考えなのかなと。Wi-Fiがどうのこうのと言っていますけれども、Wi-Fiだって必ずしも全員の町民の方たち、あるいはうちの支部の方たちが使えるはずではありませんから、それをやるのであれば、各そちらのほうまでの工事、いろいろなものまで予算組んでもらわなければならないですよ、というようなことですけれども。ですから、いずれにしても、こういったゼロにしろというようなことのむごいやり方はやめてもらいたい、渋谷委員さん。

○畠山美幸委員長 ……という質疑ですね。  
渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ゼロに削減するというのは、運動の方針の違いでありますので、これは私は今の運動団体の在り方としてよろしくないなと思っていますので、これに関しては予算のときには削減していくという動議を出していきます。

○畠山美幸委員長 ありますか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたし……  
〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員長 まだありますか。質疑で徹していただきたいのですけれども。  
では、質疑、最後の質疑です。

○松本美子委員 そうしますと、毎回出すということですがけれども、ほかの意見書についても、議員提出議案ですか、そちらにつきましてもほとんど毎回、毎回出していますよね。その辺の毎回出すことは議員の権利かも分かりませんが、その辺につきましては、しっかりとこれからどんなふうやっていったらいいのかということも、委員そのものがしっかりと考えていったほうがいいのかというふうな要望ですかね。出します、私のほうから。

○畠山美幸委員長 要望ではなくて、質疑でお願いしたいです。もういいですね、では。  
〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 それでは、質疑を終結いたします。  
討論を行います。



〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

それでは、まず今の修正案の本案に対する渋谷登美子委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○畠山美幸委員長 挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件の原案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○畠山美幸委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

---

◎散会の宣告

○畠山美幸委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 零時05分)

## 予算特別委員会

3月14日（火）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 4 「議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について
- 5 「議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（9名）

1番	小林	智	委員	2番	狛守	勝義	委員
3番	藤野	和美	委員	4番	大野	敏行	委員
5番	長島	邦夫	委員	6番	青柳	賢治	委員
8番	松本	美子	委員	9番	渋谷	登美子	委員
10番	畠山	美幸	委員				

○欠席委員（1名）

7番 川口 浩史 委員

---

○委員外議員

森 一人 議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	青木 正志
書記	安在 洋子

---

○説明のための出席者

佐久間 孝光	町 長
高橋 兼次	副町 長
田畑 修	税務課 長
内田 富恵	税務課課税担当副課長
岡野 富春	税務課収納対策室長
贄田 秀男	町民課 長
吉田 信子	町民課保険・年金担当副課長
近藤 久代	長寿生きがい課長
菅原 広子	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
簾藤 久史	長寿生きがい課包括支援担当副課長
福島 啓太	技 監
清水 延昭	上下水道課長
片岡 範行	上下水道課水道管理担当副課長
永嶋 稔	上下水道課水道施設担当副課長
清水 聡行	上下水道課下水道担当副課長

---

◎開議の宣告

○畠山美幸委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は9名であります。本日、川口委員は欠席です。ただいま9名であります。定足数に達しております。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時28分)

---

◎諸般の報告

○畠山美幸委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、最初、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の263ページなのですが、特定健康診査等事業費で委託料が1,195万6,000円ですが、健診率をどの程度に予定しているか伺います。

それから、同じくですけれども、国保ヘルスアップ事業費委託料497万5,000円に関して、町の健康課題を伺います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、健診率をどの程度予定しているかということについてお答えいたします。令和5年度の2月時点で特定健康診査の受診率のほうは38.2%、前年度の同時期におきましては37.6%ということで、0.6%上回っている状況でございます。このままでいくと、昨年度は最終的には40.2%になっていたのですが、若干上回るのではないかと考えられます。一応健診率のほうですが、コロナ前の令和元年度を見ますと49%だったので、コロナ前の受診率まで回復できればと思っております。

続きまして、ヘルスアップの件ですけれども、こちらも特定健康診査の事業と関連していますので、特定健康診査の受診率を上げることで、疾病予防ですとか医療費の削減につながってきま

で、まず健康診査の未受診者を減らすということ。そのためには、受診率の低い若年層、40代から50代の方への受診勧奨を強化して、連続受診者を育てていく。

次に、翌年度受診対象となる40歳未満、39歳の方に対しての受診勧奨としまして、アンケートによる受診勧奨を行って意向の確認をし、受診へつなげていくこと。

3つ目としましては、糖尿病性腎症の人で重症化するリスクの高い人に対して保健指導を実施し、人工透析への移行を防止していく。

最後としまして、健診の受診者のフォローアップとしまして、特定保健指導の未利用者に対して保健指導該当者が生活習慣を見直していくことで、内蔵脂肪症候群ですとか、予備群の割合を減らしていくといったところが課題になってくるかと思っております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私、令和2年度の埼玉県の受診率で52.1%で、東京都が62%というのを見ているのですけれども、これは令和2年度になるとコロナ前になるのですか。そうすると、嵐山町でもコロナ前は49%だったから、それほど埼玉県の受診率と比較すると低くないということになるのでしょうか、その点伺います。

それと、ヘルスアップ事業なのですけれども、メタボリックシンドローム該当者というのはどの程度と考えているのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

令和2年度のうちのほうの受診率に関しましては38.4%でしたので、そのときはコロナ前の先ほど申し上げました令和元年度に比べますと、やはり10%以上落ちているような状況になっていますので、先ほど委員さんのほうがおっしゃいましたけれども、やはり東京都に比べると、嵐山町的には低い形になっているのかなと思います。令和2年度の県全体で見ますと、一応埼玉県では35.8%という形になっていますので、東京都と比較しましても埼玉県自体が低いのかなと感じております。

続きまして、メタボリックシンドロームのことにつきましてですけれども、そちらにつきましては特にメタボに関してというのは、ちょっと手元に資料がないので、今この場ではどうのというのは申し上げることができないので、申し訳ございません。

○畠山美幸委員長 次の質問者、松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、3点質疑させていただきます。

ページ数で254ですか、一般被保険者の高額療養費ということで、これは県の支出金等もありますけれども、大幅な減額で2,154万7,000円ほどになります。こちらは県のほうから支出金で出てくるのだと思うのですけれども、この中での高額療養の関係は、負担金の自己負担がありますけれども、その自己負担者の見込みはどのくらいに見ているのかお尋ねします。

それから、260ですけれども、周辺予防の関係で委託料ですけれども、こちら人間ドック、がんの検診というようなことになってくるのだと思うのですけれども、前年度と比較しますと300万ちょっとですか、減額になっていますけれども、こちらの内容はどのようなふうに見込んでいるのかお尋ねします。

それと、もう一点ですけれども、同じページで下段のほうになりますけれども、生活習慣病の関係がございますが、そちらの予防対策事業ということになりまして、負担金ですが、100万円ちょっとですがありますけれども、こちらの内容につきましてお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、一般の被保険者の高額療養費の支給対象者見込み数はということですが、県から提示されています保険給付費を基に高額療養費分を算出しております、対象者の見込み数ということでは行っておりません。ただ、県のほうには件数として毎月報告を行っております。令和4年度で言いますと、一応月平均294件、令和3年度は合計件数が3,406件、平均283件となっております。

続きまして、人間ドック、がん検診の内容はということですが、まず人間ドックのほうにつきましては、見込み人数のほうは270人見込んでおります。併診ドックですけれども、人間ドックの内容に頭部のMR I とMR Aをつけたものになりますが、そちらの併診ドックは見込み数35名を見込んでおります。

また、集団と個別のがん検診ですけれども、内容は健康いきいき課と共同で行っておりますので、答弁内容と同じでございます。見込み人数につきましては、令和4年度の実績を基に算出させていただいておりますので、それをカバーできる人数をそれぞれ種類ごと見込んでございます。

続きまして、疾病予防費の負担金、予防事業の内容ということですが、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者や医療中断者に受診を呼びかける受診勧奨と、糖尿病性腎症で通院している方の中で重症化するリスクの高い方に対して保健指導を実施して、人工透析への移行を防止する事業となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、高額療養費の対象者についての3年、4年度の件数は分かりましたから、ありがとうございます。

それから、これは町では見込み数は把握はしてなくて、数字だけを申し出ていると、そういったふうに取り扱ったのですけれども、よろしいですか。人数ですね。

それと、次の人間ドックとがんの関係ですけれども、がんのほうは健康いきいき課とも分かりま

したから結構です。それに、人間ドックなのですけれども、こちらは併診ドックは35人を見込んであるということですが、その分はいわゆるこれは今までと同じですか、それとも減額的な300万からの減額がありますけれども、普通一般的な人間ドック、それから併診ドックを見込んでの減額なのですかということが聞きたいです。

それから、次のところですが、負担金及び交付金ということで生活習慣病なのですけれども、特に挙げていただいたのが糖尿病だということなのですが、こちらに関しましては、やはり負担金がありますけれども、糖尿病ってよく聞きますし、通っている人も多いのですが、こちらの費用的なものの負担金については、糖尿病になりますと障害者の関係になりますから、そちらのほうで負担のほうがしていただけたらとか、そういったようなこともあると聞いていますけれども、そういうことで理解してよろしいでしょうか。それとも違えばまた答弁していただき、質問させていただきます。

○畠山美幸委員長 3点につきまして、吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

高額療養費につきましてですけれども、人数、何人というふうな形、その人が毎月毎月かかる方もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃいますので、人数での把握はしておりませんので、その月にかかった件数という形で把握してございますので、県のほうには件数で報告をしているというのが現状でございます。

続きまして、がん検診のほうの併診ドックの件ですけれども、今までと見込み人数のほうは変わってございません。令和3年度も21名、令和4年度実績につきましても24名ということですので、そのまま例年どおりの見込み人数でございます。

最後ですが、予防事業の件ですけれども、糖尿病で、重症化してしまって糖尿病になったときの費用ということですが、その方が糖尿病になって医療にかかった場合には、そこで負担するご自分の負担分につきましては、1割、2割もしくは3割分はご自身で負担していただきますけれども、それ以外に7割分もしくは高額分に関しましては、町のほうで見ておりますので、高額になって該当した場合には、その分は町のほうからの返還というふうな形になってくるかと思っておりますので、病気になってしまった場合には、町のほうで面倒を見るといいますか、医療分のほうにつきましては町のほうで負担してございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 1点だけ、申し訳ありません。

まず、高額療養の関係なのですけれども、こちらの病名は何が高額療養に当てはまるのが多いでしょうか。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

その年その年によって変わってはくるのですけれども、やはり悪性新生物ですとか、あとはそのときによって動脈解離ですとか、あと白血病といったところが、大きな多額な主な病名になってきているのが現状でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次の質問者、藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、予算書の234ページ、それから242ページの中で歳入の国民健康保険税についてお聞きいたしますが、これは減収というか、少なく見積もっているわけですが、まずはその少なく見積もった理由についてお聞きします。

それと、この県の算定、標準保険料率算定というのがあると思うのですけれども、その中では嵐山町が要するに保険税の値上げ、県からの算定では値上げという形の算定が出ているのではないかと思いますのですけれども、いわゆる保険税の値上げを今回予定しているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

それから、次は234ページ、それから247ページ、これは歳入のところで基金の繰入金がございます。これについてこの基金の残高、見込みについてお聞かせください。

それから、3番目が240ページ、関連で、保険給付費全体がこれも少なく見積もっているわけです。それについて、その辺の要因をお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

内田副課長。

○内田富恵税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから、今回収入を少なく見積もった理由等お答えしたいと思います。

まず、今回はウィズコロナの生活を送る中、輸入物価の高騰、物価の上昇などによる生活費への負担が懸念されていること。また、令和3年度の収納率が前年より若干下がっていること等を踏まえ、実績を踏まえて少なく計上させていただいております。あとは、対象の人数が減っているということもございます。

続きまして、嵐山町の保険税の値上げにつきましてですが、令和5年度につきましては値上げの予定はしておりません。

以上です。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 基金の繰入れのことについてお答えいたします。

令和3年度決算で約7,300万円ほど積み戻しができましたので、その時点での基金残高が約2億2,200万円で、令和4年度当初8,000万円ほど取り崩す予定でしたが、最終的には約6,500万円になり



まして若干低くなりましたので、令和4年度末は約1億5,700万円となっております。令和5年度当初、今後一応今回の予算のほうでは9,150万円取り崩す予定になっておりますので、差引き後の残高としましては、約6,500万円となると思っております。

続きまして、保険給付費の減額になっている理由ということですが、3款の国保の事業納付金も前年度より減額になっておりますけれども、その納付金の算定時に提示される保険給付費の見込みのほうで、前年度よりもやや減額になったことというのが主な理由になっております。ただ、去年の3月のこの議会でも補正をさせていただいたのですが、それまでのやはり高額な医療費もありましたので、令和4年度のほうも、その高額だった部分を加味して試算させていただきましたので、その辺も減額の理由の一つとなっております。令和5年度は県全体で見ましても、保険給付、納付金とも前年度よりは減額となっているのが現状でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、5年度の値上げはないということで、去年の私の一般質問の中で、基金の具合によっては、値上げについて検討しなくてはならないだろうという答弁ももらっているわけですが、そういう意味では基金の残高を含めて、比較的推移としては安定しているという形の判断ということではよろしいのでしょうか、全体としては。要するに値上げを県のほうは、当然県の算定から来ますと、値上げというものが当然圧力というか、あると思うのです。その中で嵐山町としては、何とか値上げをしないで済んでいるというふうな状況、財政状況だという判断かどうか、一応念のためお聞きいたします。

○畠山美幸委員長 その1点でいいですか。

○藤野和美委員 はい。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えいたします。

国保税の税率の改正の件なのですが、昨年もお質問いただきまして、県内でも令和5年度、20市町村が税率を改正するというふうに聞いております。嵐山町も5年度はどうにかなるのですが、6年度はとても厳しい状況は状況なのです。基金の積み戻しがどれだけあるか、また被保険者がどれだけ少なくなるか、医療費がどうなるかということを考えながら、税務課と、また協議会と協議させていただきまして、この国保制度が維持していけるようには検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前 9時50分

---

再 開 午前 9時51分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私からは、1点だけ、資料の予算書の280ページ、特別徴収保険料についてということで、前年度予算額よりも1,875万4,000円の増の根拠を伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

県のほうから後期高齢者医療保険料の負担金の見込みが、令和5年度、2億4,333万8,217円、令和4年度は2億1,796万4,317円というふうに提示がございまして、約2,500万円ほど多くなっているのが現状でございます。平均被保険者数も、令和5年度県が見込んでおりますのは3,373名、令和4年度は3,168名ということでしたので、人数的にも約200名ほど増という形で県のほうが見込んでおる状態でございますので、それに対しましてやはり特別徴収、普通徴収ともに前年度よりも増えるというふうな形になってございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 狛守委員。

○狝守勝義委員 私、ちょっと勉強不足であまり分からないのですけれども、例えば歳入概要のところをちょっと読ませてもらうと、年額18万以上の老齡年金、遺族年金及び障害者年金を受給している被保険者に対して年金から徴収すると、こういうふうに書いてあるのですけれども、要するに年額18万以上といつても、これは非常に低い金額だなというふうに私自身は思つていまして、そうするとその中から一応徴収するわけですよ。そうすると、例えば徴収の段階みたいなものがあつて、18万以上といつても、18万に近い人たちはどのくらいの金額を納めるようになっているのか。非常に年額18万というのは、年金としても非常に低いように感じているのですけれども、その辺ちょっと聞いておきたいなということなのですけれども。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

まず、特別徴収の対象になる方というのが、介護保険料が年金から特別徴収されている方で、かつ今委員さんがおっしゃつたように後期保険料の保険料額と介護の保険料の1回当たりの特別徴収の合計額が、介護保険料が特別徴収されている年金の1回当たりの受給額の2分の1以下、要するにその両方の介護保険料と後期の保険料を引いても、もらう年金額の半分を超えない方というのが条件で特別徴収になっております。

逆に簡単に、後期の保険料で所得がなく均等割だけ、一番低い保険料の方というのが、1万3,250円の年金保険料が年に6回になりますので、それを6分の1で割りますと約2,000円ほど。後期の最低金額のほうが年間1万8,000円と聞いておりますので、それをまた6で割っていただくと3,000円になります。そうすると、1回両方合わせての両方の合計の税額が、5,000円が大体の基本、一番最低ラインになってくるかと思つたので、それを年間の支払い月で換算しますと、年間18万円のうちの6か月になりますので、年間1回の保険料が3万円。月額だと1万5,000円になるかと思うのですけれども、年金の支払いが2か月に1遍ですので、3万円のうち大体5,000円ぐらいが、介護と後期で引かれる方の一番低い金額になるかと思つたので、それで一応半分は超えていないというふうな形になりますので、特別徴収される。大抵、だから一番最初にまず介護保険のほうが特別徴収されていないと、後期高齢者の保険料のほうは特別徴収できませんので、一応そういった基準があるかとは思つた。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の281ページなのですけれども、保険基盤安定繰入金金の5,342万5,000円の予定人数を伺います。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

7割の方が1,237人、5割の方が481人、2割の方が485人、被扶養者の5割減免の方が12名という

ことで、2,215人を予定してございます。去年よりは181人増となっている状況でございます。

以上です。

○畠山美幸委員長 次に、藤野委員。

○藤野和美委員 私は、280ページの普通徴収保険料についてということなのですが、先ほど狛守委員も関連してお聞きになっていましたので、私のほうは、前年比に対して662万増えているわけですね、見込みが。これはどのようなことで見込んでいるのか。

それから、滞納繰越金が50万ここに入っておりますけれども、それはどういう状況なのかということをお聞きします。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

普通徴収保険料についてですけれども、先ほど答弁もしたのですけれども、やはり県のほうの負担金のほうが2,500万円ほど前年度に比べて多くなっておりますので、後期の保険料の負担金を嵐山町のほうの特別徴収と普通徴収の割合で掛けさせていただいていますので、それに基づいていきますと、やはり去年よりも、先ほど申しましたように人数のほうも増えてございますので、県のほうの見込みが被保険者の増加に伴って負担金のほうも増加しているのです、こういった状況になっているというのが現状でございます。

続きまして、滞納の件でございますけれども、今現在……今手元に詳しい資料がないので、詳しくは申し上げられないのが現状なのですけれども、申し訳ございません。

○畠山美幸委員長 662万が増えた理由って聞いたのですよね。

〔それが最初の答弁〕という人あり〕

○畠山美幸委員長 最初の答弁がそれか。滞納繰越し分も聞いたのだけ。

〔「そうそう」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 それはちょっと分からないということなの。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 再質問ございますか。

藤野委員。

○藤野和美委員 これは、県の一つは負担金が増えたので、割合でということだと思っておりますけれども、滞納繰越しも含めて普通徴収になってしまう方というのは、非常に生活が厳しい状態であると思うのです。その中で、当然滞納も発生しているとか、普通徴収ですからね。ですから、その辺が単純に県の算定で割合でというよりも、普通であれば当然特別徴収のほうが増えて、健全な状態であればね。普通徴収が一定の割合で増えるということよりも、本来的には特別徴収のほうが増えていくのが、普通の状態だとは思っておりますけれども、ですからその辺の普通徴収が増えて、それから滞納がやっぱりこういう形で当然発生する見込みということは、それだけの状況が厳しい状況であ

るということの判断というのが、それはその中にはあるのでしょうか。ちょっとそれだけ確認しておきます。

○畠山美幸委員長 吉田副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

普通徴収となる方というのが、先ほどの申し上げました特別徴収とならなかった方のほかに、自ら年金徴収を希望されない方も中にはいらっしゃいますので、口座振替の変更を希望された方も普通徴収のほうに含まれてございます。

また、あとは75歳になったその年、皆さん一斉に普通徴収という形に最初はさせていただきますので、保険者が県になった関係上、国保のときには口座振替なり年金から引かれていたから、何でならないのという方が多くご質問受けるのですけれども、そのときにはやはり75歳になって保険者が変わったことによって、全員皆さん普通徴収にさせていただいておりますので、その点でやはり納め忘れですとか、そういったのも出てくるのもございます。

また、ある程度前年度の所得の変更があった方というのが、一度は特別徴収でされていたのですが、所得の変更が、増減があったために、特別徴収が切れて普通徴収になった方というのもおりますので、その点やはり普通徴収のほうが多いのですけれども、一応後期の一般的な全体的な徴収の収納率を見ましても、一応ほぼほぼ埼玉県全体で見ましても99.5、普通徴収でいきましても98.74と出ておりますので、確かに特別徴収のほうは100%にはなるかと思っておりますけれども、普通徴収のほうでも嵐山町でも99.07%となっておりますので、それなりの収納率のほうは出ているのかなと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時06分

○島山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○島山美幸委員長 議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私の質問は2項目ということですが、資料は予算書のページ数としては314、それから316です。

一つは、居宅介護住宅改修費についてということで、この事業の詳細内容。これは、事業概要を見ると、こちらのほうの対象者が要介護者というようなことで、ここは大体分かるのですけれども、そのほかに詳しい説明をお願いしたいと。

もう一つは、介護予防住宅改修費について。この事業もやはり詳細内容をお聞きしたいと思うのですが、こっちのほうはたしか要支援者というようなことなのですから、一応そのほかの内容。

それと、関連して、この2つの改修費、事業というのはどういう違いがあるのか、その辺をお聞きしておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○島山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

住宅改修につきましての内容なのですが、改修につきましては介護のために住宅改修をする際にかかった費用に対して、20万円を上限として、費用の7割から9割が住宅改修費として支給されます。例えば費用が20万円かかった場合は、自己負担が1割の方は2万円が自己負担となります。2割の方は4万円、3割の方は6万円が自己負担になるものです。これは、工事の前に申請をしてもらって、許可が下りてから工事を進めてもらいます。工事終了後に報告書を出してもらって支給となります。この居宅介護住宅改修と介護予防住宅改修の事業の内容に違いはありません。対象者が要介護か要支援かで、支出項目に違いがあるものです。

以上です。

○島山美幸委員長 狛守委員。

○狛守勝義委員 再質疑ということで、この介護予防住宅改修費は要支援者ということですよ。そうすると、基本的にはそれから介護1とか介護2とかというふうに進んでいくということを想定して、そこで一応こういう事業で改修してもらおうというような、そういう考え方がもともとあると

ということなのですか。その辺をお聞きしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

要支援の方につきましては、それほど介護度が高くないので、そんなに支援が必要ないと思うので、例えば手すりをつける箇所とか少ないと思うのですけれども、介護度が著しく上がったとすると、上限が20万円なのですけれども、著しく上がった場合は、またさらに再度申請できるような仕組みになっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 参考資料の40ページなのですけれども、令和4年9月の段階で介護の認定者は960人でしたけれども、そのうち認知症と認められる人の把握はどの程度なさっているのか伺います。

それと、予算書の301ページになりますけれども、国庫支出金のうちの調整交付金が1,045万5,000円と、前年度に比較して減額されていますけれども、その理由を伺います。

同じく301ページの保険者機能強化推進交付金、努力支援交付金も減になっているのですけれども、その理由を伺います。

そして、310から313ページなのですけれども、居宅介護給付サービスが5億8,287万7,000円、地域密着型介護サービスが2億77万4,000円、そして施設介護サービス5億3,601万円のそれぞれの人数で、介護予防サービス利用者の数の把握で、そのうちの認知症の方の把握について伺います。

それと、予算書の325ページなのですけれども、脳健康教室事業なのですが、参加予定数を伺って、そして事業委託しているわけなのですけれども、高齢者が歩ける範囲での地域への拡大はどのように考えているのか伺います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず最初に、認知症の方の人数なのですけれども、こちらにつきましては国のシステムで出すことができますので、その数値を答えさせていただきます。現段階では、令和4年9月分の認知症の数値はまだ集計されておりませんので、最新の情報が令和3年度になりますので、令和3年度の人数をお答えさせていただきます。認知症は5ランクに区分されています。ある程度自立している1と2のランクの人数なのですけれども、そちらは550人、支援または介護を必要とする3、4、5のランクの人数が257人で、合計807人という数字が集計されております。

次に、調整交付金の減額理由なのですけれども、給付費に対して交付割合が1.75%だったのですけれども、0.76%になったことによって減額となりました。

次に、保険者機能強化交付金、努力支援交付金の減額理由ですが、国の予算が令和4年度は400億

円でした。令和5年度は350億円となり、50億円減額となることと、評価指標の見直しが行われる予定により減額となりました。

次に、各サービスの利用者数と認知症の人数なのですがすけれども、令和5年度に予算計上したそれぞれのサービスの利用見込み数なのですがすけれども、居宅介護サービスは893人、地域密着型介護サービスは95人、施設介護サービス費は177人、介護予防サービスは68人で、合計1,233人です。サービス別の認知症の人数は、大変申し訳ございませんが、出すことができません。

以上です。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私から脳の健康教室についてお答えさせていただきます。

教室の定員なのですが、コロナ前は20名で実施しておりましたが、今、定員を12名に減らして実施しております。コロナも大分収まって、2類から5類へというお話もございますので、来年度は20名に戻す予定しております。

それと、教室なのですが、9月から3月までの半年間、週1回、毎週職員とボランティアさんで運営しております、委託料といたしまして、この中身なのですが、実施料、教材費とか含めたそういった形の費用になっております。会場が北部交流センターで、交通の便が悪い場所なのですが、送迎を実施しておりますので、今のところほかの会場で実施する考えはございません。ただ、脳の健康教室は認知症予防に非常に効果的なので、例えば自治会とか老人クラブとか、そういった地域の皆さんのほうで実施したいというお考えというか、ご希望がございましたら、ボランティアの派遣とか、そういった形で町のほうは支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 介護度の方、予定数を伺ったのですがすけれども、介護保険を利用されない介護認定された方は、どのくらいと予定しているか伺えますか。

○畠山美幸委員長 1点でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 それと、もう一つ、脳の健康教室なのですがすけれども、高齢者が歩ける範囲でのものを地域から要望するというのは、なかなか難しいのですがすけれども、健康体操をやっているところに働きかけてみるということで、認知症予防の一つの方法になるかなと思うのですがすけれども、その点についてはいかがなのでしょう。

以上です。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、脳の健康教室につきましてお答えさせて



いただきます。

委員さんおっしゃるように、健康教室、そういったところでもぜひやっていただきたいと考えておりますので、町のほうでも教室のほうには年に何回か出向いて、いろいろなお話もさせていただいておりますので、その機会にこういった事業もごございますので、いかがですかというご提案のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、私のほうから介護認定の関係でお答えいたします。

大まかな数字になってしまうのですが、要介護認定を受けている方が令和4年9月末現在では960人になっております。また、介護サービスを利用されている方は、令和3年度の数字ですと532人ということで、その差し引いた数字が、介護サービスを利用されていない数が大体の数になるかと思われまます。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。今、計算できないのですが、介護サービスを利用されていない方というのが400人程度になるということになるのですか。ちょっと違うのかな。私の聞き方が悪かったのかもしれないのですが、介護保険サービスを利用されない方ってどの程度いらっしゃいますかということ、令和5年度はどの程度になっていくのかなということなのですが。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 申し訳ございませんでした。

介護サービスを利用されている方の数字なのですが、先ほど546と申し上げましたが、施設のサービスを利用されている方も含めまして725人でございます。それですので、235人が介護サービスを利用していないと見込まれます。

○畠山美幸委員長 次、青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私のほうからは、304ページです。

繰入金が準備金として4,200万、今回上昇を抑制するというので入れておりますけれども、先ほども認定者の状況を見ますと960人ということで、要介護、この辺が増えてきているのですが、その辺のところの取崩しの額は、このぐらいの金額である程度賄えていけるというようなことでよろしいのでしょうか。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長 菅原副課長 近藤長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

令和5年度の支払準備基金4,200万円の繰入れなのですが、令和5年度と前年度と予算を比較すると、5.2%の増ということを見込んでおりますので、4,200万円で、給付費の状況にもよりま

すけれども、足りると考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 それで、この4,200万繰り入れたことによって、令和5年の基金残高のようなものはどのように推移するのでしょうか。

○畠山美幸委員長 菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

基金の残高なのですけれども、令和4年度なのですけれども、1億9,800万円残高が見込まれまして、令和5年度に4,200万基金を取り崩して、4,200万円出ると約1億5,600万円ほどになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 予算なのであれですけれども、この後計画が策定される予定がされていますよね。第何期でしたっけ。9期になるのですでしたか。それで、その辺のところと、この今の約1億5,000万の残高というのを捉えたときに、どなたか長寿の一般会計のところに出たような気もしましたけれども、当分の間値上げのような予定はないというような話もあったような気がしますけれども、その辺についても予算でするのでお聞きしたいと思います。いかがですか。

○畠山美幸委員長 近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

第8期の計画では、基金の取崩しの予定が6,600万円でした。実際、今年度も含めて、第8期は6,400万円ぐらいの取崩しで済みそうな状況でございます。コロナウイルスの影響もあって、給付費の伸びが少なかったということもあったと思うのですけれども、少し多めに基金が残せたかなと考えております。一般会計のときに副課長より説明させていただきましたように、第9期につきましては、介護保険料は同じくらいか、若干増えるぐらいで済みそうかなと考えておりますので、給付費がピークを迎える令和17年度に向けて、できるだけ基金を残していけるような形で算定してまいりたいと考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員、どうぞ。

○松本美子委員 それでは、3問質疑させていただきます。

まず、予算書でございますけれども、310ページになると思いますが、先ほどから前の方たちが質疑はしておりますけれども、ダブリましたらすみませんが、お願いいたします。まず、310の居宅介護サービスの給付金ですけれども、こちらのサービスは概要のほうにもありますから、介護サービス事業者からどのような介護の、要介護の人ですけれども、サービスを受けているか。どんなサービスを受けたのかということで、何人ぐらいの方が受けていらっしゃるのでしょうか。さっきの

725人という方は、どのようなサービスを受けているというふうに積算をし、今年度も同額だということですが、内容をお願いいたします。

それから、314ですけれども、同じくこちらにつきましては住宅介護の改修の関係なのですが、居宅介護の住宅改修、こちらは手すりとか段差とかというようなことでありますが、前年度並みの同額の予算ですけれども、これはこれで何件ぐらいを見込んでいるというようなことなのでしょう。居宅介護、住宅改修のほうですね。

それから、その次も同じようなのですが、居宅に介護予防の関係で、やはり同じく住宅改修が同額でありますけれども、こちら手すりとか段差というようなことでもございますけれども、何件ぐらい見込みをしているのでしょうか。手すりとか段差ですね。

以上です。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

居宅介護サービス給付費のサービスの利用なのですが、主に訪問介護、訪問看護、通所介護、ショートステイ、福祉用具貸与というのが結構使われているのですが、訪問介護につきましては人数は95人を見込んでおります。訪問看護につきましては51人、通所介護、デイサービスですね。デイサービスについては170人を予定しております。それから、福祉用具の貸与なのですが、これが結構件数多くて、264人を見込んでおります。

それから、住宅改修なのですが、居宅介護住宅改修の見込み件数につきましては50件です。介護予防住宅改修費につきましてはの見込み件数は10件です。

以上です。

○畠山美幸委員長 松本委員。

○松本美子委員 居宅介護につきましては、ありがとうございます。

それから、次に行きますけれども、住宅のほうの居宅介護住宅改修は50件を見込んで、こちらは上限は20万ということでしょうか。違いましたら教えてください。

それと、やはり介護予防の関係の上限もあるのでしょうか。それと、10件というのはかなり少ないのかなというふうに思いますけれども、この見込み数でよろしいでしょうか。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、住宅改修についてお答えさせていただきます。

住宅改修の内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、上限が、居宅介護でも介護予防のほうでも上限は20万円となっております。介護予防についての見込み件数10件なのですが、

要支援の方につきましては、それほど利用する方はいなくて、要介護になってから利用する方が多いということです。

以上です。

○畠山美幸委員長 よろしいですか。

藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 それでは、私は最初に300ページの第1号被保険者の保険料について、これについて値上げの有無についてお聞きしようと思っておりましたので、答弁ありましたので、これは結構です。

それから、次、保険者機能強化推進交付金、それから次が介護保険保険者努力支援交付金、それぞれ削減の理由については先ほど答弁ありました。これが削減されておりますので、その事業への影響についてあるかどうか、どのようなものがあるかお聞きいたします。

それから、次が326ページ、地域介護予防支援事業についてですが、この内容についてもう少し詳しくお聞かせください。

それから、328ページ、生活支援体制整備事業費、これは嵐丸庵ということで説明がありましたけれども、どのようなことをやるのかと。

それから、もう一つ、そのほかにも広めていく考えがあるかどうかお聞かせください。

それから、330ページ、認知症総合支援事業費ですけれども、これが前年度に比べて減額されております。それについて理由等につきましてお聞かせください。

以上です。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

菅原副課長。

○菅原広子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、私のほうから保険者機能強化交付金と努力支援交付金の事業への影響についてということですが、こちらの交付金につきましては、介護予防に関して評価されて交付されるものですので、例えば認知症対策としてチームオレンジの活動とか、憩いの場としてむさし嵐丸庵の活動が評価されて交付されるものですので、影響がないといえなくはないというところで、それをいただければ、さらに活動ができるということになります。

以上です。

○畠山美幸委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

予算書326ページの地域介護予防支援事業の内容なのですが、主なもので地域のサロン活動、おたすけサービス事業、それと来年度の新規事業でウォーキング講習会を予定しております。サロンは現在8地区で、社会福祉協議会に委託をしておりますので、社協のほうでいろいろ事業をやっている

ただいております。おたすけサービスも同じく社協のほうにお願いをしております、年間150万円の補助金のほうを歳出予定とさせていただいております。

それと、新規事業のウォーキング講習会なのですが、嵐山カントリーさんとの共催で、5月と10月の嵐山カントリーさんの休業日に、月曜日になりますが、コース内を歩くイベントを考えております。申込み制で各100名の募集の予定でおります。これは高齢者に限定する予定はございません。在住または在勤の方なら誰でも参加可能で、実際、とはいいまして月曜日なので、いかんせん高齢者中心になってしまうとは思うのですが、その参加者の方を地区の自主活動、例えばぷらっと嵐トレとか、そういったことに結びつけをさせていただければなというふうに考えております。

続きまして、予算書の328ページの生活支援体制整備ですが、委員さんおっしゃるように嵐丸庵の活動の補助が主なものでございます。もう一点、そういった活動で嵐丸庵以外にも違う別グループがございまして、カフェ、川島地区の鬼鎮様のところの集会所でカフェという形で、こちらのほうが先に始まっていたのですが、年に何回か集会所をお借りしてボランティアさんが集まって、回覧をまきまして、そこに来ていただいてお話をしたり、あるいは折り紙とかいろいろなものをする事業を催していただいておりますが、今コロナで止まっております。今現在動いているのは嵐丸庵だけです。

全部で4つと先ほど申し上げたのですが、残り2つが志賀の集会所で行っておりまして、みんなでカレーを作って食べる会と、そういったものが、やはりコロナ前は参加者とボランティアさんで集まってカレーを作って食べていたのですが、今年度はまだ食べ物のほうはなかなか難しい状況なので、一回集まって映画を上映して見まして、その後おしゃべりをしたというふうに伺っております。

もう一点が、越畑、杉山地区の老人クラブが中心になりまして、隣接している地区ですので交流を深めようという形で、これもコロナ前はダーツとか輪投げとか、そういったものを屋内の杉山集会所でやっていたのですが、やはりコロナで止まっておりますので、今現在動いているのは嵐丸庵のみになっております。

最後の認知症総合支援事業費になりますが、減額の理由になります。4万6,000円の減額になっておりますが、こちらのほうなのですが、認知症地域支援推進員という研修を受けた職員が、今現在嵐山の役場に3名おるのですが、町の認知症施策を広めていこうと、そういった役割を持った形になるのですが、その研修費用なのですが、3万8,000円かかるのですが、隔年で県のほうの負担になりますので、来年度県のほうでその研修費用を持っていただくので、その分を減額しておりますので、4万6,000円のうち3万8,000円がその分の減額になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。再開を10時50分といたします。

休 憩 午前10時40分

---

再 開 午前10時51分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、狛守委員、どうぞ。

○狛守勝義委員 私から1点だけです。予算書の363ページ、配水本管施設費についてです。

前年度予算額より2億9,460万円、相当大きい金額が増になっております。配水管布設工事ということですが、その理由と布設場所、それを教えていただきたいと思っております。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 配水本管施設費についてご回答いたします。

予算の参考資料の47ページを見ていただきたいと思います。47ページです。よろしいですか。こちらの2、配水本管施設費に布設替え工事をする工事の内容が書いてあります。まず、(1)、導・送水管布設工事、こちらにつきまして場所は平沢と千手堂のところになりますが、より詳しい場所になりますと、まず導水管、こちらは水源から浄水場へ水を運ぶ管になりますが、既に嵐山の農産物直売所の歩道に布設されているものがありまして、こちらは既に第2浄水場のほうに向かっている管であります。こちらを今度建設する新浄配水場のほうに向かっ導水管を布設する工事となります。

続きまして、送水管のほうですが、こちらにつきましては既に第1浄水場から第1配水池、こちらに布設されている送水管を新浄配水場のほうへ布設する工事となります。こちらにつきましては、予算計上させていただいているのは2億8,750万円となっております。

続きまして、(2)、(3)、こちらは同じ路線を2工区に分けているわけですが、場所といたしましては県道の小川―熊谷線から嵐山郷へ向かう道路上に布設してある水道管になります。こちらは昭和50年代の布設となっております、近年漏水工事が多くなっている管路となっております。

続きまして、(4)、県道菅谷―寄居線、町道2―12号線基幹管路布設替え工事ですが、こちらにつきましては志賀の栄田歯科さんのところから、信号を右に曲がって志賀小のほうへ向かった120メートルの区間の管路となっております。こちらは口径が300ミリの口径となっております、基幹管路で重要度が高いため布設替えをすることになります。

(5)になります。町道2―22号配水管布設替え工事、こちらにつきましては平沢の赤井の井戸、こちらの付近から遠山に抜ける道のところまでの布設替えを予定しております。こちらにつきましては、こちら昭和50年代布設で、近年漏水工事が多く発生している管路となっております。

(6)ですが、町道広野156号線配水管布設替え工事です。こちらにつきましては、広野2区の中の関越からくぐって真っすぐ行った突き当たりを右折したところの道路上に布設してある管路となっております。こちら昭和50年代の布設で、近年漏水工事を行っている管路となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の348ページの債務負担行為限度額が1,950万円のその内容と、それから361ページの経営戦略改定等支援業務委託料650万円の内容を伺います。

そして、これは参考資料のほうになっているわけなのですが、それぞれ先ほど狛守さんのお答えの中での老朽管の更新の割合と、令和5年度の老朽管の更新の比率はどのくらいになるのか伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 順次答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

私のほうからは、経営戦略改定等に係りますものに関しましてお答え申し上げます。町の将来像、目標を掲げた総合振興計画と、さらに町の中で個別課題、人口減少対策と地域産業の活性化に重点を置いたまち・ひと・しごと創生総合計画がございます。それと同様に、水道事業におきましても水道事業基本計画がございまして、今後の給水人口、水の需要、料金収入、水道施設の見通しを立てまして、それに対しましてどのような、どれぐらいの整備が必要なのか、また事業に対する投資はどのぐらい必要なのか、その財源はどうするのかなど、水道事業におきます経営の目的や経営の目標を示した総合戦略を策定しております。

水道事業基本計画や水道の経営戦略につきましても、期間は10年間でございます、その中間年には検証し、見直すこととされております。この4年度までの間に、今後の整備施設や管路の更新計画、あるいは町の花見台拡張事業や川島の区画整理事業などの整備計画が具体化されてまいりましたので、今回5年度から7年度までの3年間で経営戦略あるいは基本計画の見直しを行うものでございます。なお、この見直し業務につきましては、下水道とともに上下水道運営審議会におけます諮問事項となっております。審議会の意見を都度都度反映しつつ見直しを図っていくものでございます。

また、361ページの経営戦略委託料650万円の内容でございますけれども、この見直し業務は3年間の債務負担行為で、限度額を1,950万円としております。したがって、この650万円につきましては3分の1、令和5年度分として計上させていただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは、令和5年度におけるの老朽管の更新の比率についてご説明します。

管路更新計画につきましては、令和3年度から令和12年度の10年間になっておりまして、昭和50年代の布設管路の更新となっております。管路延長としましては1万2,244メートル、令和5年度においては1,260メートルで、およそ10.3%の更新をする計画となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 全体で老朽管の更新比率は10.3%ということでもいいのですか。今までの老朽管の更新はどのぐらいになるのか。

○畠山美幸委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 今回の計画上の令和3年度から12年度の間で、令和3年度で529メートル、令和4年度、今年度は945メートルを更新する計画になりまして、トータルで2,734メートルで全体で22.3%になります。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私のほうは、363ページですけれども、この新浄配水場関連業務委託の内容についてお尋ねしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 永嶋副課長。

○永嶋 稔上下水道課水道施設担当副課長 私のほうからは、新浄配水場関連業務委託について説明いたします。

新浄配水場の建設工事につきましては、令和6年度より工事を進めるわけですが、それに伴いま



して昨今積算基準や歩掛かりというものが大きく変更になりそうな状況にありますので、積算単価の入替え等が必要になりますので、積算技術の業務を委託するものであります。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 ちょっとよく聞き取れなかったのだけれども、今後の価格高騰によるところの積算されるところの単価が上がるということから、この委託内容を見直すというふうには私は理解したのだけれども、そのことと併せて、今令和6年度からの工事に入るというような予定もあるということなのだけれども、その辺を併せて答弁いただきたいのですけれども。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

現在の新浄配水場の関連についてでございますけれども、本年度、令和4年度に用地の取得で動いております。その取得が5年度まで継続いたしまして、令和6年度から造成工事、7年度、8年度において建設工事を行う予定でございます。その3年間の工事期間の中で、今現在いろいろな動きといたしまして、官民連携の事業形態の進め方が主なものになっておりますので、その辺りで例えばPFI事業にするか、あるいはDB方式、デザインアンドビルドと申しまして、設計から建設まで一気に受注業者のほうで行っていくものとか、いろいろ民間の力を借りながら建設に当たっていくという手法がございますので、その辺の手法の仕方、検討についても、この関連業務委託の中で考えさせていただいているところでございます。

それと併いまして、先ほど申し上げましたとおり、いろいろ積算基準とかそういったものが変更になってまいりますので、併せてそちらのほうの検討も業務委託として計上させていただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私のほうは、参考資料の45ページの中で給水収益が前年度に比べて3.9%アップという形で見込んでいるわけなのですが、この辺のところの見込みの根拠、それについて教えてください。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。

片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、給水収益の4億7,214万円させていただいた理由のほうでお答えさせていただきます。

給水収益を算定するに当たりまして、令和3年度及び令和2年度決算での1日平均水量を比較した伸び率から、新年度の予測の1日平均水量を算出し、これを年間として計算した年間総配水量に、こちらにもまた令和3年度決算の数字なのですけれども、有収率を掛けさせていただきまして有収水

量を算出いたします。この予測の有収水量にこれまた令和3年度の決算数値上の立米の単価、こちらは180円なのですけれども、こちらを掛けさせていただきまして、今回の4億7,214万円の給水収益とさせていただきます。令和4年度予算の算出根拠となりました令和3年度と令和2年度の決算の数値、1日平均配水量ですとか有収率、立米の単価などが上がっているため、こちらの給水収益を計上させていただいたものとなっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 そうしますと、例えば戸数が増えるとかというよりも、各戸の1戸当たりの使用量が増量、増えているというところから根拠ですか。要するにその辺のところはどうなのでしょう。

○畠山美幸委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

給水戸数のほうなのですけれども、予算書の339ページなのですが、こちらに予算書のほうがございます。その中に第2条の業務の予定量ということで、(1)に給水戸数8,100戸とさせていただいているのですけれども、こちらにつきましても令和4年度に計上させていただいた給水戸数よりは減ってはいるのですけれども、実際の3年度と2年度と比較しての決算の数値からの伸び率を、今年度の令和5年度の予算のほうに反映させているもので、決算値で比べますと、こちらのほうが戸数が増えているというわけではないのですけれども、実際の配水量、あと有収率の上昇、立米の単価というの若干増えているのもございまして、それが多くなっている理由となっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 企業活動が活発化してきて、その辺が増やしていると。全体で考えていると思うのです。そうすると、企業活動の増加、各家庭、戸数は減っているわけですから、企業活動の増量というところまで分析はしてはいませんか。

○畠山美幸委員長 片岡副課長。

○片岡範行上下水道課水道管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

今現在の状況なのですけれども、令和3年度と比較いたしまして令和4年度の給水の有収水量で比較いたしますと、全体といたしましては3,400立米ぐらい年間で増えている状況なのですけれども、そのうちで用途別でちょっと比較してみますと、家庭用につきましては有収水量のほうは減っております。1万7,000立米ぐらい年間で減っているのですけれども、これに比べまして工業用という用途で給水しているところにつきましては、年間で3万7,000円、約3万8,000立米増えている状況でございますので、住民登録とかでいう人口でいえば、実際減ってはいると思うのですけれども、水道をお使いの方で家庭用の分類に入る方でも、住民登録ない方も結構いらっしゃいます。そういった件数も含めましても、実際は有収水量としては減ってはいるところなのですけれども、全体と

して見ますと、工業用の有収水量の収益のほうが上がっているというのも、令和5年度の給水収益が上がっている理由になっているのかなと思います。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。入替えのみです。

休 憩 午前11時14分

---

再 開 午前11時15分

○畠山美幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○畠山美幸委員長 議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を議題いたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、質疑発言通告書に基づき一括して行います。

それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予算書の367ページなのですが、水洗化戸数は5,209戸、浄化槽戸数829戸、それぞれ令和5年度の増加予定数を伺います。

それから、予算書の377ページと390ページで公共下水道事業全体計画策定業務委託796万4,000円で、令和5年から令和6年で下水道事業経営戦略策定支援業務委託851万1,000円、令和5年から令和6年、債務負担行為はどのような事業で、老朽管に対しての具体的な調査計画を行うものか伺います。

○畠山美幸委員長 それでは、答弁を求めます。

清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 私からは、水洗化戸数と浄化槽戸数の令和5年度の増加予

定数についてお答え申し上げます。

まず初めに、水洗化戸数及び浄化槽戸数につきましては、現在使用中というものを見込んでおります。まず、水洗化戸数につきましては、この数字の積算につきましては、令和3年度の決算の下水道使用件数5,149件を基としております。令和4年度につきましては、現在進行しているところでございますので、令和4年度、5年度とも各30戸を見込んで5,209戸としているものでございます。4年度の排水設備の申請につきましては、現在約80件程度は出ております。新規のものあるいは建て替えでもともと下水を使っているお宅のもの等もでございます。そういった中から転出等、多くの方が人口減少ということの中で、嵐山町から出ていかれる方も相当数いらっしゃいます。そういったことも考慮しまして、年間30件ということで見込ませていただいております。

続きまして、浄化槽戸数につきまして申し上げます。浄化槽戸数につきましても、令和3年度の決算の浄化槽使用件数799基を基準とさせていただきます。先ほどの水洗化戸数と同じような形で、令和4年度につきまして現在進行しておりますので、令和4年度、5年度、各15基を見込んで829基としたものでございます。令和4年度の状況につきましては、3月1日時点で申し上げますと、新設につきましては14基、転換につきましては4基、寄附はゼロ、休止中であつたものの再開が2基、あと町管理型で行っていたものの解除というものが1基、休止となったものが3基でございます。そうしますと、差し引きして今年度16基、今現在増ということで、おおむね15基見込んでいる数字にはなっているかなと思っております。

4年度につきましては、3月1日以降に議会のほうで補正等で議決いただいております菅谷一寄居線、県道の拡幅工事に伴いまして、1件の方の町から入れた浄化槽撤去等も予定されて、先日撤去終わったところでございますので、それを合わせると今年度の実績としては15基の増ということになるかなと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 私のほうからは、計画の見直しについてご説明申し上げます。

初めに、予算書390ページの公共下水道事業全体計画等策定業務委託並びに下水道事業経営戦略等策定支援業務委託、それぞれ796万4,000円と851万1,000円でございますけれども、全体計画の見直しが令和5年から令和6年の2年間でございます。こちらの令和5年度分の予算として796万4,000円を計上させていただいております。経営戦略等も同じでございます。経営戦略は令和5年から令和7年の3か年でございます。その3分の1の令和5年度分851万1,000円を計上させていただいております。

次に、それぞれの事業内容につきましてご説明申し上げます。経営戦略等策定支援業務委託につきましては、基本的には先ほど水道事業会計にて申し上げた事業内容とほぼ同じでございます。ただ、町の花見台拡張事業や川島の区画整理事業については同じなのですけれども、相違点といたし

ましては、川島の未普及地区対策工事並びに花見台幹線の更新工事、また将来的には、志賀2区地内におきます管路更新に係ります手法の検討等を戦略に反映させるところでございます。

次に、公共下水道の全体計画の策定業務につきましては、こちらにつきましては関東地方それぞれ都県ございますけれども、最終的に東京湾に下水道の処理水が流れ着くものでございます。その水質環境基準を達成するために、最上位に東京湾流域別下水道整備総合計画がございます。それぞれの都県にその流れ込む川によって、埼玉県ですと利根川、荒川、中川がございまして、それぞれの川の流域にも下水道の整備総合計画がございます。

嵐山町につきましては、荒川流域総合計画に属しておりまして、さらに下の市野川流域別計画というのもございます。埼玉県につきましては、流域別でそれぞれの計画を策定しておりまして、それを最終的に東京湾の流域別計画にまとめるというものになっております。その荒川流域計画、下水道計画が、現行計画ですけれども、令和6年度が最終年度となっております。そのため、嵐山町におけます公共下水道の全体計画を5年度に見直しを図ります。その全体計画に属しておりまして、事業計画等々がございますので、それも併せて6年度と7年度に見直しを図ってまいるというものでございます。経営戦略等見直し、全体計画の見直しにつきましても、こちらは上下水道事業の運営審議会での諮問事項となっております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 このそれぞれの委託先なのですけれども、上下水道審議会に諮問するという事なので、それぞれ今話を伺って、かなり広範囲なものの一部になってくるので、委託先というのは総合的に大きなものになって、嵐山町独自で委託するというものでないのか、あるいは上下水道同時に委託するものなのか、ちょっと分からないのですけれども、そのところを伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

水道は経営戦略等でございます。それは水道事業会計で別に発注する予定でございます。下水につきましては、経営戦略等の見直しと全体計画等の見直しの業務が2種類ございまして、その計画につきましてもそれぞれで発注する予定となっております。

ただ、全体計画の見直し、それとその全体計画の見直しと事業計画の見直し、それと都市計画事業認可の変更のものもございまして、その全体計画等の見直しにつきましては、かなり規模の大きな事業となっております。経営戦略につきましても、全体計画の見直しとか、そういったものも経営戦略の中に反映されなければ意味のないものとなってしまいますので、そちらについても両方が全く関係のない見直し業務ではなくて、それぞれ違う見直しでございますけれども、両方は必ず合致している計画にしていかなければならないというところが、下水道の発注業務の中ではかなり

難しいところがございます。

○畠山美幸委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私が理解できないのですけれども、全体計画があつて、その一部になると。嵐山町の部分が下水道に関してはその一部になるということだから、すごく大きな事業者はその一部を委託するという形になってくるのか、それとも嵐山町で委託したものが、またそれぞれの事業者が大きな事業者の中に加わって、そこで総合的に判断するというものになるのか、ちょっと理解ができないのですけれども、伺いたいと思います。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

この今回委託する計画でございますけれども、水道はもう単独で経営なり会計を動かしておりますので、水道は全く単独の経営戦略の委託になってきます。ただし、下水につきましては、先ほど申し上げたとおり、かなり上位の計画との整合性を図る上で、予算書を見ていただくと、水道事業は金額をはっきりと明記しております。それで、下水道の見直し業務につきましては、文言表記をさせていただいております。なぜかという、上位計画に合わせた委託を、これから調整していかなければ発注ができませんので、そうした上で途中でいろいろな見直しをしなければならないところが、増えたり減ったりする可能性がございますので、文言表記にさせていただいております。その上位計画に合わせることを除いては、嵐山町の全体計画と事業計画を発注するというお考えでご理解いただけたらと思います。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 私、393ページです。公共下水道支線管きょ築造工事詳細設計ですね、(川島地区)と書いてありましたので、この工事の範囲についてお尋ねしておきます。

それと、393ページ、同じなのですが、下段のところ浄化槽施設購入費5,874万3,000円というかなり高額な金額で増額になっているわけです。この辺のところの達成が可能なのかどうか。さっき何基というような数字が出ていましたけれども、お尋ねしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、まず公共下水道枝線管きょ築造工事詳細設計の範囲はということでお答えさせていただきます。

この場所につきましては、今現在、本年度事業で川島地区の未整備地区全体、23.5ヘクタールの基本設計を行わせていただいております。その1工区目として既成市街地部分の詳細再設計となります。管延長につきましては、約1,040メートルを予定しております。場所につきましては、県道深谷一嵐山線、現在進められています都市計画道に係る既成市街地部分となります。県道深谷一嵐山線から市野川に架かる滑川境の矢崎橋の手前、今現在進められています区画整理部分を除く既成市街地部分と理解していただければと思います。

続きまして、浄化槽の購入の達成が可能かということのご質問にお答え申し上げます。町では、令和4年度から第2期の町管理型浄化槽整備事業を10年間、計画の中では設置基数300基と目標を立てまして始まっております。計画の年度別の目標では、今年度、来年度、各年とも設置目標数を50基としての計画となっております。そういったことで、予算上、計画に合わせた50基ということで計上させていただいておりますけれども、令和3年度と今年度の今現在の実績を申し上げさせていただきます。令和3年度につきましては、29基の設置が行われております。令和4年度につきましては、先ほどもちょっと渋谷委員のときに答弁させていただきましたけれども、転換が4基、新設が14基で18基となる見込みでございます。そういった実績から見ても、非常に厳しい状況にあるかなとは思っております。50基と予算上目標を立てておりますので、これにつきましてはPFI事業者、事業を進める事業者と町が連携して事業を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 既成市街地ということで分かりましたけれども、あそこは都計道が通ることとで、浄化槽の工事をやってそのままになっている人たちもかなりいるわけなのです。ですから、支線のこの今の今回予定されている詳細設計ができると、その後の道路の関係もあるので、詳細設計の先に、あそこの人たちは排水、下水につなげていないわけですよね。そういったところについてはどういうふうになっていくものなのか、この詳細設計の後ですね、お聞きしておきたいのと。

それと有形固定資産の購入費だから、これは購入するのだということで初年度にこれだけの予定を立てるわけですから、やはり今の話では10数基だとすると、そういうふうな50基が目標だからということで、そういう目標を掲げることも大事なのだろうけれども、予算の考え方として堅実に捉えるということも大事なような気がするのです。この時代ですからね。ですから、私はいつも決算がこれが少なくなっていくということに対して、予算をいつもこのような形でやっていくという考え方について、その辺は課長さんでいいから、お尋ねしておきたいと思います。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

初めに、川島地区についてお答え申し上げます。5年度に川島地区、未整備地区ですね、そちらの詳細設計の1本目を発注する予定でございます。それに併せて、その詳細設計に該当する地域の方々への住民説明会並びに、これは5年度中でございますけれども、住民説明会とその工事に入る前の事前調査等々を、併せて5年度中に行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、浄化槽の予算の関係でございますけれども、こちらにつきましては青柳委員ご指摘のとおり、毎年度3月補正で浄化槽購入費、これは実績に伴って減額補正をさせていただいているところでございますけれども、令和4年4月から10年間にわたって第2期のPFI事業を開始しております。それに当たって、年度年度の目標基数も定めております。こちらにつきましては、あくまでも

最終的に結果が減額となってしまいますけれども、当初予算ではその計画に基づいた基数、5年度につきましては整備を50基という目標を掲げて事業を推進していきたいというところで、50基を掲載させていただいております。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 予算ですから、申し上げておきたいですけれども、結局今の水道の上位計画、いわゆる東京湾というような話も今私も初めて聞きました。上位にそういった計画があるということ。ですから、そういったようなこともかなり口酸っぱく説明もしてきて進めていらっしゃると思いますけれども、ある程度大事な意味があるのだというようなことをご理解を高めてもらうような努力というものを、担当課でもやってきているわけだろうけれども、そこはやっぱりある程度工夫を今までの中でやってきた。別にどういうことがあるかというようなことも、予算を立てていく中で考えてほしいなということで、これは意見になってしまったかな。そういうことで……

○畠山美幸委員長 質疑してください。

○青柳賢治委員 その辺をひとつ工夫してもらいたいよねということで申し上げておきたいのです。

○畠山美幸委員長 上位計画について、住民の方にも知っていただくということについて聞きますか。

○青柳賢治委員 そういうふうにしてやってもらったほうがいいかな。

○畠山美幸委員長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

公共下水道と浄化槽、こちらは最終的な目標は公共河川とか、東京湾とか、そういった水域の水質の向上を第一に目指しております。下水道に関しましても、浄化槽に関しましても、いろいろと達成するには難しい面もございます。なかなか公共下水では整備が進められない。浄化槽でもなかなか理解を得られず、その整備基数が目標より進まないという、達成にはかなり難しい面もございますけれども、事業者と町は連携して、さらに地域の皆様にもご協力をいただいて、少しでも目標値に近づけるように推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○畠山美幸委員長 藤野委員、どうぞ。

○藤野和美委員 私は、1つは参考資料の51ページにあります下水道使用料についてです。

これは前年度に比べまして4.94%アップと見込んでいるわけですがけれども、その辺についての根拠を教えてください。

それから、2番目の固定資産購入費については、これは結構です。

1点だけ、よろしく申し上げます。

○畠山美幸委員長 答弁を求めます。



清水副課長。

○清水聡行上下水道課下水道担当副課長 それでは、下水道使用料の4.9%前年度比で増えているというその根拠ということでございますけれども、下水道使用料の積算に当たりましては、令和3年度4月から11月分の調定実績と、令和4年度の同時期、4月から11月分の調定実績の伸びを計算しまして、それに基づきまして令和3年度の年間の調定額に掛けて算出をしております。その中で4.9という数字は全体の話なのですけれども、中でももう少し若干細かく計算させていただいております。下水道につきまして、用途別という料金はございませんので、特に大きな事業所として申告事業所というのが、花見台工業団地内に4社ほどございます。

この申告事業所というのにつきましては、飲料水製造などそういったもので、営業に伴う使用と、使った量と、公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なる事業者につきましては、事業者側の申告に基づきまして料金を賦課する事業所でございます。それで、申告事業所とそれ以外という形で積算はさせていただいております。先ほど申し上げた3年、4年度の伸び率で計算をしますと、申告事業所につきましては約17%ぐらいの伸びになっております。それ以外、一般家庭と事業所も、水道の使用量に応じて賦課させていただいている事業所等も含まれますけれども、それにつきましては約1.1%ぐらいの伸びにとどまっております。こういったところで計算をさせていただいております。そういった中で計算をした上で、全体的には4.9強の伸びという形になっております。

以上です。

○畠山美幸委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長 討論を終結いたします。

これより議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。  
本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○畠山美幸委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○畠山美幸委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は全て終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでした。また、佐久間町長、高橋副町長、奥田教育長をはじめとする説明員の皆様には、大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

ここでお諮りします。予算特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○畠山美幸委員長　ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

委員長